

# 土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく 届出書等の作成の手引

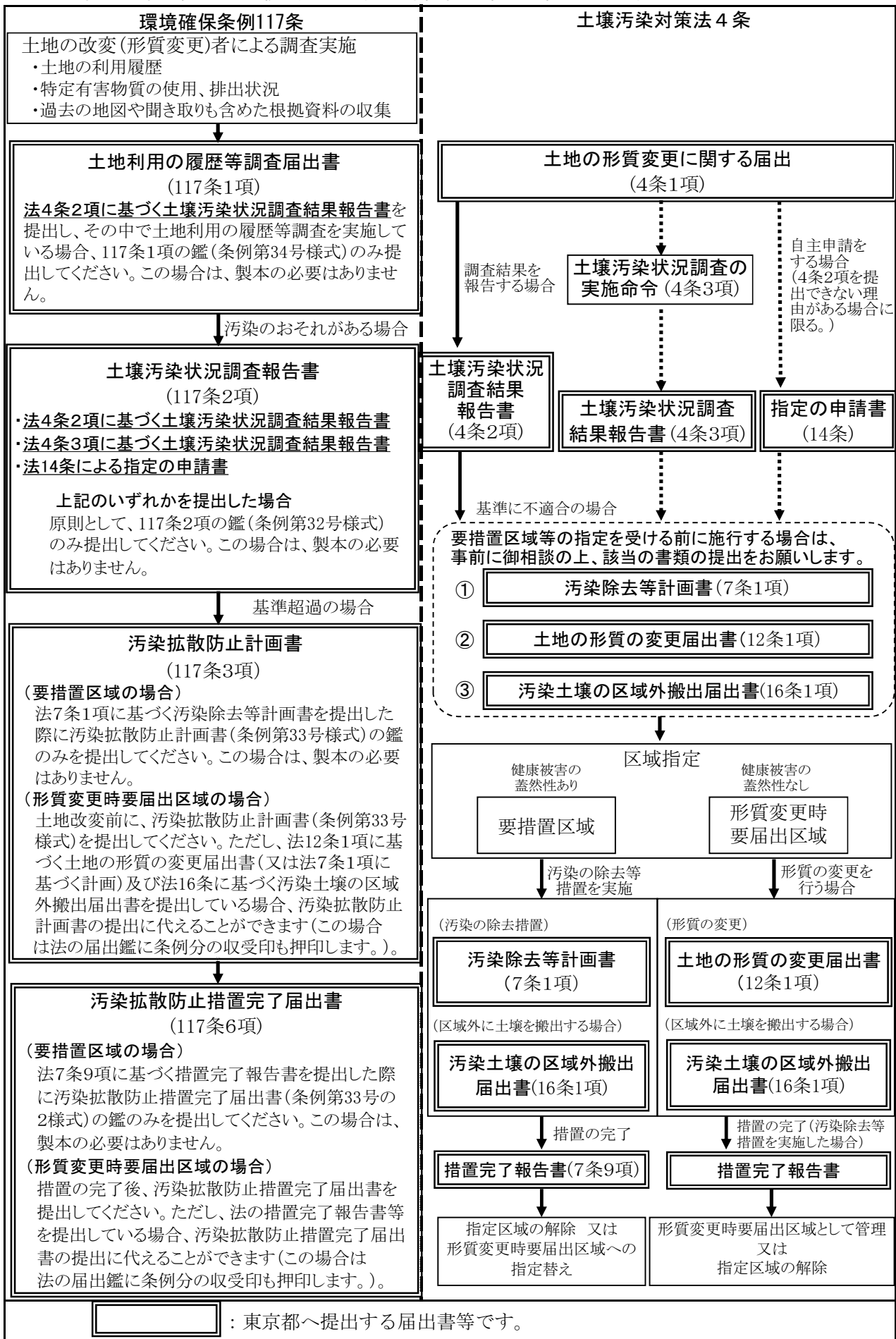
令和4年7月

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課



■法第4条案件の条例第117条の手続の流れ(提出先が法・条例共に東京都の場合※)

- 法第4条対象案件は全て条例第117条の対象となります。
  - ・土地の形質の変更面積だけで3000㎡以上
  - ・現に特定有害物質が使用されている工場等の敷地にあつては900㎡以上の土地の形質の変更
- ※八王子市・町田市の場合には手続が異なりますので、各市にお問い合わせください。



□ : 東京都へ提出する届出書等です。

1. 東京都では条例の「地下水環境保全」の観点から、法対象案件の場合でも、土壌調査において土壌ガスが検出された場合や溶出量基準を超過した場合は、原則、地下水調査が必要です。詳細は東京都土壌汚染対策指針を御確認ください。
2. 法第4条第1項届出書と法第4条第2項に基づく調査結果の報告は、併せて提出することが原則です。やむを得ず提出時期がずれる場合でも、30日以内に御提出ください（詳細は、I-31ページを御参照ください。）。
3. 条例第117条第1項の届出で対象地の一部に汚染のおそれがあると判断した場合であっても、汚染のおそれがないと判断する部分については、汚染のおそれがある部分の条例第117条第2項の調査を実施する前に土地の改変に着手できます。
4. この流れはあくまで目安です。届出書等の提出については、事前に担当に御相談ください。

～届出の提出方法のご案内～

○電子申請について

土壌汚染対策関連の全ての届出等について、電子申請が可能になりました。  
(法に基づく届出については八王子市及び町田市の区域に関するものを除く。)

開庁日の午後4時まで申請された届出については、添付書類等に不備がないことを確認した後、原則として当日中に收受いたします。着手日等に余裕をもって御申請ください。

電子申請の詳細は、下記の環境局ウェブサイトを御確認ください。

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/dojou\\_denshishinsei.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/dojou_denshishinsei.html)

○郵送での提出について

郵送で提出を行う場合は、届出書（鑑のみ正・副で2部）、鑑返送用封筒、電子データ（CD）の3点を提出してください。CDには届出書一式と別冊資料の電子データを入れてください。

郵送での提出に関する詳細は、下記の環境局ウェブサイトを御確認ください。

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/index.files/20210915\\_yuusou.pdf](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/index.files/20210915_yuusou.pdf)

【参考】

東京都環境局 土壌汚染対策のページ

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/index.html>

土壌汚染対策法

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/index.html>

環境確保条例（土壌・地下水汚染対策）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/index.html>



## 目次

I 土壤汚染対策法に基づく届出書等の作成の手引	頁
1. 届出等に当たっての注意事項	I - 1
2. 土壤汚染対策法第3条に基づく土壤汚染状況調査結果報告書の作成について	I - 4
(参考) 報告書の記載例(土壤汚染状況調査結果報告書:法第3条の場合)	I - 9
3. 土壤汚染対策法第4条に基づく土地の形質の変更届出書の作成について	I - 20
(参考) 届出書の記載例(一定の規模以上の土地の形質の変更届出書)	I - 25
(参考) 報告書の記載例(土壤汚染状況調査結果報告書:法第4条第2項の場合)	I - 33
4. 土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請書の作成について	I - 35
(参考) 申請書の記載例(指定の申請書)	I - 39
5. 土壤汚染対策法第7条に基づく汚染除去等計画書の作成について	I - 42
(参考) 計画書の記載例(汚染除去等計画書)	I - 47
6. 土壤汚染対策法第12条に基づく形質変更時要届出区域内における 土地の形質の変更届出書の作成について	I - 67
(参考) 届出書の記載例(形質変更時要届出区域内における 土地の形質の変更届出書)	I - 73
7. 土壤汚染対策法第16条に基づく汚染土壤の区域外搬出届出書の作成について	I - 88
(参考) 届出書の記載例(汚染土壤の区域外搬出届出書)	I - 92
土壤汚染対策法第18条に基づく飛び地間移動について	I - 112
8. 土壤汚染対策法第16条に基づく搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書の 作成について	I - 116
(参考) 申請書の記載例(搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書)	I - 120
9. 土壤汚染対策法施行規則第59条の2に基づく要措置区域等に搬入された土壤に係る届出 書の作成について(様式24)	I - 130
(参考) 届出書の記載例(要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書)	I - 134
10. 形質変更時要届出区域における措置完了報告書(工事完了報告書)の 作成について	I - 142
(参考) 報告書の記載例(措置完了報告書・工事完了報告書)	I - 147

II	環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引（土壌・地下水汚染対策関連）	
1.	届出等に当たっての注意事項	II - 1
2.	土地利用の履歴等調査届出書の作成について	II - 5
	（参考）届出書の記載例（汚染のおそれがない場合）	II - 11
	（参考）届出書の記載例（汚染のおそれがある場合）	II - 13
3.	土壌汚染状況調査報告書の作成について	II - 18
	（参考）報告書の記載例（条例第117条の場合）	II - 23
4.	汚染拡散防止計画書の作成について	II - 28
	（参考）計画書の記載例（条例第117条の場合）	II - 34
5.	汚染拡散防止措置完了届出書の作成について	II - 40
	（参考）届出書の記載例（条例第117条の場合）	II - 44
	（参考）届出書の記載例（法第7条第9項に基づく報告書を提出した場合）	II - 45
III	巻末資料	
1.	指定調査機関確認書	III - 1
2.	調査結果報告シート	III - 6
3.	既往調査結果を調査報告等に用いる際の留意事項について	III - 13
4.	掘削除去を行う際の留意事項について	III - 16
5.	条例及び施行規則等	III - 20
	・環境確保条例及び同施行規則（第三節 土壌及び地下水の汚染の防止）	III - 21
	・汚染土壌処理基準（規則別表第十二）	III - 36
	・東京都土壌汚染対策指針	III - 40

区域間移動及び自然由来等基準不適合土壌に関する環境確保条例第117条第3項(6項)に基づく届出書作成の手引は、環境局のウェブページ（URL：<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/text.html>）で公開しています。

# I 土壤汚染対策法に基づく届出書等の 作成の手引



# 1. 届出等に当たっての注意事項

## 1 相談窓口

土壌汚染に関する一般的な相談を希望される方は、次の担当にお願いします。窓口にお越しになる場合は、お電話での事前予約をお願いします。

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 土壌汚染対策総合相談窓口 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 (都庁第二本庁舎 20階北側) 電話 03-5388-3468 (直通)
--

## 2 提出先

届出書等の提出先は、対象となる土地の所在地に応じて、次のとおりとなっています。窓口は予約制ですので、お電話での事前予約をお願いします。

※八王子市、町田市の土地に関する届出については、八王子市役所、町田市役所にそれぞれお問い合わせください。

### 【23区及び島しょ地域】

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 (都庁第二本庁舎 20階北側) JR新宿駅西口から徒歩15分 都営大江戸線都庁前駅から徒歩5分 電話 03-5388-3430 (直通) 03-5388-3456 (直通) 03-5388-3495 (直通)
--

### 【多摩地域】

東京都 多摩環境事務所 環境改善課 土壌地下水対策担当 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 (東京都立川合同庁舎 3階) JR立川駅南口から徒歩15分 JR南武線西国立駅から徒歩7分 電話 042-523-3517 (直通)
---

## 3 提出期限

届出等に際しては、法令で定められた届出等の期限を遵守してください。所定の期限までに届出等を行わない場合、罰則が適用されることがあります。

なお、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条、第7条、第12条及び第16条の届出等の期限は民法（明治29年法律第89号）第140条の規定により、届出日の翌日から期間を算入しますので御留意ください。

#### 4 届出者（申請者及び報告者を含む）について

届出者が法人の場合は、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地を記入してください。ただし、社内の約款等により、届出書等の提出に関して代表者と同等の権限を有すると認められる場合は、そのことを確認できる書類を添付の上、代表者以外の氏名を記入することができます。

なお、行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公庁に提出する書類の作成を業として行うことは禁止されています（行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第19条）。

#### 5 届出書等の添付書類について

届出書等の添付書類は、本手引きに記載されているものを順番どおりに添付してください。それ以外の資料は原則不要です。追加で必要な資料がある場合は、本編の巻末に添付してください。

#### 6 届出等の手数料

届出等の手数料は無料です。

#### 7 届出書様式等の入手先

届出書様式等は、東京都の土壤汚染対策のホームページでダウンロードできます。

URL: <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104.html>

#### 8 届出書等の情報公開について

原則として、受理された届出書等は全て情報公開の対象となり、開示請求等を受けた場合には東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）の規定等に基づき開示が行われることとなります。

#### 9 台帳について

土壤汚染対策法に基づく要措置区域等の台帳については、紙媒体のものを2の提出先で、電子媒体のものを「土壤汚染情報公開システム」上で閲覧できます。

URL: <https://www.dojou.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/SoilPollution/search/>

#### 10 個人情報の記載について

個人情報は、最低限必要な箇所を除き、記入しないようお願いします。

#### 11 その他

原則として届出書等は、正本及び副本（鑑）並びに別冊資料1部を提出してください。

令和3年度から届出書の鑑等への押印が不要となりましたが、必要に応じて、届出者の担当者に対して電話等で確認をしております。

#### 12 参考

環境省ホームページ「土壤汚染対策法 Q&A コーナー」

URL: [http://www.env.go.jp/water/dojo/law\\_qanda/kaisei\\_qanda.pdf](http://www.env.go.jp/water/dojo/law_qanda/kaisei_qanda.pdf)





## **2. 土壤汚染対策法第3条に基づく 土壤汚染状況調査結果報告書 の作成について**

## はじめに

ここに記載する内容は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 3 条第 1 項に規定する報告（「土壌汚染状況調査結果報告書」の提出）に適用します。

### 1 報告の対象となる土地

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地

### 2 報告の義務者

有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等が調査を実施し、その結果について報告する義務があります。土地の所有者等が特定施設の設置者と異なる場合には、東京都から土地の所有者等に宛てて施設が廃止された旨等を通知（有害物質使用特定施設使用廃止通知書（法第 3 条第 3 項関係））します。

### 3 報告期限

義務の生じた日から起算して 120 日以内に調査を実施し、報告する必要があります。

○土地の所有者等と特定施設の設置者が同一である場合

→ 有害物質使用特定施設の使用廃止日から起算して 120 日以内

○土地の所有者等と特定施設の設置者が異なる場合

→ 土地の所有者等が都知事から有害物質使用特定施設使用廃止通知書（法第 3 条第 3 項関係）を受け取った日から起算して 120 日以内

※期限内に報告ができない特別の事情がある場合、「土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書」を東京都へ提出し、期限までに認められた場合には報告期限を延長することができます。

※土地の利用状況について一定の条件を満たす場合、その状態が継続する間は調査実施の一時的な猶予が受けられます。この場合、「土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認申請書」を東京都へ提出し、確認を受ける必要があります。詳細は担当へ御相談ください。

※法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地又は法第 3 条第 1 項の調査結果報告書提出前の土地において、900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う場合はあらかじめ届出を行う必要があります。詳細は担当へ御相談ください。

### 4 環境確保条例第 116 条との関係

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」といいます。）第 116 条に基づく手続と法第 3 条に基づく手続は別個のものであり、それぞれ届出等を行う必要があります。条例第 116 条に基づく手続きの窓口は次のとおりです。法第 3 条に基づく手続きの窓口と異なる場合がありますので御注意ください。

#### ●条例第 116 条に基づく手続先

対象の土地	受付窓口
23 区	各区の環境担当
島しょ	環境局環境改善部 化学物質対策課

対象の土地	受付窓口
多摩地区の市	各市の環境担当
多摩地区の町村	環境局多摩環境事務所 環境改善課

## 5 届出書類

### (1) 届出書類の綴じ方

(作成例)【ファイル表紙】

土壤汚染状況調査結果報告書
調査に係る土地の所在地（地番）
報告者名（土地所有者名）

【背表紙】

土壤汚染状況調査結果報告書
土地の所在地

- 報告書は左側に2穴パンチで穴を開け、  
(2) 提出書類一覧の順に並べ、ファイルに綴じてください。
- ファイルの表紙に「土壤汚染状況調査結果報告書」、「調査に係る土地の所在地（地番）」、「報告者名（土地所有者名）」を記入してください。
- ファイルの背表紙に、「土壤汚染状況調査結果報告書」、「調査に係る土地の所在地（地番）」を記入してください。

### (2) 提出書類一覧

1 報告書	チェック
○土壤汚染状況調査結果報告書（様式第一）	<input type="checkbox"/>
2 添付書類	チェック
○指定調査機関確認書・調査結果報告シート ・東京都へ提出する調査結果報告書には必ず添付してください。様式は東京都環境局のホームページからダウンロードできます。 ・既往の調査結果を活用する場合には、当該調査結果も含めて調査結果を総括し一式のシートにまとめてください。	<input type="checkbox"/>
○調査対象地の周辺の地図 ・周辺地図中に調査対象地を明示してください。（作成例参照） ・出典等を明記し、公的な資料等自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。	<input type="checkbox"/>
○調査対象地の概要に関する資料 ・事業場の名称、住居表示、地番、敷地面積、調査対象物質等について明記してください。	<input type="checkbox"/>
○地歴調査に関する資料 ・地歴は原則として戦前まで遡って調査し、それ以前の地歴は必要に応じて調査を実施します。 なお、水域又は自然林等であった土地についてはそれ以降の地歴を調査してください。	
a. 公図（工場又は事業場敷地全体の地番がわかるもの）	<input type="checkbox"/>
b. 土地利用の履歴等年表	<input type="checkbox"/>
c. 試料採取等対象物質の種類	<input type="checkbox"/>
d. 聴取調査及び現地調査結果のまとめ	<input type="checkbox"/>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ a : 公図の写し*1の枚数が多い場合には、対象となる土地全体の地番が分かるように1枚程度にまとめた図を添付し、その根拠となる公図の写しは別冊資料にしてください。</li> <li>・ b~d : 内容をまとめたものを添付し、それぞれの根拠資料*2は、原則、別冊資料にしてください。</li> </ul>	
<p>○表層調査に関する資料*3*4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 汚染のおそれの区分図 <input type="checkbox"/></li> <li>b. 試料採取地点図*5 <input type="checkbox"/></li> <li>c. 調査結果 <input type="checkbox"/></li> </ul>	
<p>○地下水調査に関する資料（溶出量基準超過の場合）*6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 調査対象地における地質状況等 <input type="checkbox"/></li> <li>b. 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果（必要に応じて） <input type="checkbox"/></li> <li>c. 土壌調査及び地下水調査結果図 <input type="checkbox"/></li> </ul>	
<p>○深度方向の調査に関する資料*3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 調査対象物質 <input type="checkbox"/></li> <li>b. 試料採取地点図*5*7 <input type="checkbox"/></li> <li>c. 調査結果 <input type="checkbox"/></li> <li>(d. 土壌調査及び地下水調査結果図)*8 <input type="checkbox"/></li> </ul>	
<p>3 別冊資料（原則として、審査終了後に届出者に返却します。）</p>	チェック
<p>○地歴調査の根拠資料*2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類別に分けず、古い年代から順に整理して添付してください。</li> <li>・ 必要に応じて著作権者の複製許諾等を取得してください。</li> <li>・ 「地歴調査チェックリスト」*9の添付は不要です。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○濃度計量証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌ガス調査の場合には、濃度計量証明書又は土壌ガス検出チャート紙を添付してください。</li> <li>・ 現地以外で試料を運搬し分析した際の土壌ガス検出チャート紙を添付する場合には、濃度減少の評価に関する資料を併せて添付してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
○ボーリング柱状図 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○調査実施状況写真 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○公図（写）*1 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（○過去の調査報告書） <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\* 1 対象となる土地の地番及び対象地面積を確認する上で、対象地の最新の公図（おおむね3か月以内のもの）を取得し添付してください。対象地を明らかにするため、対象となる部分を赤線等により囲みわかりやすくしてください。

\* 2 住宅地図、地形図、航空写真、登記簿謄本、聴取調査票、現地調査資料、特定施設に関する届出書類、その他特定有害物質の使用状況に関する資料等が該当します。  
閉鎖登記簿は、調査の結果、汚染のおそれの有無を判断する上で必要となる場合のみ根拠資料として添付してください。

\* 3 ・ガイドライン等に示されている一般的な調査方法の図や説明、調査結果報告シートに記載されている事項の再記載は不要です。  
・調査報告書内の個人情報の記載はお控えください（個人名(コア鑑定者等)、検印(私印)等）。

- ・ 既往調査結果を活用する場合には、過去の調査結果報告書をそのまま添付するのではなく、表及び図に簡潔に整理した資料を添付してください。複数の既往調査結果を活用する場合には、それらの結果を表及び図にひとまとめに整理してください。その根拠資料として、既往調査報告書を提出する場合は、別冊資料で提出してください。
- \* 4 土壌含有量基準に不適合である土地については、特定有害物質を含む土壌の直接摂取の経路が遮断されていることがわかるような写真（立入禁止、舗装等）を調査結果に併せて添付してください。
- \* 5 試料採取地点が単位区画の中心とずれている場合は、その理由を図中に記載してください。書ききれない場合は、一覧表としてください。
- \* 6 法に基づく調査報告において、表層調査で溶出量基準が超過した場合は、a 及び必要に応じて b を提出してください。本調査報告を、条例に基づく調査報告にも利用する場合は、c も提出してください。条例に基づく調査報告では、条例の規定に基づき、溶出量基準超過の場合（第一種特定有害物質では土壌ガス調査でガスが検出された場合）、原則として地下水調査の実施が必要となりますので、御注意ください。詳細は東京都土壌汚染対策指針を御確認ください。  
a について、本編にはまとめ図（I-16 参照）のみを添付し、ボーリング地点ごとの柱状図は別冊資料としてください。b について、地下水汚染が到達する可能性のある距離が一般値より短いと評価できる場合は必要に応じて添付してください。計算結果は、環境省のホームページに公開されているツールを用いて算出してください。審査時に参考として使用します。添付資料は、I-17 を参照してください。c について、II-25、26 を参照し、地下水調査の調査地点図、調査結果、地下水流向方向、地下水採取深度等をまとめたものを作成してください。
- \* 7 地下に汚染のおそれがある場合は、断面図を作成してください。  
また、調査の結果、自然由来による基準超過と判定した場合には、根拠となる地層が分かる地質断面図を添付してください。
- \* 8 表層調査の結果とともに地下水調査の結果を報告した場合は、当該ページは不要です。
- \* 9 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の参考資料にある「地歴調査チェックリスト」は、提出前の確認用に使用してください。提出する必要はありません。
- \* 10 既往調査を調査結果の一部として扱う場合には、法改正等を踏まえて現在の基準を満たした調査結果としてまとめるように注意してください（詳しくは、III-13「既往調査結果を調査報告等に用いる際の留意事項について」を参照してください。）。
- \* 11 原則、同一調査契機における土壌汚染調査報告書は分割せず、一括で報告してください。工期等の都合により、やむを得ず報告書を分割する際には、一括調査と分割調査で評価が同一となるよう、十分に見通しを立てた上で提出していただくようお願いいたします。

# 記載例

## 1. 報告書

様式第一（第一条第二項関係）

届出日（窓口受理日）又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。

○年 ○月 ○日

土壤汚染状況調査結果報告書

東京都知事 殿

報告者は、土地の所有者等です。

土地の所有者等が、法人の場合は所在地、法人名及び代表名を記入します。個人である場合には、住所及び氏名を記入します。

報告者

東京都○○区○○町○丁目○番○号  
○○工業株式会社

代表取締役

○○ ○○

土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったのとおり報告します。

敷地の全ての地番を記入してください。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別添として添付してください。

工場又は事業場の名称	○○工業株式会社
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	○○区○○町○丁目○番×号（住居表示） ○○区○○町○丁目×番△（地番）

使用が廃止された有害物質使用特定施設

施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
施設の設置場所	○○区○○町○丁目×番△（地番）
廃止年月日	○年○月○日

試料採取等対象物質を記します。欄が狭く、記入できない場合は「別紙（ ）のとおりに」とし、別紙を添付します。

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
---	----------------------------

調査結果について総評を記します。汚染があった場合「土壤汚染が確認された」と記入し、基準不適合物質及び超過した基準の種類を記入してください。

土壤汚染状況調査の結果	土壤汚染が確認された シアン化合物 溶出量基準超過
-------------	------------------------------

分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社新宿分析センター 計量証明事業登録 東京都第XXX号（濃度）
-------------------------------	---------------------------------------

土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	東京土壤調査株式会社 指定番号 20XX-X-XXX
---------------------------	-------------------------------

土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	東京土壤調査株式会社 技術部 土壤花子 技術管理者証交付番号 第XXXXX号
--	---

<連絡先> ○○工業株式会社○○事業部  
担当：○○○○ TEL:○○-○○○○-○○○○

担当者（報告者と同じ組織に属する者に限る。）の連絡先を記載してください。また、報告者と異なる組織に属する者で報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

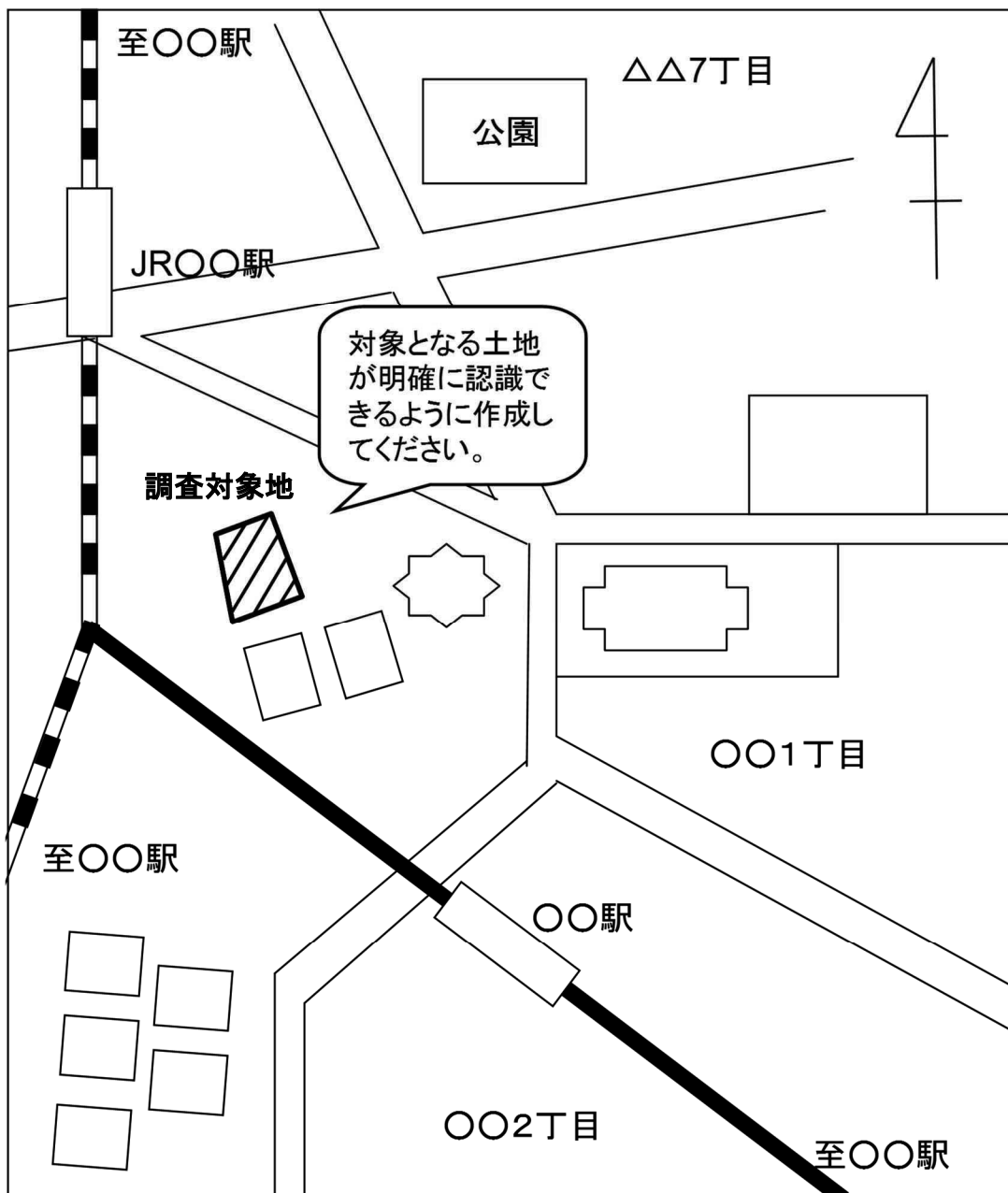
ること。

他の土地所有者からの委任を受けて報告を行う場合は、委任状の原本を添付してください。

2. 添付書類

○ 調査対象地の周辺の地図（作成例）

調査対象地位置図



※出典等を明記し、公的な資料等、自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。



○地歴調査に関する資料

b. 土地利用の履歴等年表（作成例）

原則戦前まで遡って調査し、それ以前の地歴は必要に応じて調査を実施します。  
なお、水域又は自然林等であった土地についてはそれ以降の地歴を調査してください。

調査対象地における土地利用の状況を年代ごとに記入します。

土地所有者や聴き取りを行った個人名、個人住宅名等は年表中に記載しないでください。

各地歴年代で汚染の可能性の有無を評価してください。

根拠資料の出典等を記入してください。

土地利用の履歴等年表

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壌汚染の可能性	根拠資料
193*年 (昭和*年)	対象地は、個人所有の農地として利用されている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	■地形図…193*年（昭和*年）国土地理院発行 ■航空写真…193*年（昭和*年）○○㈱発行
194*年 (昭和2*年)	昭和○○年○月に対象地に個人住宅が建設された。土地利用としては建物、庭園及び個人使用の駐車場であった。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	■土地登記簿…194*年（昭和2*年） ■地形図…194*年（昭和2*年）国土地理院発行 ■航空写真…194*年（昭和2*年）○○㈱発行
195*年 (昭和3*年)	昭和○○年○月に「○○工業所」が操業を開始した。○○工程において「トリクロロエチレン」、○○工程において「水銀及びその化合物」の計2物質が使用されていた。	土壌汚染の可能性が考えられる。	■土地登記簿…195*年（昭和3*年） ■地形図…195*年（昭和3*年）国土地理院発行 ■航空写真…195*年（昭和3*年）○○㈱発行 ■住宅地図…195*年（昭和3*年）△△△㈱発行 ■事業者等からの聴取調査
土地利用状況に変更がない場合には、おおむね10年間隔で記載してください。			
196*年 (昭和4*年)	対象地は、195*年（昭和3*年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる。	■土地登記簿…196*年（昭和4*年） ■住宅地図…196*年（昭和4*年）△△△㈱発行
197*年 (昭和5*年)	対象地は、196*年（昭和4*年）とほぼ同様であるが、一部事業場が拡張され、建物も一部改築及び増築されている。	土壌汚染の可能性が考えられる。	■住宅地図…197*年（昭和5*年）△△△㈱発行
198*年 (昭和6*年)	昭和○○年○月に○○商事㈱の所有となり、「○○製作所」となった。○○工程において、「鉛及びその化合物」が使用されていた。	土壌汚染の可能性が考えられる。	■土地登記簿…198*年（昭和6*年） ■住宅地図…198*年（昭和6*年）△△△㈱発行 ■特定施設設置届出書類 ■事業者等からのヒアリング
現在（届出年）の状況を記載してください。	対象地は、198*年（昭和6*年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる。	■住宅地図…199*年（平成*年）△△△㈱発行
*年	対象地は、199*年（平成*年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる。	■航空写真…200*年（平成1*年）○○㈱発行 ■住宅地図…200*年（平成1*年）△△△㈱発行
202*年 (令和*年)	令和○○年○月に「○○製作所」が操業を廃止した。	土壌汚染の可能性が考えられる。	■航空写真…202*年（令和*年）○○㈱発行 ■住宅地図…202*年（令和*年）△△△㈱発行 ■特定施設使用廃止届出書 ■現況写真

【総評】

土地利用の履歴等調査を行った結果、対象地において昭和○○年～昭和○○年に○○工業所が、昭和○○年～現在まで○○製作所がトリクロロエチレン並びに水銀及びその化合物、○○製作所においては鉛及びその化合物の使用が確認された。

根拠資料は種類別に分けず、年表と同じ順番に並べ、別冊資料にまとめて提出してください。  
また、正本、副本に現在（届出年）の状況を表す写真を添付してください。



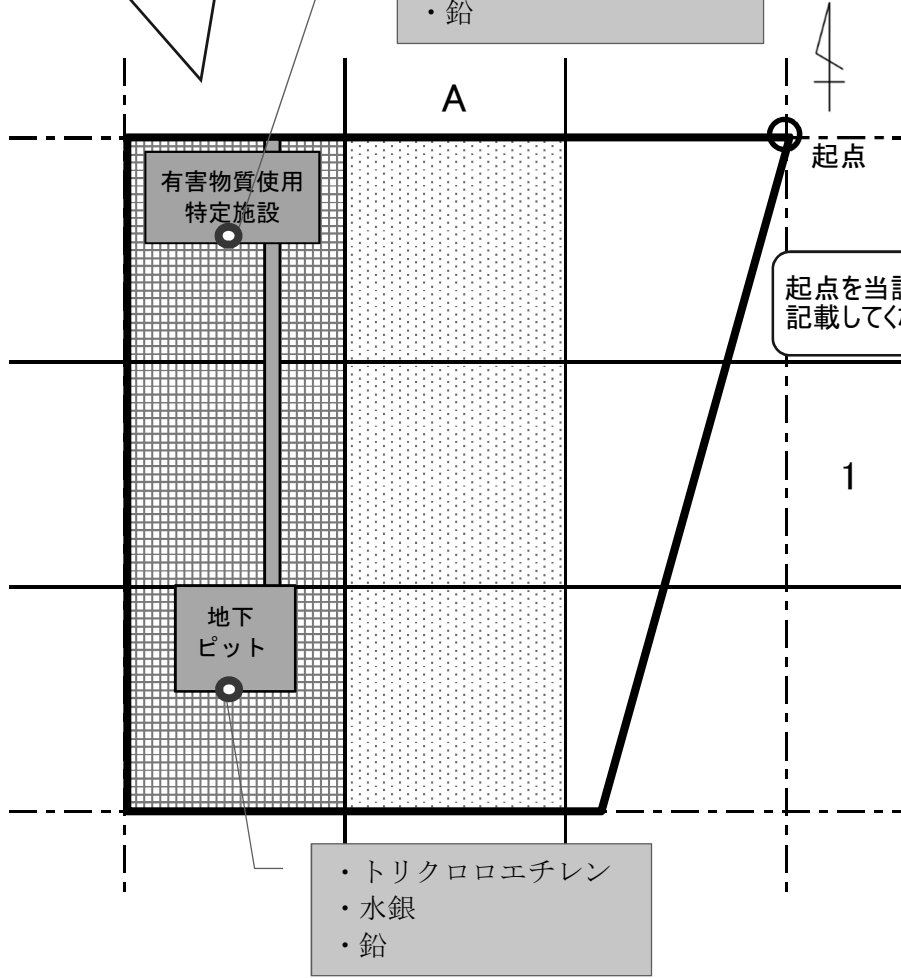
○表層調査に関する資料

a. 汚染のおそれの区分図

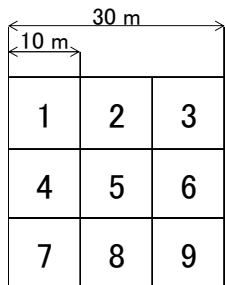
ガイドライン等に示されている一般的な調査方法の図や説明の記載は不要です。

特定有害物質の使用状況が分かる図面を添付してください。

- ・トリクロロエチレン
- ・水銀
- ・鉛

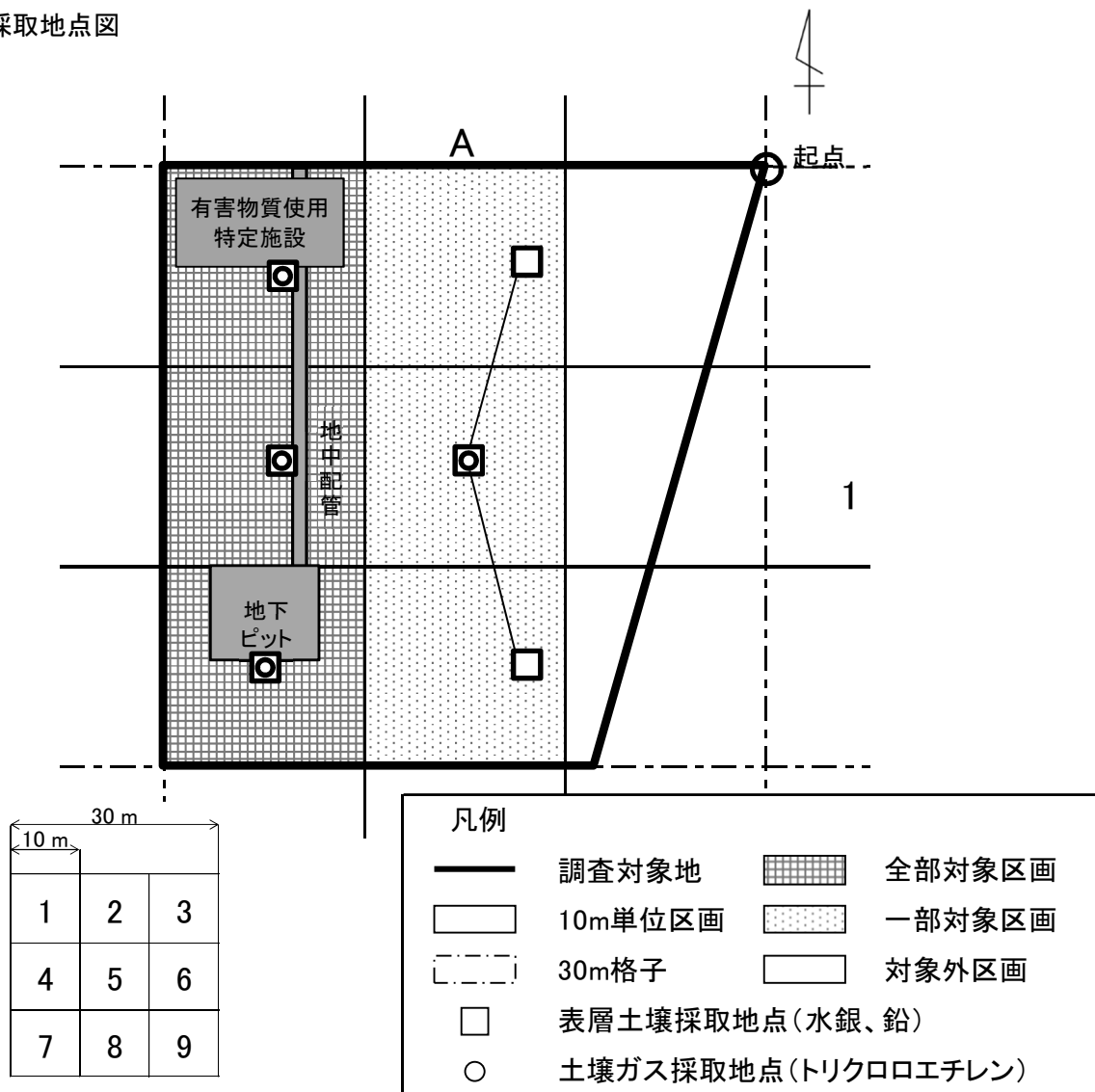


起点を当該位置とした理由を記載してください。



凡例	
	汚染のおそれが多い土地(全部対象区画)
	汚染のおそれが少ない土地(一部対象区画)
	汚染のおそれがない土地(対象外区画)

b. 試料採取地点図



試料採取地点が区画の中心からずれている場合は、図中にその理由を記載してください。  
 図中に書ききれない場合は、別途一覧表としてください。  
 物質毎に採取地点が異なる場合は、物質ごとに整理してください。

試料採取地点の設定理由一覧

A1-1	特定有害物質の使用・保管履歴がある跡地に設定した。
A1-2	中心付近の傾斜が著しいため、平坦な地点で採取した。
A1-4	地下配管の跡地付近に設定した。
A1-5	区画の中心付近に設定した。
A1-7	地下ピットの跡地付近に設定した。
A1-8	中心付近の傾斜が著しいため、平坦な地点で採取した。

c. 調査結果

調査結果は総評等を記載せず、一覧表と図のみで簡潔にまとめてください。

表層調査結果のまとめ方（例）

土壌ガス調査結果

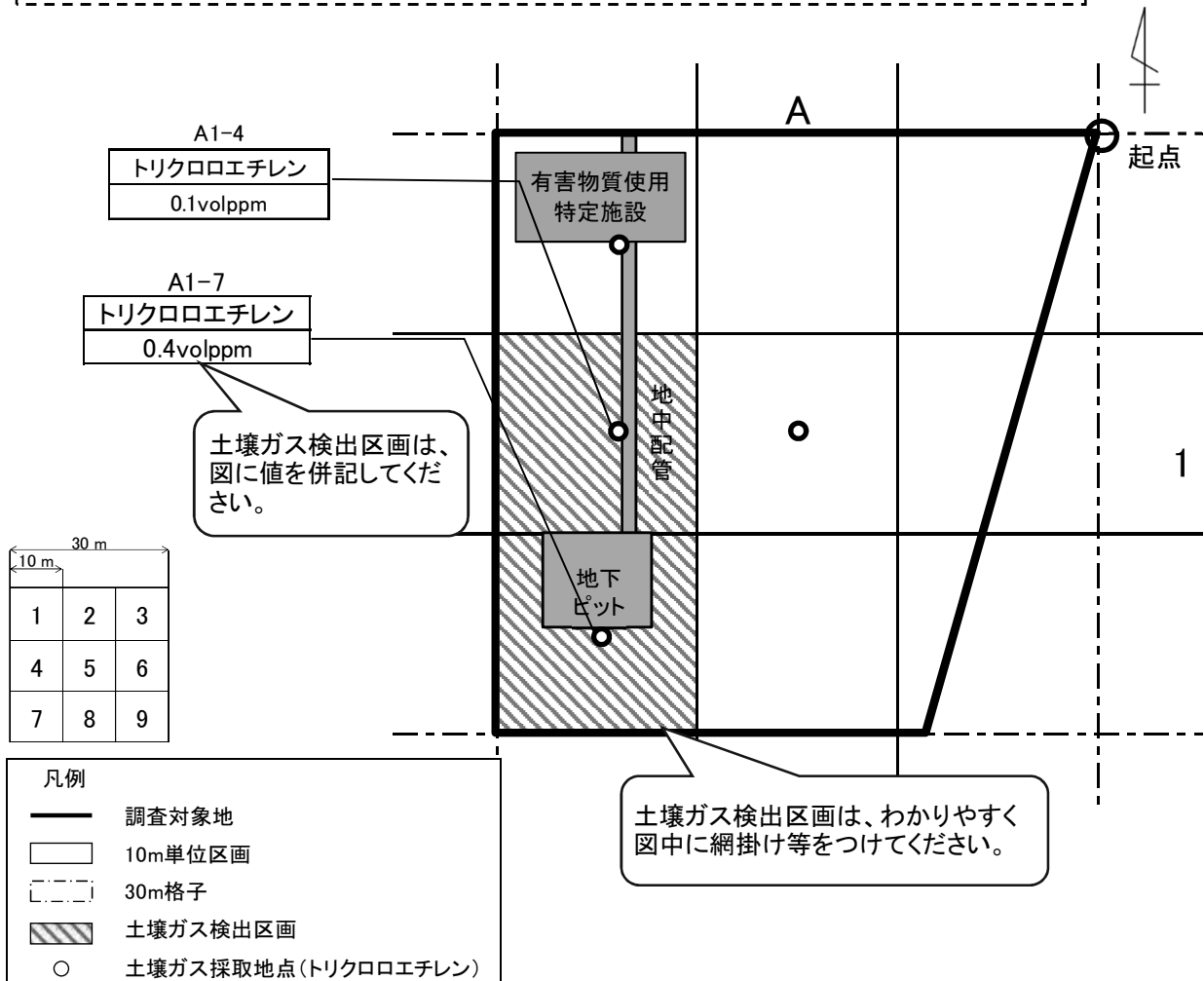
土壌ガス調査結果一覧表

試料採取区画	トリクロロエチレン ガス濃度 [volppm]
A1-1	不検出
A1-4	0.1
A1-5	不検出
A1-7	0.4
検出下限値	0.1

検出した結果には、わかりやすく網掛け等をつけてください。

土壌ガス調査結果図（例）

土壌ガスが検出した結果について図にまとめてください。  
不検出であった区画は、図中に「不検出」の記載等をする必要はありません。



表層土壌調査結果

施工のための指定の申請(法 14 条)の場合は、その旨を明記してください。

基準超過した値は、わかりやすく網掛け等をつけてください。また、第二溶出量基準を超えるものについても表の中でわかるように記載してください。

表層土壌調査結果一覧表 (例)

試料採取区画 ( 試料採取日 ○年○月○日 )	水銀及びその化合物		鉛及びその化合物	
	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]	溶出量 [mg/L]	含有量 [mg/kg]
A1-1 (表層)	<0.0005	<1.0	0.002	200
A1-1 (配管下 GL-0.5 m)	<0.0005	<1.0	0.001	230
A1-4 (表層)	<0.0005	<1.0	<0.001	25
A1-4 (配管下 GL-0.5 m)	<b>0.0056</b>	<1.0	<0.001	150
A1-5 (2,8) (表層)	<0.0005	<1.0	0.004	<10
A1-7 (表層)	<0.0005	<1.0	<0.001	190
A1-7 (ピット下 GL-1 m)	<0.0005	<1.0	<0.001	160
基準値	0.0005	15	0.01	150
第二溶出量基準値	0.005	—	0.3	—

調査を省略した場合は表中に“省略”と記載してください。

第二種・第三種特定有害物質の調査において、表層は、地表～深さ 5 cm と深さ 5～50 cm の土壌を等量混合して試料とします。配管下やピット下は、その位置から深さ 50 cm までの土壌を採取し、試料とします。

表中に基準値等を併記してください。

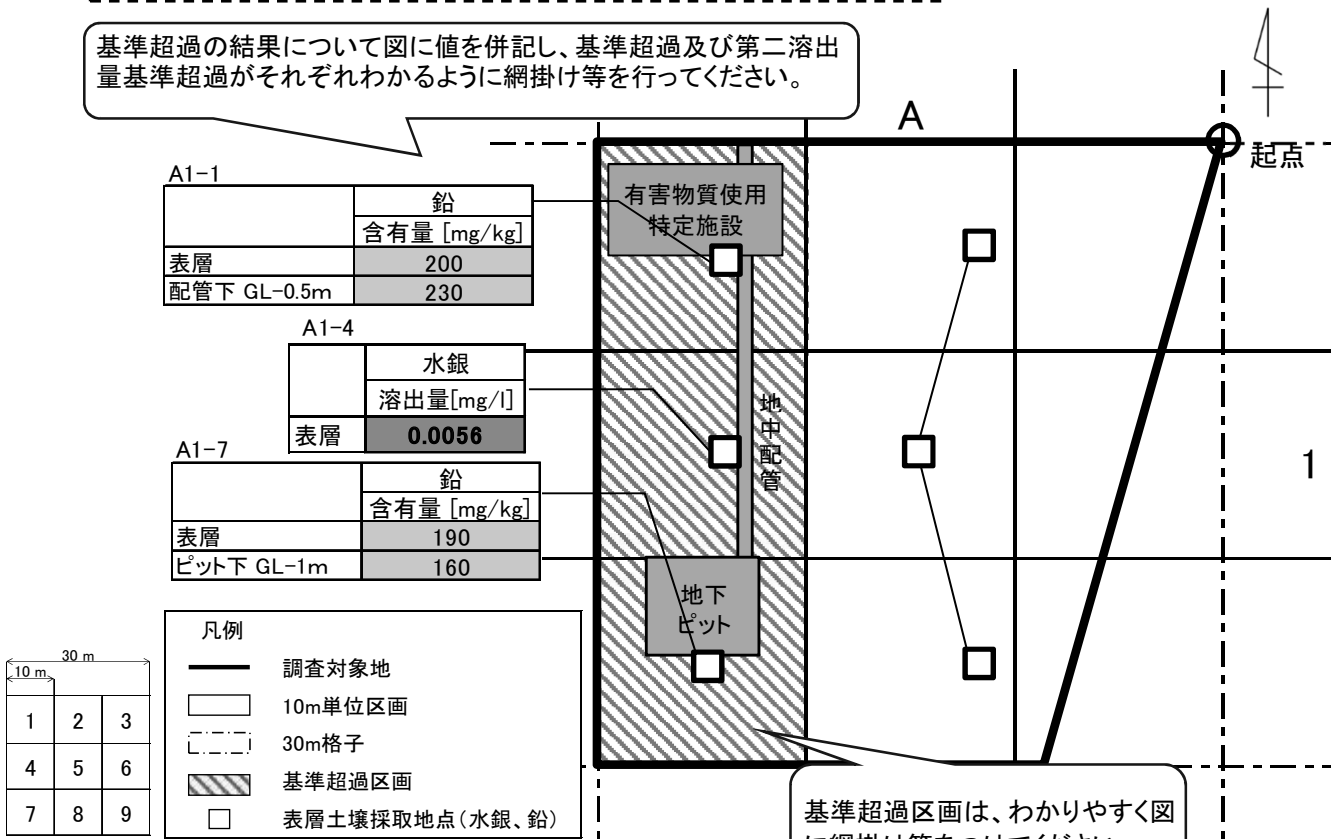
※網掛けは、■ が基準超過、■ が第二溶出量基準超過を示す。

カラーで作成する場合、白黒コピーで情報が識別できるように御留意ください。

表層土壌調査結果図 (例)

基準超過の結果について図にまとめてください。  
基準適合区画は、図中に値の記載等をする必要はありません。

基準超過の結果について図に値を併記し、基準超過及び第二溶出量基準超過がそれぞれわかるように網掛け等を行ってください。



基準超過区画は、わかりやすく図に網掛け等をつけてください。

○地下水調査に関する資料（溶出量基準超過の場合）

a. 調査対象地における地質状況等（例）

調査対象地における地質状況等

1. 対象地における地形地質概況

地形地質の状況を簡潔にまとめます。帯水層及び帯水層底面に関する事項は必ず記載してください。

当該対象地は、武蔵野台地北西部に位置し、標高は約〇〇mである。この付近は〇〇山から〇〇山にかけて約5kmの細長い平坦地となっており、南東には東京低地が広がり、高低差10mから15mの崖線を形成している。

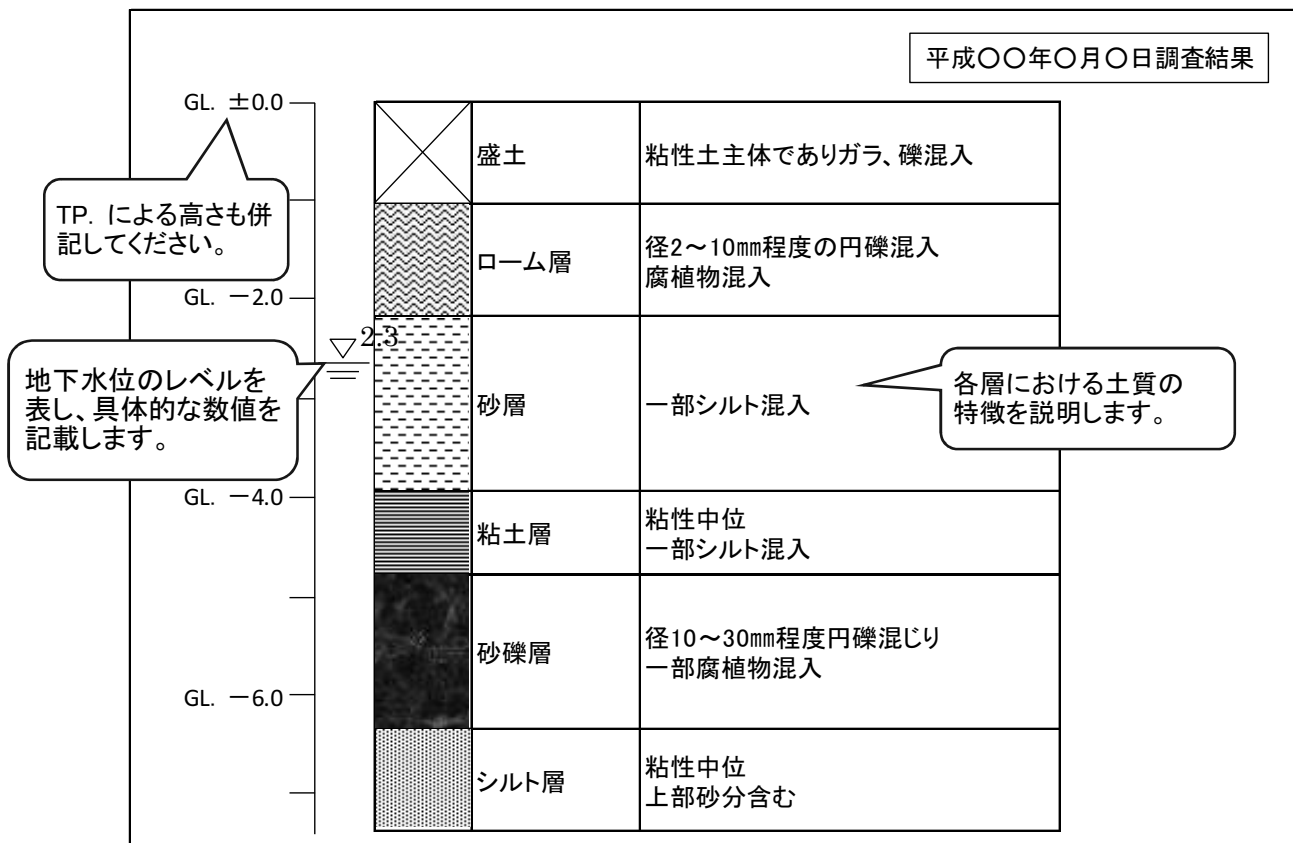
下図より、第1帯水層はGL.-〇m付近であり、帯水層の底面はGL.-〇m付近にあるものと考えられる。なお、地質ボーリングにおける孔内水位はGL.-〇mであった。（柱状図参照）

2. 対象地付近における地下水概況

溶出量基準が超過した場合は、地下水の状況を簡潔にまとめます。

対象地付近における地形、地質及び地下水位から、地下水の流向は北西側から南東側に流れており、また地質的に降雨などの要因により一時的に宙水が存在する。

ボーリング柱状図（個人情報を除く）を用い土質の状況を説明します。ボーリング柱状図は、地下水や帯水層底面の状態が分かる代表的なものを取りまとめた図のみ、本編に添付してください。  
ボーリング地点ごとの柱状図（個人情報を含む。）は別冊資料としてください。



ボーリング柱状図(○地点)

b. 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果（例）

地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果

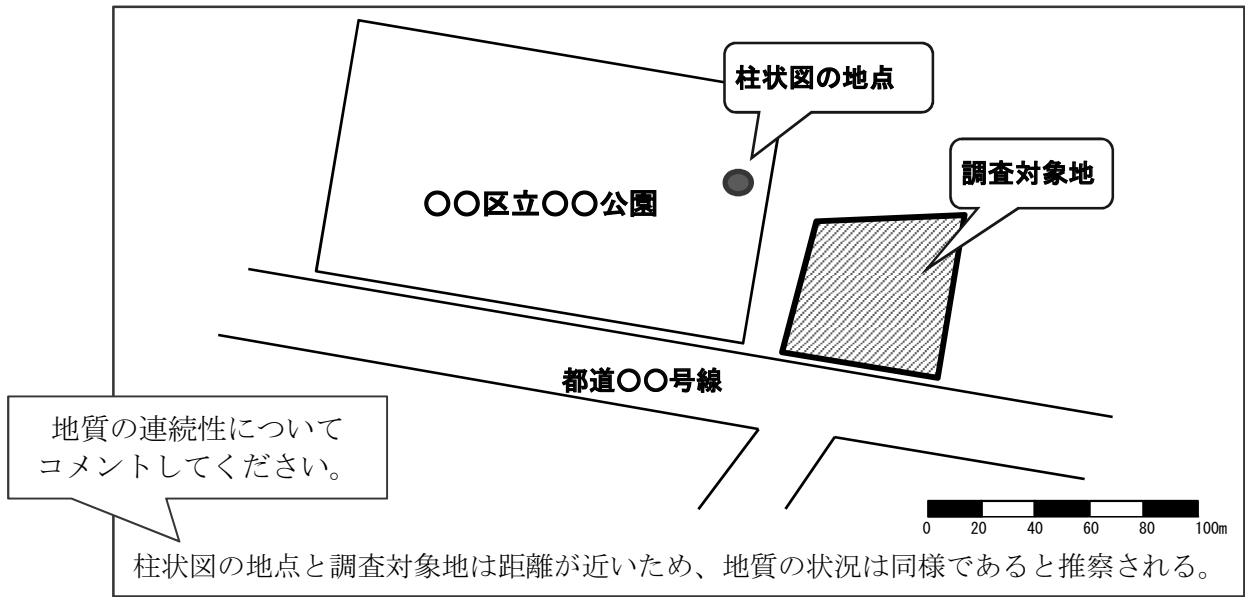
1. 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果 〇〇〇m
2. 土質

ボーリング柱状図から、帯水層の土質は 砂 と判断した。

※ 土質を判断する根拠とした柱状図を、I-16を参考に本文中に添付してください。

※ 調査対象地ではなく近隣の柱状図を用いる場合は、柱状図の出典を明記し、更に調査対象地との位置関係を示す図を添付してください（下図参照）。

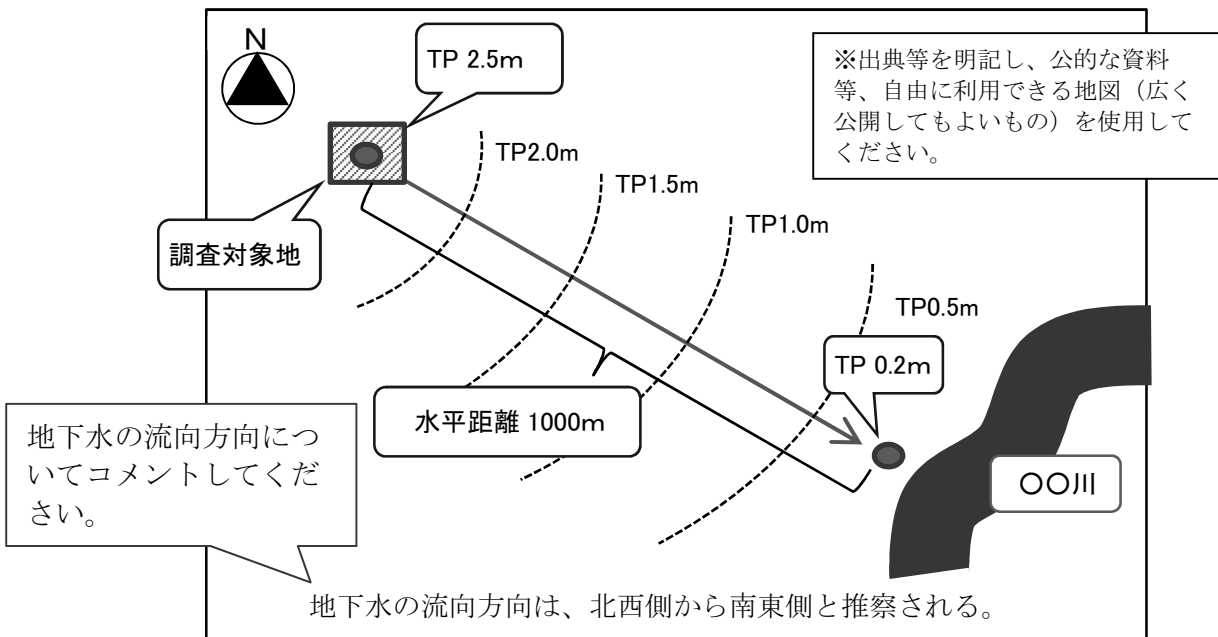
調査対象地と柱状図の位置関係を示す図（作成例）



3. 地形情報（動水勾配）

上流、下流の標高の差と水平距離から、〇. 〇〇 m/m と判断した。

動水勾配を示す図（作成例）



○深度方向の調査に関する資料

c. 調査結果

表層調査と同様、総評等は記載せず、一覧表と図に簡潔にまとめてください。

深度方向調査結果のまとめ方

深度方向調査結果一覧表（例）

調査対象物質 試料採取区画 〔試料採取日〕	第一種特定有害物質			第二種特定有害物質			
	調査深度		トリクロロエチレン 溶出量 [mg/L]	調査深度		水銀 溶出量 [mg/L]	鉛 含有量 [mg/kg]
	GL	TP		GL	TP		
A1-1  〔 ○年 ○月○日〕	—	—	—	表層 (0~-0.5m)	+3.0~ +2.5m	ND	200
	—	—	—	配管下 (-0.5~-1m)	+2.5~ +2.0m	—	230
	—	—	—	-1m	+2.0m	—	210
	—	—	—	-2m	+1.0m	—	160
	—	—	—	-3m	0m	—	180
	—	—	—	-4m	-1.0m	—	51
	—	—	—	-5m	-2.0m	—	ND
A1-4  〔 ○年 ○月○日〕	0m	+3.0m	0.044	表層 (0~-0.5m)	+3.0~ +2.5m	0.0056	150
	-0.5m	+2.5m	0.054				
	-1m	+2.0m	0.12	-1m	+2.0m	ND	—
	-2m	+1.0m	0.032	-2m	+1.0m	ND	—
	-3m	0m	0.005	—	—	—	—
	-4m	-1.0m	ND	—	—	—	—
	-5m	-2.0m	ND	—	—	—	—
	-6m	-3.0m	ND	—	—	—	—
	-7m	-4.0m	0.003	—	—	—	—
	-8m	-5.0m	ND	—	—	—	—
	-9m	-6.0m	ND	—	—	—	—
-10m	-7.0m	ND	—	—	—	—	
	地下水(mg/L)		ND	地下水(mg/L)		ND	—
A1-7  〔 ○年 ○月○日〕	0m	+2.8m	0.035	表層 (0~-0.5m)	+2.8~ +2.3m	ND	190
	-0.5m	+2.3m	0.040				
	ピット下 (-1m)	+1.8m	0.011	ピット下 (-1~-1.5m)	+1.8~ +1.3m	—	160
	-1.5m	+1.3m	ND				
	-2m	+0.8m	0.001	-2m	+0.8m	—	160
	-3m	-0.2m	ND	-3m	-0.2m	—	85
	-4m	-1.2m	ND	-4m	-1.2m	—	32
	-5m	-2.2m	ND	—	—	—	—
	-6m	-3.2m	ND	—	—	—	—
	-7m	-4.2m	ND	—	—	—	—
	-8m	-5.2m	ND	—	—	—	—
	-9m	-6.2m	ND	—	—	—	—
	-10m	-7.2m	ND	—	—	—	—
	地下水(mg/L)		ND	—		—	—
	基準値		0.03	基準値		0.0005	150
	第二溶出量基準値		0.3	第二溶出量基準値		0.005	—

第一種特定有害物質のボーリング調査は、汚染のおそれが生じた場所の位置とは別に、そこから深さ50cmの位置の土壌の採取が必要です。

基準超過及び第二溶出量基準超過がそれぞれわかるように網掛け等を行ってください。

※網掛けは、■が基準超過、■が第二溶出量基準超過を示す。



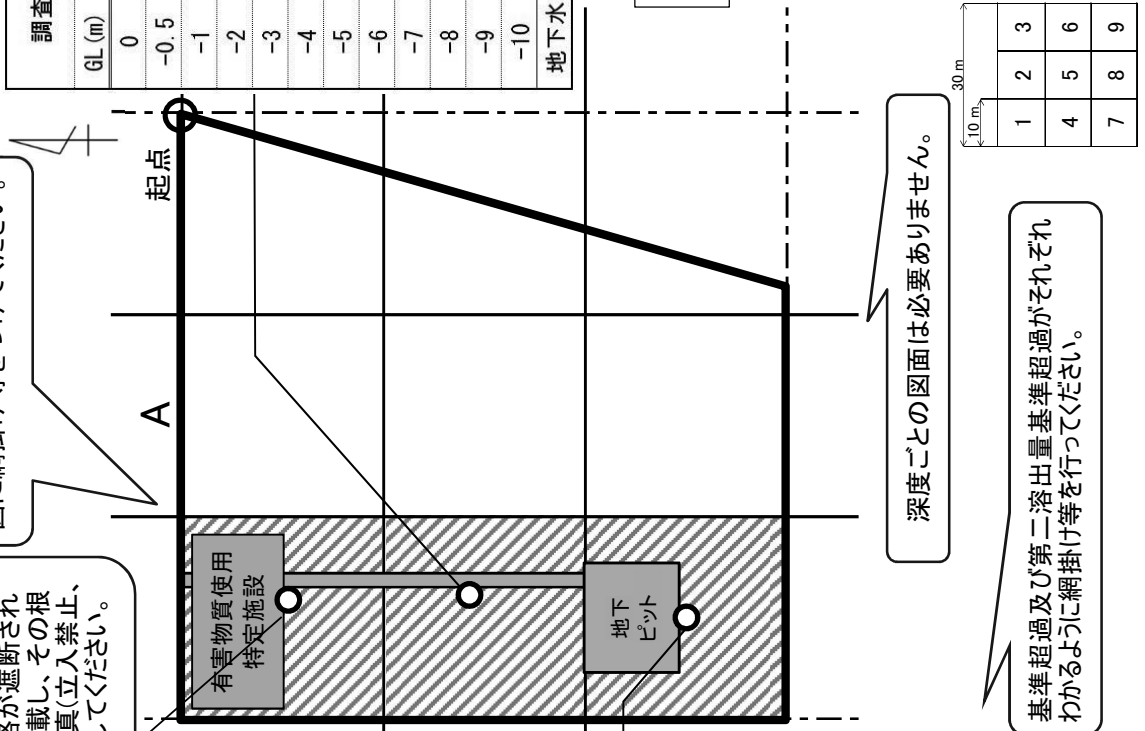
深度方向調査結果図(例)

A1-1

調査深度		鉛 (含有量)
GL(m)	TP(m)	
表層 (0~-0.5)	+3.0~ +2.5	200
配管下 (-0.5~-1m)	+2.5~ +2.0	230
-1	+2.0	210
-2	+1.0	160
-3	0	180
-4	-1.0	51
-5	-2.0	ND

含有基準超過がある場合、特定有害物質を含む土壌の直接採取の経路が遮断されている旨※を記載し、その根拠として現況写真(立入禁止、舗装等)を添付してください。

基準超過区画は、わかりやすく図に網掛け等をつけてください。



深度ごとの図面は必要ありません。

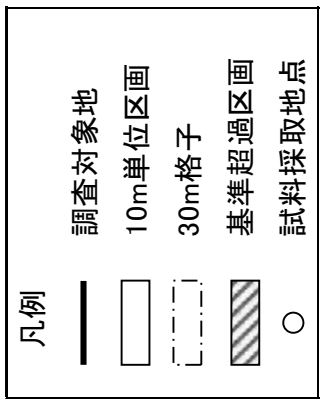
基準超過及び第二溶出量基準超過がそれぞれわかるように網掛け等を行ってください。

10 m	1	2	3
	4	5	6
30 m	7	8	9

A1-4

調査深度		トリクロロエチレン (溶出量)	調査深度		水銀 (溶出量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)	GL(m)	TP(m)	(mg/L)
0	+3.0	0.044	表層 (0~-0.5)	+3.0~ +2.5	0.0056
-0.5	+2.5	0.054	-1	+2.0	ND
-1	+2.0	0.12	-2	+1.0	ND
-2	+1.0	0.032	-3	0	-
-3	0	0.005	-4	-1.0	-
-4	-1.0	ND	-5	-2.0	-
-5	-2.0	ND	-6	-3.0	-
-6	-3.0	ND	-7	-4.0	0.003
-7	-4.0	0.003	-8	-5.0	ND
-8	-5.0	ND	-9	-6.0	ND
-9	-6.0	ND	-10	-7.0	ND
-10	-7.0	ND	地下水 (mg/L)		ND

※含有量基準超過がある範囲については、立入禁止や舗装等の措置がなされている。



A1-7

調査深度		トリクロロエチレン (溶出量)	調査深度		鉛 (含有量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)	GL(m)	TP(m)	(mg/kg)
0	+2.8	0.035	表層 (0~-0.5)	+2.8~ +2.3	190
-0.5	+2.3	0.040	ピット下 (-1~-1.5)	+1.8~ +1.3	160
-1	+1.8	0.011	-2	+0.8	160
-1.5	+1.3	ND	-3	-0.2	85
-2	+0.8	0.001	-4	-1.2	32
-3	-0.2	ND	-	-	-
-4	-1.2	ND	-	-	-
-5	-2.2	ND	-	-	-
-6	-3.2	ND	-	-	-
-7	-4.2	ND	-	-	-
-8	-5.2	ND	-	-	-
-9	-6.2	ND	-	-	-
-10	-7.2	ND	-	-	-
地下水 (mg/L)		ND			



### 3. 土壤汚染対策法第4条に基づく 土地の形質の変更届出書の作成について

## はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 4 条第 1 項に規定する届出（「**一定の規模以上の土地の形質の変更届出書**」の提出）に適用します。

### 1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、土地の形質の変更であって、その部分の面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上となる行為です。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている等の工場又は事業場の敷地については 900 m<sup>2</sup>以上が対象です。

ここにいう「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わないこととされています。ただし、土地の形質の変更が盛土のみである場合には、届出は不要です。

また、異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあっては 900 m<sup>2</sup>以上）となる場合には、全体を一つの行為とみて、届出の対象とすることが望ましいとされています。（参考：「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付環水大土発第 1903015 号））

### 2 届出の義務者

届出の義務を負う者は、「**土地の形質の変更をしようとする者**」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となりうる権限を有することの書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者がこれに該当します。請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

### 3 届出の期限

届出書の提出は、**土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで**に行うことが必要です。

ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません。

届出日以降に形質変更の対象地において新たな汚染のおそれを生じさせる行為が行われないこと、届出書に記載する工事計画に変更がないことが確定してから届出を行ってください。

#### 《参考》届出日算出方法

届出日	1 日目	2 日目		29 日目	30 日目	着手日
4 月 1 日	4 月 2 日	4 月 3 日	・・・	4 月 30 日	5 月 1 日	5 月 2 日
	└──┘ 中 30 日					

#### 4 法第4条第2項に基づく調査結果の提出

法第4条第1項の届出の際、併せて同条第2項に基づく調査結果報告書を提出することができます。やむを得ず提出時期がずれる場合でも、30日以内に御提出ください。法第4条第2項に基づく調査結果報告書の提出をする場合は、「7 法第4条第2項の報告書類（I-31）」を参照してください。

#### 5 環境確保条例第117条との関係

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」といいます。）第117条に基づく手続と法第4条に基づく手続は、それぞれ別個のものであるため、法第4条第1項の届出を行う際には、併せて条例第117条第1項に基づく手続を行ってください。（条例第117条第1項に基づく手続については、本手引Ⅱ-5を参照してください。）

	法第4条第1項	条例第117条第1項
届出対象行為の規模等	土地の形質の変更部分の面積の合計が3,000㎡以上（特定有害物質を使用する工場・事業場では900㎡以上）	敷地面積が3,000㎡以上の土地における土地の改変（法第4条第1項の適用を受ける土地は900㎡以上）
届出の主体	土地の形質の変更をしようとする者（開発事業者等）	土地の改変を行う者（開発事業者等）
届出書類	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土地利用の履歴等調査届出書

#### ※用語の区別について

法律では、「土地の“形質の変更”」、条例では「土地の“改変”」という用語を用いますので、届出書の記載は注意してください。

法第4条第1項を分割して提出する場合は、既往届出範囲、今回改変範囲及び次回以降届出範囲が分かる改変範囲全体図並びに改変範囲全体について条例第117条第1項の汚染のおそれの有無がわかる資料を添付してください。

条例第117条第1項提出後、おおむね1年以上空けて法第4条第1項を提出する場合は、その間の地歴情報を添付して提出してください。

## 6 届出書類

### (1) 届出書類の綴じ方

(作成例)【ファイル表紙】

一定の規模以上の 土地の形質の変更届出書
形質変更の対象となる土地の所在地(地)
届出者名

【背表紙】

一定の規模 ：届出書
土地の 所在地

- 届出書は左側に2穴パンチで穴を開け、(2)提出書類一覧の順に並べ、ファイルに綴じてください。
- ファイルの表紙に「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」、「形質変更の対象となる土地の所在地(地番)」、「届出者名」を記入してください。
- ファイルの背表紙に「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」、「形質変更の対象となる土地の所在地(地番)」を記入してください。

(2) 提出書類一覧

<p><b>1 届出書</b></p> <p>(1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更の場所については、一覧表<sup>*</sup>を作成し、別紙として添付してください。 （※一覧表については、作成例に準じて作成してください。）</li> <li>必要に応じて、その者が届出者となりうる権原を有することの書類を添付してください（I-21「2 届出の義務者」を参照してください。）。</li> </ul>	<p>チェック</p> <p style="text-align: center;">□</p>
<p>(2) 添付書類</p> <p>① 当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面 （土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表<sup>*1</sup>） 土地所有者一覧表は、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を兼ねるため、地番の総数に関わらず必ず作成してください。</p> <p>② 図面</p> <p>○土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面<sup>*2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更が行われる範囲が明示され、掘削部分と盛土部分が区別して表示されている必要があります。</li> <li>一枚にまとめて明示することが困難な場合は、必要に応じて、案内図、平面図<sup>*</sup>、立面図・断面図<sup>*</sup>、求積図等に分けることができます。 （※平面図、※立面図・断面図については、作成例に準じて作成してください。）</li> </ul> <p>○公図（土地の形質変更の場所全体の地番がわかるもの）<sup>*3</sup></p>	<p>チェック</p> <p style="text-align: center;">□</p> <p style="text-align: center;">□</p> <p style="text-align: center;">□</p>
<p><b>2 別冊資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の所有者等を確認できる書類<sup>*4</sup></li> </ul>	<p>チェック</p> <p style="text-align: center;">□</p>

- \* 1 土地の形質の変更の場所に、要措置区域等は含まれません。その場合は別途法第7条又は第12条に基づく届出を御提出ください。
- \* 2 出典等を明記し、公的な資料等、自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。
- \* 3 公図の写しの枚数が多い場合には、土地の形質変更の場所全体の地番が分かるように1枚程度にまとめた図を届出書本編に添付し、その根拠となる個別の公図の写し（おおむね3か月以内のもの）は別冊資料にしてください。
- \* 4 登記事項証明書に限るものではなく、例えば、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等が想定されます。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

届出日（窓口受理日）又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。

東京都知事 殿

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください（「I-21「2届出の義務者」も参照してください。）。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

法第3条第1項ただし書きを受けた土地における900m<sup>2</sup>以上の形質の変更では、第3条第7項になります。

届出者 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇製造  
代表取締役 〇〇 〇〇

第3条第7項第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更が行われる開発事業全体の土地の所在地を記入します。地番表示は全ての地番を記入してください。道、無番地等の場合も記載をお願いします。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

本届出で実際に土地の形質の変更を行う土地の所在地を記入します。また、添付図面にその位置を明示します。地番の一部である場合は、「〇〇の一部」を御記載ください。

敷地面積ではなく、改変面積を記入します。

土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

(住居表示) 〇〇区〇町〇  
(地番) 〇〇区〇町〇  
△番△、同番〇  
(地番) 〇〇区〇町〇丁  
同番〇の一部  
詳細は別紙( )のとおり※

土地面積の算出根拠を記入します。

〇〇〇〇.〇m<sup>2</sup> (うち掘削部分の面積 〇〇〇〇.〇m<sup>2</sup>)  
※実測面積 (又は登記面積)  
形質変更に係る部分の深さ 〇m  
(根切り深度〇m、杭深度〇m)  
詳細は別紙( )のとおり※

形質変更の最も深い深度を記入します。

届出日から30日以降で、最初に土地の形質の変更を行う日を記入します。※ I-21《参考》届出日算出方法

土地の形質の変更の着手予定日

〇〇年〇〇月〇〇日

分割して提出する場合は、全体面積と今回提出面積がわかるように記載します。  
(例)全体面積 〇〇〇〇.〇m<sup>2</sup>  
今回提出面積 〇〇〇〇.〇m<sup>2</sup>(うち掘削部分の面積 〇〇.〇m<sup>2</sup>)

法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合  
工場又は事業場の名称  
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地

株式会社〇〇製造 東京工場

稼働中の工場等において900m<sup>2</sup>以上の形質の変更を行う場合は記載してください。3000m<sup>2</sup>以上の形質の変更の場合は、この欄は記載不要です。斜線を引いてください。

担当者(報告者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。また、報告者と異なる組織に属する者で報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

【連絡先】

株式会社〇〇製造 東京工場 総務部 〇〇 〇〇  
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定 65 酸又はアルカリによる表面処理施設  
71の5 トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロタンによる洗浄施設  
特定 〇〇区〇町〇丁目△番△  
の 鉛及びその化合物  
トリクロロエチレン及びその分解生成物

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別紙○

当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面  
 (土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表)

該当する項目にチェックを付けてください。

所在地 (地番)		土地所有者等の住所及び氏名	形質変更する範囲は 所在地(地番)の 全部   一部		所有者等の所在 が明らかとなる 根拠資料
〇〇区〇〇町 〇丁目	〇〇番 1	東京都△△区△△町△丁目△番△号 株式会社〇〇〇製造	✓		登記事項証明書
	〇〇番 2	個人	✓		登記事項証明書
	〇〇番 3	個人	✓		登記事項証明書
	〇〇番 4	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 東京都□□区□□町□丁目□番□号 □□□□ 東京都××区××町×丁目×番×号 ××××	✓		登記事項証明書
〇〇区〇〇町 △丁目	××番 1	...	✓		登記事項証明書
	××番 2	...	✓		登記事項証明書
〇〇区××町 □丁目	△△番 1	...		✓	土地売買契約書
	△△番 2	...		✓	土地売買契約書
道		〇〇区		✓	道路管理台帳

土地所有者等が個人の場合、一覧表上の記載は、「個人」としてください。

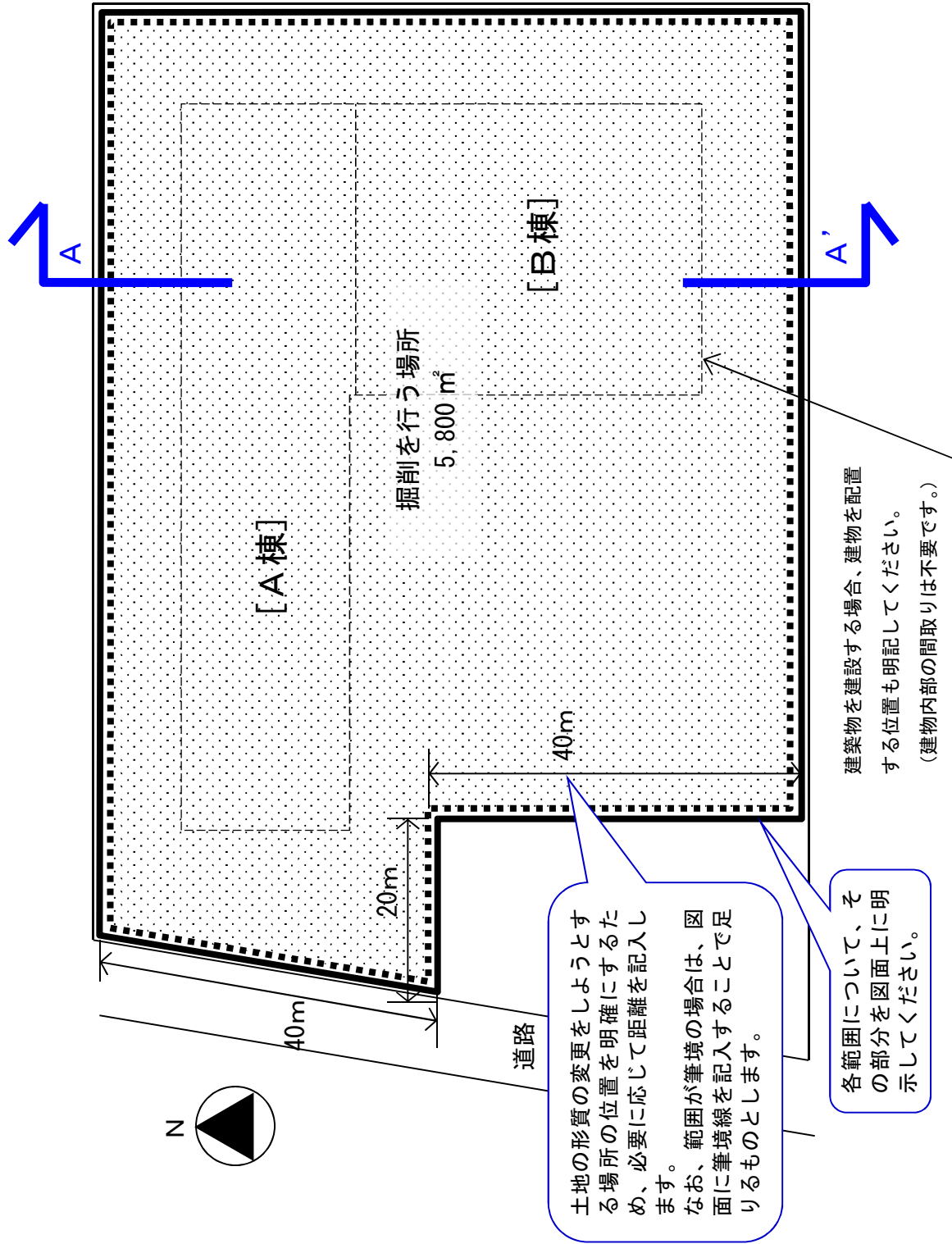
地番ごとの掘削権原者(土地所有者等)が分かる根拠資料を記載し、別冊資料にその根拠資料を添付してください。

「土地所有者等の住所及び氏名」には、この根拠資料により特定される者の住所及び氏名を記載してください。

「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当しますが、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削を行うために必要な権原を有する者が別にいる場合、その者が「土地所有者等」あることを示す書類を添付する必要があります(例:道路占有許可書、事業認可書及び事業計画書等施工範囲の分かるもの等)。

※掘削部分のみの場合

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）



土地の形質の変更をしようとする場所の位置を明確にするため、必要に応じて距離を記入します。なお、範囲が筆境の場合は、図面に筆境線を記入することで足りるものとなります。

各範囲について、その部分を図面上に明示してください。

建築物を建設する場合、建築物を配置する位置も明記してください。  
(建物内部の間取りは不要です。)

添付図面

凡例及び面積

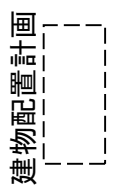
全体敷地



土地の形質の変更をしようとする場所



「土地の形質の変更をしようとする部分の場所(面積)」、「掘削部分の場所(面積)」は必ず記載してください。

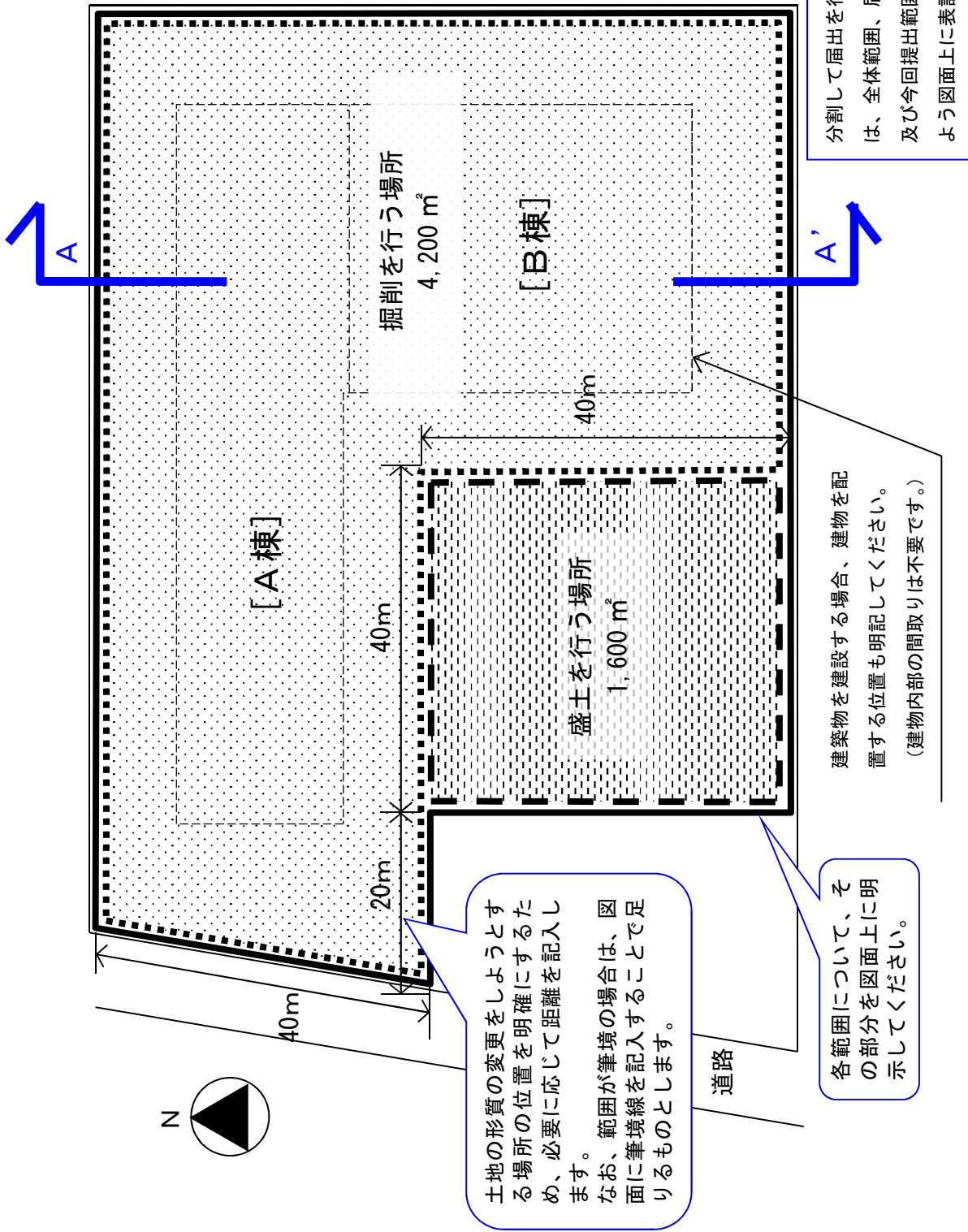


分割して届出を行う場合は、全体範囲、届出済範囲及び今回提出範囲がわかるよう図面上に表記してください。



※掘削部分と盛土部分が混在する場合

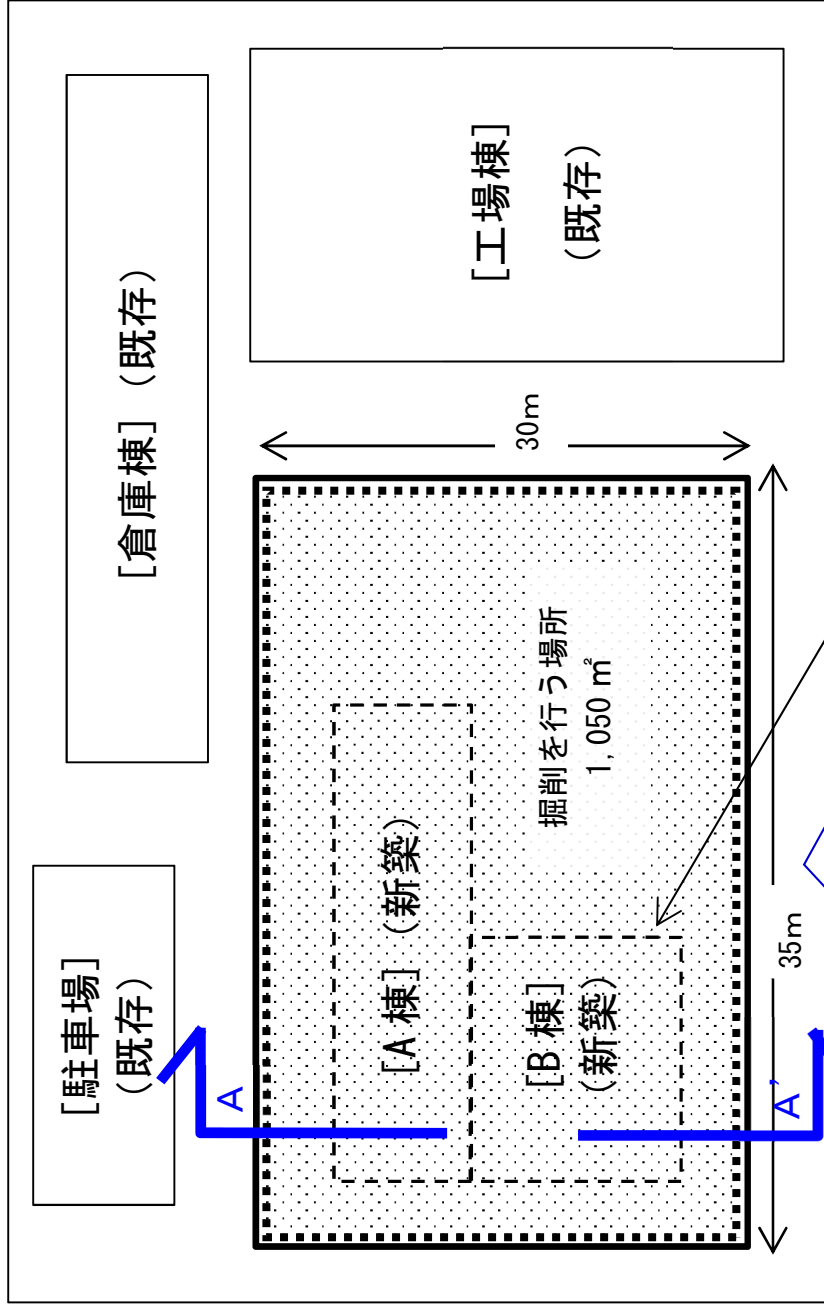
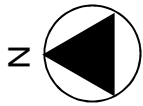
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）



※特定有害物質を取り扱う工場・事業場において 900 m<sup>2</sup>以上の改変を行う場

添付図面

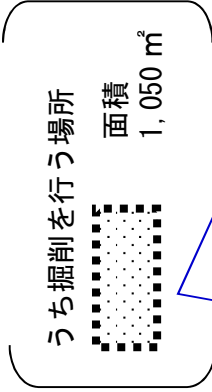
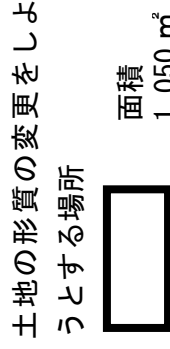
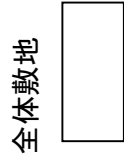
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）



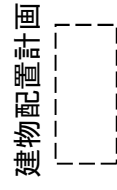
建築物を建設する場合、建物を配置する位置も明記してください。  
(建物内部の間取りは不要です。)

土地の形質の変更をしようとする場所の位置を明確にするため、必要に応じて距離を記入します。  
なお、範囲が筆境の場合は、図面に筆境線を記入してください。

凡例及び面積



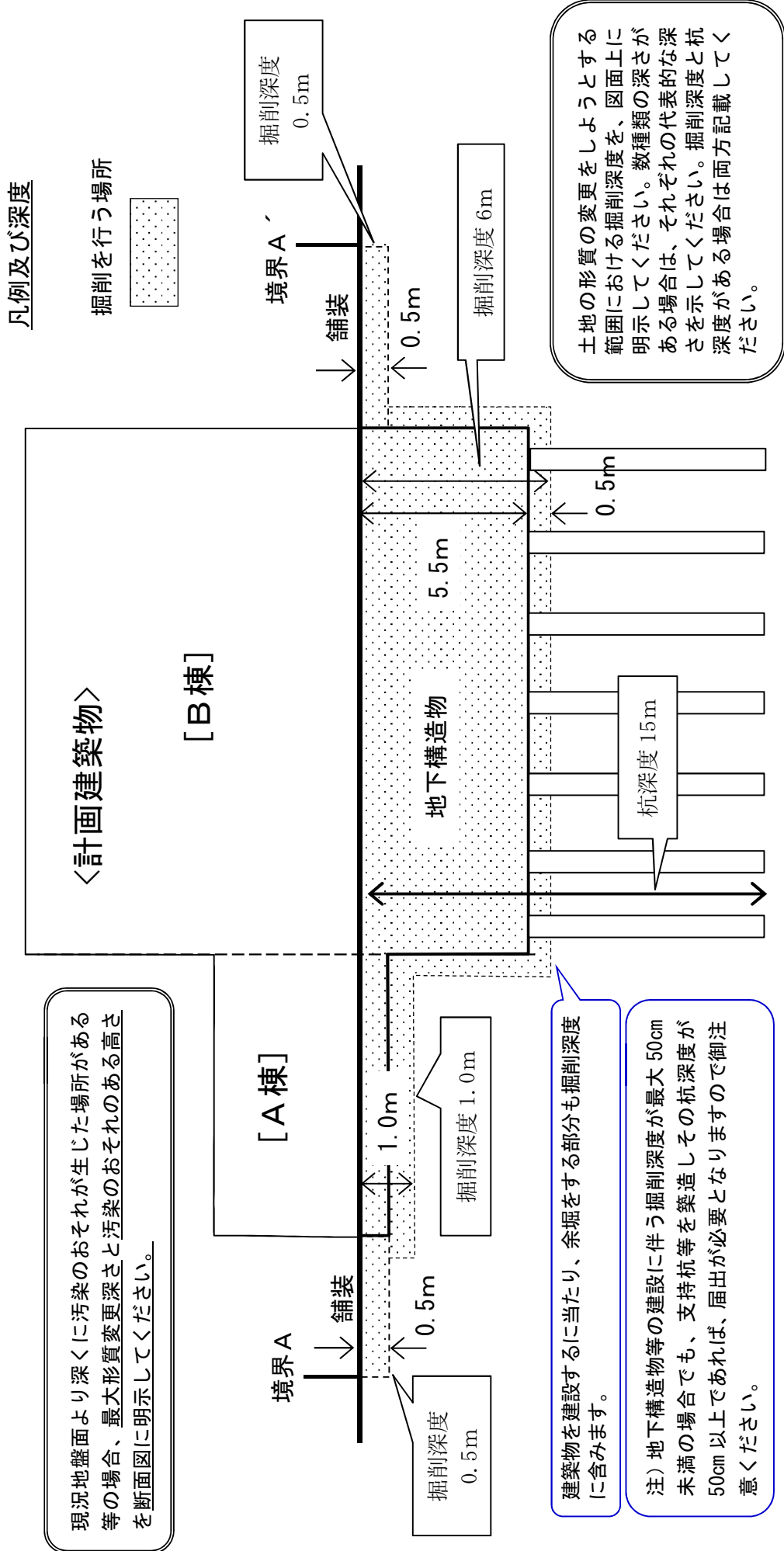
「土地の形質の変更をしようとする場所（面積）」、「掘削の場所（面積）」は必ず記載してください。



添付図面

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（立面図・断面図）

A-A' 断面



## 7 法第4条第2項の報告書類

### (1) 報告書類の提出方法

法第4条第2項の報告書は、法第4条第1項の届出と併せて提出してください。やむを得ず提出時期がずれる場合でも、30日以内に提出してください。

条例に基づく届出は、法第4条第2項の内容を利用することができます。提出方法は、条例第117条第1項（Ⅱ-5）及び第2項（Ⅱ-18）のページを御覧ください。

### (2) 提出書類一覧

1 報告書	チェック
(1) 土壤汚染状況調査結果報告書（様式第七）	□
2 添付書類	チェック
○当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面 （土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表）（I-26 参照）	□
○指定調査機関確認書・調査結果報告シート ・東京都へ提出する調査結果報告書には必ず添付してください。様式は東京都環境局のホームページからダウンロードできます。 ・既往の調査結果を活用する場合には、当該調査結果も含めて調査結果を総括し一式のシートにまとめてください。	□
○調査対象地の周辺の地図 ・周辺地図中に調査対象地を明示してください。 ・出典等を明記し、公的な資料等自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。	□
○調査対象地の概要に関する資料 ・事業場の名称、住居表示、地番、敷地面積、調査対象物質等について明記してください。	□
○土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面 ・最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、対象地の状況の平面図、断面図等を示してください。	□
○地歴調査に関する資料 ・地歴調査は原則戦前まで遡って調査し、それ以前の地歴は必要に応じて調査を実施します。水域又は自然林等であった土地についてはそれ以降の地歴を調査してください。 a. 公図（土地の形質変更の場所全体の地番がわかるもの） b. 土地利用の履歴等年表 c. 試料採取等対象物質の種類 d. 聴取調査及び現地調査結果のまとめ ・ a : 公図の写し*1の枚数が多い場合には、対象となる土地全体の地番が分かるように1枚程度にまとめた図を添付し、その根拠となる公図の写しは別冊資料にしてください。 ・ b~d : 内容をまとめたものを添付し、それぞれの根拠資料*2は、原則、別冊資料にしてください。	□ □ □ □
○表層調査に関する資料*3*4 a. 汚染のおそれの区分図 b. 試料採取地点図*5 c. 調査結果	□ □ □
○地下水調査に関する資料（溶出量基準超過の場合）*6 a. 調査対象地における地質状況等 b. 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果（必要に応じて） c. 土壤調査及び地下水調査結果図	□ □ □
○深度方向の調査に関する資料*3	

a. 調査対象物質	<input type="checkbox"/>
b. 試料採取地点図	<input type="checkbox"/>
c. 調査結果	<input type="checkbox"/>
(d. 土壌調査及び地下水調査結果図) *7	<input type="checkbox"/>
<b>3 別冊資料</b> (原則として、審査終了後に届出者に返却します。)	<b>チェック</b>
○地歴調査の根拠資料*2 ・種類別に分けず、古い年代から順に整理して添付してください。 ・必要に応じて著作権者の複製許諾等を取得してください。 ・「地歴調査チェックリスト」*8の添付は不要です。	<input type="checkbox"/>
○濃度計量証明書 ・土壌ガス調査の場合には、濃度計量証明書又は土壌ガス検出チャート紙を添付してください。 ・現地以外に試料を運搬し分析した際の土壌ガス検出チャート紙を添付する場合には、濃度減少の評価に関する資料を併せて添付してください。	<input type="checkbox"/>
○ボーリング柱状図	<input type="checkbox"/>
○調査実施状況写真	<input type="checkbox"/>
○公図(写)*1	<input type="checkbox"/>
(○過去の調査報告書)	<input type="checkbox"/>

- \* 1 対象となる土地の地番及び対象地面積を確認する上で、対象地の最新の公図(おおむね3か月以内のもの)を取得し添付してください。対象地を明らかにするため、対象となる部分を赤線等により囲むなどし、明確に認識できるようにください。
- \* 2 住宅地図、地形図、航空写真、登記簿謄本、聴取調査票、現地調査資料、特定施設に関する届出書類、その他特定有害物質の使用状況に関する資料等が該当します。閉鎖登記簿は、調査の結果、汚染のおそれの有無を判断する上で必要となる場合のみ根拠資料として添付してください。
- \* 3 ・ガイドライン等に示されている一般的な調査方法の図や説明、調査結果報告シートに記載されている事項の再記載は不要です。  
・調査報告書内の個人情報の記載をお控えください(個人名(コア鑑定者等)、検印(私印)等)。  
・既往調査結果を活用する場合には、過去の調査結果報告書をそのまま添付するのではなく、表及び図に簡潔に整理した資料を添付してください。複数の既往調査結果を活用する場合には、それらの結果を表及び図にひとまとめに整理してください。その根拠資料として、既往調査報告書を提出する場合は、別冊資料で提出してください。
- \* 4 土壌含有量基準に不適合である土地については、特定有害物質を含む土壌の直接摂取の経路が遮断されていることがわかるような写真(立入禁止、舗装等)を調査結果に併せて添付してください。
- \* 5 試料採取地点が単位区画の中心とずれている場合は、その理由を図中に記載してください。書ききれない場合は、一覧表としてください。
- \* 6 「地下水調査に関する資料」の注意事項は、I-8と同様になりますので、そちらを参照してください。報告に際しては、条例の規定に基づき、溶出量基準超過の場合(第一種特定有害物質では土壌ガス調査で検出された場合)、原則として地下水調査の実施が必要となりますので、御注意ください。
- \* 7 表層調査の結果とともに地下水調査の結果を報告した場合は、当該ページは不要です。
- \* 8 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の参考資料にある「地歴調査チェックリスト」は、提出前の確認用に使用してください。提出する必要はありません。

提出書類、まとめ方については、法第3条の届出に準拠していますので、作成例は法第3条のページを参照してください。

様式第七（第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項関係）

土壤汚染状況調査結果報告書

届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

報告者

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社 〇〇〇〇開発  
代表取締役 〇〇 〇〇

法第4条第2項に基づく報告では、こちらに印をしてください。

土壤汚染対策法 第5条第8項の命令に係る調査 第4条第2項の調査 を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。  
第4条第3項の命令に係る調査

告します。

本届出で調査報告をする土地の所在地を記入します。また、添付図面にその位置を明示します。地番の一部である場合は、「〇〇の一部」と記載してください。

法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日	—
土壤汚染状況調査を行った場所	(住居表示) 〇〇区〇町〇丁目号〇番〇号 (地番) 〇〇区〇町〇丁目△番△、同番◇の一部
最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さ及び特定有害物質の種類	各区画の最大形質変更深さの1mを超える深度は試料採取の対象外とした。 特定有害物質の種類：鉛及びその化合物 詳細は別紙〇のとおり
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	鉛及びその化合物
土壤汚染状況調査の結果	土壤汚染が確認された 鉛及びその化合物 含有量基準超過
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇〇〇(県知事登録 濃度第〇〇号)
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	〇〇株
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	〇〇株式会社 技術部 〇〇 〇〇 技術管理者証交付番号 第〇〇〇号
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあつては土地の所有者等の氏名又は名称	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇不動産販売株式会社

試料採取の深さの限定を行った場合は、記入します。また、添付図面にその位置を明示します。

調査結果について総評を記します。汚染があった場合「土壤汚染が確認された」と記入し、基準不適合物質及び超過した基準の種類を記入してください。

【連絡先】

担当者所属 株式会社〇〇開発 総務部 〇〇課  
担当者氏名 〇〇 〇〇  
電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

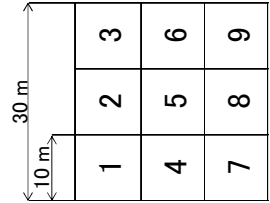
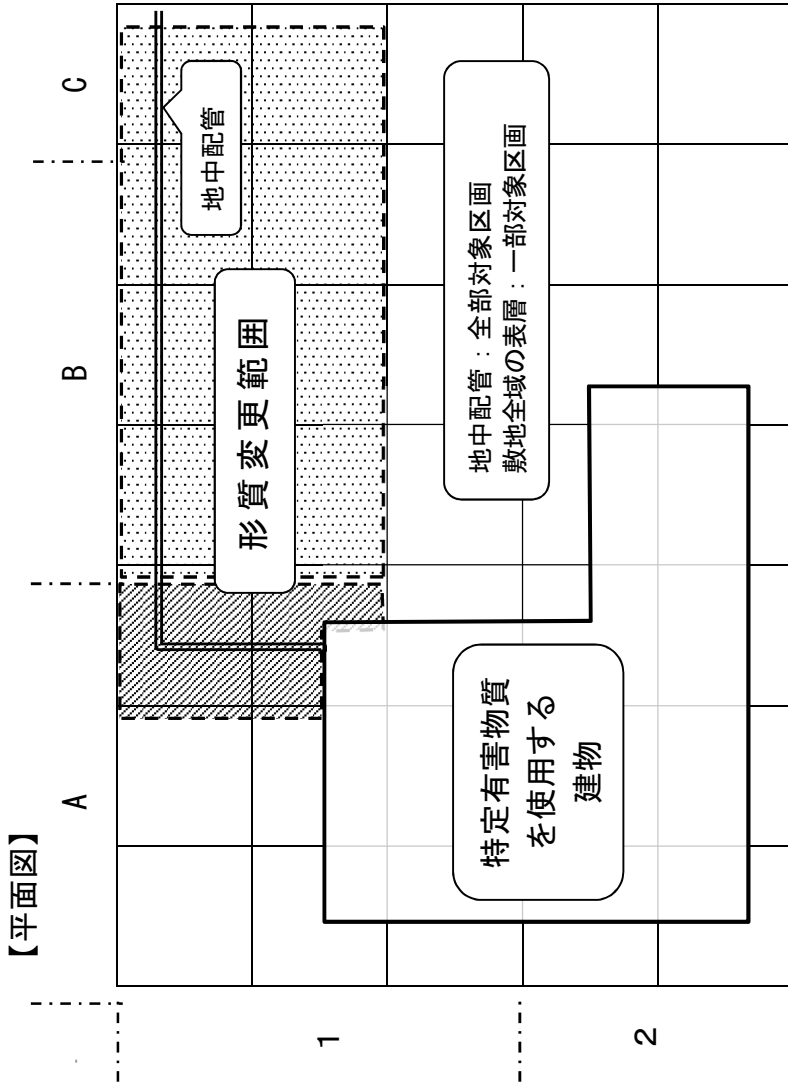
担当者(報告者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。また、報告者と異なる組織に属する者で報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※試料採取の深度を限定した場合

添付図面

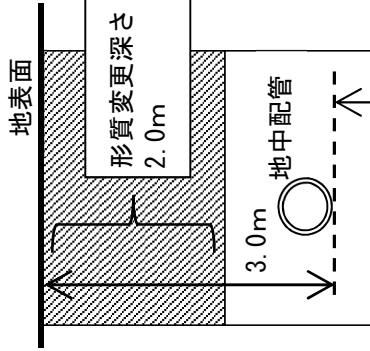
土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面



最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、対象地の状況を平面図、断面図等を用いて示し、試料採取の対象外とした深度を明記してください。

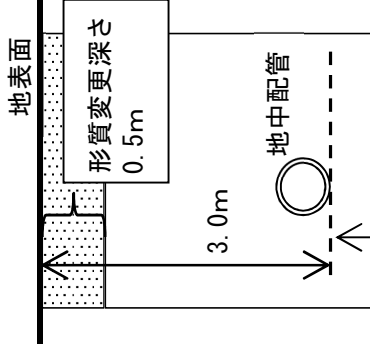
【断面図】

A1-3, 6 区画



【断面図】

B1-1, 2, 3, C1-1 区画



汚染のおそれの生じた高さ(3.0m)

【表層調査の試料採取の対象とした深度】

形質変更する区画	最大形質変更深さ	表層調査の試料採取深度
A1-3, 6	2.0 m	0~0.5m, 3.0~3.5m
B1-1, 2, 3, C1-1	0.5 m	0~0.5m (1.5mを超える深さは試料採取対象外とした)
B1-4, 5, 6, C1-4	0.5 m	0~0.5m

試料採取の対象外とした深度がある場合は、必ず記入してください。





## 4. 土壤汚染対策法第 14 条に基づく 指定の申請書の作成について

## はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 14 条第 1 項に規定する申請（「**指定の申請**」）に適用します。

### 1. 申請の対象となる土地

法に定める調査契機に基づかない調査（自主調査等）によって土壤汚染が明らかになった土地が対象となります。ただし、法第 3 条第 1 項及び第 8 項、第 4 条第 3 項並びに第 5 条第 1 項の規定の適用を受ける土地は除きます。

#### ※法第 4 条が適用となっている方へ

法第 4 条第 3 項の命令発出前における当該命令の対象となる土地についての調査報告は、法第 4 条第 2 項により行ってください。法第 14 条で申請を希望する場合は協議が必要となりますので、別途御相談ください。

### 2. 申請者

法に定める調査契機に基づかない調査によって土壤汚染が明らかになった土地の所有者等が申請者になります。

申請者以外に土地所有者等がいる場合には、当該土地の所有者等全員の申請に係る合意を得る必要があります。

### 3. 申請行為の結果

当該申請に係る土地が、法第 6 条第 1 項又は法第 11 条第 1 項の規定による要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を受けることになります。**14 条申請における調査では、調査深度の限定はできませんので御注意ください。**

### 4. 申請書類

#### (1) 申請書類の綴じ方

(作成例) 【ファイル表紙】

指定の申請書
申請に係る土地の所在地（地番）
申請者名（事業者名）

【背表紙】

指定の申請書
土地の所在地

- 申請書は左側に 2 穴パンチで穴を開け、(2) 提出書類一覧の順に並べ、ファイルに綴じてください。
- ファイルの表紙に「指定の申請書」、「申請に係る土地の所在地（地番）」、「申請者名（事業者名）」を記入してください。
- ファイルの背表紙に「指定の申請書」、「申請に係る土地の所在地（地番）」を記入してください。

(2) 提出書類一覧

<p>1 申請書</p> <p>○指定の申請書（様式第二十）</p>	<p>チェック</p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>2 添付図面</p> <p>○申請に係る土地の周辺の地図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地図中に申請にかかる土地を明示してください。法第3条に基づく報告書の添付書類、周辺地図 I-10 を参照してください。</li> <li>・出典等を明記し、公的な資料等、自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。</li> </ul> <p>○申請に係る土地の範囲を明らかにした図面（作成例 I-41 参照）</p>	<p>チェック</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>3 添付書類</p> <p>○申請に係る土地の地番、土地所有者一覧表</p> <p>申請する土地の地番が2つ以上となる場合には、作成して添付してください。法第4条第1項の地番、土地所有者一覧表（I-26）を参考に、作成してください。</p> <p>○申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類</p> <p>（所有者の場合、登記事項証明書及び公図の写し*1、管理者又は占有者の場合、契約書の写しなど）</p> <p>○（申請者以外に申請に係る土地の所有者等がいる場合）</p> <p>所有者等全員の申請することについての合意書</p> <p>申請についての合意書の作成例は、I-40 を参照してください。</p> <p>○指定調査機関確認書・土壌汚染状況調査結果報告シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都へ調査結果を報告する場合には、必ず添付してください。様式は東京都環境局のホームページからダウンロードできます。</li> <li>・既往の調査結果を活用する場合には、当該調査結果も含めて調査結果を総括し一式のシートにまとめてください。</li> </ul> <p>○申請に係る調査報告書*2、*3</p> <p>a. 地歴調査結果 <input type="checkbox"/></p> <p>b. 試料採取地点及び分析結果等の土壌汚染状況調査の結果*4 <input type="checkbox"/></p> <p>（条例第117条第2項を届出書鑑のみとする場合であっても、地下水等の状況と今後の土地の利用計画は必要です。）</p> <p>○地下水調査に関する資料（溶出量基準超過の場合）*5 <input type="checkbox"/></p>	<p>チェック</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>4 別冊資料（原則として、審査終了後に届出者に返却します。）</p> <p>○地歴調査の根拠資料*6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出典が明らかであり、広く入手可能である資料（地形図、航空写真、住宅地図、登記簿謄本*1等）の他、地歴調査のために作成・入手した独自資料（聴取調査資料、現地調査資料、特定施設に関する届出書類、その他特定有害物質の使用状況に関する資料等）は、原則として別冊資料で提出してください。</li> <li>・種類別に分けて、古い年代から順に整理して添付してください。</li> <li>・必要に応じて著作権者の複製許諾等を取得してください。</li> </ul>	<p>チェック</p> <p><input type="checkbox"/></p>

○濃度計量証明書 ・ 土壌ガス調査の場合には、 <u>濃度計量証明書又は土壌ガス検出チャート紙</u> を添付してください。 ・ 現地以外に試料を運搬し分析した際の土壌ガス検出チャート紙を添付する場合には、濃度減少の評価に関する資料を併せて添付してください。	□
○ボーリング柱状図	□
○調査実施状況写真	□
(○過去の調査報告書)	□

- \* 1 登記事項証明書及び公図は、最新（おおむね3か月以内）のものを取得し、提出してください。
- \* 2 調査報告書内の個人情報（個人名や検印（私印）等）は、削除の上、提出してください。
- \* 3 土壌含有量基準に不適合である土地については、特定有害物質を含む土壌の直接摂取の経路が遮断されていることがわかるような写真（立入禁止、舗装等）を正本及び副本に添付してください。
- \* 4
  - ・ 申請に係る調査報告書は、「法第3条に基づく調査結果報告書の作成について」の手引を参考に、同等のものを作成し提出してください。
  - ・ 調査結果は、総評等を記載せず、一覧表及び図で簡潔に示してください。
  - ・ 既往調査結果を活用する場合には、過去の調査結果報告書をそのまま添付するのではなく、表及び図に簡潔に整理した資料を添付してください。複数の既往調査結果を活用する場合には、それらの結果を表及び図にひとまとめに整理してください。  
その根拠資料として、既往調査報告書を提出する場合は、別冊資料で提出してください。
- \* 5 「地下水調査に関する資料」の提出書類及び注意事項は、I-8と同様になりますので、そちらを参照してください。
- \* 6 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の参考資料にある「地歴調査チェックリスト」は、提出前の確認用に使用してください。提出する必要はありません。

1. 申請書

様式第二十（第五十四条関係）

指定の申請書

東京都知事 殿

届出日(窓口受理日)又は、届出日から  
数日以内の日付を記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者が法人である場合は、所在地、法人名及び代表名、個人である場合は個人名を住所、記入してください。申請者が複数いる場合、連名にすることも可能です。

申請者

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇商事株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

土壤汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。

申請に係る土地の所在地を過不足なく記入します。  
同一敷地の土地であっても申請の範囲外の土地の地番は記載しないでください。  
多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

指定を受けたい土地の所在地	(住居表示) (地番)
申請に係る調査における試料採取等対象物質	(例) 第一種特定有害物質全12物質 第二種特定有害物質全9物質
申請に係る調査の方法	別紙〇のとおり
申請に係る調査の結果	基準に適合しなかった特定有害物質： (例) 鉛及びその化合物 (溶出量 含有量) 砒素及びその化合物 (第二溶出量) (詳細は別紙〇のとおり)
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	(例) 株式会社〇〇 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇号) 株式会社△△ (△△県知事登録 濃度第△△号) 株式会社□□ (□□県知事登録 濃度第□□号)
申請に係る調査を行った者の氏名又は名称	(例) 〇〇株式会社 (〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇) △△株式会社 (△△△△-△-△△△△) □□株式会社 (□□□-□-□□□□)

調査対象とした物質名を明記してください。

基準不適合物質及び超過した基準の種類を記入してください。

関わった全ての機関を記入してください。

過去の調査結果を使用する場合は、その調査を行った指定調査機関名及び指定番号も記載してください。

【連絡先】

担当者所属 〇〇商事株式会社〇〇事業部〇〇調査課  
担当者氏名 〇〇 〇〇  
電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(内線 〇〇〇〇)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

担当者(申請者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。  
また、申請者と異なる組織に属する者で申請書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。  
なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

《申請についての合意書作成例》

申請者以外に申請に係る土地の所有者等がいる場合

申請についての合意書

(申請者) 住所 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 △△ △△

上記の者が申請する、別添に示す次の事項について、合意します。

○	土壤汚染対策法第14条第1項に基づく土地の指定の申請に合意いたします。
---	-------------------------------------

土地の所在及び地番	所有者等の住所及び氏名	合意年月日 合意印等	所有者等の有する土地の掘削等に関する権限
〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 □□区□□町□丁目□番□	△△区△△町△丁目 △番△号 ×× ××	〇年〇月〇日	1 所有権 2 その他 (内容: )
			1 所有権 2 その他 (内容: )
			1 所有権 2 その他 (内容: )

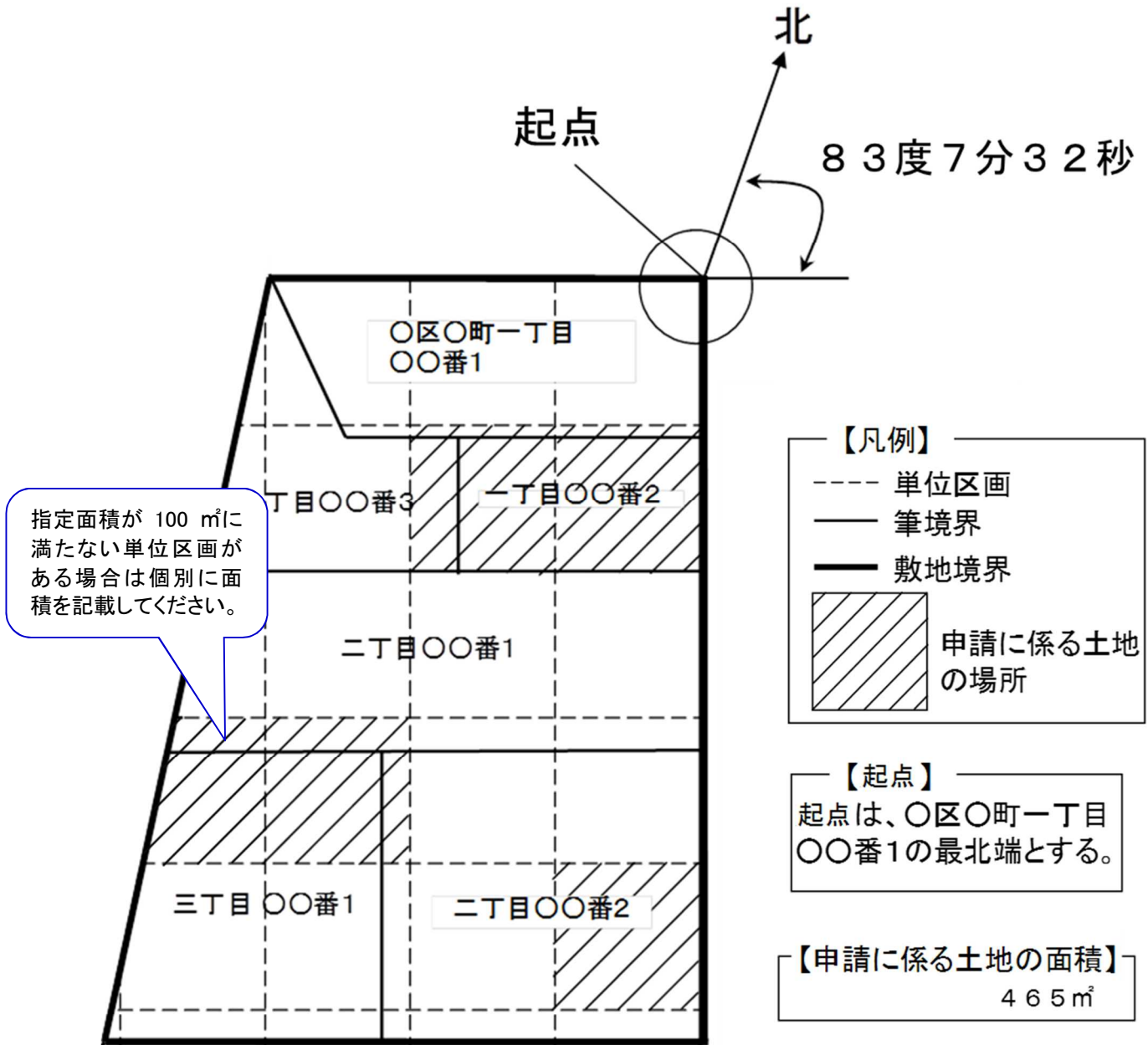
合意に当たっては、当事者間で協議の上、第三者に証明可能な方法を用いてください。

(教示)

土壤汚染対策法第14条第1項

土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第三項本文及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地(第四条第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。)の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと見料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

○ 申請に係る土地の範囲を明らかにした図面（作成例）



【格子の回転角度(83度7分32秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点を座標で表す場合は、次の点に注意してください。

- ・原則として、世界測地系座標を用いること。
- ・座標値を表記する際は、小数点以下の桁数は3桁以上とすること。





## **5. 土壤汚染対策法第7条に基づく 汚染除去等計画書の作成について**

## はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 7 条第 1 項及び第 3 項に規定する計画（汚染除去等計画書）に適用します。

### 1 対象となる土地

要措置区域に指定された土地

### 2 届出の義務者

汚染除去等計画の提出の指示を受けた者が計画書を作成し、提出する義務があります。

### 3 届出の期限

届出書の提出は、東京都知事による指示書に記載の日程までに行う必要があります。措置の着手は、計画書提出から 30 日を経過した後でなければならないことに御注意ください。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません（I-21《参考》届出日算出方法）。

### 4 絞り込み

絞り込み調査は、土壤汚染状況調査と同様の方法で（深度方向の絞り込み調査においては、汚染範囲より 1m 深い深度まで）実施してください。絞り込み調査を行う場合、調査結果は原則として本届出時に報告してください。本届出時に調査結果を報告できない場合は、当該調査の計画を明示してください。

なお、所定の方法によらずに調査を実施し、この結果を基に措置を行った場合は、区域指定を解除できなくなる場合もあるので御注意ください。

### 5 ボーリング等により特定有害物質による汚染状態を把握した場合

措置の実施に当たり法施行規則別表第八に規定するボーリング及びその他同等の方法により特定有害物質による汚染状態を把握した場合には、当該調査結果及び特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付してください。

### 6 試料採取等を行わなかった土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合

土壤汚染状況調査時に試料採取等を行う深度を限定した土地において、試料採取等を行わなかった土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合（ただし、土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い部分の深さより 1 メートルを超える深さのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合は除きます。）には、当該土壤の調査結果及び特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付してください。調査方法は、土壤汚染状況調査と同様の方法で実施してください。

### 7 条例において措置が必要な場合

要措置区域に指定された土地において、東京都土壤汚染対策指針（以下「指針」といいます。）第 4 で定める地下水汚染拡大防止区域（土壤又は地下水の汚染状態が第二溶出量基準超過又は第二地下水基準超過である。）がある場合、法第 7 条で必要な届出に加え、指針で定める事項（対象地境界でのモニタリング等の実施計画等）についても記載してください。

## 8 届出書類

### (1) 届出書類の綴じ方

(作成例)【ファイル表紙】

汚染除去等計画書

要措置区域の所在地 (地番)

届出者名

【背表紙】

汚染除去等計画書

土地の所在地

- 計画書は、左側に2穴パンチで穴を開け、(2)提出書類一覧の順番に並べ、ファイルに綴じてください。
- ファイルの表紙に「汚染除去等計画書」、「要措置区域の所在地(地番)」、「届出者名」を記入してください。
- ファイルの背表紙に、「汚染除去等計画書」、「要措置区域の所在地(地番)」を記入してください。

(2) 提出書類一覧

1 計画書	チェック欄
<p>○汚染除去等計画書（様式第九）            （第一面、第二面）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施措置を選択した理由、特定有害物質の飛散防止措置、緊急時対応方法等が欄内に書ききれない場合は、別紙（添付書類）としてください。</li> <li>・必要に応じて、その者が届出者となりうる権限を有することを確認できる書類を添付してください（I-43「2 届出の義務者」を参照してください。）。</li> </ul> <p>（第三面）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施措置の種類に応じて、法施行規則別表七の中欄に定める事項を記載します。欄内に書ききれない場合や図面等は、別紙（添付書類）としてください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

(I) 12条と類似の届出書類

2 添付書類	チェック欄
<p>○措置を実施する場所を明らかにした要措置区域の図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質を変更しようとする位置や深さを表示し、要措置区域の範囲を明示してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○措置を実施する要措置区域の状況を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・措置を行う場所について、基準に適合しない特定有害物質の種類、濃度及び深度を、原則として1枚の図面上にまとめて明示してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○措置の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・措置の施行方法を具体的に示してください。</li> <li>・条例の届出を代用する場合、措置の選択理由を併記してください（II-31参照）。</li> <li>・基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を明示してください。</li> <li>・基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該要措置区域内の帯水層に接しないようにするために必要な措置を明示してください。</li> <li>・要措置区域の土壌の仮置きを行う場合、その位置を明示してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○掘削土量集計表</p>	<input type="checkbox"/>
<p>○周辺環境保全対策</p>	<input type="checkbox"/>
<p>○措置の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・措置の終了後における基準不適合土壌の残存する範囲及び深度を明示してください。</li> <li>・措置の終了後に、基準不適合土壌や特定有害物質の飛散、揮散又は流出のおそれのないことが確認できるようにしてください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○実施措置の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法</p>	<input type="checkbox"/>
<p>○事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法</p>	<input type="checkbox"/>
<p>○お知らせ看板（II-38、39を参照してください。）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>○工程表</p>	<input type="checkbox"/>

3 必要に応じて添付する書類	チェック欄
3-1 試料採取等を行わなかった土壌について措置を実施しようとする場合	
○試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ・土地の形質の変更に係る部分のうち試料採取等を行わなかった範囲、深さ及び汚染状態を明示してください。	<input type="checkbox"/>
○試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に関する資料	<input type="checkbox"/>
a. 試料採取地点図	<input type="checkbox"/>
b. 調査結果	<input type="checkbox"/>
c. 指定調査機関確認書・土壌汚染状況調査結果報告シート	<input type="checkbox"/>

(II) 以上に加え、7条では措置の種類により、次の書類が必要になります。

	チェック欄
○評価地点及び当該評価地点に設定した理由 ・目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定した場合は、評価地点の位置図及び地点の設定理由を明記してください。	<input type="checkbox"/>
○地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び設置する理由 ・観測井戸の設置位置とその地点に設置した理由及び観測井の断面図を明示してください。	<input type="checkbox"/>
○地下水の水質の測定期間及び頻度 ・地下水の測定を行う時期と報告するタイミングを明示してください。	<input type="checkbox"/>

汚染除去等計画書（新規・変更）

届出日（窓口受理日）又は、届出日から、過去数日以内の日付を記載してください。  
指示書に記載の期限までに御提出ください。 ○○年○○月○○日

東京都知事 殿

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。

提出者 東京都○○区○○町○丁目○番○号  
○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

新規で提出される場合は「第1項」に、変更の場合は「第3項」に印をつけてください。

土壤汚染対策法 第7条第1項 の規定による 汚染除去等計画 について、次のとおり提出します。  
第7条第3項 変更後の汚染除去等計画

要措置区域に指定されている区画のある地番の全てを記入してください。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地	○○区○○町○丁目○番 (指-○○○号)	(地番)
指示措置	要措置区域の指定前に本届出書を提出される場合は、(指 定手続中)と記載してください。	地下水の水質の測定
実施措置		当該実施措置を選択するに至った技術的評価の内容や検討の経緯等を記載してください。 指示措置と実施措置が同じ場合は、“指示措置による”と記載してください。
実施措置を選択した理由		添付書類○○のとおり
実施措置の着手予定時期		令和○○年○○月○○日
実施措置の完了予定時期		令和○○年○○月○○日
汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果	基準に適合しなかった特定有害物質： (例) 鉛及びその化合物（溶出量） 詳細は添付書類○○のとおり
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	(例) 株式会社○○ (○○県知事登録 濃度第○○号)
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果	基準に適合しなかった特定有害物質： (例) 鉛及びその化合物（溶出量） 詳細は添付書類○○のとおり
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	(例) 株式会社○○ (○○県知事登録 濃度第○○号)
土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が帯水層に接する場合にあっては、特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置		平成31年環境省告示第5号に示された施工方法の基準に従うものとする。 詳細は添付書類○○のとおり

詳細調査を行った場合は、基準不適合物質及び超過した基準の種類を記入してください。

状況調査で深さ限定をした場合であって、当該深さの位置について措置を行う場合は記載してください。

特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	添付書類〇〇のとおり
実施措置の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法	添付書類〇〇のとおり
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	添付書類〇〇のとおり
土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係	地下水位は掘削深度以深である。 詳細は添付書類〇〇のとおり
要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握するための調査における試料採取の頻度及び土壌の使用方法	埋戻し土壌の管理は、平成31年環境省告示第6号に基づき実施する。 詳細は添付書類〇〇のとおり
一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び汚染土壌の使用方法	搬出場所ではテトラクロロエチレンが区域指定物質となっており、詳細調査の結果、最大土壌溶出量は0mg/Lとなっている。 当該搬入土壌は本計画で予定している実施措置と併せて区域外処理を予定している。

飛び地間移動を行う場合は、搬出場所の汚染状況と搬入土壌の使用方法を記載ください。  
飛び地間移動についてはI-112を参照してください。

<連絡先>

〇〇株式会社△△課

担当：〇〇〇〇 TEL ××-××××-××××

担当者（届出者と同じ組織に属する者に限る。）の連絡先を記載してください。  
また、届出者と異なる組織に属する者で届出書の内容が分かる者（指定調査機関の担当者等）の連絡先は必要に応じて併記してください。  
なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

【例：実施措置が地下水質の測定の場合】

(第3面)

実施措置の種類	地下水の水質の測定		
別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の違いに応じ、それぞれ同表の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">中欄</td></tr><tr><td style="text-align: center;">下欄</td></tr></table> に定める事項		中欄	下欄
中欄			
下欄			
<p>一 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定</p> <p>イ 地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p style="padding-left: 40px;"><b>観測井の設置予定位置を添付資料〇〇に示す。観測井の設置位置は、土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できる地点とし、措置対象範囲の地下水流向下流側に選定した。観測井のスクリーン区画は、ボーリング調査時において地下水位が確認された深度から帯水層底面までとする。</b></p> <p>ロ 観測井を設置する方法</p> <p style="padding-left: 40px;"><b>観測井の設置方法、観測井の構造及び観測井周辺の地質断面図を添付資料〇〇に示す。</b></p> <p>ハ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度</p> <p style="padding-left: 40px;"><b>測定対象物質は〇とする。1年目は4回、2年目から10年目までは1年に1回、11年目以降は2年に1回定期的に測定する。</b></p> <p>ニ 地下水の水質の測定の結果の都道府県知事への報告を行う時期及び方法</p> <p style="padding-left: 40px;"><b>測定結果は、第一回を令和〇年〇月〇日に、書面にて東京都に報告する。以降、測定毎に測定日の一か月以内に書面にて報告する。</b></p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 変更の場合にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを ( ) 書きすること。



【例：実施措置が土壌汚染の除去の場合】

(第3面)

実施措置の種類	土壌汚染の除去
別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の <small>中欄</small> <small>下欄</small> に定める事項	
<p>五 土壌汚染の除去</p> <p>一 基準不適合土壌の掘削による除去</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成に必要な情報</p> <p style="text-align: center;"><b>要措置区域の汚染状況を明らかにした図面を添付書類〇〇に示す。</b></p> <p>ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p style="text-align: center;"><b>評価地点は、当該要措置区域から地下水流向下流側周縁であり、当該要措置区域から〇mの地点とする。詳細は添付資料〇〇のとおり。</b></p> <p>ハ ロの土地にあつては、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度に設定した理由</p> <p style="text-align: center;"><b>目標土壌溶出量は〇mg/L以下とする。設定根拠を添付資料〇〇に示す。</b></p> <p>ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ</p> <p style="text-align: center;"><b>措置を実施する要措置区域の状況を明らかにした図面及び、措置の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図に示す。(添付資料〇〇)</b></p> <p>ホ 掘削を行う方法</p> <p style="text-align: center;"><b>措置の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図に示す。(添付資料〇〇)</b></p> <p>ヘ 掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌若しくはロの土地にあつては、目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により埋める方法又は建築物の建築若しくは工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋め戻さない場合にあつては、その旨</p> <p style="text-align: center;"><b>措置の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図に示す。(添付資料〇〇)</b></p> <p>ト 掘削された目標土壌溶出量を超える濃度の土壌を浄化する方法その他の方法及び当該方法により目標土壌溶出量以下の土壌となることの確認結果</p> <p style="text-align: center;"><b>汚染除去等の種類は、掘削除去(オンサイト浄化)とし、熱分解による熱処理を行う。現地採取資料を用いた室内試験により、当該方法で基準不適合土壌が目標土壌溶出量適合となることを確認した。(添付資料〇〇)</b></p>	

チ 掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置区域に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果

**基準不適合が確認された特定有害物質及び浄化過程で基準不適合となるおそれがある特定有害物質について、100㎡以下ごとに試料採取を行い、確認する。**

リ ロの土地にあっては、実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態

**テトラクロロエチレン：最大濃度0.24 mg/L  
カドミウム及びその化合物：最大濃度0.031 mg/L**

ヌ ロの土地にあっては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由

**観測井の設置位置は、汚染の除去等の措置の効果を的確に把握できる地点として、掘削除去を講じた区画の地下水流向下流側周縁を選定した。（添付資料〇〇）**

ル 観測井を設置する方法

**観測井の設置方法、観測井の構造及び観測井周辺の地質断面図を添付資料〇〇に示す。**

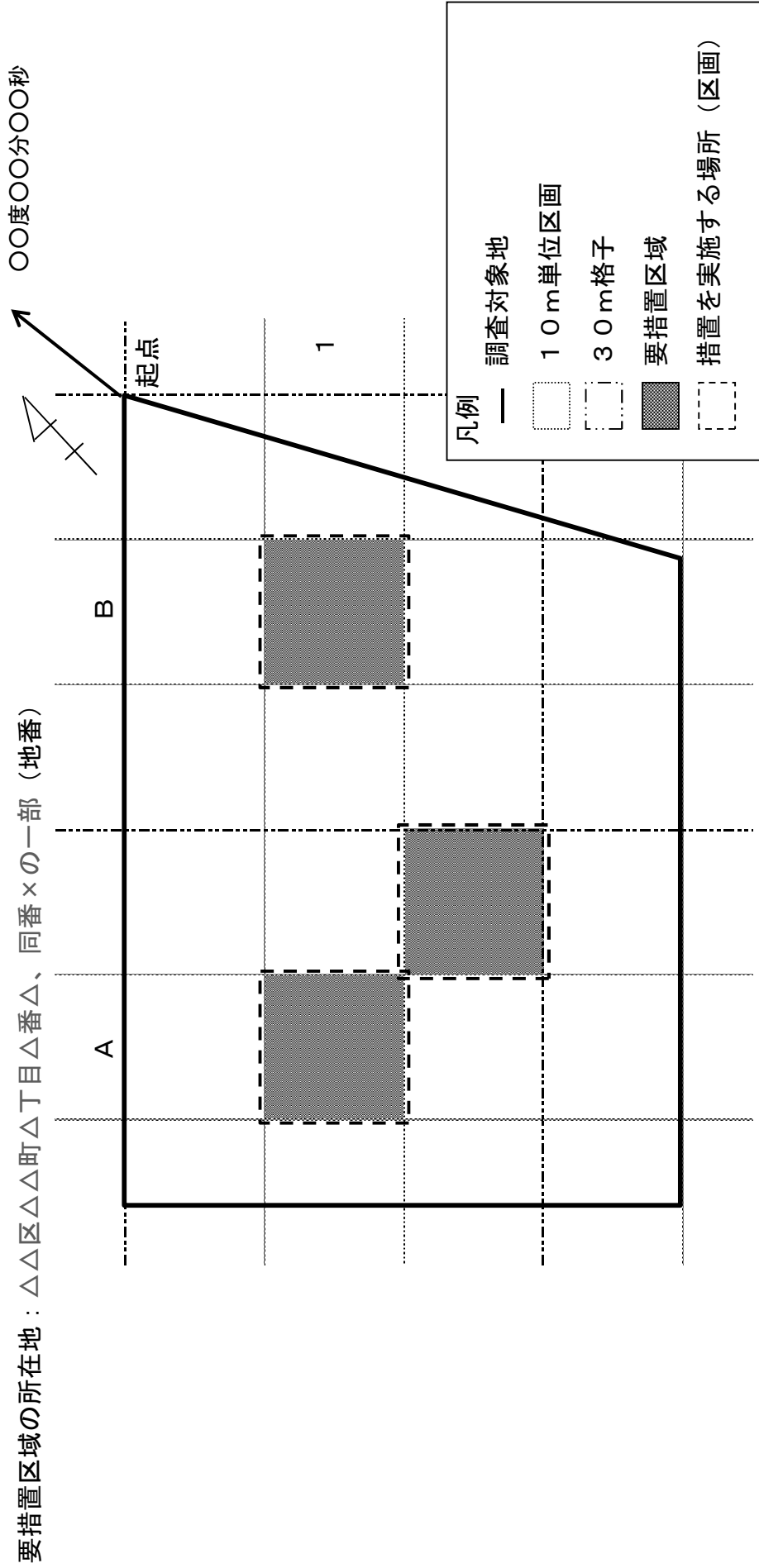
ヲ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度

**（地下水汚染が生じていない場合）  
工事の完了時、1回測定し地下水汚染がないことを確認する。**

**（地下水汚染が生じている場合）  
3か月に一回程度の測定を2年間実施する（4月、7月、10月、1月）**

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 変更の場合にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。

### 措置を実施する場所を明らかにした要措置区域の図面

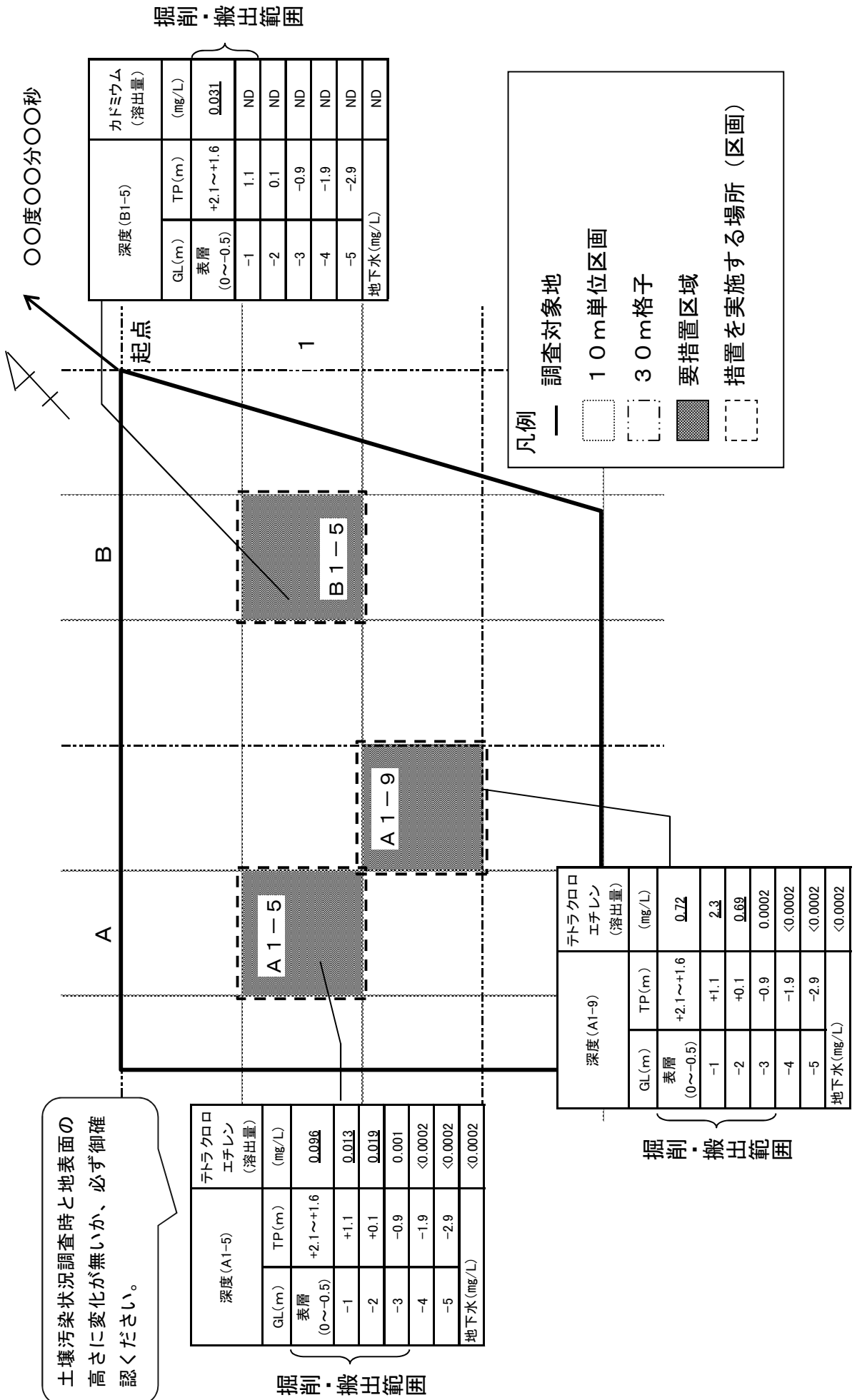


作成例

添付書類 2

措置を実施する要措置区域の状況を明らかにした平面図  
措置の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（1）

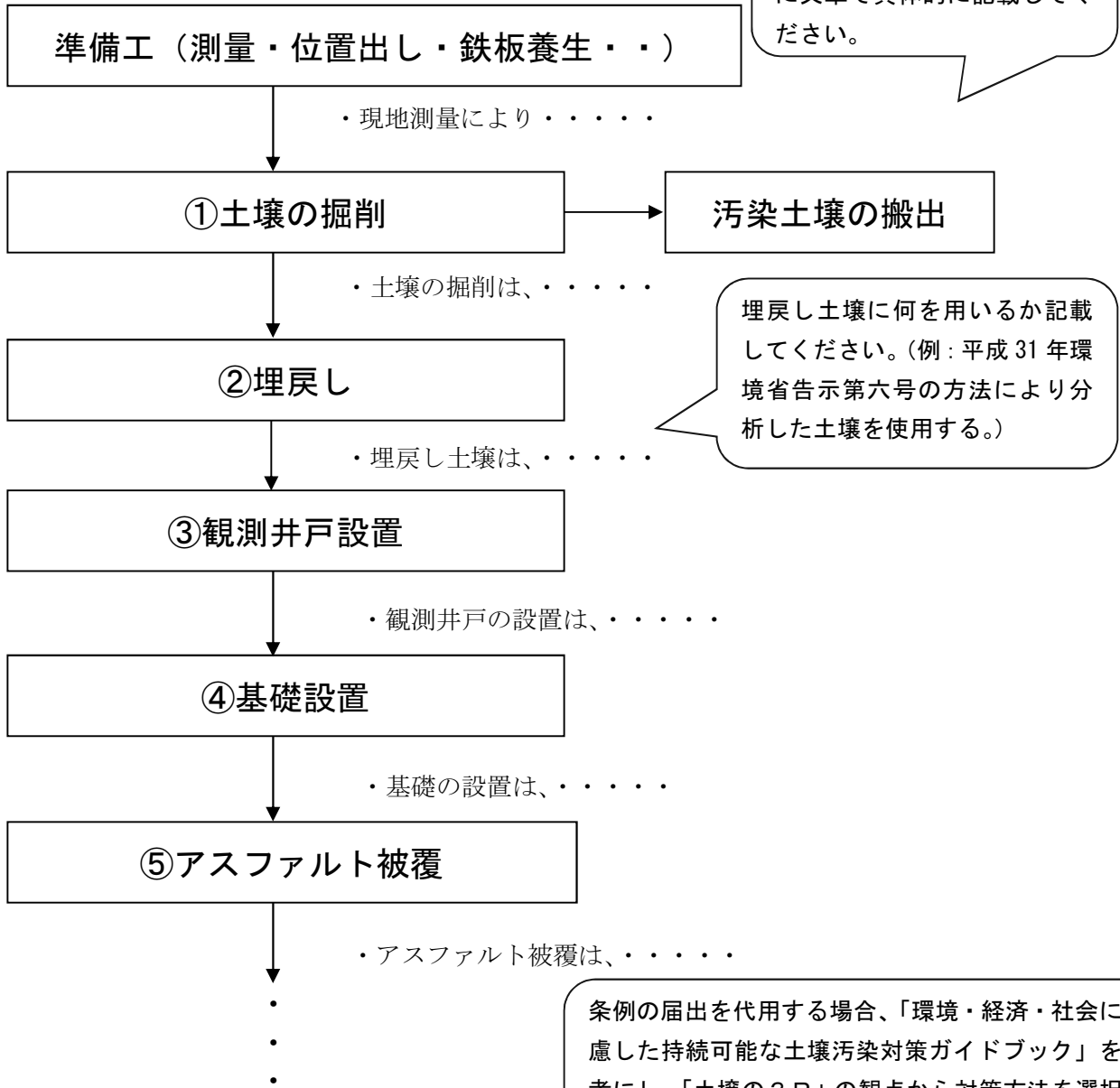
土壌汚染状況調査時と地表面の高さに変化が無いが、必ず御確認ください。



**作成例**

添付書類 3

1. 土地の形質の変更の施工方法  
(1) 施工のフロー図 (例)



(2) 対策 (拡散防止方法等) の選択理由  
今後の土地利用において…

条例の届出を代用する場合、「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」を参考にし、「土壌の3R」の観点から対策方法を選択した理由についても記入してください (II-31 参照)。

2. 施工会社 : ○○建設株式会社

現場代理人や担当者名等の個人名は記載しないでください。

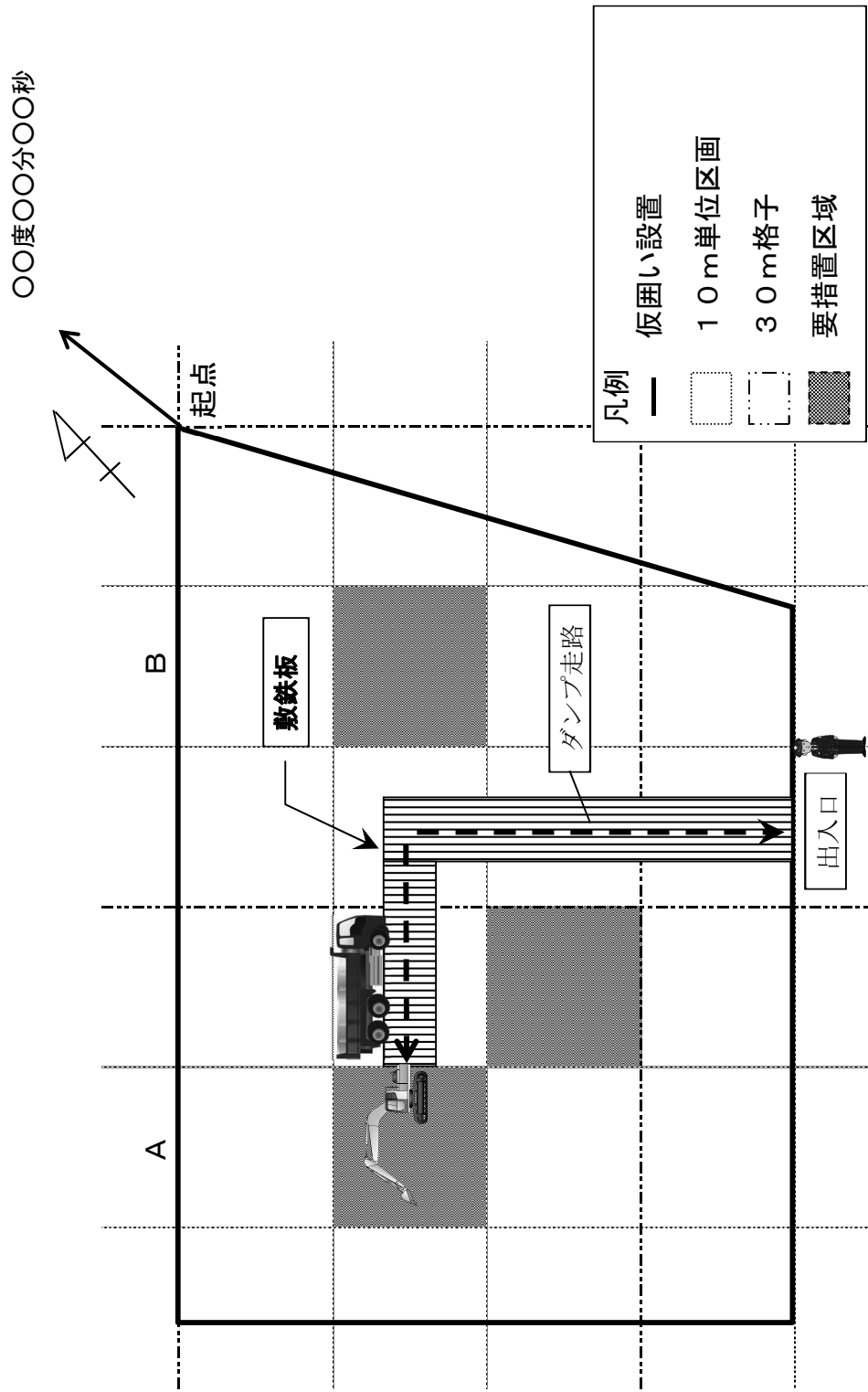
3. 汚染土壌の搬出先 : 汚染土壌処理施設 (浄化等処理施設)  
※別途、法第 16 条の届出予定

汚染土壌の搬出がない場合は、その旨を記載してください。  
例) 今回の土地の形質の変更において、汚染土壌の搬出はしない。

作成例

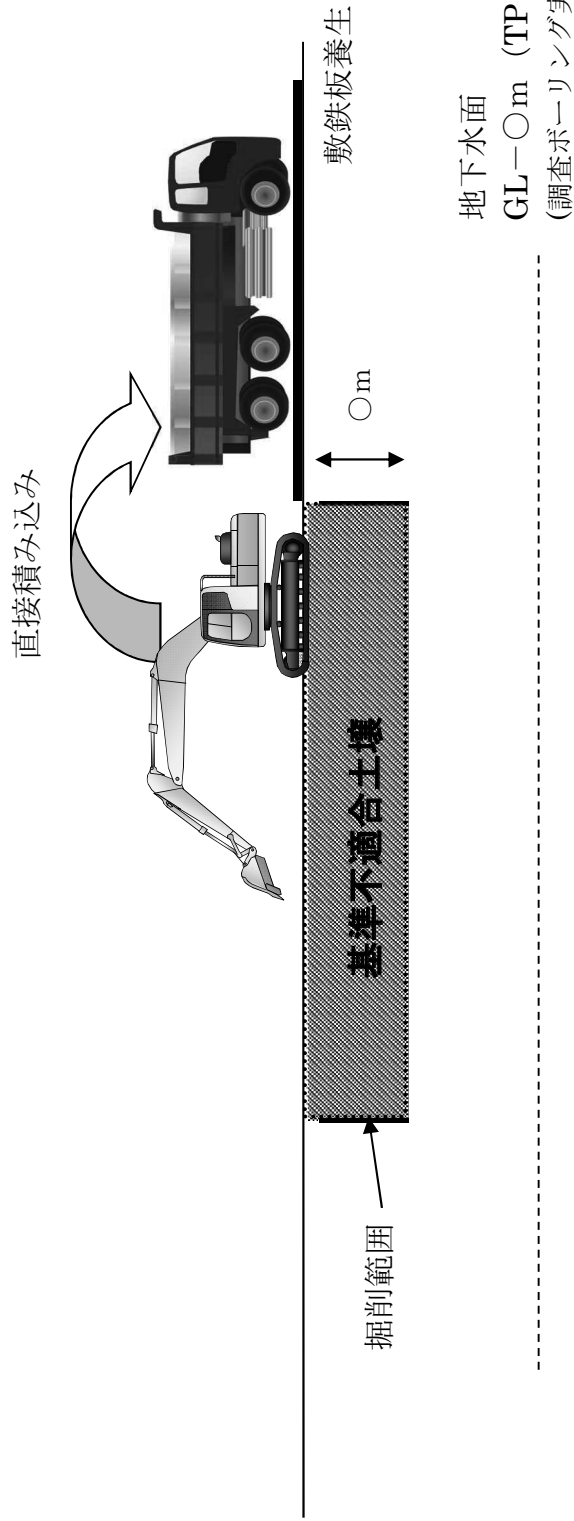
①土壌の掘削

措置の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（２）（平面図）



作成例(地下水より浅い範囲のみを掘削する場合)

○措置の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図(3)(立面図・断面図)

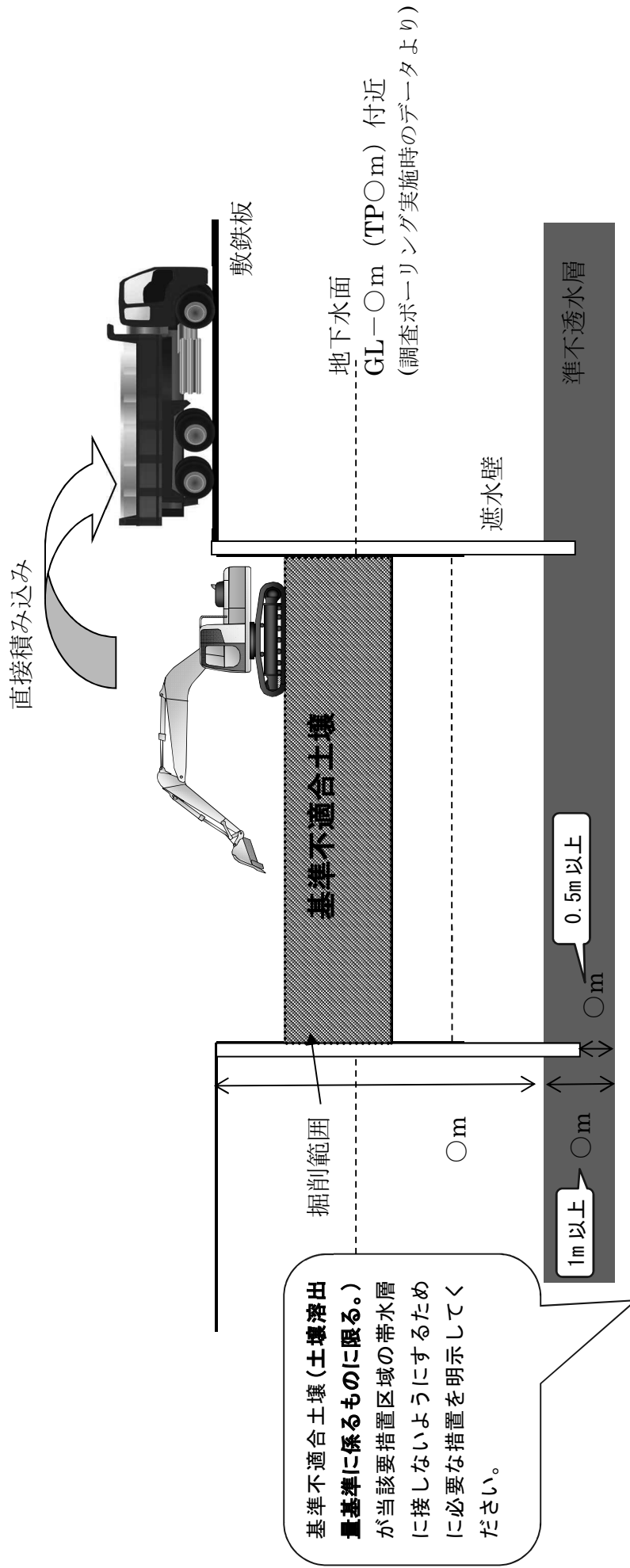


※掘削範囲は地下水位よりも上方である。

※単位区画ごとに地下水面が異なる場合は、GL-○~○m付近とするか、一覧表にまとめてください。

作成例(基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が帯水層に接する場合)

○措置の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図(3)(立面図・断面図)



※準不透水層まで遮水壁を設置した上で地下水位を低下させた後に、掘削を行う。



## 作成例

掘削を行う範囲に地下構造物の存在が確認されている場合は、その体積を併記してください。  
なお、本届出書においては、体積算出の根拠となつた当該地下構造物の辺長について、必ずしも記載する必要はありません。  
(※ただし、掘削時には地下構造物の辺長を計測した上、措置完了報告書等に計測結果を明記してください。)

### 掘削土量集計表 (※2)

掘削する基準不適合土壌の体積の算出根拠を添付してください。

単位区画	汚染状態	汚染深度	掘削面積	掘削深度	地下構造物の体積	搬出土量
A1-5	テトラクロロエチレン (第二溶出)	2 m	100㎡	3 m	0 ㎡	300㎡
A1-9	テトラクロロエチレン (溶出)	2 m	100㎡	3 m	10㎡	290㎡
B1-5	カドミウム (溶出)	0.5 m	100㎡	1 m	0 ㎡	100㎡
<b>合計</b>						<b>690㎡</b>

杭の施工等により発生する汚泥について、関係法令を遵守し適切に処理する場合には、処理する量についても併せて記載してください。

## 作成例

## 周辺環境保全対策

条例第 117 条 3 項の届出を兼ねる場合は  
条例指針に基づいた対応策の併記もお願いします。

- ① お知らせ看板を対象地の周囲の外部から見やすい場所に掲示する。
- ② 作業エリア周辺に万能鋼板による仮囲いを設置し、周辺への粉塵等の飛散を防止する。
- ③ 掘削作業中の粉塵による飛散防止対策として散水を実施する。
- ④ 敷鉄板を行いタイヤへの基準不適合土壌の付着を防止する。
- ⑤ 雨天・強風時には飛散防止のためシートによる養生を行う。
- ⑥ 場内運搬時に基準不適合土壌の落下等を防止するため、荷台のシート養生を行う。
- ⑦ 基準不適合土壌の掘削作業中は周辺環境モニタリングを実施する（具体的なモニタリング項目等を記載してください。）。
- ⑧ 掘削時に水が発生した場合は、関係機関と協議の上、関係法令等を遵守して排水する。

・  
・  
・  
・  
・

※記載事項は一例です。  
※その他、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を参照してください。

## その他

必要に応じて記載してください。

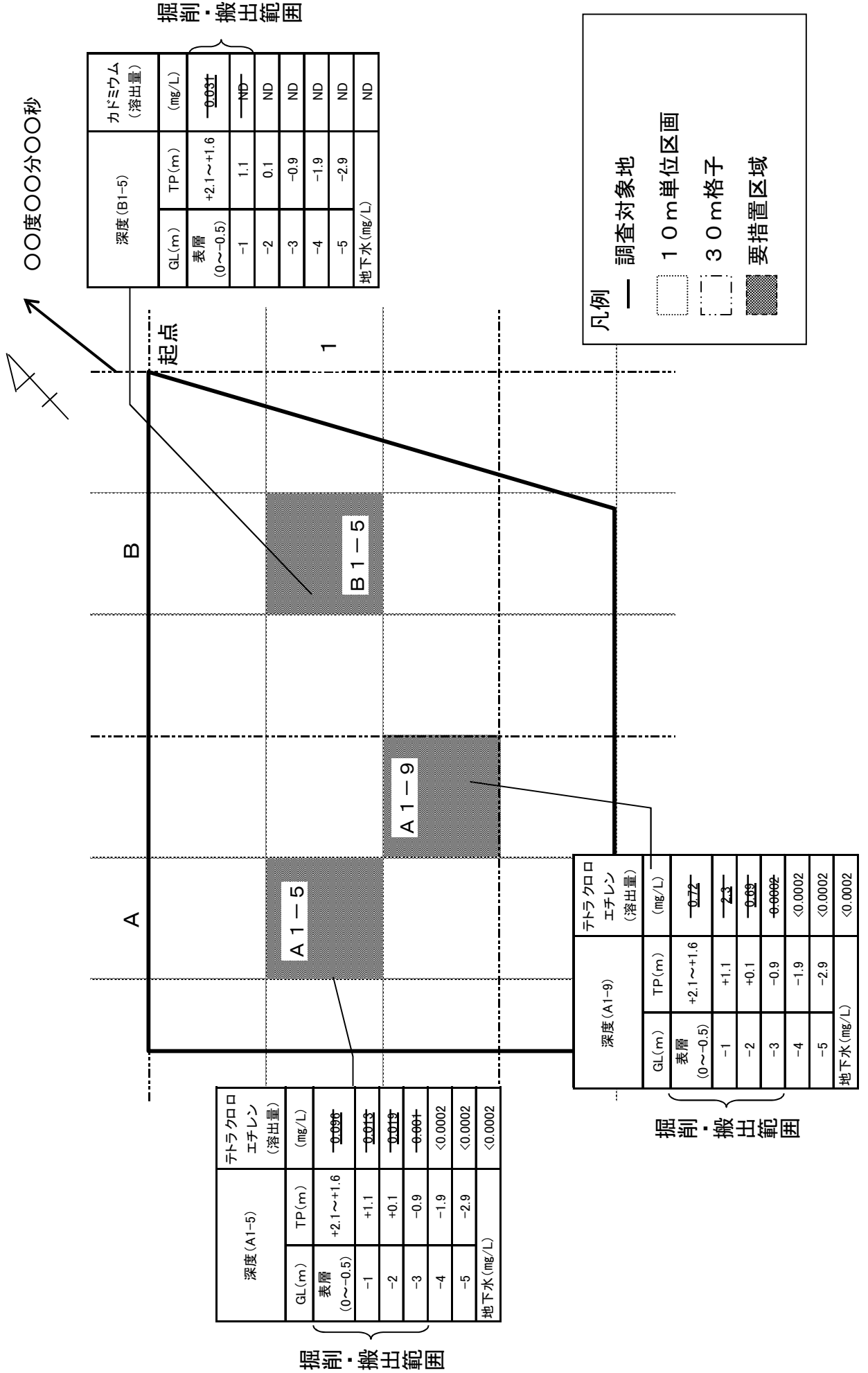
※掘削除去等による区域指定の解除を行う場合に以下の事項を記載

- ・完了時の確認事項
- ・観測井の設置場所
- ・埋戻し土壌の品質管理

作成例

添付書類 5

措置の終了後における要措置区域の状況を明らかにした平面図



## 実施措置の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

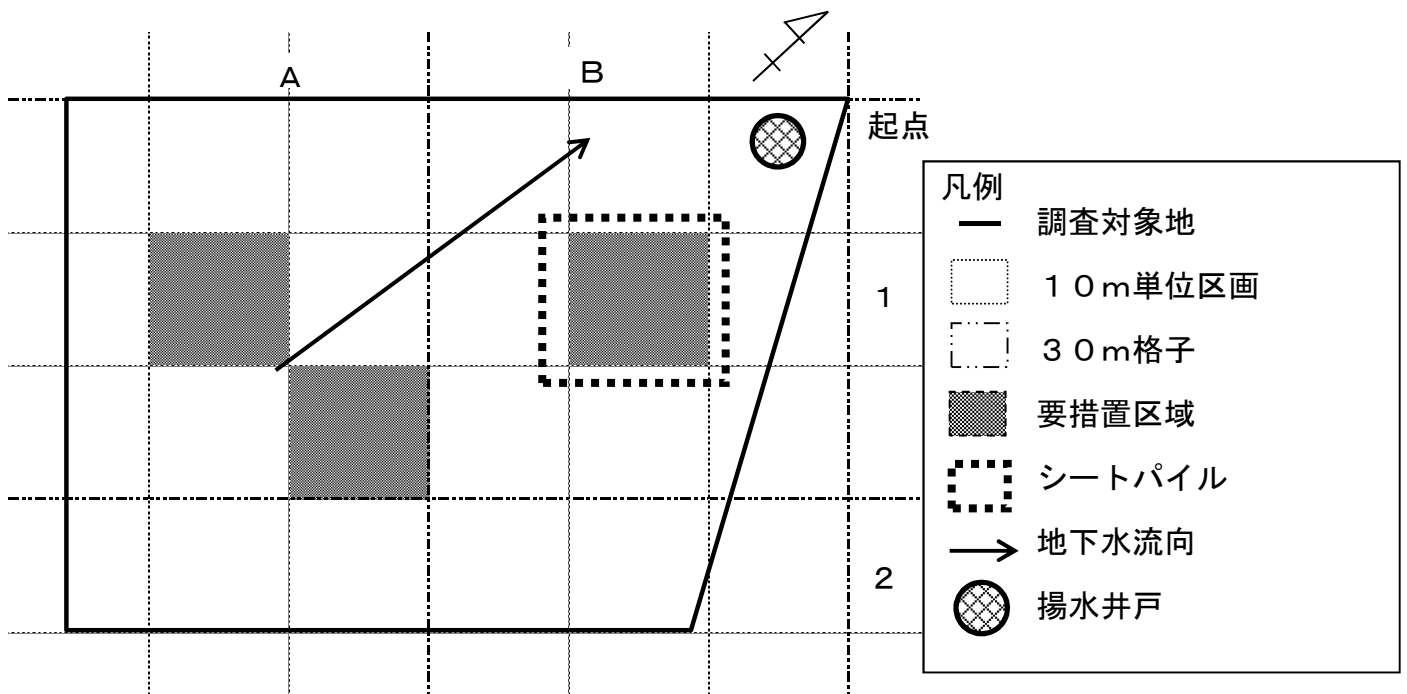
### 1. 対応方針

地下水位の測定と地下水を採取し測定することを月に1回以上定期的に行うことで水質を監視する。地下水位や水質に異常が見られた、あるいは異常のおそれが明らかになった場合、初期対応として速やかに工事を停止し、原因究明を行うとともに汚染拡大防止のために適切な対策を講ずる。対策終了後、考えられる原因とその根拠及び汚染の拡散が確認された結果を報告書として取りまとめる。

### 2. 地下水汚染拡大時の対応手順

- ①地下水汚染の拡大が確認された場合は直ちに、掘削作業を中止する。
- ②措置の実施に伴い設置した指定区域周辺のシートパイルの状況を再確認する。
- ③汚染の拡大が確認された地点より地下水流向下流側に揚水井戸を設け、地下水の揚水を行う。  
なお、揚水した地下水については、関係機関と協議の上、関係法令等を遵守して排水する。
- ④上記応急処置が完了したのち、原因究明を行い、対策工を実施したのち掘削を再開する。
- ⑤掘削完了後地下水汚染が確認された範囲の地下水の水質の測定を行う。

※記載事項は一例です。



## 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

### 1. 対応方針

非常災害等の緊急事態が生じた場合、盛土や観測井等汚染除去等の措置に係る構造物や設備等に損壊がないこととともに、当該事態に伴う汚染の拡散の有無を確認する。損壊があった場合には速やかに修復する。

### 2. 対応方法

- 1) 現場において災害等が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、緊急時連絡体制にて対応する。
- 2) 事故等に応じた関係先に通報する。
- 3) 報告等は簡明瞭に迅速に行うとともに指示事項には迅速に対処する。
- 4) 異常気象時の対応については現場で定める「異常気象時対応基準」に従うものとする。
- 5) 緊急時対応マニュアルを整備し、マニュアルに従って行動する。

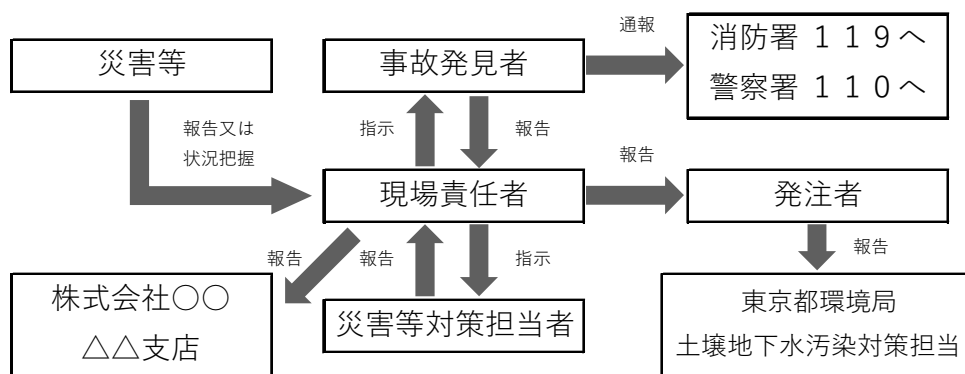
・  
・  
・

※記載事項は一例です。  
※具体的な対応方法について記述してください。

### 3. 非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合

要措置区域内において非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合工事の終了時若しくは措置の完了時に報告する。

### 4. 緊急時連絡体制図



### 5. 現場の実施体制と責任者

※個人情報に記載しないでください。役職名（現場代理人、監理技術者、担当者等）で体制を示してください。

作成例

添付書類 8

工程表

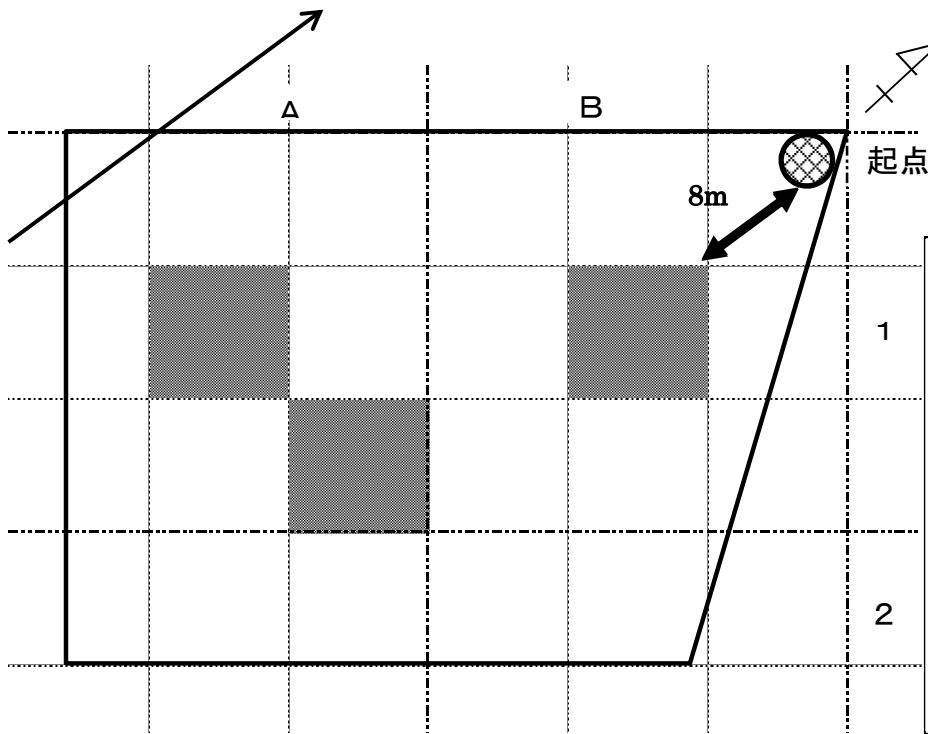
年 月	〇〇年〇月			〇月			〇月					
	1	10	20	30	1	10	20	30	1	10	20	30
仮設工事												
掘削工事												
汚染土壌搬出												
埋め戻し工事												
外構工事												

完了月日を明確にします。  
完了日は、汚染土壌の処理完了を  
確認した日や地下水測定結果を受  
領した日等を含めた措置完了日  
(工事終了日)です。

開始月日を明確にします。

・おおまかな工程ごとに、工程を明らかにします。  
・土地の形質の変更を伴わない工種（建物の内装工事、上屋解体工事等）の記載は要りません。

評価地点及び当該評価地点に設定した理由



土壤溶出量基準に適合しない物質が複数ある場合は、物質ごとに1枚作成してください。

凡例

- 調査対象地
- 10m単位区画
- 30m格子
- 要措置区域
- 地下水流向
- ⊗ 観測井戸

評価地点は、当該要措置区域から地下水流向下流側周縁であり、当該要措置区域から8mの地点とする。計算シートを下記に示す。結果、目標土壤溶出量は0.3mg/Lとなった。

措置完了条件 計算シート

【区域情報】

文書番号	○標改化○第○号
状況調査報告書提出日	2019年11月10日
計算実施日	2019年11月10日
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
自由設定項目	見本

【入力値】

① 物質種類 ※ブルダウリストより対象物質を選択  
カドミウム及びその化合物

② 帯水層 ※ブルダウリストより土質を選択

土質	シルト質砂			
名称	記号	数値	単位	備考
厚さ	Sd	8	m	最大10m

③ 地形情報(動水勾配)

数値	単位
0.001	m/m

④ 距離

名称	記号	数値	単位	備考
評価地点までの距離	X	8	m	

⑤ 基準不適合土壌の大きさ

名称	記号	数値	単位	備考
基準不適合土壌の幅	Sw	14	m	
基準不適合土壌の長さ	SL	14	m	

計算パラメーター

① 物質パラメーター

名称	記号	数値	単位
土壤-水分配係数	Kd	11	L/kg
有機炭素分配係数	Koc	-	L/kg
半減期	T <sub>1/2</sub>	-	y
縦分散長	α <sub>x</sub>	0.8	m
横分散長	α <sub>y</sub>	0.08	m
地下水基準		0.01	mg/L
第②溶出量基準		0.3	mg/L

② 土質パラメーター

名称	記号	数値	単位
透水係数	k	1.0E-06	m/s
有効間隙率	ne	0.15	m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>
間隙率	n	0.45	m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>
土粒子密度	ρ <sub>s</sub>	2.7	t/m <sup>3</sup>
乾燥土壌密度	ρ <sub>d</sub>	1.49	t/m <sup>3</sup>
有機性炭素含有率	foc	0.001	g/g

③ 地形情報パラメーター

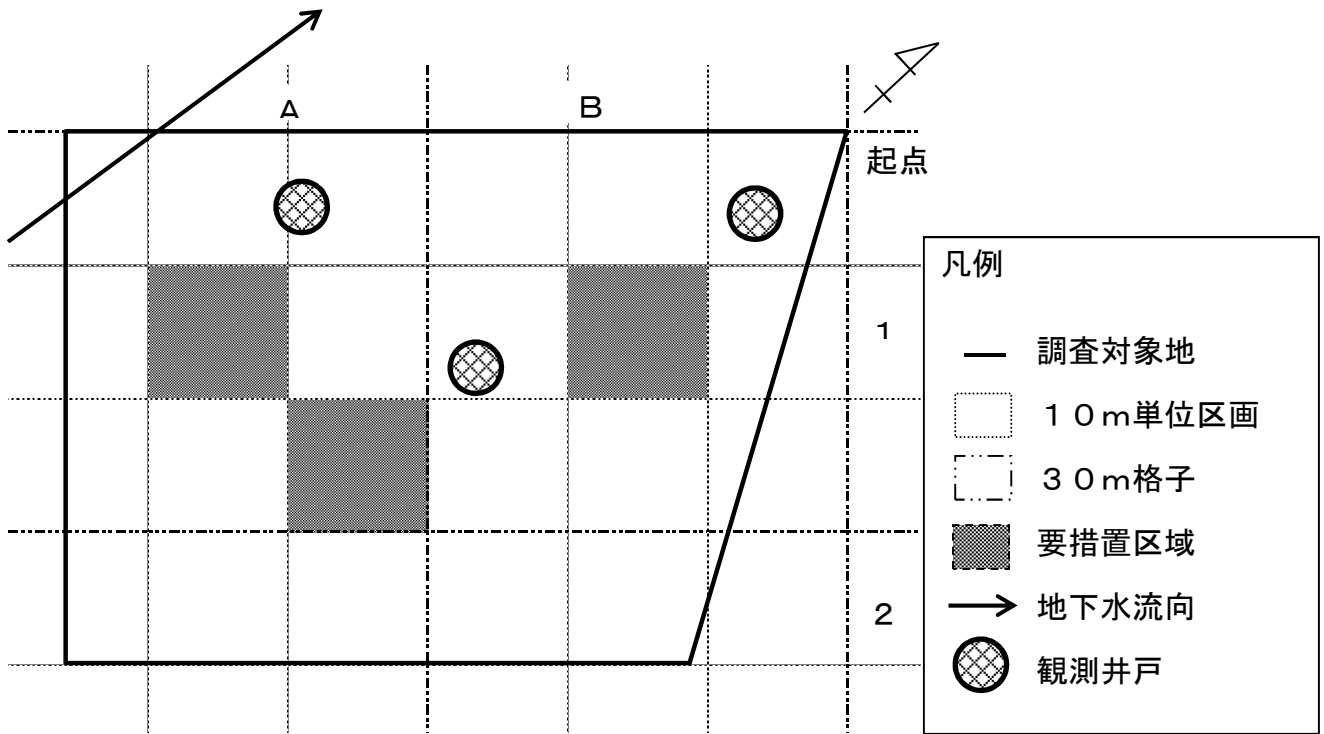
名称	記号	数値	単位
実流速	Vs	0.21	m/y
遅延係数	Rd	109.90	

【計算結果】

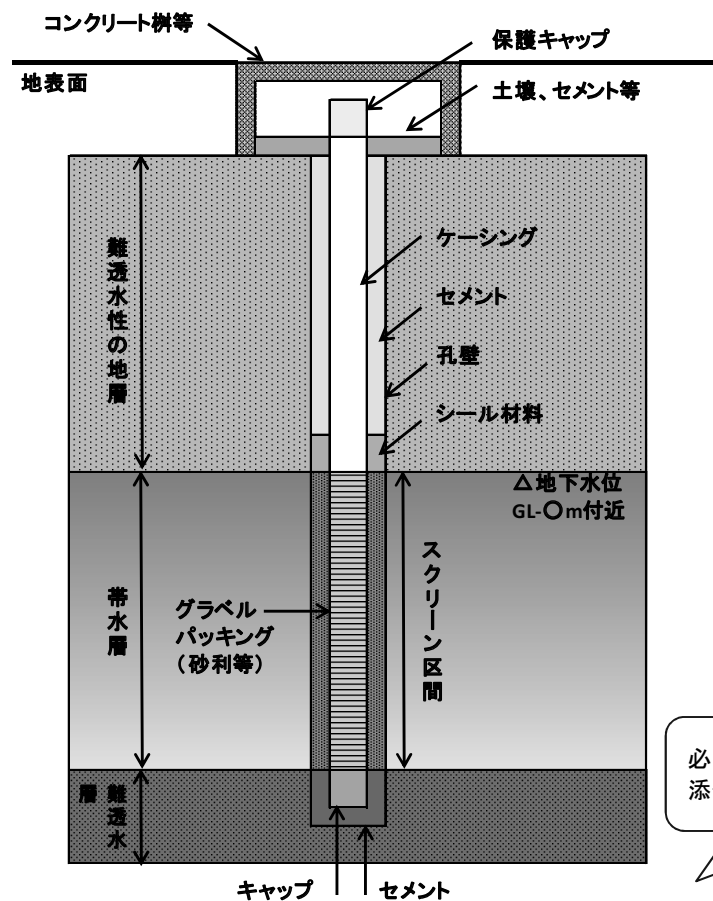
目標土壤溶出量	0.3	mg/L	<目標地下水濃度>	0.3	mg/L
---------	-----	------	-----------	-----	------

印刷用レポートへ

地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び設置する理由



観測井の設置位置は、土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できる地点とし、措置対象範囲の地下水流向下流側に選定した。観測井の模式図を次に示す。





地下水の水質の測定期間及び頻度

		2019年				2020年																
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月													
準備工・ 内装解体		[Bar chart showing activity from Sep to Oct]																				
上物解体		[Bar chart showing activity from Nov to Dec]																				
観測井戸設置		[Bar chart showing activity in Nov]																				
地下水測定																						
報告		[Timeline diagram showing reporting points at the end of each month from Nov 2019 to Mar 2020]																				
		2020年																				
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...	2021年	2022年	2023年	...	2027年	2029年	2031年	...		
地下水測定																						
報告		[Timeline diagram showing reporting points at the end of each month from 2020 to 2031]																				



**6. 土壤汚染対策法第 12 条に基づく  
形質変更時要届出区域内における土地  
の形質の変更届出書の作成について**

## はじめに

ここに記載する内容は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する届出（「**形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書**」の提出）に適用します。

### 1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、**形質変更時要届出区域**※内において**土地の形質を変更する行為**です。「**土地の形質の変更**」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれます。

※区域指定前に施工を行う場合は、事前に東京都の担当者まで御相談ください。

ただし、通常の管理行為等については、届出対象外となります。「**通常の管理行為等**」とは、次の行為です。

- ① 掘削行為であり次の基準を満たすもの
  - I：掘削面積 10 m<sup>2</sup>以上の場合、掘削深度 50cm 未満の行為
  - II：掘削面積 10 m<sup>2</sup>未満の場合、掘削深度 3m 未満の行為（ただし、措置のための構造物に変更を加える行為、汚染土壌の区域間移動又は飛び地間移動を伴う場合は届出の対象）
- ② 汚染を拡散しない方法で行われるボーリング（土壌汚染の調査又は観測井を設ける目的のものに限る。）
- ③ 土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣の定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの。

### 2 届出の義務者

届出の義務を負う者は、「**形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者**」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となりうる権限を有することを確認できる書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等の関係では、開発事業者等がこれに該当します。請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

### 3 届出の期限

届出書の提出は、**形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更に着手する日の 14 日前まで**に行うことが必要です。東京都では、汚染の拡散防止等が適切に図られることを担保するため、**区域の指定前に土地の形質の変更を行う場合にも、土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、法第 12 条第 1 項としての届出をお願いしています。**

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません（I-21《参考》届出日算出方法）。

#### 4 絞り込み

絞り込み調査は、土壤汚染状況調査と同様の方法で（深度方向の絞り込み調査においては、汚染範囲より1m深い深度まで）実施してください。絞り込み調査を行う場合、調査結果は原則として本届出時に報告してください。本届出時に調査結果を報告できない場合は、当該調査の計画を明示してください。

なお、所定の方法によらずに調査を実施し、この結果を基に措置を行った場合は、区域指定を解除できなくなる場合もあるので御注意ください。

#### 5 試料採取等を行わなかった土壤について土地の形質の変更をしようとする場合

土壤汚染状況調査時に試料採取等を行う深度を限定した土地において、試料採取等を行わなかった土壤について土地の形質の変更を行う場合（ただし、土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い部分の深さより1メートルを超える深さのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合は除きます。）には、当該土壤の調査結果及び特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付してください。調査方法は、土壤汚染状況調査と同様の方法で実施してください。

#### 6 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合

他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された土壤を使用する場合は、別途「土壤汚染対策法第18条に基づく区域間移動について」を御確認ください。

#### 7 ボーリング等により特定有害物質による汚染状態を把握した場合

土地の形質の変更に当たり法施行規則別表第八に規定するボーリング及びその他同等の方法により特定有害物質による汚染状態を把握した場合には、当該調査結果及び特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することができます。

#### 8 条例において措置が必要な場合

形質変更時要届出区域に指定された土地において、東京都土壤汚染対策指針（以下「指針」といいます。）第4で定める地下水汚染拡大防止区域（土壤又は地下水の汚染状態が第二溶出量基準超過又は第二地下水基準超過である）がある場合、法第12条で必要な届出に加え、指針で定める事項（対象地境界でのモニタリング等の実施計画等）についても記載してください。

#### 9 新条例適用案件で、条例の届出を法の届出で代用する場合について

新条例適用案件の場合、法第12条第1項の届出をもって都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第117条第3項に基づく汚染拡散防止計画書の提出に代えることができます。代用とする場合には、送り状等にその旨を記載し、代用の意思を明確にしてください。また、法12条・16条の届出書には、条例が求める内容（お知らせ看板や措置の選択理由など）を盛り込む必要があります。

## 9 届出書類

### (1) 届出書類の綴じ方

(作成例)【ファイル表紙】

形質変更時要届出区域内における 土地の形質の変更届出書
形質変更時要届出区域の所在地 (地番)
届出者名

【背表紙】

形質変更時 届出書
土地の 所在地

- 届出書は、左側に2穴パンチで穴を開け、  
(2) 提出書類一覧の順に並べ、ファイルに綴じてください。
- ファイルの表紙に「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」、「形質変更時要届出区域の所在地 (地番)」、「届出者名」を記入してください。
- ファイルの背表紙に、「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」、「形質変更時要届出区域の所在地 (地番)」を記入してください。

(2) 提出書類一覧

1 届出書	チェック
<p>○形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（様式第十五）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更の種類、場所、施行方法等が欄内書ききれない場合は、別紙（添付書類）としてください。</li> <li>・必要に応じて、その者が届出者となりうる権限を有することが確認できる書類を添付してください（I-68「2 届出の義務者」を参照してください。）。</li> </ul>	□
2 添付書類	チェック
<p>○土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質を変更しようとする位置や深さを表示し、形質変更時要届出区域の範囲を明示してください。</li> </ul>	□
<p>○土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に土地の形質変更を行う（行っている）場所（部分）について、基準に適合しない特定有害物質の種類、濃度及び深度を、原則として1枚の図面上にまとめて明示してください。</li> </ul>	□
<p>○土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質変更の施行方法を具体的に示してください。</li> <li>・<u>条例の届出を代用する場合、措置の選択理由を併記してください（II-31参照）。</u></li> <li>・基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を明示してください。</li> <li>・基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにするために必要な措置を明示してください。</li> <li>・形質変更時要届出区域内の土壌の仮置きを行う場合、その位置を明示してください。</li> </ul>	□
<p>○掘削土量集計表</p>	□
<p>○周辺環境保全対策</p>	□
<p>○土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質変更後における基準不適合土壌の残存する範囲及び深度を明示してください。</li> <li>・土地の形質変更後に、基準不適合土壌や特定有害物質の飛散、揮散又は流出のおそれのないことが確認できるようにしてください。 （法第7条第4号の技術的基準に適合する実施措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことが確認できるようにしてください。）</li> </ul>	□
<p>○土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法</p>	□
<p>○事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法</p>	□
<p>○お知らせ看板（II-38、39を参照してください。）</p>	□
<p>○工程表</p>	□

3 試料採取等を行わなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合	チェック
○試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更に係る部分のうち試料採取等を行わなかった範囲、深さ及び汚染状態を明示してください。図面作成に当たっては、法4条第2項における「土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面」を参考としてください。</li> </ul>	□
○試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に関する資料	□
a. 試料採取地点図	□
b. 調査結果	□
c. 指定調査機関確認書・土壌汚染状況調査結果報告シート	□



形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

届出日（窓口受理日）又は、届出日から、過去数日以内の日付を記載してください。  
着手予定日の14日前までに提出してください。（I-21《参考》届出日算出方法）

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。

届出者は「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施行に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等の関係では、開発事業者等が該当します（I-68「2届出の義務者」も参照してください。）。

届出者 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

区域指定前に届出される場合においても、「第1項」に印をつけてください。

土壤汚染対策法第12条（第1項、第2項、第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

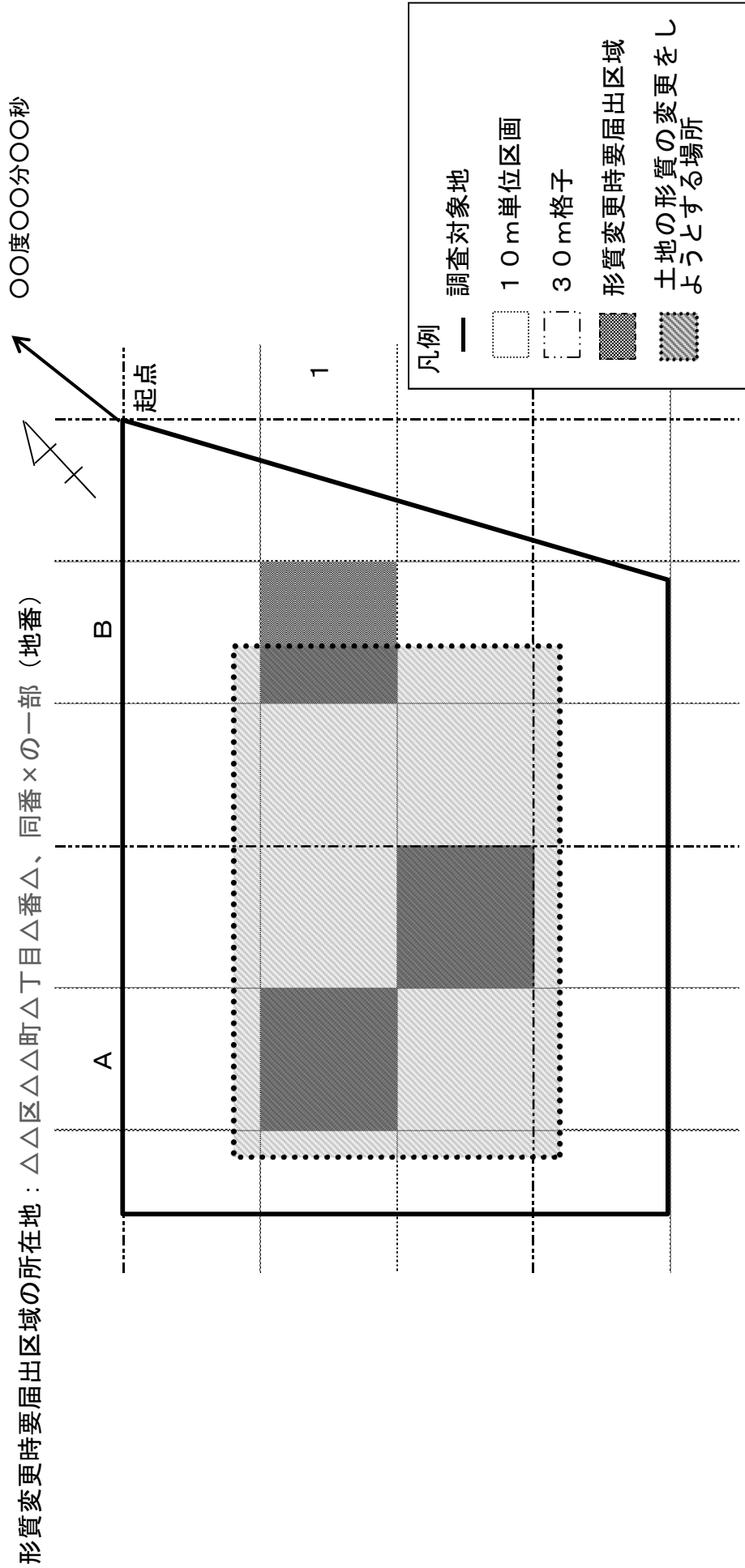
形質変更時要届出区域に指定されている区画のある地番の全てを記入してください。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

形質変更時要届出区域の所在地	〇〇区〇〇町〇丁目〇番 (指-〇〇〇号)
土地の形質の変更の種類	土壤の掘削、基礎設置、アスファルト被覆、 ...
土地の形質の変更の場所	〇〇区〇〇町〇丁目〇番の一部(地番) 詳細は添付書類〇〇のとおり
土地の形質の変更の施行方法	添付書類〇〇のとおり 土地の形質の変更後、表層に含有量基準を超過した土壌が残置される場合は、舗装や盛土等による措置を記載してください。
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	〇〇年〇〇月〇〇日
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	〇〇年〇〇月〇〇日
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	添付書類〇〇のとおり
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	添付書類〇〇のとおり
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称 基準に適合しなかった特定有害物質： (例) 鉛及びその化合物(溶出量) 詳細は添付書類〇〇のとおり (例) 株式会社〇〇 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇号)
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	- 該当する場合は、搬入元の区域の所在地を記入してください。 担当者（届出者と同じ組織に属する者に限る。）の連絡先を記載してください。 また、届出者と異なる組織に属する者で届出書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。 なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

<連絡先>

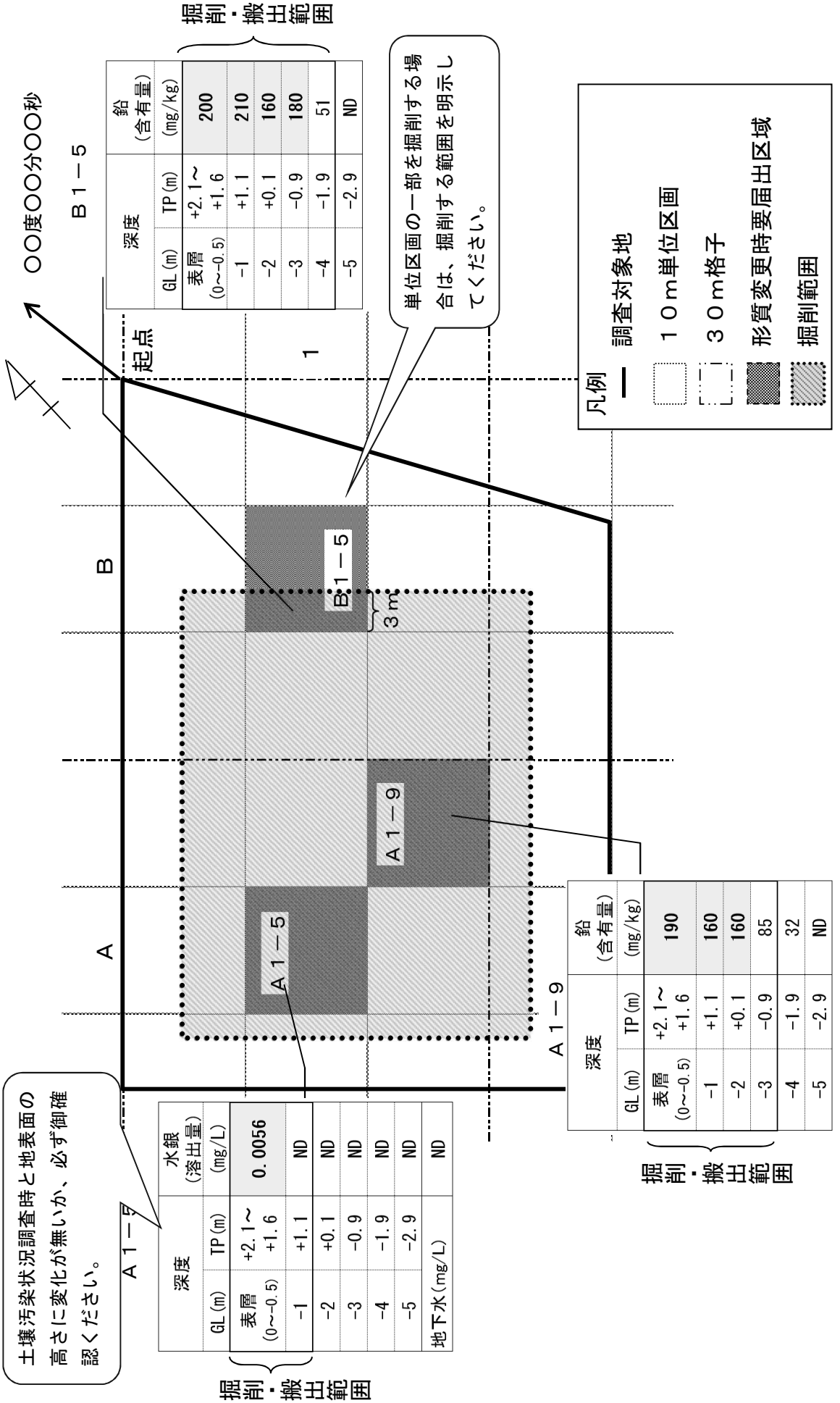
〇〇株式会社△△課  
担当：〇〇〇〇 TEL ××-××××-××××

### 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更所要届出区域の図面



作成例

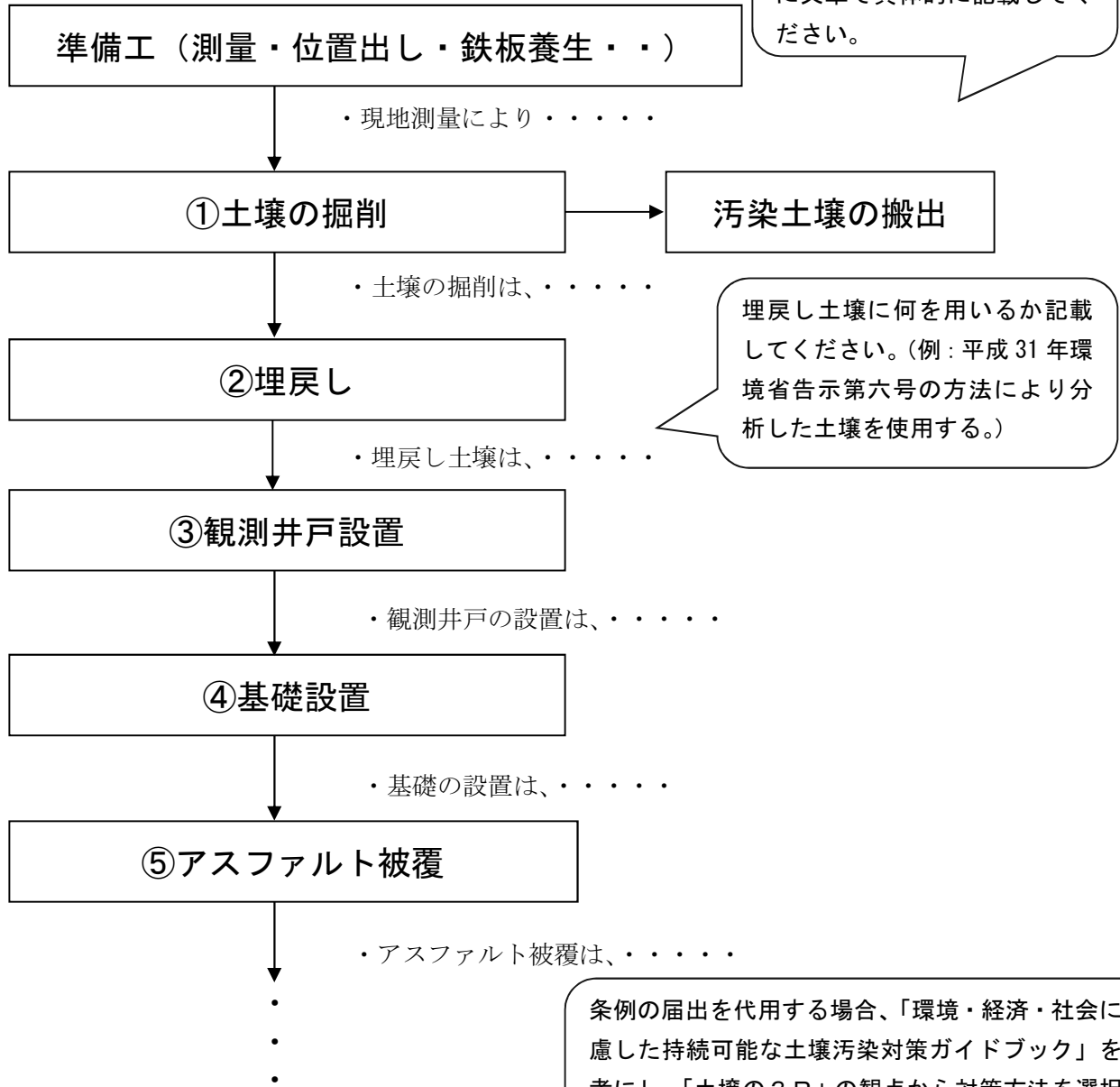
土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出区域の状況を明らかにした平面図  
土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図(1)



**作成例**

添付書類 3

1. 土地の形質の変更の施工方法  
(1) 施工のフロー図 (例)



(2) 対策 (拡散防止方法等) の選択理由  
今後の土地利用において...

条例の届出を代用する場合、「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」を参考にし、「土壌の3R」の観点から対策方法を選択した理由についても記入してください (II-31 参照)。

2. 施工会社 : ○○建設株式会社

現場代理人や担当者名等の個人名は記載しないでください。

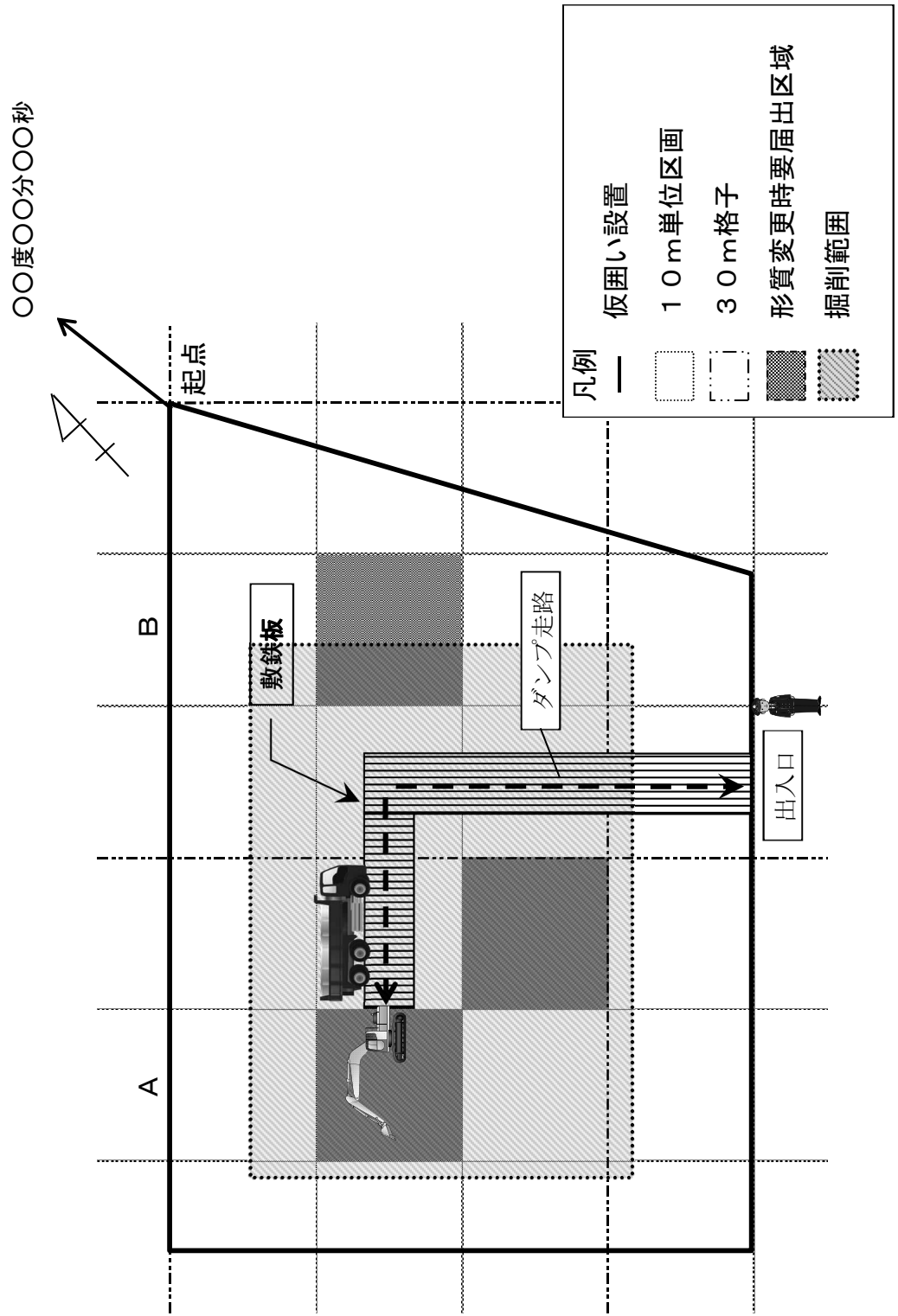
3. 汚染土壌の搬出先 : 汚染土壌処理施設 (浄化等処理施設)  
※別途、法第16条の届出予定

汚染土壌の搬出がない場合は、その旨を記載してください。  
例) 今回の土地の形質の変更において、汚染土壌の搬出はしない。

作成例

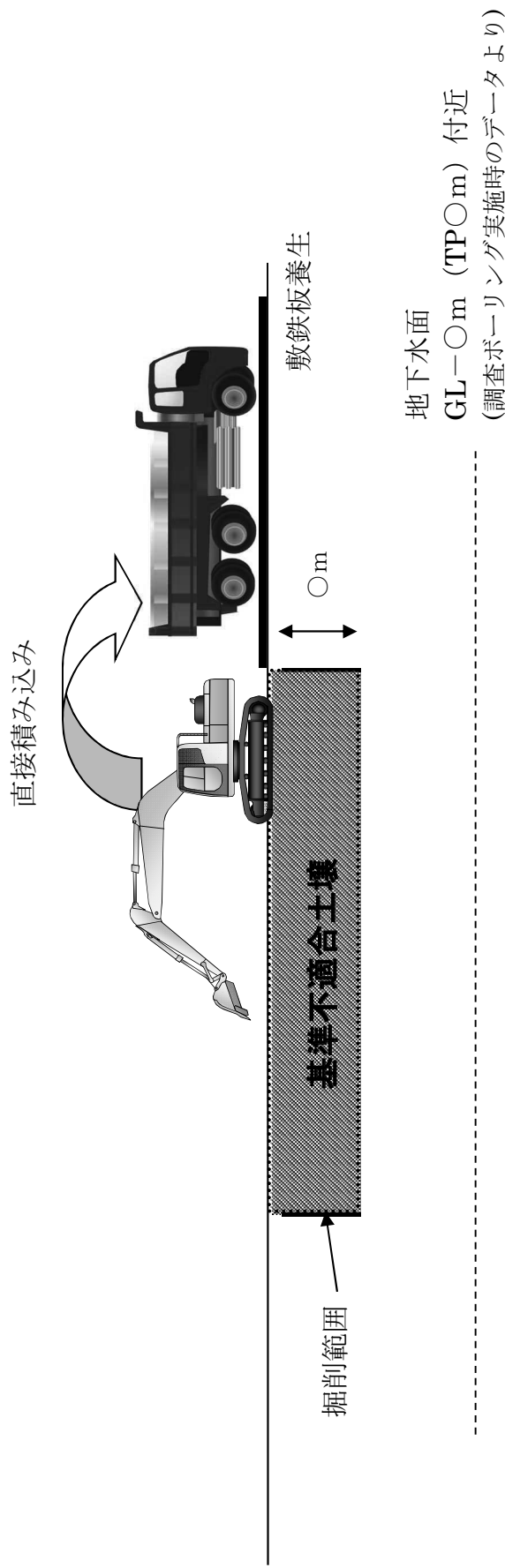
①土壌の掘削

土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（2）（平面図）



作成例(地下水より浅い範囲のみを掘削する場合)

○土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図(3)(立面図・断面図)



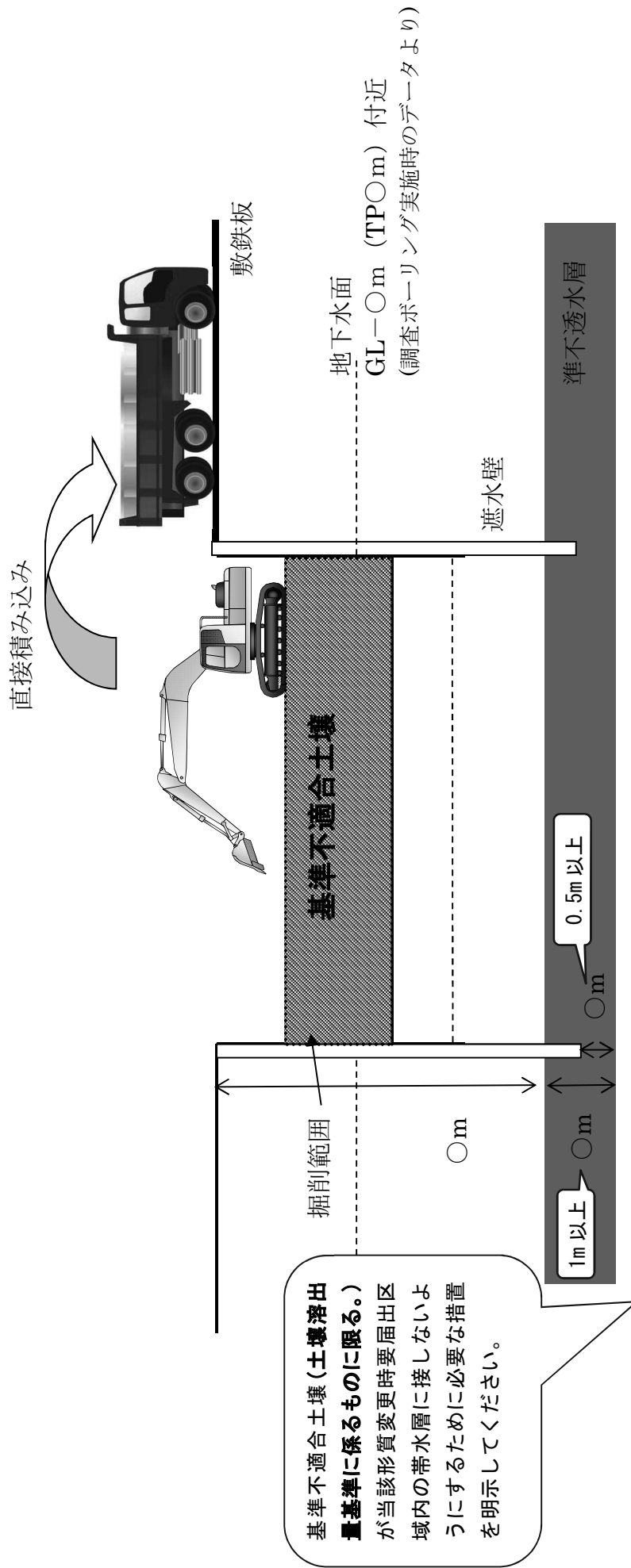
※単位区画ごとに地下水面が異なる場合は、GL-○～○m付近とするか、一覧表にまとめてください。

※掘削範囲は地下水位よりも上方である。



作成例(基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が帯水層に接する場合)

○土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図(3)(立面図・断面図)



※準不透水層まで遮水壁を設置した上で地下水位を低下させた後に、掘削を行う。

## 作成例

掘削を行う範囲に地下構造物の存在が確認されている場合は、その体積を併記してください。  
なお、本届出書においては、体積算出の根拠となった当該地下構造物の辺長について、必ずしも記載する必要はありません。  
(※ただし、掘削時には地下構造物の辺長を計測した上、措置完了報告書等に計測結果を明記してください。)

## 掘削土量集計表 (※2)

掘削する基準不適合土壌の体積の算出根拠を添付してください。

単位区画	汚染状態	汚染深度	掘削面積	掘削深度	地下構造物の体積	搬出土量
A1-5	水銀 (第二溶出)	0.5 m	100㎡	1 m	0㎡	100㎡
A1-9	鉛 (含有)	2 m	100㎡	3 m	10㎡	290㎡
B1-5	鉛 (含有)	3 m	30㎡	4 m	0㎡	120㎡
<b>合 計</b>						<b>510㎡</b>

※ B1-5区画については、形質変更時届出区域の一部 (3m x 10m) を掘削する。

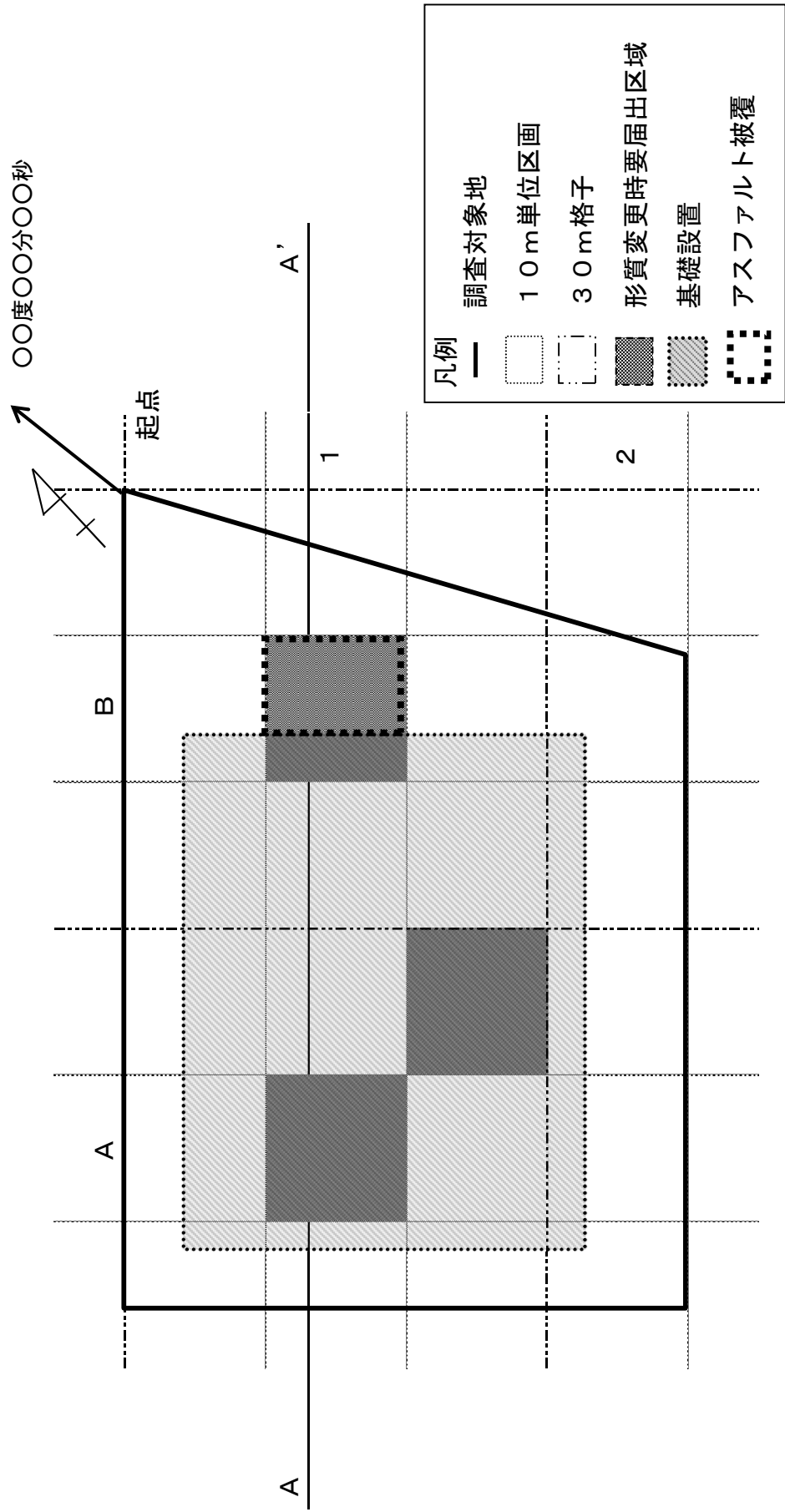
杭の施工等により発生する汚泥について、関係法令を遵守し適切に処理する場合には、処理する量についても併せて記載してください。



作成例

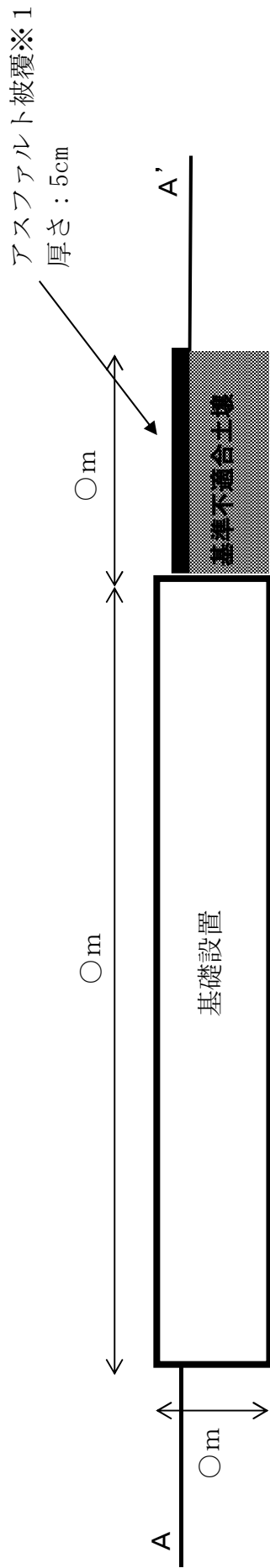
②基礎設置及び③アスファルト被覆

土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（４）（平面図）



作成例

土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（5）（断面図・立面図）



※1 アスファルト被覆は、地表面に碎石を敷きタッピング後に行うため、土壌の掘削は伴わない。  
アスファルト被覆の構造図を巻末資料に示す。

## 作成例

## 周辺環境保全対策

条例第 117 条 3 項の届出を兼ねる場合は  
指針に基づいた対策の併記をお願いします。

- ① お知らせ看板を対象地の周囲の外部から見やすい場所に掲示する。
- ② 作業エリア周辺に万能鋼板による仮囲いを設置し、周辺への粉塵等の飛散を防止する。
- ③ 掘削作業中の粉塵による飛散防止対策として散水を実施する。
- ④ 敷鉄板を行いタイヤへの基準不適合土壌の付着を防止する。
- ⑤ 雨天・強風時には飛散防止のためシートによる養生を行う。
- ⑥ 場内運搬時に基準不適合土壌の落下等を防止するため、荷台のシート養生を行う。
- ⑦ 基準不適合土壌の掘削作業中は周辺環境モニタリングを実施する（具体的なモニタリング項目等を記載してください。）。
- ⑧ 掘削時に水が発生した場合は、関係機関と協議の上、関係法令等を遵守して排水する。

・  
・  
・  
・  
・

※記載事項は一例です。  
※その他、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を参照してください。

必要に応じて記載してください。

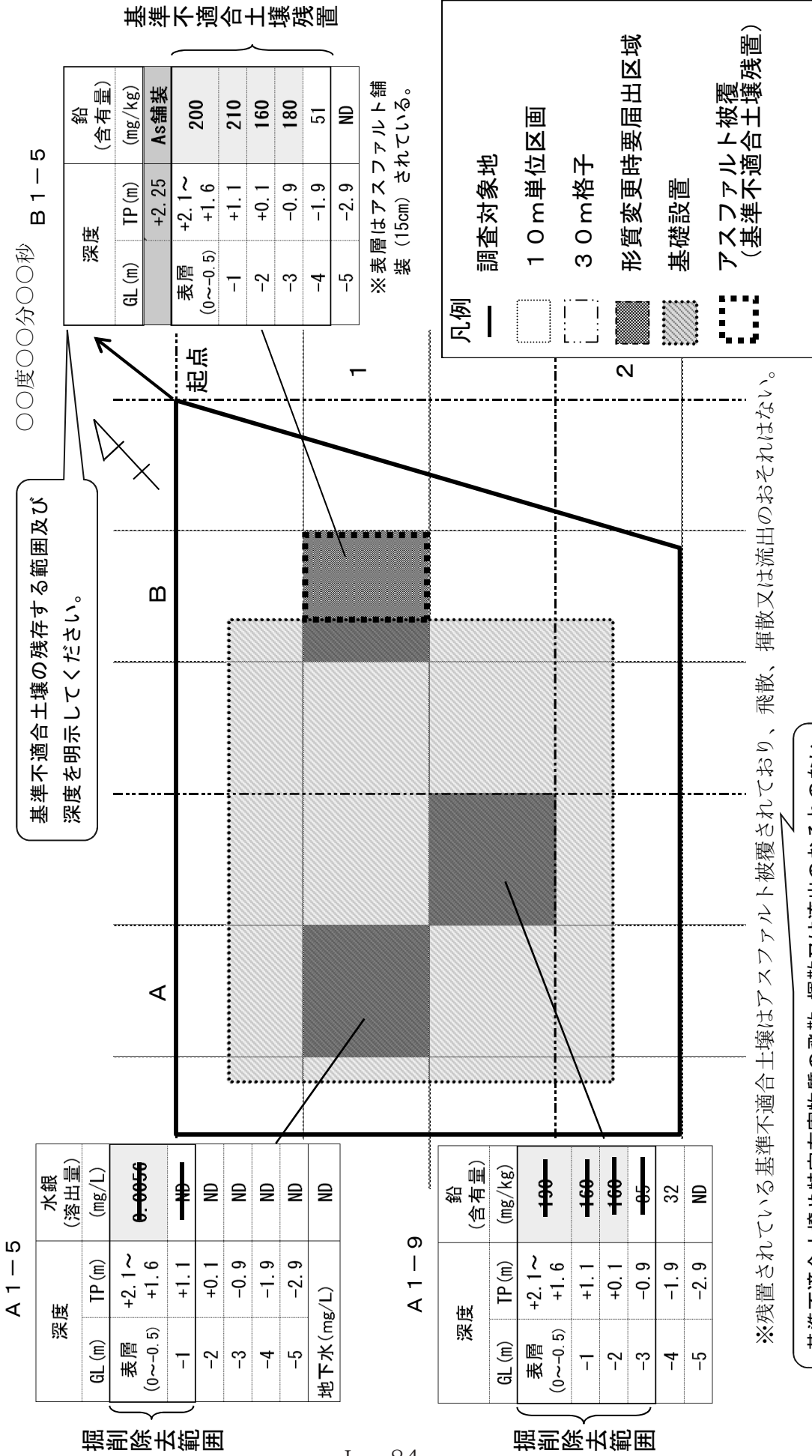
## その他

※掘削除去等による区域指定の解除を行う場合は次の事項を記載

- ・ 完了時の確認事項
- ・ 観測井の設置場所
- ・ 埋戻し土壌の品質管理

作成例

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面



土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

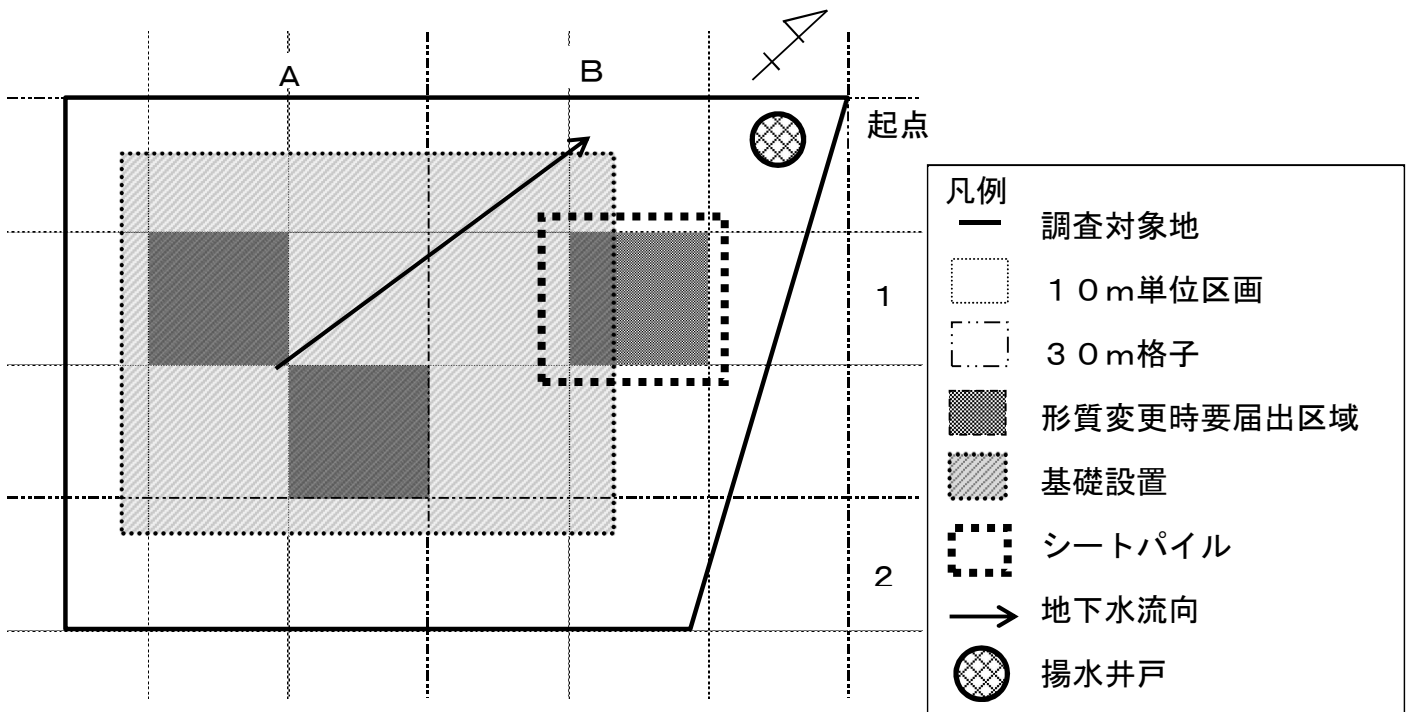
1. 対応方針

地下水位の管理は釜場揚水による揚水にて行い、月に1回以上定期的に地下水を採取し測定を行うことで水質を監視する。地下水位や水質に異常が見られた、あるいは異常のおそれが明らかになった場合、初期対応として速やかに工事を停止し、原因究明を行うとともに汚染拡大防止のために適切な対策を講ずる。対策終了後、考えられる原因とその根拠及び汚染の拡散が確認された結果を報告書として取りまとめる。

2. 地下水汚染拡大時の対応手順

- ①地下水汚染の拡大が確認された場合は直ちに、掘削作業を中止する。
- ②指定区域周辺にシートパイルを準不透水層まで打設し、地下水汚染の拡大を防止する。
- ③汚染の拡大が確認された地点より地下水流向下流側に揚水井戸を設け、地下水の揚水を行う。  
 なお、揚水した地下水については、関係機関と協議の上、関係法令等を遵守して排水する。
- ④上記応急処置が完了したのち、原因究明を行い、対策工を実施したのち掘削を再開する。
- ⑤掘削完了後地下水汚染が確認された範囲の地下水の水質の測定を行う。

※記載事項は一例です。



処置計画図

## 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

### 1. 対応方針

非常災害等の緊急事態が生じた場合、盛土や観測井等汚染除去等の措置に係る構造物や設備等に損壊がないこととともに、当該事態に伴う汚染の拡散の有無を確認する。損壊があった場合には速やかに修復する。

### 2. 対応方法

- 1) 現場において災害等が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、緊急時連絡体制にて対応する。
- 2) 事故等に応じた関係先に通報する。
- 3) 報告等は簡単明瞭に迅速に行うとともに指示事項には迅速に対処する。
- 4) 異常気象時の対応については現場で定める「異常気象時対応基準」に従うものとする。
- 5) 緊急時対応マニュアルを整備し、マニュアルに従って行動する。

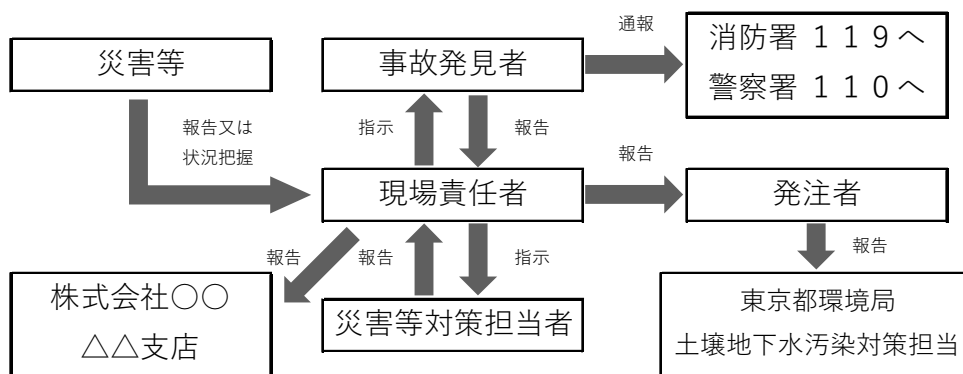
・  
・  
・

※記載事項は一例です。  
※具体的な対応方法について記述してください。

### 3. 非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合

要措置区域等内において非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合工事の終了時若しくは措置の完了時に報告する。

### 4. 緊急時連絡体制図



### 5. 現場の実施体制と責任者

※個人情報記載しないでください。役職名（現場代理人、監理技術者、担当者等）で体制を示してください。

作成例

添付書類 8

工程表

年 月	〇〇年〇月			〇月			〇月					
	1	10	20	30	1	10	20	30	1	10	20	30
仮設工事												
掘削工事												
汚染土壌搬出												
埋め戻し工事												
外構工事												

完了月日を明確にします。  
完了日は、汚染土壌の処理完了を  
確認した日や地下水測定結果を受  
領した日等を含めた措置完了日  
(工事完了日)です。

開始月日を明確にします。

- ・おおまかな工程ごとに、工程を明らかにします。
- ・土地の形質の変更を伴わない工程（建物の内装工事、上屋解体工事等）の記載は要りません。





## 7. 土壤汚染対策法第 16 条に基づく 汚染土壤の区域外搬出届出書の 作成について

## はじめに

ここに記載する内容は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 16 条第 1 項に規定する届出（「**汚染土壌の区域外搬出届出書**」の提出）に適用します。

認定調査の申請書については、「8.土壌汚染対策法第 16 条に基づく搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書の作成について」を御参照ください。

### 1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、**汚染土壌を要措置区域等（要措置区域又は形質変更時要届出区域）外へ搬出する行為**です。認定調査で認定された土壌は除きます。

ここでいう「汚染土壌」とは、要措置区域等内の土地の土壌をいい、含水率が高い泥状のものも含まれます（セメント等を混合したような汚泥について関係法令を遵守し適切に処理する場合は、この限りではありません。）。

### 2 届出の義務者

届出の義務を負う者は、「**汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者**」であり、その搬出に関する計画の内容を決定する者となっています。（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となりうる権限を有することの書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）

なお、「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者」が汚染土壌処理施設と契約し、管理表を交付する必要があります。

### 3 届出の期限

届出書の提出は、**汚染土壌の要措置区域等外への搬出に着手する日の 14 日前まで**に行うことが必要です。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません（I-21《参考》届出日算出方法）。

### 4 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動について

自然由来等形質変更時要届出区域内（以下「**搬出元区域**」といいます。）の自然由来等土壌（汚染土壌）を他の自然由来等形質変更時要届出区域（以下「**搬出先区域**」といいます。）に搬出することが可能です。ただし、搬出先区域の土壌の特定有害物質による汚染の状況及び地質が、搬出元区域と同様である又は同一港湾であるとして環境省令で定める基準に該当する必要があります。

なお、当該資料の作成方法については、別途「**土壌汚染対策法第 18 条に基づく区域間移動について**」を御確認ください。

### 5 飛び地間移動について

一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等\*間において、一の要措置区域から他の要措置区域（以下「**搬出先の要措置区域**」といいます。）へ又は一の形質変更時要届出区域から他の形質変更時要届出区域（以下「**搬出先の形質変更時要届出区域**」といいます。）へ土壌を搬出することが可能です。当該資料の作成方法については、別途「**土壌汚染対策法第 18 条に基づく飛び地間移動について（I-112）**」を御確認ください。

※東京都では、「一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等」とは、一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地又は同一契機において行われた調査に基づき

指定された要措置区域等として運用しています。詳細については東京都の担当者と協議してください。

## 6 変更の届出

法第 16 条第 1 項に基づき届け出た事項を変更しようとするときは、汚染土壌の要措置区域等外への搬出に着手する日の 14 日前までに、法第 16 条第 2 項に基づき変更の届出が必要です。その際は、変更箇所を明記し、変更に係る資料のみを添付してください。ただし、汚染土壌の搬出の完了予定日のみの変更等軽微なものについては、届出不要です。

なお、民法第 140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません（I-21《参考》届出日算出方法）。

## 7 届出書類

### (1) 届出書類の綴じ方

(作成例) 【ファイル表紙】

The diagram shows a vertical rectangular file folder with three horizontal sections. The top section is labeled '汚染土壌の区域外搬出届出書' (Soil removal application outside the designated area). The middle section is labeled '要措置区域等の所在地 (地番)' (Location of designated area (land number)). The bottom section is labeled '届出者名' (Applicant name).

【背表紙】

The diagram shows a vertical rectangular file folder with two vertical sections. The top section is labeled '汚染土壌の：届出書' (Soil removal application). The bottom section is labeled '土地の所在地' (Location of land).

- 届出書は、左側に 2 穴パンチで穴を開け、(2) 提出書類一覧の順に並べ、ファイルに綴じてください。
- ファイルの表紙に「汚染土壌の区域外搬出届出書」、「要措置区域等の所在地 (地番)」、「届出者名」を記入してください。
- ファイルの背表紙に、「汚染土壌の区域外搬出届出書」、「要措置区域等の所在地 (地番)」を記入してください。

## 8 新条例適用案件で、条例の届出を法の届出で代用する場合について

新条例適用案件の場合、法第 16 条第 1 項の届出をもって都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 117 条第 3 項に基づく汚染拡散防止計画書の提出に代えることができます。代用とする場合には、送り状等にその旨を記載し、代用の意思を明確にしてください。

(2) 提出書類一覧

1 届出書	チェック
<p>○汚染土壌の区域外搬出届出書（様式第二十六）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の体積、汚染土壌の運搬の方法、汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称、運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先等が欄内に書ききれない場合は、別紙（添付書類）としてください。</li> <li>・必要に応じて、その者が届出者となりうる権限を有することの書類を添付してください（I-89「2 届出の義務者」を参照してください。）。</li> <li>・汚染土壌の搬出先に応じて、記載箇所が異なりますので御注意ください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>2 添付書類</p>	<p>チェック</p>
<p>○汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出しようとする汚染土壌の位置や深さごとの汚染状態、要措置区域等の範囲を、原則として1枚の図面上にまとめて明示してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の土量集計表</p>	<input type="checkbox"/>
<p>○汚染土壌の運搬の方法</p>	<input type="checkbox"/>
<p>○汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬容器を使用する場合は、その容器に関する資料も添付してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○保管の用に供する施設の構造を記した書類 （運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>○積替の用に供する施設に関する書類 （運搬の過程において、積替えを行う場合）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>○搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定有害物質による汚染状態等により運搬者や運搬経路が異なる場合には、それぞれの管理票の写しを添付してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>3 必要に応じて添付する書類</p>	<p>チェック</p>
<p>3-1 汚染土壌を処理する場合</p>	
<p>○汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理業者との間で交わした契約書の写し等契約済みのものを添付してください（搬出者、運搬者及び処理業者間で3者契約を交わす場合に、運搬の再委託に関する記載は行わないでください。）。</li> <li>・搬出土量・契約期間が計画に合致しているか、確認してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3-2 土壌の調査を行った場合</p>	
<p>○土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けたものの氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、調査の結果、搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかになった場合は、添付してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

記載例

汚染土壌の区域外搬出届出書

届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。着手予定日の 14 日前までに提出してください(I-21《参考》届出日算出方法)。

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

届出者は「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者」であり、その搬出に関する計画の内容を決定する者です。**現場代理人等が届出書を提出する場合は、必ず委任状等を添付してください(I-89「2 届出の義務者」を参照)。**

届出者

〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	鉛（土壌含有量基準不適合） 水銀（第二溶出量基準不適合） ※詳細は添付書類1のとおり
汚染土壌の体積	520m <sup>3</sup> （鉛：420m <sup>3</sup> 、水銀：100m <sup>3</sup> ） ※詳細は添付書類2のとおり
汚染土壌の運搬の方法	陸運（自動車）→海運（船舶）→陸運（自動車） ※詳細は添付書類3のとおり
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	〇〇運輸株式会社
汚染土壌の搬出の着手予定日	△△年△△月△△日
汚染土壌の搬出の完了予定日	××年××月××日
汚染土壌の運搬の完了予定日	◇◇年◇◇月◇◇日
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	※添付書類4、5のとおり
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	〇〇埠頭株式会社 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 ××運送株式会社 ××県××市××町×丁目×番×号 ※詳細は添付書類6、7のとおり
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	〇〇埠頭株式会社 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 ××運送株式会社 ××県××市××町×丁目×番×号 ※詳細は添付書類6、7のとおり
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	△△区△△町△丁目△番△、同×の一部（指-〇〇〇号）
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	株式会社◇◇興業（◇◇処理センター）
汚染土壌を処理する施設の所在地	◇◇県◇◇市◇◇町◇丁目◇番◇号
処理の完了予定日	##年##月##日

搬出の着手は、届出日の翌日から起算して14日以降になります。(I-21《参考》届出日算出方法)

運搬は、搬出完了から30日以内に終わらせる必要があります。

処理は、運搬完了から60日以内に終わらせる必要があります。

自然由来等形質変更時要届出区域間移動の場合	
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	△△区△△町△丁目△番△、同△の一部 (指-○○○号) <span style="float: right;">搬出元所在地を記載してください</span>
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地	××県××市××町×丁目×番×の一部 (指-◇◇◇号) <span style="float: right;">搬出先所在地を記載してください</span>
土地の形質の変更の完了予定日	##年##月##日 <span style="float: right;">飛び地間移動の場合</span>
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	△△区△△町△丁目△番△ (指-○○○号) <span style="float: right;">搬出元所在地を記載してください</span>
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	△△区△△町△丁目同△の一部 (指-○○○号) <span style="float: right;">搬出先所在地を記載してください</span>
土地の形質の変更の完了予定日	##年##月##日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

〈連絡先〉

〇〇建設株式会社△△現場事務所 担当：〇〇 TEL：xx-xxxx-xxxx

担当者（届出者と同じ組織に属する者に限る。）の連絡先を記載してください。また、届出者と異なる組織に属する者で届出書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。



作成例

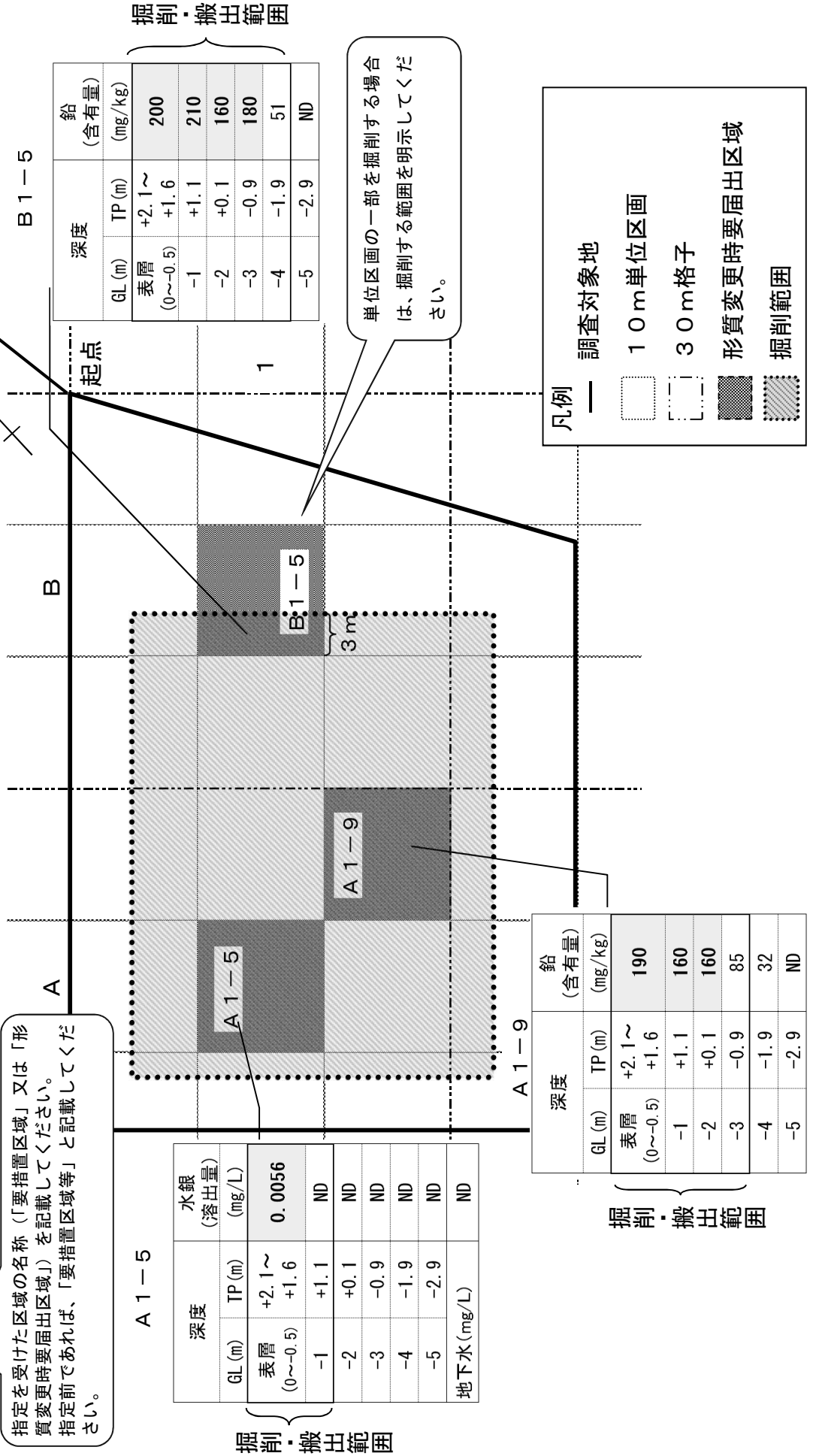
汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面

指定を受けた区域のすべての筆（地番）を記載してください。

形質変更要届出区域の所在地：△△区△△町△丁目△番△、同番×の一部（地番）

指定を受けた区域の名称（「要措置区域」又は「形質変更要届出区域」）を記載してください。  
指定前であれば、「要措置区域等」と記載してください。

〇〇度〇〇分〇〇秒



深度		鉛 (含有量)	
GL (m)	TP (m)		(mg/kg)
表層 (0~-0.5)	+2.1~		200
-1	+1.6		
-2	+1.1		210
-3	+0.1		160
-4	-0.9		180
-5	-1.9		51
	-2.9		ND

深度		水銀 (溶出量)	
GL (m)	TP (m)		(mg/L)
表層 (0~-0.5)	+2.1~		0.0056
-1	+1.6		
-2	+1.1		ND
-3	+0.1		ND
-4	-0.9		ND
-5	-1.9		ND
	-2.9		ND
地下水 (mg/L)			ND

深度		鉛 (含有量)	
GL (m)	TP (m)		(mg/kg)
表層 (0~-0.5)	+2.1~		190
-1	+1.6		
-2	+1.1		160
-3	+0.1		160
-4	-0.9		85
-5	-1.9		32
	-2.9		ND

凡例

- 調査対象地
- 10m単位区画
- 30m格子
- 形質変更要届出区域
- 掘削範囲

単位区画の一部を掘削する場合は、掘削する範囲を明示してください。

掘削・搬出範囲

掘削・搬出範囲

汚染土壌の体積の算出根拠を添付してください。

要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の土量集計表

掘削を行う範囲に地下構造物の存在が確認されている場合は、その体積を併記してください。  
なお、本届出書においては、体積算出の根拠となった当該地下構造物の辺長について、必ずしも記載する必要はありません。(※ただし、掘削時には地下構造物の辺長を計測した上、措置完了報告書等に計測結果を明記してください。)

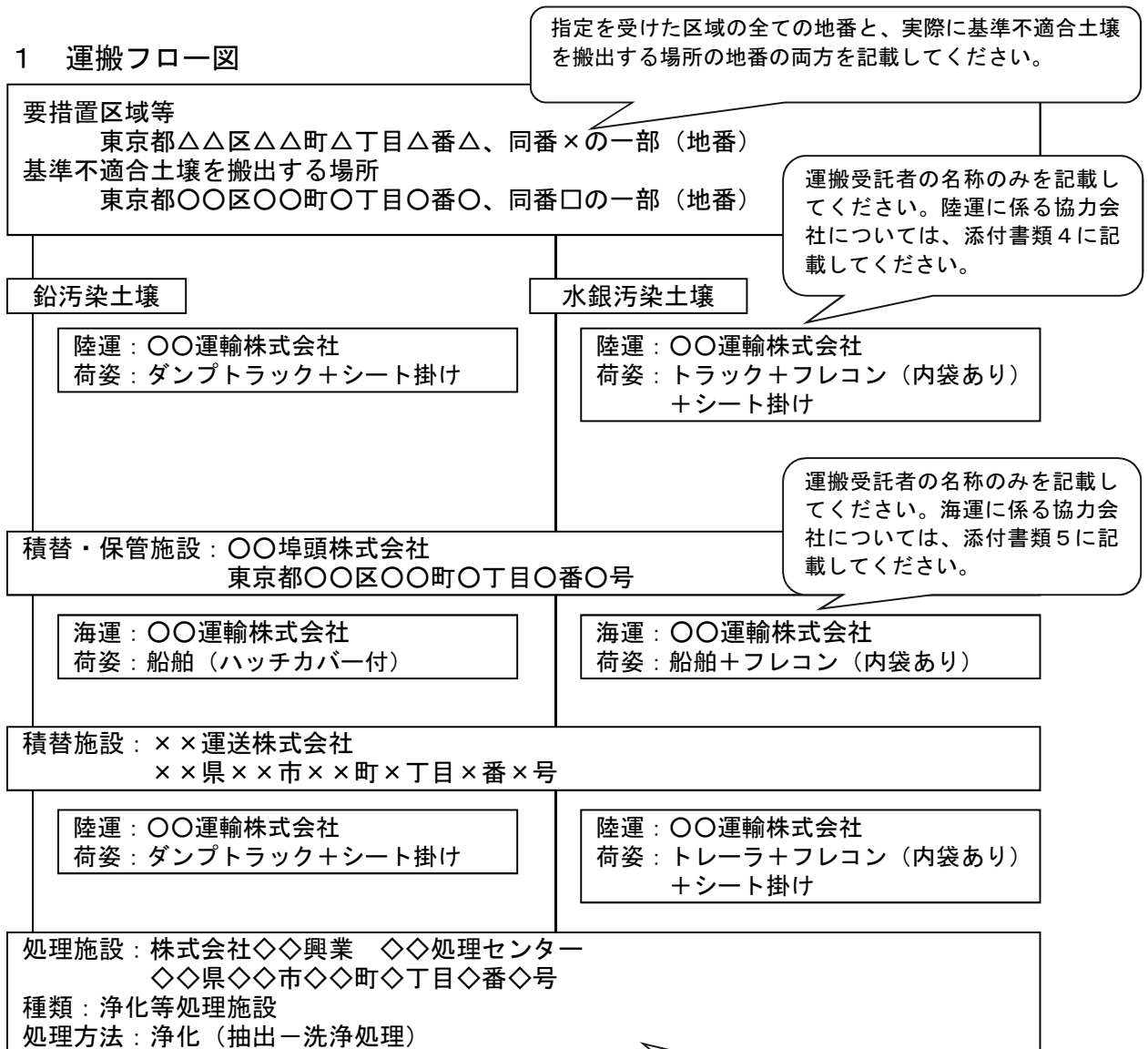
単位区画	汚染状態	汚染深度	掘削面積	掘削深度	地下構造物の体積	搬出土量
A 1-5	水銀 (第二溶出)	0.5 m	100㎡	1 m	0 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>
A 1-9	鉛 (含有)	2 m	100㎡	3 m	10 m <sup>3</sup>	290 m <sup>3</sup>
B 1-5	鉛 (含有)	3 m	30㎡	4 m	0 m <sup>3</sup>	120 m <sup>3</sup>
合 計						510 m <sup>3</sup>

※B 1-5 区画については、形質変更時要届出区域の一部 (3 m x 10 m) を掘削し、残りの部分はアスファルト舗装を維持する。



## 汚染土壌の運搬の方法（汚染土壌処理施設の場合）

### 1 運搬フロー図



### 2 運搬体制

運搬受託者：〇〇運輸株式会社

協力会社及び使用する自動車等の一覧は、添付書類4、5のとおり

### 3 運搬等の方法

#### ①運搬に伴う有害物質等の飛散等及び地下浸透を防止するための措置

- ・掘削現場に鉄板を敷き、タイヤへの汚染土壌の付着を防止します。汚染土壌が付着した場合は、敷地内において、タイヤの洗浄を行います。
- ・自動車への積み込み作業中に散水を行います。
- ・自動車の荷台全面を浸透防止シートで覆います。
- ・水銀による汚染土壌はフレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れて運搬します。
- ・ガット船のハッチカバーを確実に閉じて運搬します。
- ・雨天時や強風時は、現場での積み込み作業を中止します。

#### 土壤汚染対策法施行規則 第65条第1号イ

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

#### ②運搬に伴う悪臭、騒音及び振動による生活環境保全上への支障を防ぐ措置

- ・積み込みには、低騒音型かつ低振動型の建設機械を使用します。
- ・積み込み時に悪臭がないことを確認します。悪臭が確認された場合は、汚染土壌をフレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れて運搬します。
- ・使用する自動車の最大積載重量及び法定速度を順守します。

#### 土壤汚染対策法施行規則 第65条第1号ロ

運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

#### ③緊急時の対応

- ・事故等を未然に防ぐための注意事項等について、事前に作業員等への教育を行います。
- ・緊急連絡体制、緊急時の対応マニュアルを整備し、運搬車両等に備え付けます。

#### 土壤汚染対策法施行規則 第65条第2号

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

## 作成例

### ④自動車等及び運搬容器の構造

- ・水銀による汚染土壌の運搬には、フレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）を使用します。
- ・鉛による汚染土壌の運搬には、陸運時はダンプトラックを使用し、荷台全面を浸透防止シートで覆います。海運時は船倉にハッチカバーのある船舶を使用します。

#### 土壤汚染対策法施行規則 第65条第3号

自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。

### ⑤運搬の用に供する自動車等への表示等

- ・使用する自動車の外側の両面に、縦横5cmの大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬車」との表示を行います。
- ・使用する船舶の外側の両面に、縦横30cmの大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬船」との表示を行います。
- ・汚染土壌を運搬中の自動車及び船舶には、運搬中の汚染土壌の管理票を備え付けます。

#### 土壤汚染対策法施行規則 第65条第4号

運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。

### ⑥運搬の過程における汚染土壌とその他の物との混合

- ・運搬の過程において、汚染土壌とその他の物との混合は行いません。

#### 土壤汚染対策法施行規則 第65条第5号イ

運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

### ⑦運搬の過程における汚染土壌からのコンクリートくず等の分別

- ・積替え時も含め、運搬の過程において、分別行為は行いません。

#### 土壤汚染対策法施行規則 第65条第5号ロ

運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。

## ⑧異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との区分

- ・異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との混載は行いません。  
(使用する自動車及び船舶は、当該要措置区域等における汚染土壌の運搬を専属とします。)
- ・ただし、船舶以降の運搬では、同一の汚染土壌処理施設で処理を行う汚染土壌に限り、混載を行う場合があります。

**土壌汚染対策法施行規則 第65条第5号ハ**

異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合は、この限りでないこと。

## ⑨積替場所の周囲の囲い及び表示

添付書類6、7のとおり

**土壌汚染対策法施行規則 第65条第6号イ**

積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所以で行うこと。

## ⑩積替場所からの有害物質等の飛散等及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置

添付書類6、7のとおり

**土壌汚染対策法施行規則 第65条第6号ロ**

積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

## ⑪汚染土壌の保管

- ・東京港の施設で、積替えのために一時的な保管を行います。この施設以外での保管は行いません。

**土壌汚染対策法施行規則 第65条第7号**

汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

## 作成例

### ⑫保管場所の周囲の囲い及び表示

添付書類 6 のとおり

#### 土壤汚染対策法施行規則 第 65 条第 8 号イ (1)

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

#### 土壤汚染対策法施行規則 第 65 条第 8 号イ (2)

見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

(イ) 大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(ロ) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。

### ⑬保管場所の壁面及び床面の構造

添付書類 6 のとおり

#### 土壤汚染対策法施行規則 第 65 条第 8 号ロ (1)

保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。

### ⑭公共用水域の汚染を防止するための排水溝等の設備

添付書類 6 のとおり

#### 土壤汚染対策法施行規則 第 65 条第 8 号ロ (2)

汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

### ⑮排気による健康被害を防止するための設備

・屋内での保管は行いません。

#### 土壤汚染対策法施行規則 第 65 条第 8 号ロ (3)

屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

⑩積替え及び保管に係る汚染土壌の荷卸し等における汚染土壌の飛散を防止するための方法

＜東京港の施設＞

- ・鉛による汚染土壌の荷卸し及び船への積込みは、散水しながら行います。その際、船と施設の間から汚染土壌が海に落ちないように、シートで養生します。積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。
- ・水銀及びVOCによる汚染土壌は、フレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れたまま荷卸し及び積込みを行います。積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。
- ・鉛の汚染土壌は防じんシートで覆った状態で、水銀及びVOCの汚染土壌はフレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れたままの状態です。
- ・雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止します。

＜××港の施設＞

- ・鉛による汚染土壌の積替えは、散水しながらグラブバケットクレーンを用いて船からダンプへ直接積込みます。その際、船と施設の間から汚染土壌が海に落ちないように、シートで養生します。
- ・水銀及びVOCによる汚染土壌は、フレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れたまま荷卸し及び積込みを行います。積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。
- ・雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止します。

（添付書類6、7参照）

**土壤汚染対策法施行規則 第65条第9号**

第六号及び前号の場合であつて、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

- イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。
- ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。
- ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。
- ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによつてその表層を固化すること。
- ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

⑪汚染土壌の荷卸し

- ・汚染土壌の荷卸しは、届出書に記載した〇〇埠頭株式会社の施設（東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号）、××運送株式会社の施設（××県××市××町×丁目×番×号）でのみ行います。

**土壤汚染対策法施行規則 第65条第10号**

汚染土壌の荷卸しは、届出書に記載された場所（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であつて、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行ってはならないこと。

## 作成例

### ⑱ 汚染土壌の引渡し

- ・ 汚染土壌の引渡しは、届出書に記載した株式会社◇◇興業（◇◇処理センター）でのみ行います。

#### 土壌汚染対策法施行規則 第 65 条第 11 号

汚染土壌の引渡しは、届出書に記載された者（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行ってはならないこと。

### ⑲ 汚染土壌の運搬の期限

- ・ 汚染土壌の運搬は、搬出の日から 30 日以内に終了します。

#### 土壌汚染対策法施行規則 第 65 条第 12 号

汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から三十日以内に終了すること。

### ⑳ 汚染土壌の管理票の交付又は回付

- ・ 汚染土壌運搬契約において、管理票の交付又は回付を受けた者は、記載事項を確認するとともに、自動車登録番号又は船舶名、運搬担当者の氏名及び汚染土壌を引き渡した年月日を記載して、汚染土壌の引渡しの相手方に回付する旨を規定しました。

#### 土壌汚染対策法施行規則 第 65 条第 13 号

管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。

#### 土壌汚染対策法施行規則 第 65 条第 14 号

管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの手相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。

### ㉑ 運搬の委託

- ・ 汚染土壌の運搬について、他人への委託は行いません。

#### 土壌汚染対策法施行規則 第 65 条第 15 号

当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。

汚染土壌の処理の委託に関し、搬出者、運搬受託者及び処理業者間で 3 者契約を交わす際は、運搬受託者が自己の名義と責任をもって他人に汚染土壌の運搬を行わせる場合であっても、契約書には運搬を他人に委託する旨の記載は行わないでください。



## 作成例

添付書類 4

### 汚染土壌の運搬の用に供する自動車に関する書類

運搬受託者が自己の名義と責任をもって他人に汚染土壌の運搬を行わせる場合、その運搬する者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

自動車等の 使用者の氏名等	住所	連絡先	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
(株)土壌運搬	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - 0000 - 0000	フルトレーラー	水銀	フレキシブルコンテナ (内袋あり：ポリエチレン製)
(株)残土運搬	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - 1111 - 1111	フルトレーラー	水銀	フレキシブルコンテナ (内袋あり：ポリエチレン製)
残土運送(株)	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - 2222 - 2222	フルトレーラー	水銀	フレキシブルコンテナ (内袋あり：ポリエチレン製)
(株)土壌運搬	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - 0000 - 0000	ダンプ	鉛	直積み+トラックシート (ポリエステル製)
(株)土壌運搬	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - 0000 - 0000	ダンプ	鉛	フレキシブルコンテナ (内袋あり：ポリエチレン製)

このページの後に、「自動車構造図」を添付してください。  
構造が類似している場合は、車体の形状ごとの代表的な「自動車構造図」でも構いません。  
自動車構造図に、個人情報（所有者名等）の記載がある場合は、削除をお願いします。  
ダンプについては、添付する必要はありません。



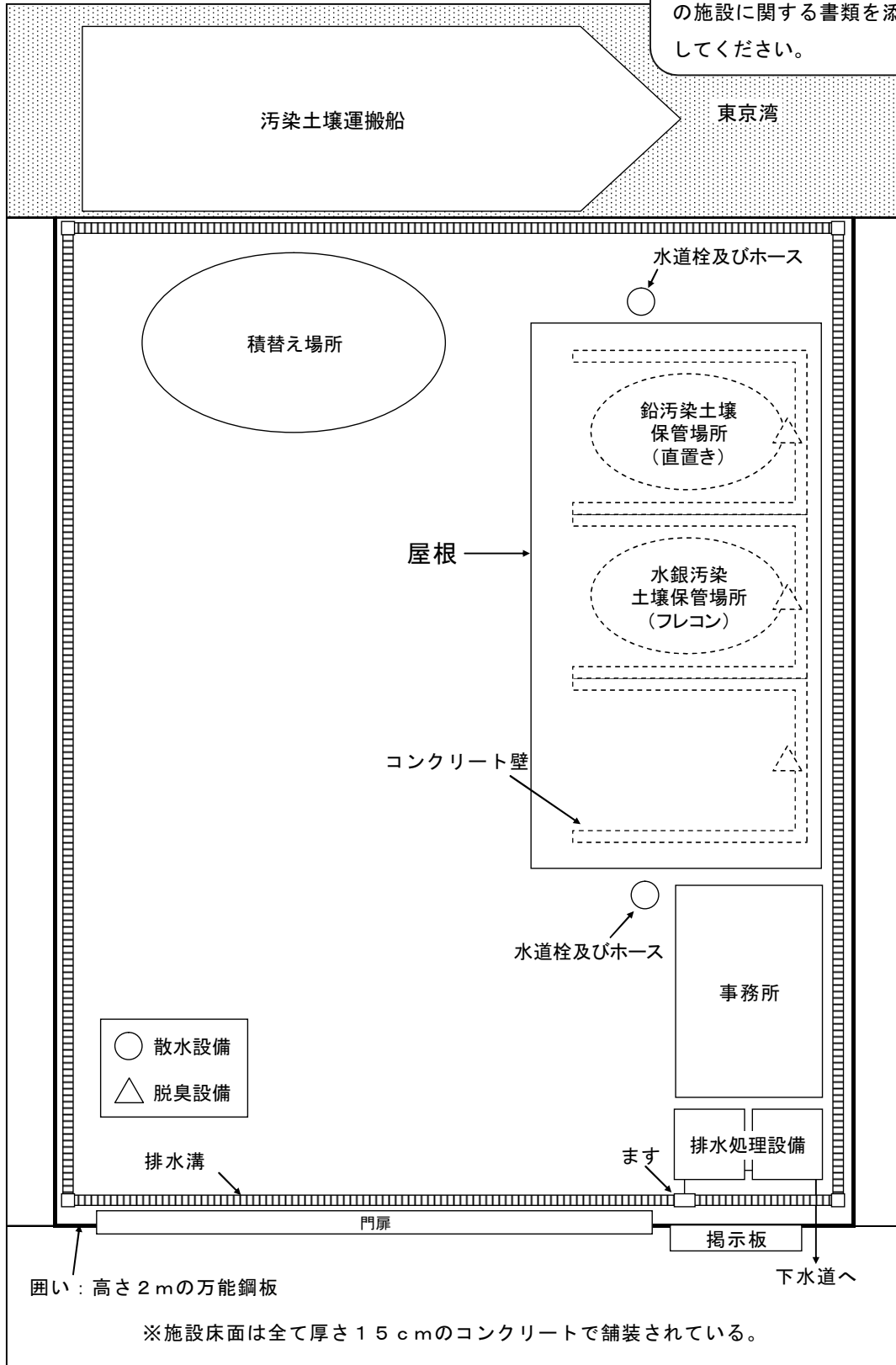
## 汚染土壌の運搬の用に供する船舶に関する書類

使用者の氏名 又は名称	住所	連絡先	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
株式会社◇◇海運	東京都〇〇区〇町 〇丁目〇番〇号	03 - 3333 - 3333	水銀	直積み+ハッチによる密閉 (構造図 1)
××汽船株式会社	東京都〇〇区〇町 〇丁目〇番〇号	03 - 4444 - 4444	鉛	直積み+ハッチによる密閉 (構造図 1 と同型)

船舶の場合はこのページの後に、「船舶構造図」を添付してください。  
船舶構造図に、個人情報（所有者名等）の記載がある場合は、削除をお願いします。  
なお、構造が類似している場合は、代表的な「船舶構造図」を添付し、同型であることを明記してください。

### 積替・保管の用に供する施設に関する書類

#### 1 積替・保管施設の配置図



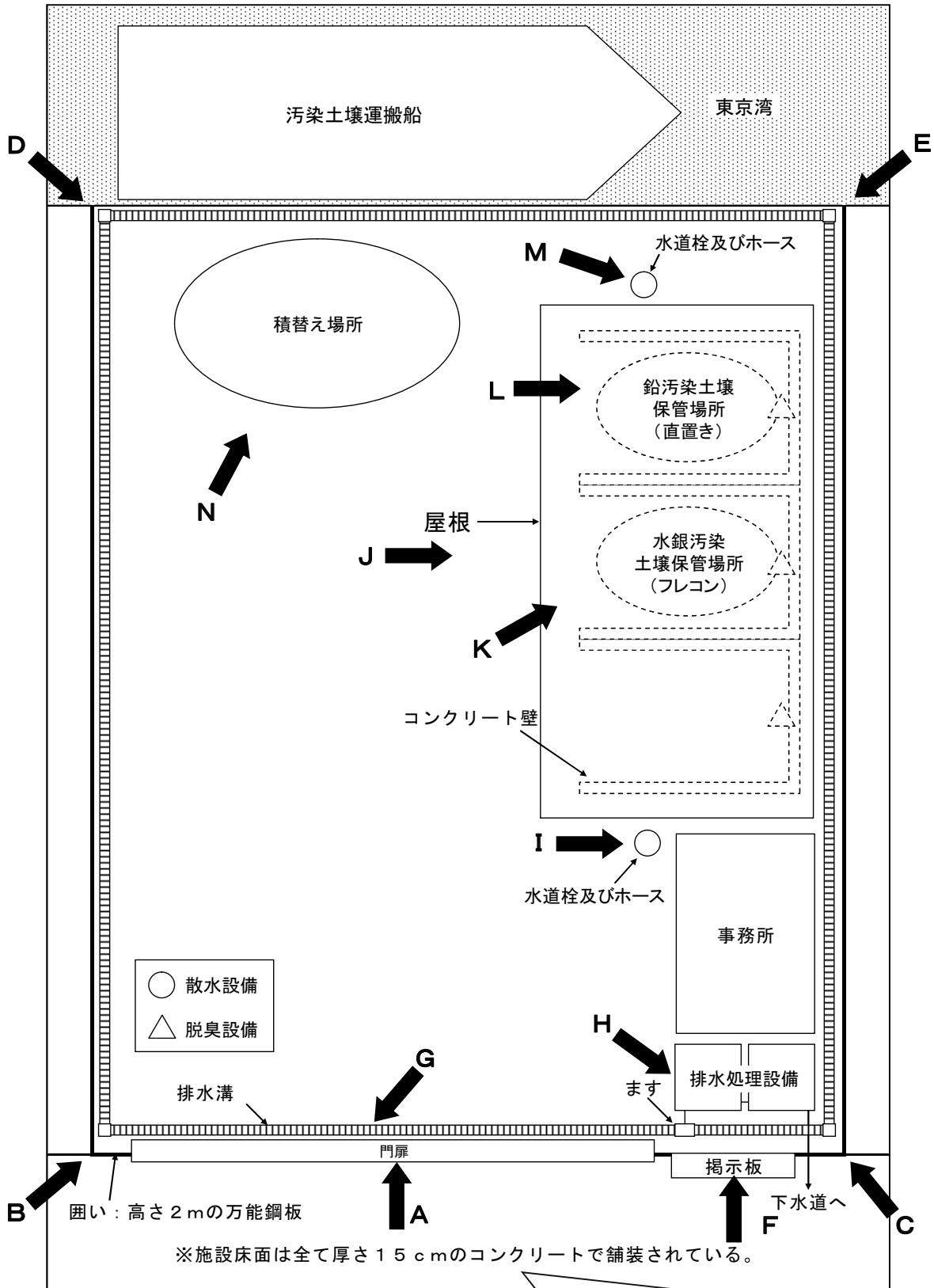
複数の積替施設又は保管施設を経由する場合は、各々の施設に関する書類を添付してください。

## 作成例

### 2 積替・保管施設の構造・設備等に関する説明

構造・設備等	説明
囲い	<p>施設は、入口に門扉が設置され、岸壁部分を除き、周囲は高さ 2 m の万能鋼板により囲われています。</p> <p>また、汚染土壌は、3 方を高さ 2 m のコンクリート壁で囲われた屋根のあるストックヤードに、荷重が直接囲いにかからないように保管します。</p>
掲示板	<p>管理者名称と連絡先を記載した「汚染土壌積替・保管施設」の掲示板（縦 60 cm × 横 120 cm）が施設入口の門扉脇に設置されています。</p>
床面の構造	<p>施設全体の床面は厚さ 15 cm のコンクリートで舗装されています。</p>
排水設備	<p>施設の床面には排水溝が設置されています。施設で発生した汚水を排除基準に適合させるための排水処理設備が設置されています。</p>
排気処理設備	<p>該当なし</p>
飛散等及び悪臭の発散防止設備	<p>施設には、2 m の万能鋼板やコンクリート壁の囲い、散水用の水道栓及びホース、悪臭の発散を防止するための脱臭剤噴射機器が設置されています。</p> <p>なお、鉛の汚染土壌は防じんシートで覆った状態で、水銀及び VOC の汚染土壌はフレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れたままの状態に保管します。積替え時に汚染土壌を仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。</p> <p>雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止します。</p>

3 写真撮影場所

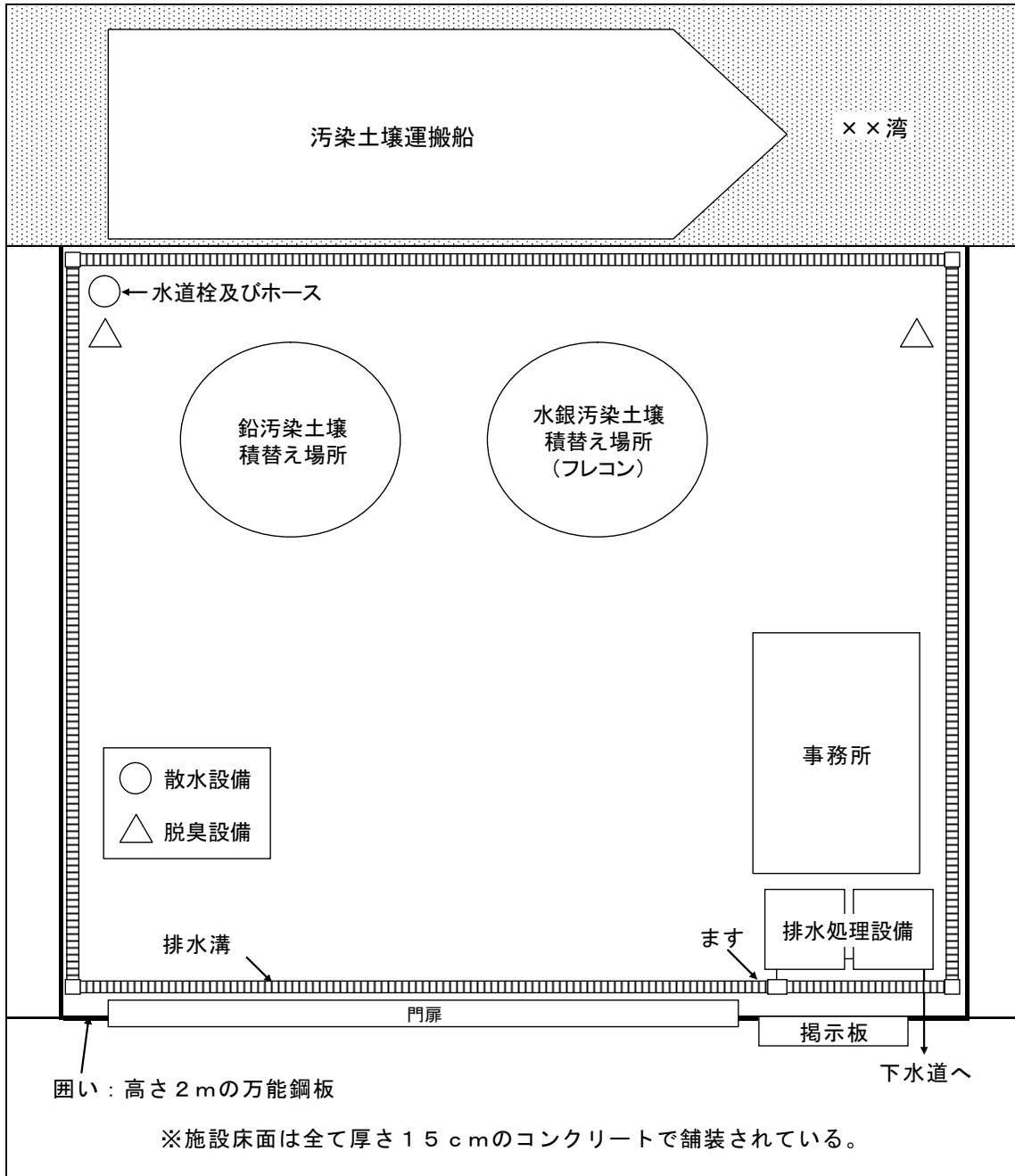


積替施設及び保管施設の構造や設備が分かるように写真を撮り、撮影場所を明示してください。写真はこのページの後に添付してください。

※特に告示板の写真は、大きさが分かり、文字が判読できるものを添付してください。個人情報（管理者名等）の記載がある場合は、削除をお願いします。

### 積替の用に供する施設に関する書類

#### 1 積替施設の配置図

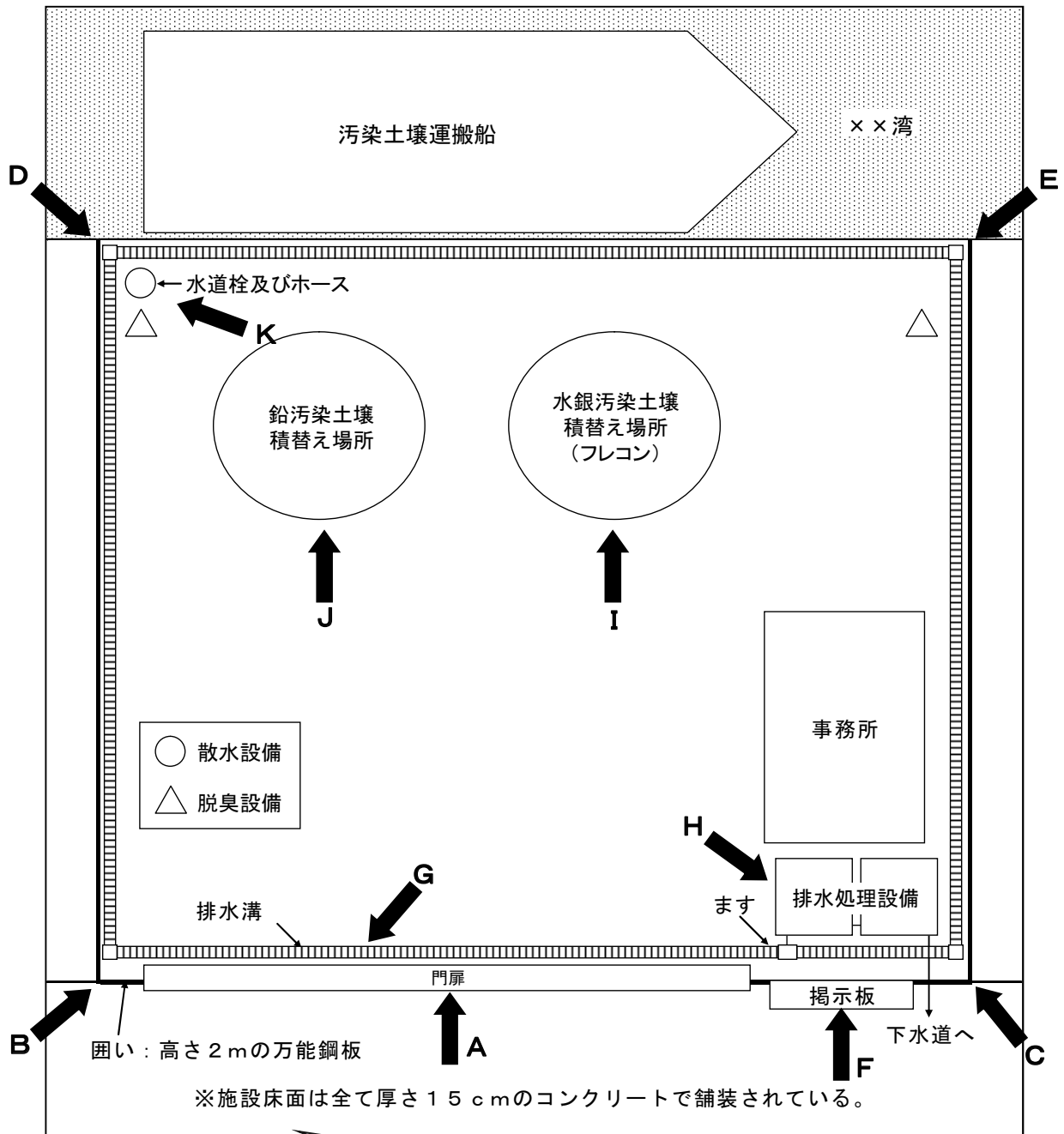


## 2 積替施設の構造に関する説明

構造・設備等	説明
囲い	施設は、入口に門扉が設置され、岸壁部分を除き、周囲は高さ2mの万能鋼板により囲われています。
掲示板	管理者名称と連絡先を記載した「汚染土壌積替施設」の掲示板（縦・横60cm）が施設入口の門扉脇に設置されています。
床面の構造	施設全体の床面は厚さ15cmのコンクリートで舗装されています。
排水設備	施設の床面には排水溝が設置されています。また、施設で発生した汚水を排除基準に適合させるための排水処理設備が設置されています。
排気処理設備	該当なし
飛散等の防止設備	施設には、2mの万能鋼板やコンクリート壁の囲い、散水用の水道栓及びホースが設置されています。 なお、水銀及びVOCの汚染土壌はフレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れた状態で積替えます。積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止します。

## 作成例

### 3 写真撮影場所



積替施設の構造や設備が分かるように写真を撮り、撮影場所を明示してください。写真は、このページの後に添付してください。

※特に掲示板の写真は、大きさが分かり、文字が判読できるものを添付してください。個人情報（管理者名等）の記載がある場合は、削除をお願いします。

作成例

管理票は、運搬受託者・処理受託者・汚染土壌の汚染状態、荷姿、運搬経路が異なる場合は、それぞれについて添付してください。

使用予定の管理票の写し

代表取締役を除く個人名は記載しないでください。

整理番号

氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 住所及び連絡先	氏名又は名称 運搬受託者 住所及び連絡先	氏名又は名称 処理受託者 住所及び連絡先	氏名又は名称 興業 住所及び連絡先	交付担当者の氏名 交付年月日 交付番号	〇〇建設株式会社 年 月 日
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)	溶出量基準 超過	第二溶出量基準 超過	溶出量基準 超過	第二溶出量基準 超過	含有量基準 超過
<input type="checkbox"/> クロロエチレン	<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物	<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物	<input type="checkbox"/> シアン化合物
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素	<input type="checkbox"/> ベンゼン	<input type="checkbox"/> シマジン	<input checked="" type="checkbox"/> 水銀及びその化合物	<input checked="" type="checkbox"/> セレン及びその化合物	<input checked="" type="checkbox"/> 鉛及びその化合物
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> チオベンカルブ	<input type="checkbox"/> チウラム	<input checked="" type="checkbox"/> 砒素及びその化合物	<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物	<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロプロペン	<input type="checkbox"/> PCB	<input type="checkbox"/> 有機りん化合物			
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン					
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン					
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン					
要措置区域等の所在地 (自然由来等形質変更時要措置区域又は要措置区域等の所在地)	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名		運搬区間		
積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所	担当者氏名		↓		
〇〇積頭株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL 03-XXXX-XXXX	自動車等の番号		↓		
積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所	担当者氏名		↓		
××運送株式会社 ××県××市××町××丁目××番××号 TEL 0XXXX-XXXX	自動車等の番号		↓		
汚染土壌処理施設の名称及び所在地 (搬出先の自然由来等形質変更時要措置区域又は要措置区域等の所在地)	処理方法 (土地の形質の変更の方法)		処理終了年月日 (土地の形質の変更を終了した年月日)		
株式会社〇〇興業 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL 0XXXX-XXXX	備考		年 月 日		

レ点又は濃度を記入してください。

地番で記載してください。



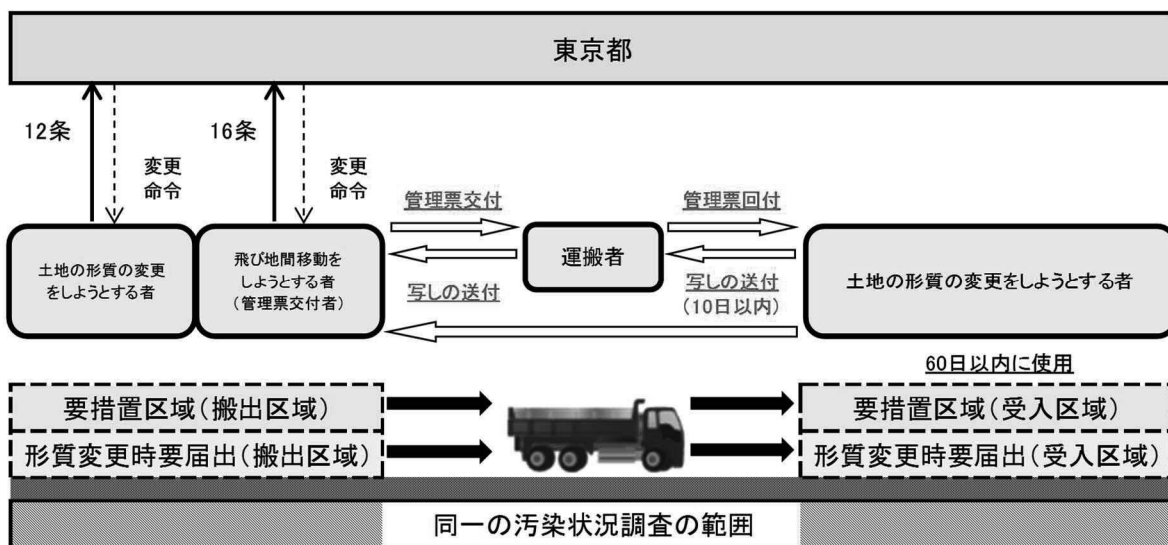
**土壤汚染対策法第 18 条に基づく  
飛び地間移動について**

はじめに

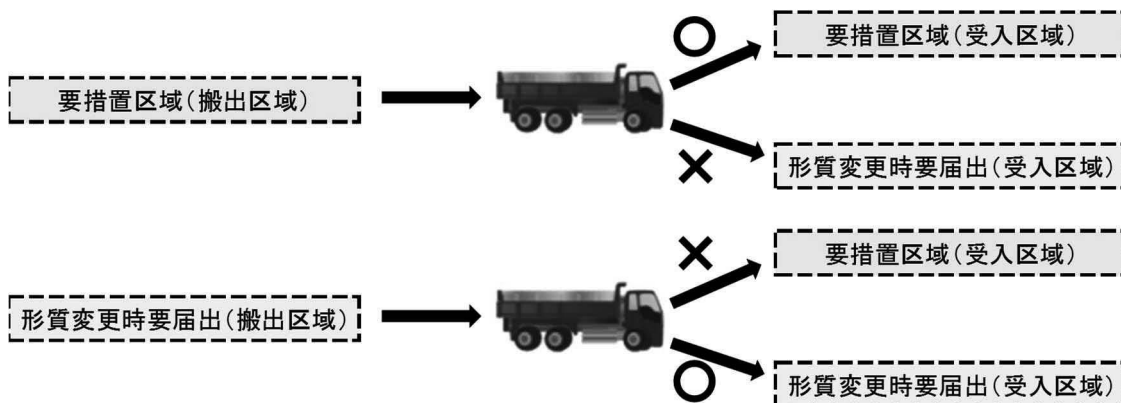
ここでは、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 1 項第 3 号に規定する搬出（飛び地間移動）について解説します。

飛び地間移動とは、同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域間又は形質変更時要届出区域間において、受入区域における嵩上げ等の土地の形質の変更を使用することを認めるものです（第 18 条第 1 項第 3 号）。東京都では、「同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等」とは、一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地又は同一契機において行われた調査に基づき指定された要措置区域等（原則として、同一の指定番号の区域）として運用しています（詳細については東京都の担当者と協議してください）。

概要を図に示します。



受け入れた土壌は、受け入れた日から 60 日以内に使用しなければなりません。仮置きとしての使用も可能です。なお、同一の敷地であっても、要措置区域から形質変更時要届出区域や、形質変更時要届出区域から要措置区域への移動はできません。



異なる汚染状態の搬出区域と受入区域で飛び地間移動を行う場合は、事前に御相談ください。

●必要な添付書類

(1) 12条の添付書類に明記する事項一覧

	チェック欄
<p>○土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出元、搬出先要措置区域又は搬出元、搬出先形質変更時要届出区域内における使用場所を明示してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該土壌の使用方法を具体的に明記してください。図面は手引 I-77~79 を参考に作成してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

(2) 16条に追加で添付する書類一覧

	チェック欄
<p>○一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出元、搬出先要措置区域又は搬出元、搬出先形質変更時要届出区域内における使用場所を明示してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された旨を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該指定区域に係る一連の告示（東京都公報）を添付してください。複数の告示により指定されている等、指定状況が複雑な場合は、当該土壌汚染状況調査報告書の鑑の写しを添付してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質に

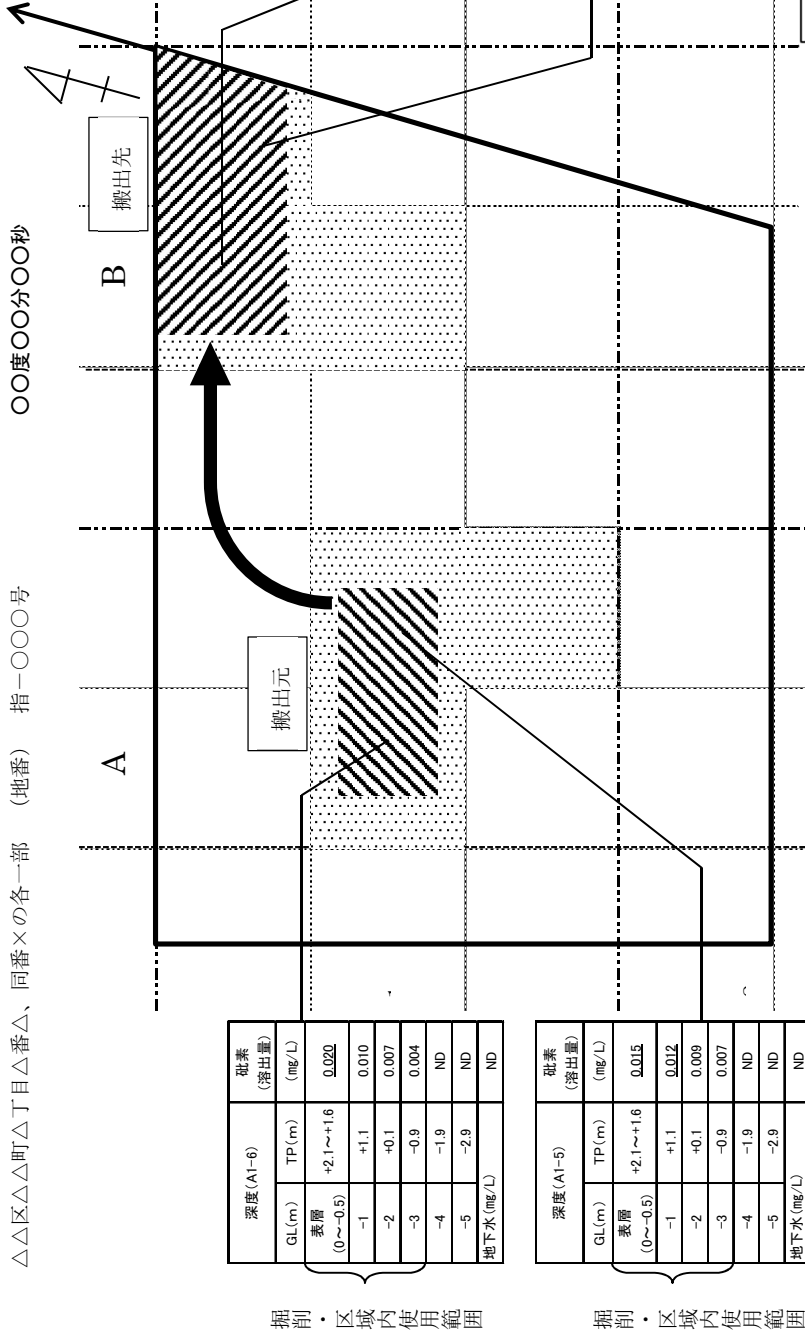
自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面

形質変更時要届出区域の所在地

△△区△△町△丁目△番△、同番×の各一部 (地番) 指-○○○号

○○度○○分○○秒

※汚染状態は使用する土壌の最大濃度となります。  
 ※含有量基準超過土壌で盛土をする場合は別途対策が必要になります。



掘削・区域内使用範囲

掘削・区域内使用範囲

深度(A1-6)		砒素 (溶出量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)
表層 (0~-0.5)	+2.1~+1.6	0.020
-1	+1.1	0.010
-2	+0.1	0.007
-3	-0.9	0.004
-4	-1.9	ND
-5	-2.9	ND
地下水(mg/L)		ND

深度(A1-5)		砒素 (溶出量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)
表層 (0~-0.5)	+2.1~+1.6	0.015
-1	+1.1	0.012
-2	+0.1	0.009
-3	-0.9	0.007
-4	-1.9	ND
-5	-2.9	ND
地下水(mg/L)		ND

深度(B1-2)		砒素 (溶出量)	鉛 (含有量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)	(mg/kg)
盛土 (0~+0.7)	+2.8~+2.1	0.020	-
表層 (0~-0.5)	+2.1~+1.6	0.011	120
-1	+1.1	0.009	100
-2	+0.1	0.012	26
-3	-0.9	0.006	ND
-4	-1.9	ND	ND
-5	-2.9	ND	ND
地下水(mg/L)		ND	-

深度(B1-3)		砒素 (溶出量)	鉛 (含有量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)	(mg/kg)
盛土 (0~+0.7)	+2.8~+2.1	0.020	-
表層 (0~-0.5)	+2.1~+1.6	0.028	250
-1	+1.1	0.015	180
-2	+0.1	0.008	90
-3	-0.9	0.005	ND
-4	-1.9	ND	ND
-5	-2.9	ND	ND
地下水(mg/L)		ND	-

凡例

- 対象敷地
- 10m単位区画
- 30m格子
- ⋯ 形質変更時要届出区域
- ▨ 掘削範囲
- ▩ 盛土範囲

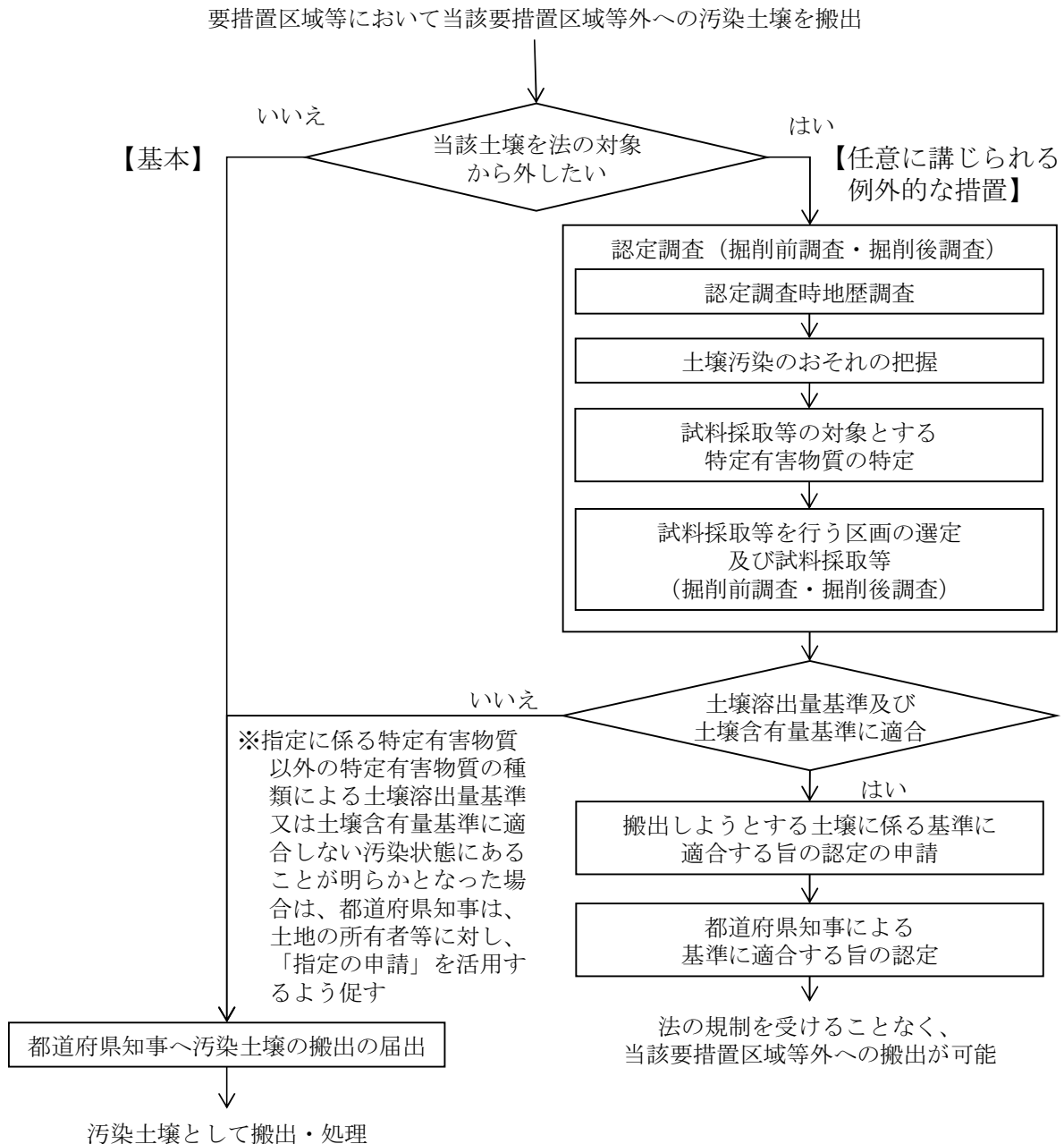
- 注意点
- ・ 溶出量基準超過土壌は、地下水以深の埋戻しに利用することはできません。
  - ・ 含有量基準超過土壌で盛土をする場合は、別途対策が必要となります。

**8. 土壤汚染対策法第 16 条に基づく  
搬出しようとする土壤の基準適合  
認定申請書の作成について**

## はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 16 条第 1 項に規定する届出（「搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書」の提出）に適用します。認定調査を検討される際には、様式第 24 の取扱いに関して事前に相談してください。

（作成例等は、掘削前調査について示しています。掘削後調査について申請する場合は、掘削前調査の作成例等を参考にして提出書類を作成してください。）



認定調査の流れ

## 届出書類

### (1) 届出書類の綴じ方

(作成例) 【ファイル表紙】

搬出しようとする土壌の基準適合認定 申請書
要措置区域等の所在地 (地番)
届出者名

【背表紙】

搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書
土地の所在地

○申請書は、左側に2穴パンチで穴を開け、(2) 提出書類一覧の順に並べ、ファイルに綴じてください。

○ファイルの表紙に「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」、「要措置区域等の所在地 (地番)」、「届出者名」を記入してください。

○ファイルの背表紙に、「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」、「要措置区域等の所在地 (地番)」を記入してください。

### (2) 提出書類一覧

1 申請書	チェック
○搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書 (様式第二十五)	<input type="checkbox"/>
2 添付書類	チェック
○搬出土壌の基準適合認定申請の範囲について ・搬出しようとする土壌の基準適合認定を受けたい範囲について、所在地、区画及び深度について記入してください。	<input type="checkbox"/>
○要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書 (様式第二十四) の写し ・要措置区域等指定後に「要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書 (様式第二十四)」を提出している場合にはその写しを添付してください。	
○指定調査機関確認書 ・様式は東京都環境局のホームページからダウンロードできます。	
○認定調査時地歴調査 ・14条申請書等が提出済の場合は、その概要を活用できますが、14条申請書等の提出後から認定調査の届出までの地歴についても記載してください。区域指定後における土地の形質の変更の履歴等についても記載してください。	<input type="checkbox"/>
○土壌汚染状況調査結果報告シート ・東京都へ調査結果を報告する場合には、必ず添付してください。様式は東京都環境局のホームページからダウンロードできます。 ・既往の調査結果を活用する場合には、当該調査結果も含めて調査結果を総括し一式のシートにまとめてください。	<input type="checkbox"/>
○認定を受けたい範囲を明らかにした要措置区域等の汚染状況を明らかにした図	<input type="checkbox"/>
○認定調査における試料採取等の対象特定有害物質の把握表 ・試料採取等特定有害物質把握表に記載してください。	<input type="checkbox"/>
○認定調査方法	<input type="checkbox"/>
○調査結果一覧表 ・試料採取地点及び分析結果等の土壌汚染状況調査の結果	<input type="checkbox"/>

3 別冊資料 (原則として、審査終了後に届出者に返却します。)	チェック
<p>○地歴調査の根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出典が明らかであり、広く入手可能である資料（地形図、航空写真、住宅地図、登記簿謄本等）の他、地歴調査のために作成・入手した独自資料（聴取調査資料、現地調査資料、特定施設に関する届出書類、その他特定有害物質の使用状況に関する資料等）は、原則別冊として提出してください。</li> <li>・<b>種類別に分けず、古い年代から順に整理して添付してください。</b></li> <li>・必要に応じて著作権者の複製許諾等を取得してください。</li> <li>・<b>*既往調査で提出され、審査終了しているものについての再提出は不要です。</b></li> </ul>	□
○濃度計量証明書	□
○ボーリング柱状図	□
○調査実施状況写真	□
○過去の調査報告書の鑑	□

(3) 注意事項

公平性に欠ける申請（例えば、土壤汚染状況調査の業務の発注者と指定調査機関との間に会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社と同条第4号の親会社の関係が成立している等）については認められないことがあります。



様式第二十五（第六十条第一項関係）

搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 申請者 〇〇商事株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇

土壤汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する土壤について、第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合する旨の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

形質変更時要届出区域に指定されている区画のある地番の全てを記入してください。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

要措置区域等の所在地	〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号（住居表示） △△区△△町△丁目△番△、同×の一部（地番）（指-〇〇号）
認定調査の方法の種類	掘削前調査 ※詳細は別紙（ ）のとおりに 「掘削前調査」または「掘削後調査」のどちらかを記入してください。
認定調査の結果に関する事項	※詳細は別紙（ ）のとおりに
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	(例) 株式会社〇〇（〇〇県知事登録 濃度第〇〇号） 株式会社△△（△△県知事登録 濃度第△△号）
認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	(例) 〇〇株式会社（〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇） △△株式会社（△△△△-△-△△△△） 関わった全ての機関を記入してください。
調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	過去の調査結果を使用する場合は、その調査を行った指定調査機関名及び指定番号も記載してください。 〇〇株式会社 技術管理者証交付番号 第〇〇〇号
連絡先	所属 〇〇開発株式会社〇〇事業部〇〇調査係 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 03-××××-××××（内線 ××××） （ファクシミリ番号）03-××××-××××

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 土壤の調査の結果報告書、掘削前に試料採取を行った地点を明らかにした要措置区域等の図面、掘削した土地の範囲を明らかにした要措置区域等の図面を添付すること。

## 搬出土壤の基準適合認定申請の範囲について

本申請により、搬出しようとする土壤の基準適合認定を受けたい範囲は、下記のとおりです。

### 記

- 1 認定申請に係る要措置区域等の所在地  
△△区△△町△丁目△番△、同×の一部（地番）（指-〇〇号）
- 2 基準適合認定を申請する要措置区域等の土壤の範囲  
次表のとおり

	区画	深度
1	A 1-4	深度 GL-0m (TP+2.1m) から GL-2m (TP+0.1m)
2	A 1-5	深度 GL-0m (TP+2.1m) から GL-2m (TP+0.1m) 及び 深度 GL-5m (TP-2.9m) から GL-6m (TP-3.9m)
3	B 1-6	深度 GL-0m (TP+2.1m) から GL-2m (TP+0.1m)
4		
5		
6		
7		
8		

注) 区画の名称及び範囲は、申請書中の添付資料による。

以上

(法16条基準適合土壌認定調査申請用)

認定調査時地歴調査

※灰色の文字は記載例

年 月 日

東京都知事 殿

指定調査機関の名称 ○○調査株式会社  
代表者の氏名 ○○○○  
(指定番号 ○○-○-○○○ )

下記のとおり、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として内容を確認し、申請に係る調査報告として取りまとめたことを確認致します。

### 記

#### 1. 対象案件

届出者	○○株式会社
調査対象地	(住居表示) △△区△△丁目△番△号
	(地番) △△区△△丁目△△番、同×番の一部

#### 2. 申請に係る調査報告書の構成

資料	内容
—	認定調査時地歴調査
—	基準適合土壌認定調査結果報告シート
別紙1	基準適合土壌認定調査に関する資料 (汚染状況平面図、調査の方法、調査結果一覧表、その他必要な資料)

別冊資料	内容
別冊資料-1	地歴調査の根拠資料
別冊資料-2	濃度計量証明書
別冊資料-3	ボーリング柱状図
別冊資料-4	調査実施写真
別冊資料-5	土壌搬入の根拠資料(要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書等)

土壌搬入があった場合に添付してください。

#### 3. 調査報告書のチェック

下記の者が、調査における業務品質及び公正性の内部チェックを行いました。

業務品質管理責任者	○○ ○○
公正性管理責任者	○○ ○○

以上

※資料の構成は、必要に応じて欄を追加・修正すること。

認定調査時地歴調査

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壌汚染の可能性	根拠資料
193*年 (昭和*年)	対象地は、個人所有の農地として利用されている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	■地形図…193*年(昭和*年)国土地理院発行 ■航空写真…193*年(昭和*年)○○○隣発行
194*年 (昭和2*年)	昭和○○年○月に対象地に個人住宅が建設された。土地利用としては建物、庭園及び個人使用の駐車場であった。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	■土地登記簿…194*年(昭和2*年) ■地形図…194*年(昭和2*年)国土地理院発行 ■航空写真…194*年(昭和2*年)○○○隣発行
	〰〰〰		
200*年 (平成1*年)	平成○○年○月には、対象地の一部に△△工場が建設される。	土壌汚染の可能性は否定できない。	■航空写真…200*年(平成1*年)○○○隣発行 ■住宅地図…200*年(平成1*年)△△△隣発行
201*年 (平成2*年)	対象地は、倉庫として利用されている。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	■航空写真…201*年(平成2*年)○○○隣発行 ■住宅地図…201*年(平成2*年)△△△隣発行
201*年 (平成2*年)	倉庫解体に伴い、土壌調査等を実施し、対象地の一部が形質変更時要届出区域に指定される。	土壌汚染の可能性は否定できない。	■環境確保条例117条1項提出【2*環改化土第○号】 ■環境確保条例117条2項提出【2*環改化土第○号】 ■土壌汚染対策法4条届出【2*環改化四第○号】 ■土壌汚染対策法14条届出【2*環改化自第○号】
201*年 (平成2*年)	土地の形質の変更を行った。工事時に、形質変更時要届出区域内で排水を処理するプラントを設置していた。また、一部区画にて埋戻しを行った。なお、盛土は搬入時に900㎡毎に調査を行い、土壌溶出量及び土壌含有量に適合していることを確認した土壌である。	土壌汚染の可能性は否定できない。	■土壌汚染対策法12条届出【2*環改化形第○号】 ■土壌汚染対策法16条届出【2*環改化撤第○号】 ■工事終了報告書【2*環改化完第○号】
201*年 (平成2*年)	形質変更時要届出区域の一部に盛土を行った。なお、盛土は搬入時に900㎡毎に調査を行い、土壌溶出量及び土壌含有量に適合していることを確認した土壌である。	要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書を出されている場合は必ず記入してください。	■要措置区域等に搬入された土壌に係る届出【2*環改化撤第○号】…201*年(平成2*年) ■搬入土壌の調査結果【2*環改化完第○号】…201*年(平成2*年)
201*年 (平成2*年)	形質変更時要届出区域の一部に盛土を行った。なお、盛土は搬入時に900㎡毎に調査を行い、土壌溶出量及び土壌含有量に適合していることを確認した土壌である。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	■要措置区域等に搬入された土壌に係る届出【2*環改化撤第○号】…201*年(平成2*年) ■要措置区域等に搬入された土壌に係る届出【2*環改化撤第○号】…201*年(平成2*年)
202*年 (令和*年)	対象地は、201*年(平成**年)以降、更地のため新たな汚染のおそれはない。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	■環境写真…202*年(令和*年)
	現在(届出年)の状況を記載してください。		
	【総評】 対象地は、平成○○年までは個人住宅、庭園及び駐車場であった。平成○○年○月に△△工場が立地し、その後倉庫として利用されていた。平成2*年に倉庫解体に伴い、土壌汚染を実施し、対象地の一部が形質変更時要届出区域に指定された。平成2*年に指定区域の一部に、900㎡毎に調査した基準適合土壌で盛土を行い、1年ごとに「要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書」を提出している。その後、新たな形質変更や土壌汚染のおそれなく現在に至る。		

既往調査で報告済の期間は、年表を省略することが可能です。 ※

既往調査以降の地歴を記載してください。

※既往調査で報告済の期間の記載を省略する場合には、既往届出書の収番番号を記載してください。

# 土壌汚染状況調査結果報告シート

※灰色の文字は記載例

1. 調査概要	
調査対象地	(住居表示)△△区△△丁目△番△号 (地番)△△区△△丁目△△番、同×番の一部
調査対象地面積	〇〇〇 m <sup>2</sup>
認定申請土量	〇〇〇 m <sup>3</sup>
用途地域	工業地域
現地試料採取期間	(土壌採取) 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日
室内分析期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
指定調査機関名	〇〇株式会社 △△株式会社 □□株式会社
指定調査機関の指定番号	20**-〇-〇〇 20**-△-△△ 20**-□-□□
技術管理者名	〇〇 〇〇
技術管理者証の交付番号	第00000***号
準拠法令等	・土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ・同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン

過去の調査結果を使用する場合は、その調査を行った指定調査機関名及び指定番号も記載してください。

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)	
有害物質取扱事業場の設置履歴	〇〇年～〇〇年まで、△△工場が立地していた。
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	〇〇年に工場及び倉庫解体後、倉庫が立地していた当時の地盤面(以下、「旧地盤面」という)より上方に2.0mの盛土がなされた。
地歴調査・対策の経緯	〇〇年に土壌調査(ボーリング調査13地点、最大6mまで1m毎に試料採取、第2種特定有害物質を分析)が実施されており、深度3.0m(旧地盤面)以深で鉛(含有量)が確認されている。
その他の経緯	特になし。
要措置区域等指定後(土壌汚染状況調査後)の経緯	〇〇年に、対象地において土地の形質の変更を行った。その後、認定調査対象区域を含む対象地の一部に900m <sup>2</sup> 毎に調査した基準適合土壌で盛土を行った。また、指定後から1年ごとに様式二十四にて土壌搬入の有無について届出を行っている
認定調査の区分の分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCBを除く第三種特定有害物質については農業等4物質の使用履歴がないことから、「汚染のおそれがない土地」に区分する。</li> <li>・鉛及び第三種特定有害物質(PCBを除く)を除く21物質は、区域指定の係らない物質であり、区域指定後も新たな汚染のおそれが生じていないことから「汚染のおそれの少ない土地」に区分する。</li> <li>・鉛の含有量基準超過が確認されていない地層については「汚染のおそれが少ない土地」に区分する。</li> <li>・鉛の含有量基準超過が確認されている地層については「汚染のおそれが比較的多い土地」に区分する。</li> </ul>

既往調査及び対策についてまとめてください。

図-1-〇

3. 調査方法	
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種特定有害物質:深度6mまでのボーリング調査を実施した。表層、0.5mと1mから6mまでの1mごとに認定したい深度ごとに土壌試料を採取した。一部単位対象区画では、30m格子の中心(中心が対象外の場合は、任意の1区画)において試料を採取した。</li> <li>・第二種特定有害物質及びPCB:深度0～0.05m及び0.05～0.5mの土壌については、等量混合により1試料とした。1m～6mについては、認定したい各深度でそれぞれ採取し、分析を行った。全部対象単位区画は、単位区画毎に試料を採取し、一部対象単位区画では、30m格子毎に5地点で試料を採取し均等混合した。</li> </ul>

図-2-〇

○認定調査における試料採取等の対象特定有害物質の把握表((例)A1-5)

1.要件

認定対象区画名を記入してください。

土壤汚染状況調査における地歴調査に加えて、区域の指定後の汚染状態に変更を生じる可能性のある履歴等を把握します(施行規則第59条の2第1項)。

No.	要件	該当の有無	特定有害物質の種類	試料採取区画	チェック
1	指定に係る特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項)	必須	(例)鉛及びその化合物	(例)掘削対象単位区画	<input checked="" type="checkbox"/>
掘削対象地を含む一の要措置区域等において指定を受けた特定有害物質が該当します。					
2	指定に係る土壤汚染状況調査にて試料採取等の対象としなかった特定有害物質のうち、基準に適合しないおそれのある特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項第1号)	該当/非該当	(例)テトラクロロエチレン	(例)掘削対象単位区画	<input checked="" type="checkbox"/>
土壤ガスが検出されず、試料採取等を行わなかった第1種特定有害物質について、周辺の区画で汚染があり、当該汚染深度より深い深度を掘削する場合等が該当します。					
3	要措置区域等指定後に汚染のおそれが生じた場合、当該に係る特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項第2号)	該当/非該当	—	—	<input checked="" type="checkbox"/>
4	要措置区域等指定後に土壤搬入により汚染のおそれが生じ、かつ様式二十四により要措置区域等指定後から1年ごとに届出を行っている場合、当該に係る特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項第3号イ)	該当/非該当	(例)ふっ素及びその化合物	(例)掘削対象単位区画	<input checked="" type="checkbox"/>
汚染状態が不明な土壤や汚染のおそれのある土壤搬入が該当します。					
5	土壤搬入の有無を様式二十四により要措置区域等指定後から1年ごとに届出を行っていない場合、当該に係る特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項第3号ロ)	該当/非該当	—	—	<input checked="" type="checkbox"/>
土壤搬入の有無を問わず、1年ごとに届出していない場合は、当該に係る特定有害物質は全て対象となります。ただし、第三種特定有害物質についてはNo.1からNo.4において把握した情報により汚染のおそれがないと認められる場合にはPCB以外について除くことができます。					

2.前項で把握した特定有害物質のうち、試料採取等を行わない特定有害物質がある場合、その理由

(例)

・鉛及びその化合物については、既往調査にて認定部分の試料採取等をすでに実施しているため。

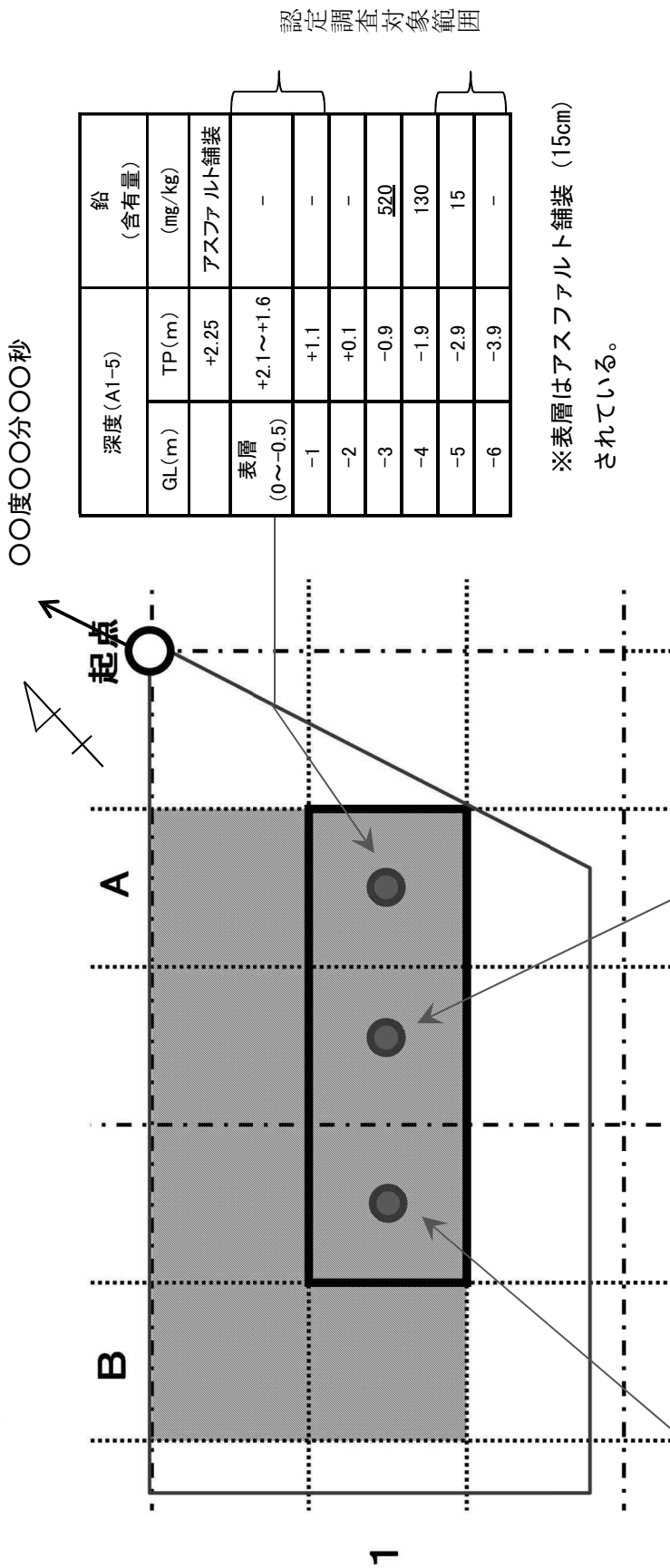
3.試料採取等の対象特定有害物質

(例)テトラクロロエチレン(掘削対象単位区画)、ふっ素及びその化合物(掘削対象単位区画)

※試料採取等物質の選定及びおそれの区分については、次頁以降の参考資料及び土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインを参考としてください。



認定を受けた範囲を明らかにした要措置区域等の汚染状況を明らかにした図面



〇〇度〇〇分〇〇秒

深度(A1-5)		鉛 (含有量)
GL(m)	TP(m)	(mg/kg)
	+2.25	アスファルト舗装
表層 (0~-0.5)	+2.1~+1.6	-
-1	+1.1	-
-2	+0.1	-
-3	-0.9	<u>520</u>
-4	-1.9	130
-5	-2.9	15
-6	-3.9	-

※表層はアスファルト舗装(15cm)されている。

深度(B1-6)		鉛 (含有量)
GL(m)	TP(m)	(mg/kg)
	+2.25	アスファルト舗装
表層 (0~-0.5)	+2.1~+1.6	-
-1	+1.1	-
-2	+0.1	-
-3	-0.9	<u>520</u>
-4	-1.9	<u>180</u>
-5	-2.9	<u>160</u>
-6	-3.9	<u>160</u>

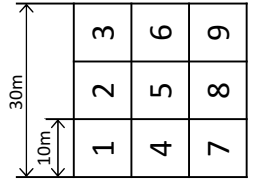
認定調査対象範囲

深度(A1-4)		鉛 (含有量)
GL(m)	TP(m)	(mg/kg)
	+2.25	アスファルト舗装
表層 (0~-0.5)	+2.1~+1.6	-
-1	+1.1	-
-2	+0.1	-
-3	-0.9	<u>520</u>
-4	-1.9	<u>180</u>
-5	-2.9	30
-6	-3.9	ND

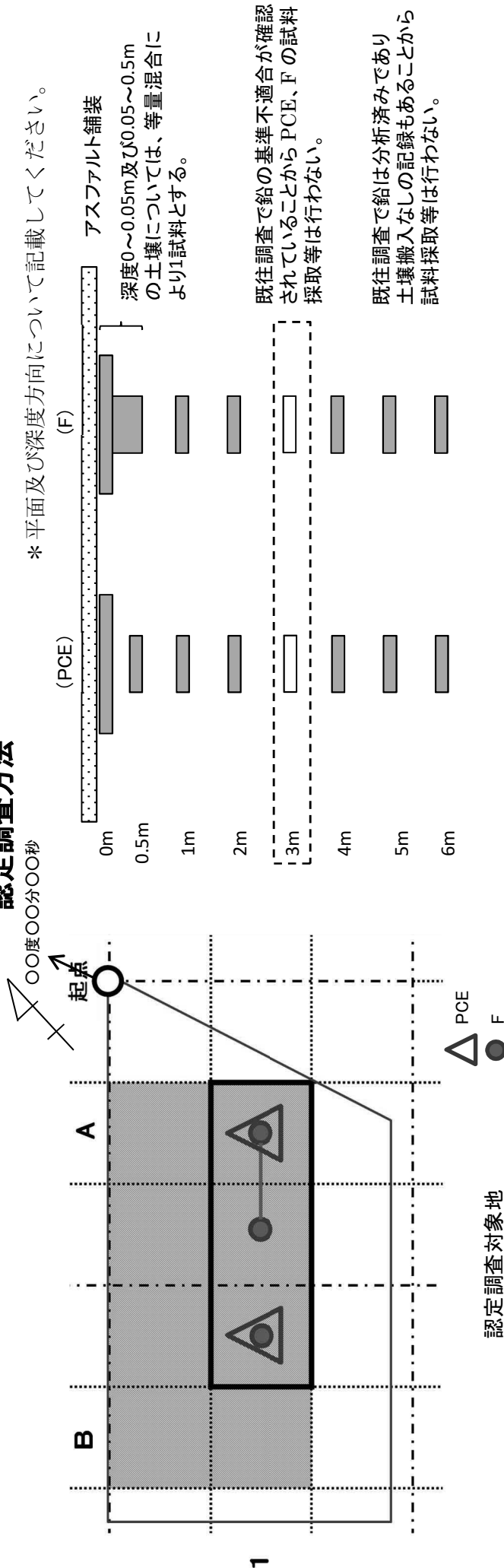
認定調査対象範囲

凡例

- 10m単位区画
- 30m格子
- 形質変更時要届出区域
- 認定調査対象地
- 敷地境界



認定調査方法



試料採取深度の設定 (例：A1-5 地点)

各区画の調査方法

GL	TP	A1-4	A1-5	B1-6	備考
表層 (0~0.5m)	+2.1~ +1.6m	PCE、F: 掘削対象単位区画			認定調査における試料採取等の対象特定有害物質の把握表により対象物質を把握
-1m	+1.1m				
-2m	+0.1m				
-3m	-0.9m				
-4m	-1.9m	汚染土として搬出			A1-4: GL-3mからGL-4m A1-5: GL-3m B1-6: GL-3mからGL-6m は認定調査を行わず、汚染土として搬出
-5m	-2.9m				
-6m	-3.9m	PCE、F: 掘削対象単位区画			



作成例

TP.による高さも併記してください。

調査結果一覧表

分類	調査対象物質	基準	区画															
			A1-4				A1-5				A1-6							
			0m	0.5m	-1m	-2m	0m	0.5m	-1m	-2m	-4m	-5m	-6m	0m	0.5m	-1m	-2m	
第一種特定有害物質	溶出量(mg/L)																	
	トリクロロエチレン	0.03																
	テトラクロロエチレン	0.01																
	ジクロロメタン	0.02																
	クロロエチレン	0.002																
	四塩化炭素	0.002																
	1,2-ジクロロエタン	0.004																
	1,1-ジクロロエチレン	0.1																
	1,2-ジクロロエチレン	0.04																
	1,1,1-トリクロロエタン	1																
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006																
	1,3-ジクロロプロペン	0.002																
	ベンゼン	0.01																
	第二種特定有害物質	溶出量(mg/L)																
カドミウム及びその化合物		0.01																
シアン化合物		不検出																
鉛及びその化合物		0.01																
六価クロム化合物		0.05																
砒素及びその化合物		0.01																
水銀及びその化合物		0.0005																
セレン及びその化合物		0.01																
ほう素及びその化合物		1																
ふっ素及びその化合物		0.8																
含有量(mg/kg)																		
カドミウム及びその化合物		150																
シアン化合物		50																
鉛及びその化合物		150																
六価クロム化合物		250																
砒素及びその化合物		150																
水銀及びその化合物		15																
セレン及びその化合物		150																
ほう素及びその化合物	4000																	
ふっ素及びその化合物	4000																	
第三種特定有害物質	溶出量(mg/L)																	
	有機燐化合物	不検出																
	ポリ塩化ビフェニル	不検出																
	チウラム	0.006																
	シマジン	0.003																
	チオベンカルブ	0.02																



**9. 土壤汚染対策法施行規則第 59 条の  
2 に基づく要措置区域等に搬入された  
土壤に係る届出書の作成について**

## はじめに

ここでは、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」といいます。）第 59 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する届出書（**要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書**）について適用します。

将来的に認定調査を検討されている場合（未定の場合も含む。）、要措置区域等指定の日から 1 年ごとに「要措置区域等に搬入土壤に係る届出書」（様式第 24）により、当該指定区域における土壤の搬入状況に係る届出をしてください。届出がない場合、認定調査時の試料採取等対象物質を絞り込めない場合があります。

なお、認定調査を検討される際には、様式第 24 の取扱いに関して事前に御相談ください。

### 1 対象となる土地

要措置区域等に指定された土地

### 2 届出者

届出者は「**要措置区域等の土地の所有者等**」になります。その土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等ではないので御注意ください。

### 3 届出の時期

届出書の提出は、要措置区域等指定の日から原則として 1 年ごとに行います。指定の日から、当該届出を 1 年ごとに行わなかった場合は、汚染のおそれがないとは言えないとみなされ、認定調査時の試料採取等対象物質を絞り込めない場合がありますので御注意ください。

なお、搬入がなかった場合にも、その旨の届出が必要です。

土壤汚染状況調査報告書の提出後、区域指定される前に認定調査を行う場合にあっては、事前に御相談ください。

### 4 届出書類

#### (1) 届出書類の綴じ方

(作成例) 【ファイル表紙】

要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書

要措置区域の所在地（地番）

届出者名

【背表紙】

要措置区域等に・・・届出書

土地の所在地

- 届出書は、左側に 2 穴パンチで穴をあけ、(2) 提出書類一覧の順番に並べ、ファイルに綴じてください。
- ファイルの表紙に「要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書」、「要措置区域の所在地（地番表示）」、「届出者名」を記入してください。
- ファイルの背表紙に、「要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書」、「要措置区域の所在地（地番）」を記入してください。

(2) 提出書類一覧

【土壌搬入がない場合】

1 届出書	チェック欄
○要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書（様式第二十四） ・必要に応じて、その者が届出者となりうる権限を有することの書類を添付してください（1 ページの「2 届出の義務者」を参照してください。）。	<input type="checkbox"/>
2 添付書類	チェック欄
○現況写真 ・当該敷地の現況がわかる写真を添付してください。	<input type="checkbox"/>
○工程表 ・当該敷地において工事を行っている場合は、工程表を添付してください。	<input type="checkbox"/>
3 別冊資料	チェック欄
○工事写真 ・必要に応じて、工事写真を添付してください。	<input type="checkbox"/>
○土地の所有者等を確認できる書類 （土地の登記事項証明書及び公図の写し等）	<input type="checkbox"/>

【土壌搬入がある場合】

1 届出書	チェック欄
○要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書（様式第二十四） ・搬入された年月日、搬入された土壌の量、規則第 40 条第 2 項第 3 号に定める方法による調査の結果、当該土壌の管理方法等が欄内に書ききれない場合は、別紙（添付書類）としてください。 ・必要に応じて、その者が届出者となりうる権限を有することの書類を添付してください（I-131 の「2 届出の義務者」を参照してください。）。	<input type="checkbox"/>
2 添付書類	チェック欄
○搬入された土壌の場所を明らかにした図面 ・作成例を参考に、どの区画に土壌が搬入されたか平面図で明示してください。 また、深度方向における搬入土の使用範囲も記載してください。	<input type="checkbox"/>
○搬入土一覧表 ・土壌が搬入された年月日、土量、土壌を搬入した区画、分析頻度、当該土壌の発生元等を一覧表にしてください。	<input type="checkbox"/>
○搬入土の分析結果 ・搬入土壌の分析結果を、原則 1 枚の表にまとめてください。計量証明書は別冊資料としてください。	<input type="checkbox"/>

<p><b>○搬入土の分析頻度に係る書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入土壌の地質の産地/出荷証明書又は品質証明書の写しを添付してください。これら証明書のない土壌を使用した場合は、搬入土壌の発生源における地歴調査結果を添付してください。</li> </ul>	□
<p><b>○現況写真</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該敷地の現況がわかる写真を添付してください。</li> </ul>	□
<p><b>○工程表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程表等により、報告期間の区画ごとの土地の動きを明示するとともに、土壌搬入があった時期と搬入があった区画を明記してください。</li> </ul>	□
<b>3 別冊資料</b>	チェック欄
<p><b>○工事写真及び現況写真</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、土壌搬入状況の工事写真を添付してください。</li> </ul>	□
<b>○濃度計量証明書</b>	□
<p><b>○土地の所有者等を確認できる書類</b> (土地の登記事項証明書及び公図の写し等)</p>	□

【土壌搬入がない場合】

様式第二十四（第五十九条の二第二項関係）

要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書

届出日（窓口受理日）又は、届出日から、過去数日以内の日付を記載してください。 ○○年 ○○月 ○○日

東京都知事 殿

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。

届出者 東京都○○区○○町○丁目○番○号  
株式会社○○製造  
代表取締役 ○○ ○○

土壌汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号の規定により、要措置区域等に搬入された土壌について、次のとおり届け出ます。

要措置区域等に指定されている区画のある地番の全てを記入してください。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

掘削対象地を含む要措置区域等の所在地	○○区○○町○丁目○番 (指-○○○号)	(地番)
掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日	令和○○年○○月○○日 (令和○年東京都告示第○○号)	報告する期間を記載してください。
掘削対象地を含む要措置区域等における土壌の搬入の有無	無し 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	
掘削対象地を含む要措置区域等に土壌が搬入された場合	搬入された年月日	/
	搬入された土壌の量	
	規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果	
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
掘削対象地を含む要措置区域等に搬入された土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合	当該土壌の管理方法	

<連絡先>

株式会社○○ △△課

担当：×× ×× TEL：XX-XXXX-XXXX

届出者の組織に属する担当者の連絡先を記載してください。必要に応じて、届出の内容の分かる届出者の組織と異なる者も記載することができます。

【土壌搬入がある場合】

様式第二十四（第五十九条の二第二項関係）

要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書

届出日（窓口受理日）又は、届出日から、過去数日以内の日付を記載してください。 ○○年 ○○月 ○○日

東京都知事 殿

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。

届出者 東京都○○区○○町○丁目○番○号  
株式会社○○製造  
代表取締役 ○○ ○○

土壌汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号の規定により、要措置区域等に搬入された土壌について、次のとおり届け出ます。

要措置区域等に指定されている区画のある地番の全てを記入してください。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

掘削対象地を含む要措置区域等の所在地	○○区○○町○丁目○番 (地番) (指-○○○号)	
掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日	令和○○年○○月○○日 (令和○年東京都告示第○○号)	
掘削対象地を含む要措置区域等における土壌の搬入の有無	有り 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	
掘削対象地を含む要措置区域等に土壌が搬入された場合	搬入された年月日	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日 添付書類○○のとおり
	搬入された土壌の量	○○m <sup>3</sup>
	規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果	添付書類○○のとおり
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	(例) 株式会社○○ (○○県知事登録 濃度第○○号)
掘削対象地を含む要措置区域等に搬入された土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合	当該土壌の管理方法  (例) 措置完了（掘削除去）後、仮囲いにより第三者の立ち入り禁止措置を行い、他所からの土壌搬入を防止した。	

報告する期間を記載してください。

<連絡先>

株式会社○○ △△課

担当：×× ×× TEL：xx-xxxx-xxxx

届出者の組織に属する担当者の連絡先を記載してください。必要に応じて、届出の内容の分かる届出者の組織と異なる者も記載することができます。

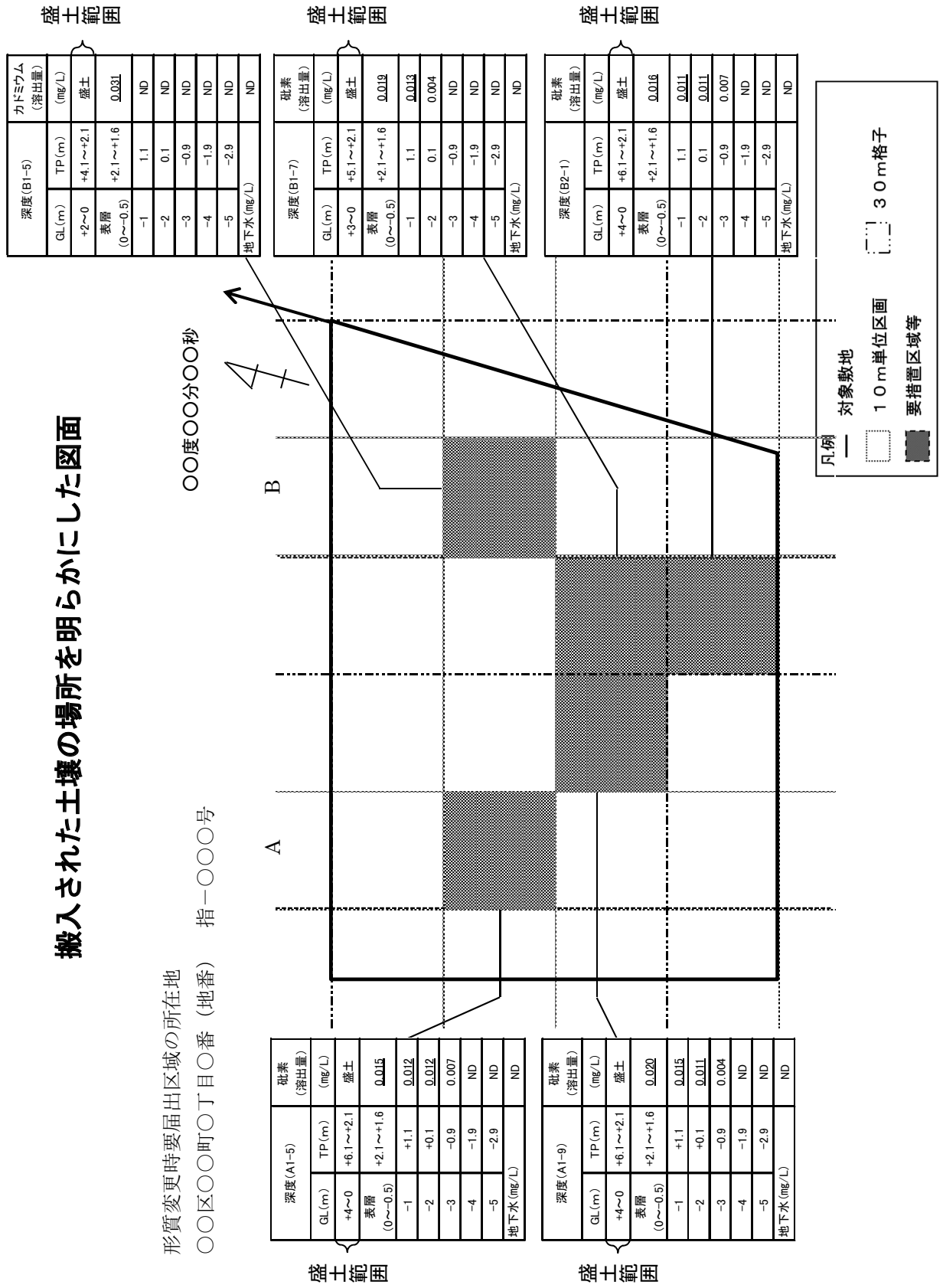


### 搬入された土壌の場所を明らかにした図面

形質変更時要届出区域の所在地

〇〇区〇〇町〇丁目〇番(地番) 指-〇〇〇号

〇〇度〇〇分〇〇秒



■ 搬入土一覽表

添付書類2

搬入日	写真台数	合計台数	搬入土量 (6m <sup>3</sup> /台)	1サンプル当り の土量	分析 検体数	搬出場所	発生元 (サンプル名)
2019.〇.〇	30	30	180	180	2検体	〇〇市 〇〇町	〇〇町 (sample-A)
〇.〇	15	45	270	270			
〇.〇	10	55	330	330			
〇.〇	7	62	372	372			
〇.〇	7	69	414	414			
〇.〇	14	83	498	498			
〇.〇	12	95	570	570			
〇.〇	17	112	672	672			
〇.〇	10	122	732	732			
〇.〇	17	139	834	834			
〇.〇	21	160	960	126			
〇.〇	19	179	1074	240			
〇.〇	25	204	1224	390			
〇.〇	10	214	1284	60			1検体
〇.〇	15	229	1374	150			
〇.〇	14	243	1458	234			
〇.〇	13	256	1536	312			
〇.〇	9	265	1590	366			
〇.〇	15	280	1680	456			
〇.〇	11	291	1746	522			
合計	291		1746m <sup>3</sup>				

平成31年環境省告示第6号に準じ、900m<sup>3</sup>毎に1回の分析を行った。

■ 搬入土一覽表

添付書類3

単位区画	区画基準高さ (TP + m)	盛土を行った高さ	盛土下端深度		盛土上端深度		盛土面積 (m <sup>2</sup> )	盛土土量 (m <sup>3</sup> )
			TP + m	TP + m	TP + m	TP + m		
A1-5	2.1	4	0	4	100	414		
			2.1	6.1				
A1-9	2.1	4	0	4	100	408		
			2.1	6.1				
B1-5	2.1	2	0	2	100	210		
			2.1	4.1				
B1-7	2.1	3	0	3	100	312		
			2.1	5.1				
B2-1	2.1	4	0	4	100	420		
			2.1	6.1				
合計					500	1764		

搬入土の分析結果

産地	〇〇市〇〇町	××市××町
搬入土量	1224 m <sup>3</sup>	522 m <sup>3</sup>
分析頻度	900 m <sup>3</sup> に一回、2検体 (SampleA, B)	900 m <sup>3</sup> に一回、1検体 (SampleC)
試料採取地点	現地のストックヤード	現地のストックヤード
分析項目	特定有害物質 26 項目	特定有害物質 26 項目
総評	全項目基準適合を確認した。	

基準適合の場合、埋め戻し土壌の分析結果一覧は不要です。上記項目について簡潔にまとめてください。

### 搬入土の分析結果

産地	〇〇市〇〇町 (指-〇〇号)	××市××町 (指-××号)
搬入土量	1224 m <sup>3</sup>	522 m <sup>3</sup>
分析頻度	900 m <sup>3</sup> に一回、2 検体 (SampleA, B)	900 m <sup>3</sup> に一回、1 検体 (SampleC)
試料採取地点	現地のストックヤード	現地のストックヤード
分析項目	特定有害物質 26 項目	特定有害物質 26 項目
総評	いずれも鉛及びその化合物の含有量基準を超過した。	

項目	単位	定量 下限値	基準値	sample-A	sample-B	sample-C		
溶 出 量 試 験	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND	
	シアン化合物	mg/L	0.1	不検出	ND	ND	ND	
	有機燐化合物	mg/L	0.1	不検出	ND	ND	ND	
	鉛及びその化合物	mg/L	0.004	0.01	ND	ND	ND	
	六価クロム化合物	mg/L	0.005	0.05	ND	ND	ND	
	砒素およびその化合物	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.0005	水銀として 0.0005 アルキル水銀 不検出	ND	ND	ND	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005	不検出	ND	ND	ND	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.003	0.03	ND	ND	ND	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND	
	ジクロロメタン	mg/L	0.002	0.02	ND	ND	ND	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.002	ND	ND	ND	
	一・二-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	0.004	ND	ND	ND	
	一・一-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	0.1	ND	ND	ND	
	一・二-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	0.04	ND	ND	ND	
	一・一・一-トリクロロエタン	mg/L	0.1	1	ND	ND	ND	
	一・一・二-トリクロロエタン	mg/L	0.0006	0.006	ND	ND	ND	
	一・三-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	0.002	ND	ND	ND	
	チウラム	mg/L	0.0006	0.006	ND	ND	ND	
	シマジン	mg/L	0.0003	0.003	ND	ND	ND	
	チオベンカルブ	mg/L	0.002	0.02	ND	ND	ND	
	ベンゼン	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND	
	セレン及びその化合物	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND	
	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	1	ND	ND	ND	
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.8	ND	0.11	1.12	
	クロロエチレン	mg/L	0.0002	0.002	ND	ND	ND	
	含 有 量 試 験	カドミウム及びその化合物	mg/kg	15	150	ND	ND	ND
		シアン化合物	mg/kg	5	50	ND	ND	ND
鉛及びその化合物		mg/kg	15	150	160	170	160	
六価クロム化合物		mg/kg	25	250	ND	ND	ND	
砒素及びその化合物		mg/kg	15	150	ND	ND	ND	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		mg/kg	1.5	15	ND	ND	ND	
セレン及びその化合物		mg/kg	15	150	ND	ND	ND	
ほう素及びその化合物		mg/kg	400	4000	ND	ND	ND	
ふっ素及びその化合物	mg/kg	400	4000	ND	ND	ND		

基準不適合土壌の搬入があった場合  
(飛び地間移動や区域間移動等)は、  
埋め戻し土壌の分析結果を一覧表に  
して本編に添付してください。

	令和〇年						令和〇年						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
準備工・内装解体	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日												
上物解体	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日												
掘削工事	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日												
埋め戻し工事	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日												
埋め戻し土搬入工	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日												

土壌搬入を伴う工程がある場合は  
強調してください。

▲令和〇年〇月〇日区域指定告示

▲今回報告する終期  
令和〇年〇月〇日

**10. 形質変更時要届出区域における  
措置完了報告書（工事完了報告書）  
の作成について**

## はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）の規定により形質変更時要届出区域に指定されている土地における、汚染の除去等の措置の完了（又は汚染の除去等の措置に伴う工事の完了）に係る報告に適用します。本報告書は、措置が完了又は工事が終了したのち、速やかに提出してください。要措置区域に指定されている土地における措置が完了した場合の報告書も、本項目を参照し御作成ください。

## 1 報告の対象

### (1) 措置完了報告書

次のいずれかに該当する場合に提出してください。

- ① 形質変更時要届出区域に指定されている土地において、土壤の特定有害物質による汚染状態を土壤溶出量基準又は土壤含有量基準、若しくはその両方に適合させるために講じられた土壤汚染の除去措置が完了<sup>※1</sup>した場合
- ② 汚染の除去等の措置の実施に伴う法第 14 条申請により形質変更時要届出区域に指定されている土地において、区域指定解除のための調査により、土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していることが確認された場合
- ③ 措置として、舗装・盛土・立ち入り禁止等を実施し完了した場合

※1 土壤溶出量基準に不適合である土地にあつては、法に規定される要件に則して、汚染の除去等の措置に伴う工事が完了し、かつ、地下水汚染が生じていない状態にあることを確認できたことをもって、措置が完了となります。そのため、法に規定される要件に即したことが確認できるよう、掘削工事の測量、工事写真撮影等は十分に行ってください。

### (2) 工事完了報告書

1 (1) に記載された汚染の除去等の措置に伴う工事が完了し、今後 2 年間、地下水汚染が生じていない状態にあることを確認する必要がある場合に提出してください。

なお、1 (1) に該当しない土壤溶出量基準に不適合である土地においても、法第 12 条に基づいて届け出た土地の形質の変更に伴う工事が完了したときは、提出をお願いします。

注 1) 1 通の措置完了報告書で措置完了と工事完了の内容を兼ねる場合は、措置完了報告書の鑑の「備考」欄に、工事完了に該当する単位区画の名称を記載してください。

注 2) 盛土や封じ込め等の措置により、措置の完了後も汚染土壤が残置される場合は、措置完了報告書の鑑の「措置完了の確認調査結果」欄に、その旨を記載してください。

注 3) 形質変更時要届出区域の指定の解除は、解除する旨の告示によって効力を生じます。そのため、措置完了報告書が受理された以降であっても、告示が行われるまでは形質変更時要届出区域と同様の法規制が適用され、措置の完了を報告した土地で形質の変更及び土壤の搬出を行う場合は、それぞれ法第 12 条及び法第 16 条



に基づく届出が必要になりますので、御注意ください。

注4) 措置が完了した土地\*における、基準不適合土壌が存在しない範囲のみの形質の変更に対する工事完了報告書の提出は不要です。

※措置が完了した土地の例：

- ・盛土や土壌入換えの措置を行い、基準不適合土壌と基準適合土壌とが碎石等により明確に区別できる状態で管理されている土地
- ・土壌汚染の除去を実施し、区域の指定解除手続中の土地

## 2 届出者

届出者は、「汚染の除去等の措置を行った者」であり、措置の内容を決定する者です。（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となりうる権限を有することが確認できる書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）

請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

## 3 提出書類

(1) 報告書類の綴じ方

(作成例)【ファイル表紙】

The diagram shows a vertical rectangular file folder with three horizontal sections. The top section is labeled '措置完了報告書' (Measures Completed Report). The middle section is labeled '形質変更時要届出区域の所在地(地番)' (Location of designated area for shape change report). The bottom section is labeled '報告者名' (Reporter Name).

【背表紙】

The diagram shows a vertical rectangular file folder with two vertical sections. The top section is labeled '措置完了報告書' (Measures Completed Report). The bottom section is labeled '土地の所在地' (Location of land).

- 報告書は、左側に2穴パンチで穴を開け、(2)提出書類一覧の順に並べ、ファイルに綴じてください。
- ファイルの表紙に「措置完了報告書(又は工事完了報告書)」、「形質変更時要届出区域の所在地(地番)」、「報告者名」を記入してください。
- ファイルの背表紙に、「措置完了報告書(又は工事完了報告書)」、「形質変更時要届出区域の所在地(地番)」を記入してください。

措置完了報告書に不備・不足がある場合は、区域指定を解除できなくなることもあります。本手引をよくお読みいただき、措置を計画どおり適切に行ったことを示す写真等をもらさず記録し、本報告書により報告してください。

## 4 新条例適用案件で、条例の届出を法の届出で代用する場合について

新条例適用案件の場合、措置完了報告書(工事完了報告書)をもって都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第117条第6項に基づく汚染拡散防止計画書の提出に代えることができます。代用とする場合には、送り状等にその旨を記載し、代用の意思を明確にしてください。

(3) 提出書類一覧 (例 掘削除去)

掘削除去を行った場合は、巻末資料の「掘削除去を行う際の留意事項について」も参照してください。

1 報告書	チェック
<p>○措置完了報告書 (工事完了報告書)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対策対象の汚染土壌の状況、措置完了の確認調査結果等が欄内に書ききれない場合は、別紙 (添付書類) としてください。</li><li>・必要に応じて、その者が届出者となり得る権限を有することの書類を添付してください (I-144 「2 届出者」を参照してください。)</li></ul>	<input type="checkbox"/>
2 添付書類	チェック
<p>○汚染の除去等の措置計画と実施の相違点一覧</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・計画時と実施時の内容に相違がある場合は、相違点を一覧表にまとめてください。</li></ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○汚染状況を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・措置の実施前における基準に適合しない特定有害物質の種類、濃度及び深度を、法第 12 条の届出書等の内容を参照の上、原則として 1 枚の図面上にまとめて明示してください。</li><li>・絞り込み調査を実施し、調査結果を報告していない場合は、当該調査結果について記載してください。</li></ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○措置方法に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法第 12 条及び法第 16 条の届出書の内容を参照の上、施行方法のフロー図、土量集計表、汚染土壌の運搬フロー図、環境保全対策、施工会社等を明示してください。</li></ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○施工方法を明らかにした平面図・断面図</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法第 12 条の届出書の内容を参照の上、施工方法を記載した平面図・断面図を添付してください。</li><li>・計画時と実施時で変更がある場合は、実施時の図面を報告書に、計画時の図面を別冊資料に添付してください。</li><li>・必要に応じて、測量記録 (原則、測量士による確認のあるもの) を添付してください。</li></ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○管理票を整理した一覧表 (※2)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・管理票に記載された交付年月日、交付番号、自動車等使用者の氏名等、汚染土壌の重量等を一覧表に整理してください。</li></ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○埋戻し土の品質管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・搬出元、搬入量、分析頻度、試料採取日、分析結果等を記載してください。計量士等の個人情報が記載されているものは別冊資料とし、個人情報を除いた資料を添付してください。</li></ul>	<input type="checkbox"/>
<p>○出来形、地下水モニタリング、周辺環境のモニタリングの結果</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出来形 (計画実施の比較) について図表等を用いて明示してください。</li><li>・地下水モニタリングに係る観測井の配置図や分析結果等を明示してください。</li><li>・対象地の周辺環境のモニタリングに関しては、添付書類中にモニタリング結果の要旨 (測定項目や基準超過の有無等) のみを簡潔に記載し、それ以外の資料は別冊としてください。</li></ul>	<input type="checkbox"/>

<p>○土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 12 条の届出書の内容を参照の上、土地の形質変更後における基準不適合土壌の残存する範囲及び深度を明示してください。</li> <li>・土地の形質変更後に、基準不適合土壌や特定有害物質の飛散、揮散又は流出のおそれのないことが確認できるようにしてください。 (法第 7 条第 4 号の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことが確認できるようにしてください。)</li> </ul> <p>○計画工程と実施工程の比較表 (計画時と実施時で異なる場合)</p>	□
<p>3 別冊書類 (※ 1・2)</p>	チェック
<p>○工事写真</p> <p>添付が必要な写真の種類と撮影頻度は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削前の位置出し写真 (単位区画ごとに撮影)</li> <li>・運搬車両への汚染土壌の積込み状況写真 (代表的な地点のみ撮影)</li> <li>・環境保全対策の実施状況写真 (代表的な地点のみ撮影)</li> <li>・掘削後の出来形確認写真 (単位区画ごとに撮影)</li> <li>・埋戻し後の全景写真 (代表的な地点のみ撮影)</li> <li>・盛土又は舗装措置等の前後の写真 (覆いの厚さがわかるように撮影。ただし、土壌含有量基準超過の汚染土壌を残置する場合に限る。)(単位区画ごとに撮影)</li> <li>・観測井の写真 (設置及び採水状況)</li> </ul>	□
<p>○濃度計量証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の水質の測定結果及び埋戻し土壌の分析結果等に係る濃度計量証明書の枚数が多い場合は、別冊資料として添付してください。</li> </ul>	□

搬出先までの運搬車両の追跡写真は添付不要です。

工事写真を撮るに当たっては、「掘削除去を行う際の留意事項について」(Ⅲ-16)を確認してください。

- ※ 1 別冊書類は、審査期間中のみ一時的に預かり、審査終了後に返却します。
- ※ 2 令和 4 年度から、別冊資料としての管理票の写しの添付は不要としております (添付書類としての一覧表は必要です。)。法第 20 条及び 21 条のとおり、管理票は適切に保管してください。立入検査を実施した時等に確認する場合があります。

措置完了報告書

記載例

届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

報告者 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人番号)

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。

土壤汚染対策法の規定により措置を完了しましたので記

多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

要措置区域等の所在地 (指定番号)		東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 (地番) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (住居表示) (整-〇〇-〇〇、指-〇〇号)	
措置の開始日及び完了日		開始日： 〇〇年〇〇月〇〇日 完了日： 〇〇年〇〇月〇〇日	
措置の概要		基準不適合土壤の掘削除去 (措置が完了した区画の面積：〇〇m <sup>2</sup> )	
措置対象の汚染土壤の状況		鉛及びその化合物の含有量基準超過	
措置完了の 確認調査結果	浄化措置	<input checked="" type="checkbox"/> 掘削除去	添付書類〇のとおり
		<input type="checkbox"/> 原位置浄化	
	浄化措置 以外	<input type="checkbox"/> 覆土・盛土・封じ込め等	
		<input type="checkbox"/> 立入禁止	
		<input type="checkbox"/> 不溶化	
措置期間中の周辺環境保全対策		添付書類〇のとおり	
備考		担当者(報告者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。また、報告者と異なる組織に属する者で報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。	

<連絡先>

〇〇株式会社△△課

担当：〇〇〇〇 TEL xx-xxxxx-xxxxx

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 工 事 完 了 報 告 書

記載例

届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

報告者 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法の規定に基づく措置に伴う工事が完了す。

多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

記

要措置区域等の所在地 (指定番号)	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 (地番) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (住居表示) (整-〇〇-〇〇、指-〇〇号)	
措置に伴う工事の開始日 及び完了日	開始日： 〇〇年〇〇月〇〇日 完了日： 〇〇年〇〇月〇〇日	
措置の概要	基準不適合土壌の掘削除去	
措置対象の汚染土壌の状況	鉛及びその化合物の含有	
措置に伴う工事完了の 確認調査結果	浄化措置	<input checked="" type="checkbox"/> 掘削除去 <input type="checkbox"/> 原位置浄化
	浄化措置 以外	<input type="checkbox"/> 覆土・盛土・封じ込め等 <input type="checkbox"/> 立入禁止 <input type="checkbox"/> 不溶化
	添付書類〇のとおり 指定区域のうち、工事が完了した区域の汚染状況を記載してください。	
工事期間中の周辺環境保全対策	添付書類〇のとおり	
備考		

完了日を明確にします。  
完了日は、汚染土壌の処理や地下水測定等を含めた工事完了日です。  
工事完了報告の完了日は、地下水基準に適合した状態が2年間継続していることの確認期間は含まれません。

**<連絡先>**

〇〇株式会社△△課

担当：〇〇〇〇 TEL ××-××××-××××

担当者（届出者と同じ組織に属する者に限る。）の連絡先を記載してください。  
また、届出者と異なる組織に属する者で届出書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

### ※汚染拡散防止措置における計画と実施の相違点（まとめ）

対策計画と実際の工事における変更点が多い場合はこのよう  
な一覧表にまとめます。

項目ごとに当初と実績を比較し、  
変更点を明らかにします。

当初計画より変更があった場合、必ずその変更理由を記入  
します。

	計画内容	実施内容	変更の有無	変更理由
対策範囲	対策面積 3,300㎡ (別紙○参照)	対策面積 3,300㎡ (別紙○参照)	なし	
対策方法	掘削土量 4,250㎡ (別紙○参照)  全量掘削除去 (購入土により埋め戻し)	掘削土量 4,500㎡ (別紙○参照)  全量掘削除去 (購入土により埋め戻し)	あり	○ブロックにおいて地中障害物が存在したため 1m余分に掘削を行ったことにより増加した。
完了確認	各掘削底盤において土壌分析を実施	○ブロックを除く各掘削底盤において土 壌分析を実施	あり	○ブロックにおいて1m余分に掘削したため底 盤の土壌分析確認が不要となった。
汚染土搬出先	・〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番 □□□□処理施設(管理型)	・〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番 □□□□処理施設(管理型)	なし	
工事工期	平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月 〇日まで	平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月 〇日まで	あり	一部の汚染土壌の搬出先に変更があったため調 整に時間を要したことから工期が〇〇日延伸し た。
環境保全対策	・汚水拡散防止のための集水施設の設置 ・飛散防止のための散水設備 ・飛散防止のための洗車設備 ・危険回避のための防護柵 ・大気モニタリング	・汚水拡散防止のための集水施設の設置 ・飛散防止のための散水設備 ・飛散防止のための洗車設備 ・危険回避のための防護柵 ・大気モニタリング ・汚染処理工事のお知らせ掲示板	あり	汚染土壌処理の内容における情報を近隣住民に 対し提供する必要性が生じたために掲示板2枚を 設置した。

完了日は、汚染土壌の処理完了を確認した日  
や地下水測定結果を受領した日等を含めた措  
置完了日です。



## 埋戻し土の品質管理に関する事項

基準適合の場合、  
埋戻し土壌の分析結果一覧は不要です。  
下記項目について簡潔にまとめてください。

### 【基準適合の場合】

- 産地：有限会社×× △△採取場
- 搬入量：2030 m<sup>3</sup> (900 m<sup>3</sup>に一回、3検体)
- 試料採取地点：現地のストックヤード
- 試料採取日：令和○年○月○日、×月×日、△月△日
- 分析項目：特定有害物質 26 項目
- 総評：全項目基準適合を確認した。

平成 31 年環境省告示第 6 号に基づき分析をする場合は、必要に応じて搬入元の地歴調査結果を添付してください。

### 【基準不適合の場合】

- 産地：××区△△町□丁目□番□ (指-○○○)
- 搬入量：240 m<sup>3</sup> (100 m<sup>3</sup>に一回、3検体)
- 試料採取地点：現地のストックヤード
- 試料採取日：令和○年○月○日、×月×日、△月△日
- 分析項目：特定有害物質 26 項目
- 総評：鉛及びその化合物の含有量基準超過を確認した。

基準不適合土壌の搬入があった場合  
(飛び地間移動や区域間移動等)は、  
埋戻し土壌の分析結果を一覧表にして  
本編に添付してください。

■ 埋戻し土壌 分析結果

項目	単位	定量 下限値	基準値	埋戻し土①	埋戻し土②	埋戻し土③	
溶 出 量 試 験	ガドミウム及びその化合物	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND
	シアン化合物	mg/L	0.1	不検出	ND	ND	ND
	有機燐化合物	mg/L	0.1	不検出	ND	ND	ND
	鉛及びその化合物	mg/L	0.004	0.01	ND	ND	ND
	六価クロム化合物	mg/L	0.005	0.05	ND	ND	ND
	砒素およびその化合物	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.0005	水銀として 0.0005 アルキル水銀 不検出	ND	ND	ND
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005	不検出	ND	ND	ND
	トリクロロエチレン	mg/L	0.003	0.03	ND	ND	ND
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND
	ジクロロメタン	mg/L	0.002	0.02	ND	ND	ND
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.002	ND	ND	ND
	一・二・ジクロロエタン	mg/L	0.0004	0.004	ND	ND	ND
	一・一・ジクロロエチレン	mg/L	0.002	0.1	ND	ND	ND
	一・ニ・ジクロロエチレン	mg/L	0.004	0.04	ND	ND	ND
	一・一・一・トリクロロエタン	mg/L	0.1	1	ND	ND	ND
	一・一・ニ・トリクロロエタン	mg/L	0.0006	0.006	ND	ND	ND
	一・三・ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	0.002	ND	ND	ND
	チウラム	mg/L	0.0006	0.006	ND	ND	ND
	シマジン	mg/L	0.0003	0.003	ND	ND	ND
	チオベンカルブ	mg/L	0.002	0.02	ND	ND	ND
	ベンゼン	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND
	セレン及びその化合物	mg/L	0.001	0.01	ND	ND	ND
	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	1	ND	ND	ND
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.8	ND	0.11	0.10
	クロロエチレン	mg/L	0.0002	0.002	ND	ND	ND
含 有 量 試 験	ガドミウム及びその化合物	mg/kg	15	150	ND	ND	ND
	シアン化合物	mg/kg	5	50	ND	ND	ND
	鉛及びその化合物	mg/kg	15	150	160	170	160
	六価クロム化合物	mg/kg	25	250	ND	ND	ND
	砒素及びその化合物	mg/kg	15	150	ND	ND	ND
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/kg	1.5	15	ND	ND	ND
	セレン及びその化合物	mg/kg	15	150	ND	ND	ND
	ほう素及びその化合物	mg/kg	400	4000	ND	ND	ND
ふっ素及びその化合物	mg/kg	400	4000	ND	ND	ND	

○工事写真掘削前の位置出し写真の作成に当たっての注意事項

汚染土壌の掘削除去が適正に実施されたことを証明できる次の①～③の写真を添付してください。撮影は単位区画ごとに行ってください。

- ① 位置出し（基準点写真、調査時座標設定、測量の様子の写真）
- ② 掘削前の掘削範囲（掘削前全景、範囲の線引き、設定測量）
- ③ 掘削後の出来形（掘削後全景、平面の各辺、各深さ）

出来形確認写真の作成例（水平方向）

撮影の際は、黒板を被写体とともに写し込んでください。  
黒板には、工事件名、工種、撮影年月日、測点、寸法等を鮮明に記入してください。

全景写真だけで、規定通りに掘削されていることがわかるような写真を添付してください。  
その際、人や法面等でリボンロッドが隠れないように気をつけてください。

工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	B2-5
確認位置	

始点の部分を拡大した写真を添付してください。

工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	B2-5
確認位置	

終点の部分を拡大した写真を添付してください。

単位区画ごとに、掘削範囲の全ての辺に対して全景写真、始点・終点の拡大写真の撮影を行ってください(単位区画の形状が正方形や長方形の場合も4辺の写真が必要です。)

工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	B2-5
確認位置	

- ※ 全景写真及び始点・終点の拡大写真を撮影してください。
- ※ 写真撮影の角度等にも注意し、写真上で計画どおりに掘削が行われたことを確認できるようにしてください。
- ※ 写真で掘削状況を十分に確認できない場合は、指定を解除できないことがあります。



出来形確認写真の作成例  
(深度方向)

単位区画ごとに、掘削範囲の各角及び中心の掘削深度が分かる全景写真(全景写真で数値が読めない場合は、目盛の拡大写真も必要)の撮影を行ってください(単位区画の形状が正方形や長方形の場合も各角及び中心の深度の写真が必要です。)

拡大写真①

拡大写真②

全景で目盛りが読める場合は、できるだけ全景写真としてください。

できるだけ角に検尺棒を寄せて写真を撮ってください。

工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

拡大写真①

水系

掘削深度が深い等で全景が写せない場合には、全体がわかる写真と近景写真の組み合わせで深さが分かるようにしてください。

工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

拡大写真②

スタッフの目盛りや丁張り・水系等の基準となる高さとの関係が分かるような写真としてください。

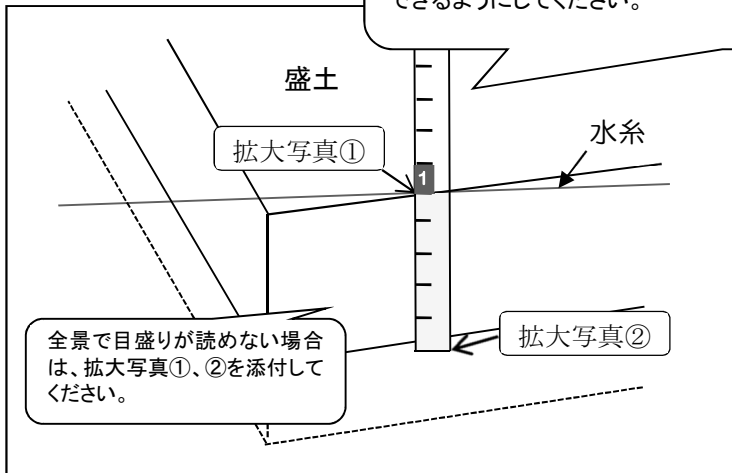
工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

※ 中層部分のみ掘削する場合は、対策範囲の上面及び底面のどちらの写真も残すようにしてください。(例: 表層: 適合、GL-1m、-2m: 不適合、GL-3m 以深: 適合 で対策範囲が GL-1 ~ -3m の場合 ⇒ ①汚染土壌上面の GL-1m の写真と②掘削完了後の GL-3m の写真を撮る。)

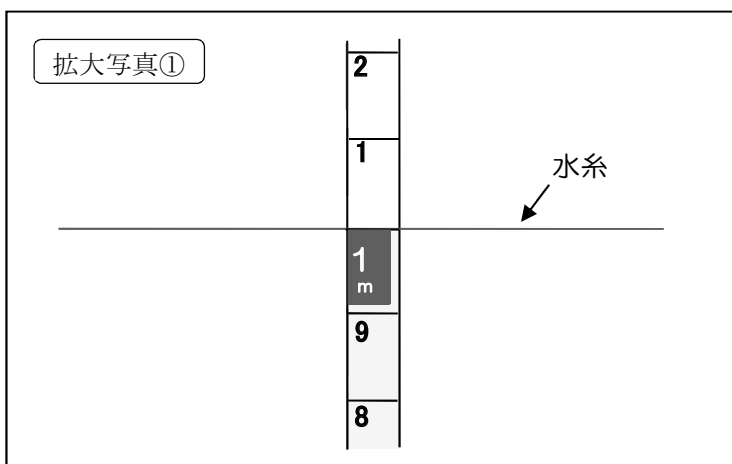
## 出来形確認写真の作成例

(盛土、コンクリート及びアスファルトの厚さ確認)

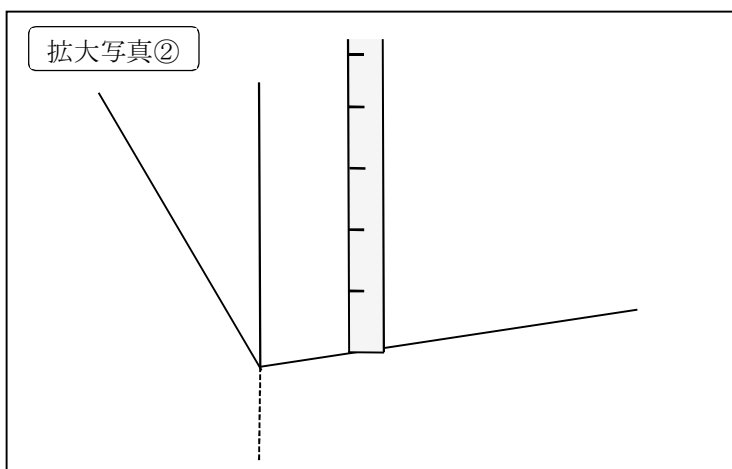
盛土、コンクリート及びアスファルトにおいて、ガイドラインで求められている層厚で必要な位置等に丁張を設定します。原則単位区画ごとに規定の層厚等が確認できるようにしてください。



種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

※ 上記の他にも、コアカッターによる厚さの確認方法等があります。  
いずれの場合も、規定の層厚等が確認できる写真等の準備をお願いします。

### 管理票を整理した一覧表の作成例

番号	交付 年月日	処理完了 年月日	交付 番号	自動車等 使用者の氏名等	汚染状態	土壌の 重量 (t)
1	2020/4/1	2020/4/20	10001	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	7.2
.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.
20	2020/4/2	2020/4/21	10020	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	6.0
合計						51.8

運搬した土壌の合計重量を整理してください。

令和4年度より、別冊資料としての管理票の写しの添付は不要としておりますが、管理票を確認していることの証明として、本編に一覧表を添付してください。

#### 《記載例》

単位体積重量 (t/m<sup>3</sup>) = 51.8 (管理票の合計値) / 30.5 (面積×深さ) ≒ 1.69

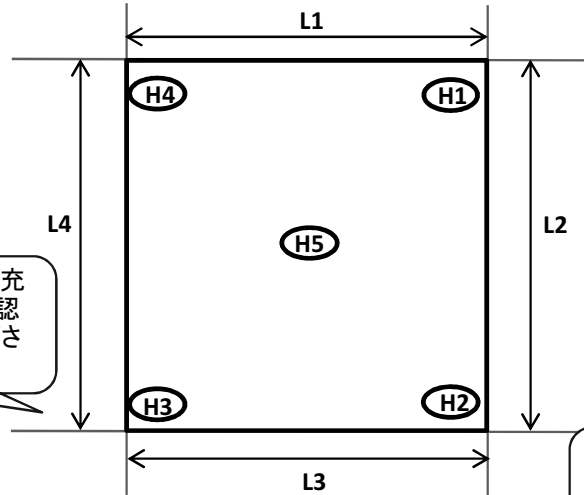
理由：土質が〇〇〇だったため、単位体積重量が軽くなった。

土の単位体積重量を計算してください。土の単位体積重量平均 1.8 t/m<sup>3</sup>より、今回の値が離れている場合は、理由を記載してください。

# 作成例

A-1

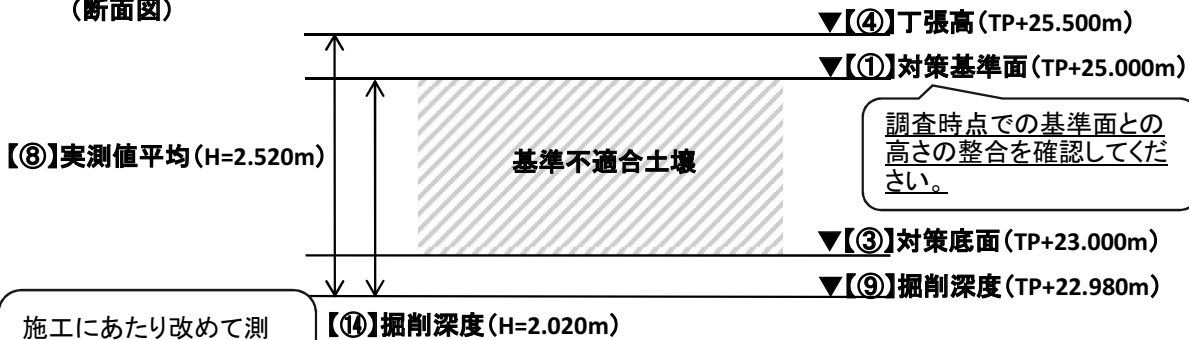
(平面図)



平面図には平面寸法を充てる位置及び深度を確認する位置を明記してください。

断面図には丁張や対策深度等必要な情報を記載してください。

(断面図)



調査時点での基準面との高さの整合を確認してください。

施工にあたり改めて測量をした場合は、測量写真を添付してください。

丁張を設けた際の測量写真は必ず添付してください。

掘削高出来形管理表

必ず平均値を出してください。

対策基準面 ①TP(m)	対策深度 ②(m)	対策底面 TP(m) ③=①-②	丁張高 ④TP(m)	計画深度 (m) ⑤=④-③	測点	掘削高 (m)				掘削深度 TP(m) ⑨=④-⑧
						⑥設計値	⑦実測値	⑧実測値 平均	規格値	
25.000	2.000	23.000	25.500	2.500	H1	2.500	2.515	2.520	設計値以上	22.980
					H2	2.500	2.520		設計値以上	
					H3	2.500	2.530		設計値以上	
					H4	2.500	2.520		設計値以上	
					H5	2.500	2.515		設計値以上	

掘削幅出来形管理表

土量計算

測線	掘削幅 (m)				掘削面積 ⑬(m <sup>2</sup> )	掘削面積 ⑬(m <sup>2</sup> )	掘削深度 (m) ⑭=①-⑨	余掘り ⑮(m <sup>3</sup> )	地中障害物 ⑯(m <sup>3</sup> )	土量 (m <sup>3</sup> ) ⑱=⑬×⑭ +⑮-⑯
	⑩設計値	⑪実測値	⑫差 (⑪-⑩)	規格値						
L1	10.000	10.000	0.000	設計値以上	100.000	100.000	2.020	3.000	5.500	199.500
L2	10.000	11.000	1.000	設計値以上						
L3	10.000	12.000	2.000	設計値以上						
L4	10.000	13.000	3.000	設計値以上						

※余掘り、地中障害物は別途計算書参照

## Ⅱ 環境確保条例に基づく届出書等の 作成の手引

(土壌・地下水汚染対策関連)

## II 環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引（土壌・地下水汚染対策関連）

	頁
1. 届出等に当たっての注意事項 .....	II - 1
2. 土地利用の履歴等調査届出書の作成について .....	II - 5
(参考) 届出書の記載例（汚染のおそれがない場合） .....	II - 11
(参考) 届出書の記載例（汚染のおそれがある場合） .....	II - 13
3. 土壌汚染状況調査報告書の作成について .....	II - 18
(参考) 報告書の記載例（条例第117条の場合） .....	II - 23
4. 汚染拡散防止計画書の作成について .....	II - 28
(参考) 計画書の記載例（条例第117条の場合） .....	II - 34
5. 汚染拡散防止措置完了届出書の作成について .....	II - 40
(参考) 届出書の記載例（条例第117条の場合） .....	II - 44
(参考) 届出書の記載例（法第7条第9項に基づく報告書を提出した場合） .....	II - 45

## 1. 届出に当たっての注意事項

※条例、指針の略称

略称	内容
環境確保条例 /条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年 条例第215号)
東京都土壌汚染対 策指針 /指針	東京都土壌汚染対策指針 (平成31年告示第394号)

## 届出に当たっての注意事項

### 1. 提出部数について

原則として届出書等は、正本及び副本（鑑）並びに別冊資料1部を提出してください。

なお、届出書等の記録は条例第118条において、土地の所有者等との内容の共有、その保管、必要に応じて土地の所有者等への引継をすることが義務付けられています。

さらに、土地所有者等は引き継がれた記録について、当該土地の土地改変者等に対して適切に提供することも義務付けられています。

### 2. 提出書類の形式等について

提出書類を紙で提出する場合は紙ファイル等に綴り、その表紙に「提出書類名」、「事業の名称」、「土地の改変の場所」及び「届出者名（事業者名）」を記載してください。

令和3年度から届出書の鑑等への押印が不要となりましたが、届出者と異なる組織に属する者から届出書が提出された場合には、届出者の担当者に対して電話等で届出の意思確認をしております。

### 3. 提出する期限について

土地利用の履歴等調査届出書、土壤汚染状況調査報告書、汚染拡散防止計画書については、土地の改変に着手する前までに提出してください。汚染拡散防止措置完了届出書については、汚染拡散防止措置が完了した後に速やかに提出してください。

### 4. 届出書等の提出時について

対象となる土地の所在地によって提出先及び連絡先が異なります。詳細は、II-4ページを御確認ください。

### 5. 台帳調製、届出書等の情報公開について

調査により、汚染土壌処理基準を超えていることが確認された土地は、土地の所在地、基準不適合状況、措置状況等を記した台帳が調製され、公開されます。

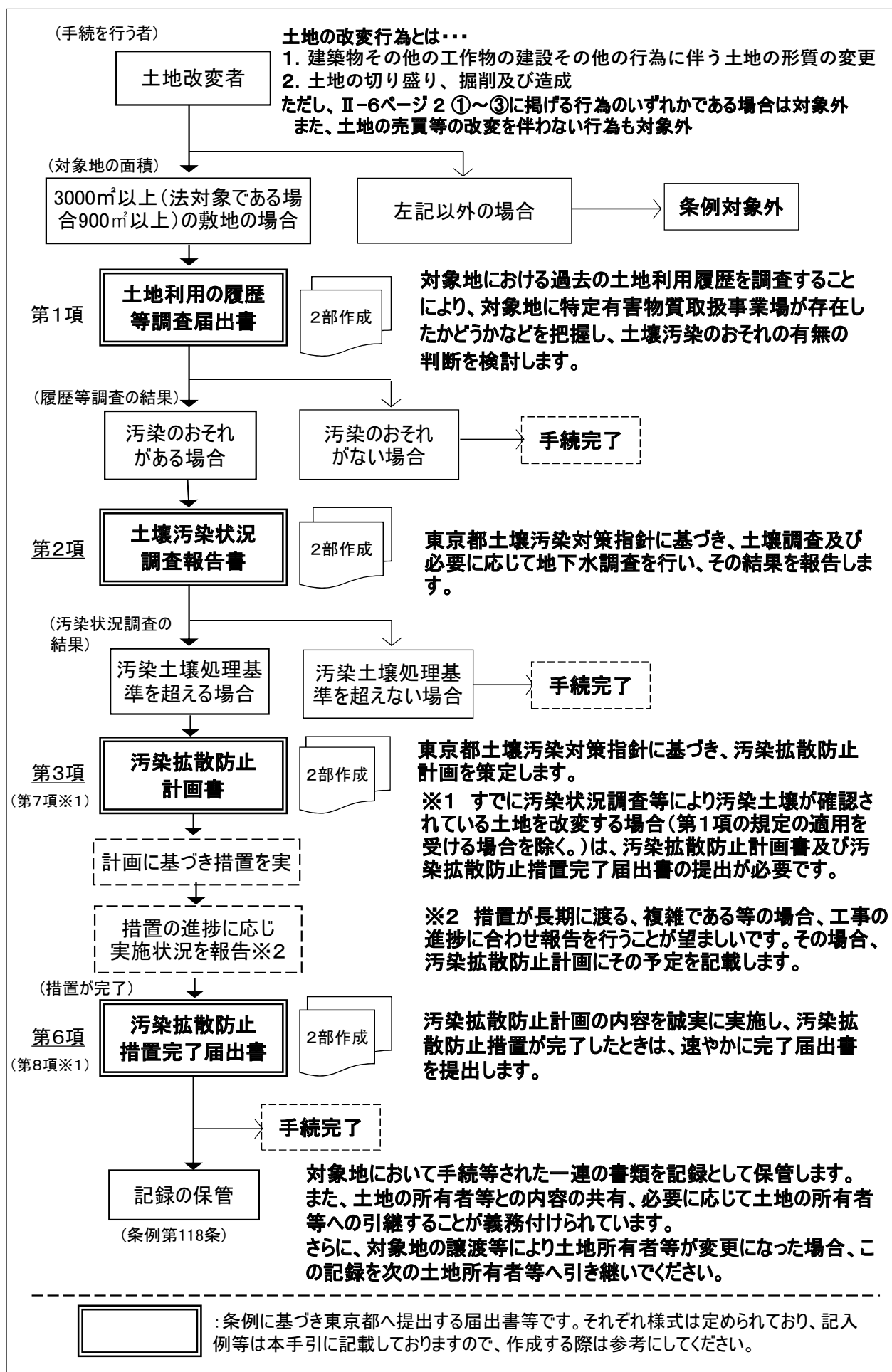
また、原則として、受理された届出書等は、全て情報公開の対象となり、開示請求を受けた場合には東京都情報公開条例の規定に基づき開示が行われることになります。

### 6. その他

個人情報、最低限必要な箇所を除き、御記入いただかないようお願いします。



■環境確保条例第117条「土地改変型」における手続フロー図



## ◎相談窓口及び提出先一覧表

### ■相談窓口

土壌汚染に関する一般的な相談については、次の窓口をお願いします。

〒161-8001

新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第二本庁舎20階

東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壌汚染相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)

### ■提出先一覧表

対象とする土地の所在地	条項	提出先
23区内	114条 115条	〒161-8001 新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第二本庁舎20階
	117条	東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 電話 03-5388-3495、03-5388-3456、 03-5388-3430(全て直通)
多摩地区の市 (八王子市、町田市を除く)	114条 115条 117条	〒190-0022 東京都立川市錦町4丁目6番3号 東京都立川合同庁舎3階 東京都多摩環境事務所環境改善課 土壌地下水対策担当 電話 042-523-3517(直通)
	116条	各市環境担当
八王子市、町田市	114条 117条	上記環境局多摩環境事務所
	115条 116条	八王子市、町田市環境担当
島しょ及び多摩の町村部	全て	島しょ部については上記環境局環境改善部化学物質 対策課 多摩の町村部については上記環境局多摩環境事務所

#### (注意事項)

東京都内（八王子市及び町田市を除く。）における土壌汚染対策法に関する事項については、上記環境局環境改善部化学物質対策課（23区及び島しょ）又は多摩環境事務所環境改善課（多摩地区の市町村）へお問い合わせください。

## 2. 土地利用の履歴等調査届出書の作成について

## 土地利用の履歴等調査届出書の作成について

土地利用の履歴等調査を作成するに当たり次の1から14までの事項に留意し整理を行ってください。

### 1. 調査の目的について

土地変更者の行う土地利用の履歴等調査は、対象地の過去の土地利用履歴を調査し、対象地に特定有害物質の取扱事業場が存在していたか否か、廃棄物を埋立処分した履歴はないか、特定有害物質で汚染された建設残土等により造成された履歴はないか、その他、特定有害物質により対象地が汚染された可能性はないか等について調査することを目的とします。

### 2. 環境確保条例第117条の届出の対象となる「土地の改変」について

届出の対象となる「土地の改変」とは、土地の形質の変更（建設物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。）並びに土地の切り盛り、掘削及び造成を行うことを指します。ただし、次に掲げるいずれかの行為である場合は除きます。

- ① 通常の管理行為又は軽易な行為（敷地内の水道管又は下水道管等の新設・改修・増築、用水又は排水施設の設置、木竹の植栽・植替え等に伴う掘削、既存道路の補修（新設又は拡幅を行うものを除く。）、その他土壤汚染の拡散のおそれがなく、かつ、これらに類する行為）
  - ② 改変の対象となる土地の面積の合計が300m<sup>2</sup>未満の行為（当該箇所において汚染土壌処理基準を超えることが確実であると認められる土壤汚染が生じている場合を除く。）
  - ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- また、土地の売買等の改変を伴わない行為も対象外となります。

### 3. 届出時期について

届出書の提出は、土地の改変に着手する前までに行うことが必要です。

ここにいう「着手」とは土地の改変そのものに着手することをいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

届出日以降に土地改変の対象地において新たな汚染のおそれを生じさせる行為が行われないこと、届出書に記載する工事計画に変更がないことが確定してから届出を行ってください。

### 4. 届出者について

届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となり得る権限を有することが確認できる書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者がこれに該当します。請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに

該当します。（土壌汚染状況調査報告書、汚染拡散防止計画書、汚染拡散防止措置完了届出書についても同様）

#### 5. 対象地の面積の記入について（届出書の記載例参照）

敷地面積が広大で、かつ敷地の一部だけを改変する（自然公園の一部改変等）場合、土地利用の履歴等調査の対象地を、実際に土地の改変を行う部分とすることも可能です。その場合、第34号様式の敷地面積を記入する欄において対象地面積と敷地面積を併記し、今回調査を行う土地の範囲を明確にします。

#### 6. 調査結果の記入について（届出書の記載例参照）

調査対象地において履歴等調査を行った結果の総評を、第34号様式の調査結果を記入する欄に簡潔に記入します。例えば履歴等調査の結果、汚染のおそれがない場合は、「※調査結果により対象地内において土壌汚染のおそれはないものとする。」とし、汚染のおそれがある場合、「※調査結果により対象地内において土壌汚染のおそれがあるため、土壌汚染状況調査を実施する。」と記入します。

#### 7. 別紙 調査結果について（届出書の記載例参照）

調査対象地における履歴等調査の結果から得られた特定有害物質の取扱いに関する履歴を簡潔に記入します。特定有害物質の取扱い履歴がない場合は、土地利用の履歴等調査の結果を簡潔にまとめます。

また、履歴調査の総評は記載例（Ⅱ-11～Ⅱ-14）に従って必ず記述します。例えば履歴調査の結果、汚染のおそれがない場合、「土壌汚染のおそれはないものとする。なお、土地の改変時及び搬出先において、外観、臭気等により土壌に異常がみられる場合又は基準超過土壌が確認された場合には、その場所を調査し、汚染が認められるときには、その汚染の原因に応じて汚染土壌の拡散防止の措置を講じるものとする。」等を記入します。

#### 8. 土地利用の履歴等年表について（別紙1）

資料等調査を行った結果を、古い年代順に年表形式にしてまとめます。調査を行った年代においてそれぞれ土壌汚染の可能性を判断するとともに、その根拠資料を明確にします。調査は、原則戦前まで遡って実施し、それ以前の地歴は必要に応じて調査します。

なお、水域又は自然林等であった土地についてはそれ以降の地歴を調査します。土地利用状況が同一である期間については、おおむね10年間隔で記載します。

#### 9. 対象地位置図について（別紙2）

履歴等調査を行った対象地の場所を明らかにするために、約1万分の1程度の縮尺の図等を用い、周辺の駅及び公共施設等からの位置がわかるようにします。出典等を明記し、公的な資料等自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。

## 10. 土地改変の概要について（別紙3）

土地の改変行為及び改変区域を確認する上で、土地改変の概要を示した図面を用意します。平面図の他に、改変を行う深さを示した断面図も添付します。建築物内部の間取りを記載する必要はありません。

## 11. 公図について

対象となる土地の地番及び対象地面積を確認する上で、対象地の最新（おおむね3か月以内）の公図（写）を用意します。

公図の写しの枚数が多い場合には、土地の改変の場所全体の地番が分かるように1枚程度にまとめた図を届出書に添付し、公図の写しは、別冊資料にしてください。

枚数が少ない場合は、届出書に添付しても構いません。

なお、対象地を明らかにするため、対象となる部分を赤線等により囲みわかりやすくしてください。

## 12. 履歴等調査における根拠資料について

必要に応じ下記の資料を収集し、土地利用の履歴等の根拠資料とします。

聴取調査結果及び現地調査結果のまとめは、個人情報削除の上、届出書に添付してください。その他の地歴調査のために作成・入手した根拠資料（住宅地図、地形図、航空写真、登記簿謄本、聴取調査票、現地調査資料、過去の届出書類の写し等）は、原則別冊として提出してください。

別冊に綴じる際には、種類別に分けず古い年代から順に整理してください。

別冊資料の提出部数は1部とし、原則として、審査終了後に届出者等に返却します。

種類	目的	備考 <sup>※1</sup>
住宅地図	過去の土地利用の状況を把握する。	著作権者による承諾が必要
地形図	過去の土地利用の状況を把握する。	国土地理院発行の地図は、出所の明示が必要（申請不要）
航空写真	過去の土地利用の状況を把握する。	著作権者による承諾が必要
不動産登記簿謄本	過去の土地所有の状況を把握する。	閉鎖登記簿は、調査の結果、汚染のおそれの有無を判断する上で必要となる場合のみ添付
商業登記簿謄本	過去の建築物の利用の状況を把握する。	閉鎖登記簿は、調査の結果、汚染のおそれの有無を判断する上で必要となる場合のみ添付
社史	過去の建築物の利用の状況を把握する。	著作権者による承諾が必要
水質汚濁防止法・下水道法に規定する届出書	特定有害物質の使用・排出状況を把握する。	
条例等に基づき手続きされた届出書	過去の土壌汚染対策の状況を把握する。	
過去に行った土壌調査結果 <sup>※2</sup>	過去の土壌汚染の状態を把握する。	過去の調査結果報告書等をそのまま添付せず、一覧表及び図に簡潔に整理した資料を添付
	土壌汚染の評価を確認する。	土壌汚染の評価がされている場合は、環境影響評価書等を添付
その他資料		

※1 備考欄における「著作権者による承諾が必要」とは全ての印刷物等に対して該当するものではない

く、それぞれ著作権が生じる資料であればその著作権者の確認が必要であるという意味を表します。（空欄においても著作権が生じる資料であれば同様な措置を講じるものとします。）

- ※2 人為由来・自然由来を問わず、過去の調査において認められた土壌溶出量基準又は土壌含有量の基準超過の分析結果がある場合は、提出してください。

### 13. 根拠資料における著作権について

#### 1) 届出書等に添付する際の注意事項

土地利用の履歴等調査において収集した著作権者による承諾等が必要な資料（上記根拠資料の種類参照）については、各著作権者から複製について承諾等を得るとともに、その証明となるものを添付します。

#### 2) 著作権者の承諾方法

各出版物における著作権の承諾方法は、各著作権者により異なりますので、直接各出版会社等へ問い合わせをし、トラブルのないよう適切な手続を行ってください。

### 14. 土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴について

当該対象地において土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づいて手続をされた履歴がある場合、当該届出書等の收受日、收受番号及び名称を全て記入してください。



■土地利用の履歴等調査届出書製本例（参考）

条例第117条に基づき提出する土地利用の履歴等調査届出書は次のとおり作成します。

届出書を紙で提出する場合、第34号様式から地歴調査の根拠資料までを下の製本順序通りに紙ファイル等にまとめてください。ファイルの背表紙には提出書類名及び事業の名称を記入し、表紙には提出書類名、事業の名称、改変の場所(地番)及び届出者名を記入してください。

2 別冊資料

次の資料は、原則として「別冊資料」として別のファイルに綴じてください。

(1) 公図（写）

（枚数が少ない場合は、届出書本編に添付しても構いません。）

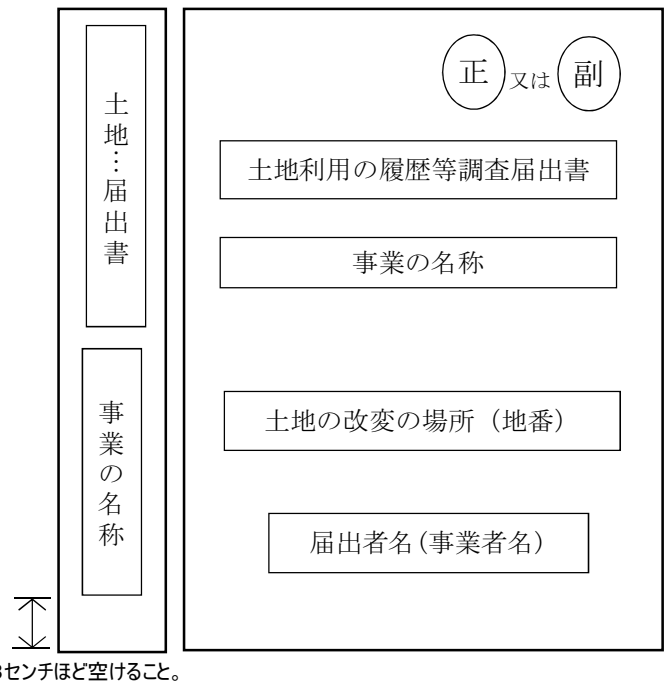
(2) 地歴調査のために作成・入手した資料（地歴の根拠資料）

① 地形図、航空写真、住宅地図、登記簿謄本等

② 聴取調査票（個人情報を含む。）、現地調査資料（個人情報を含む。）、特定施設に関する届出書類、その他特定有害物質の使用状況に関する資料等

【背表紙】

【ファイル表紙】



【製本順序】

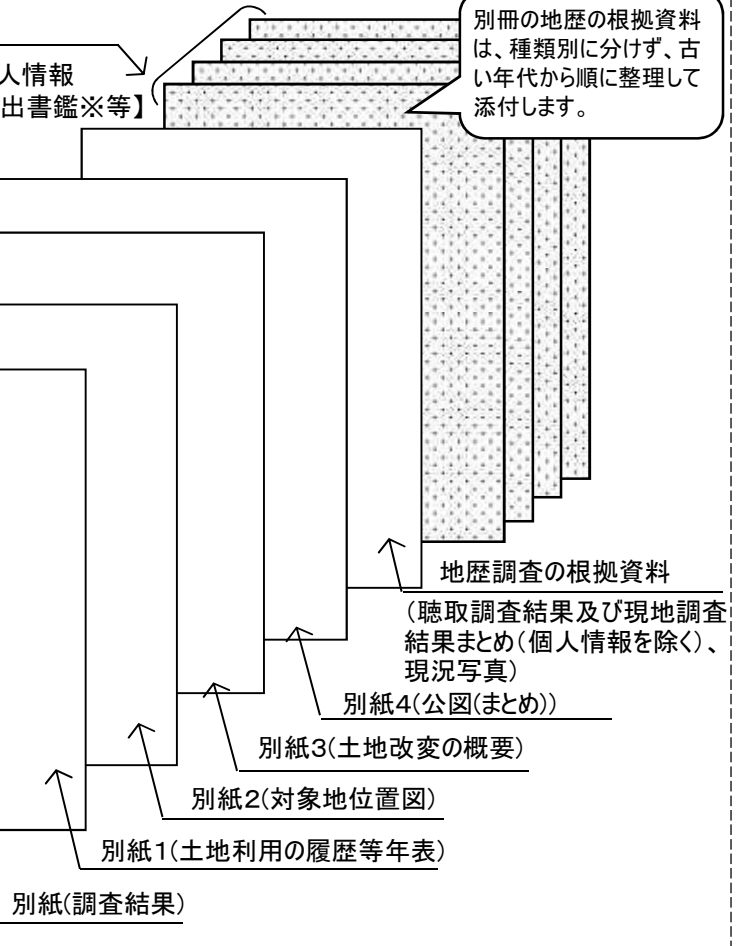
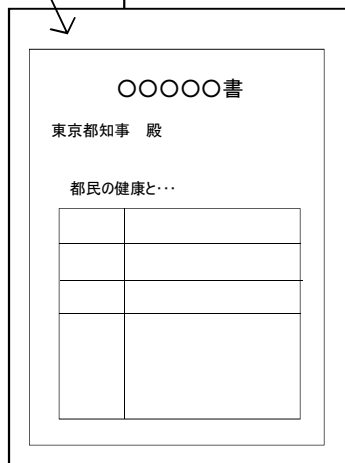
別冊資料

【例：公図（写）、過去の住宅地図、聴取調査票（個人情報を含む）、現地調査資料（個人情報を含む、既往届出書鑑※等）

※当該対象地において環境確保条例に基づき、手続された履歴がある場合

別冊の地歴の根拠資料は、種類別に分けて、古い年代から順に整理して添付します。

第34号様式  
(第57条関係)





汚染のおそれがない場合

第34号様式(第57条関係)

土地利用の履歴等調査届出書

東京都知事殿

届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。 年 月 日

届出者が法人の場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください(II-6「4.届出者について」も参照してください。)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇開発株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第117条第1項の規定により、土地利用の履歴等の調査を実施しましたので、次のとおり届け出ます。

変更対象地だけでなく、敷地全体の住居表示と地番を併記します。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

Table with 4 main rows: 1. 土地の変更に係る事業の名称 (仮称)〇〇〇〇マンション建築計画; 2. 土地の変更の場所 〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 (住居表示) 〇〇区〇〇町〇〇丁目△△番△△、同番□□、同番〇〇 (地番); 3. 対象地の概要 (敷地面積, うち変更面積, 現在の土地利用状況, 周辺の土地利用状況, 土地の変更の種類, 土地の所有者); 4. 調査結果 (別紙のとおり ※調査結果により対象地内において土壌汚染のおそれはないものとする)

実測面積等、算出根拠を記入してください。

土地の変更による掘削の最大深度についても記入します。根切り深度と杭深度がある場合には両方を記載します。

※受付欄 必ず履歴等調査の結果の総評を記入します。

この欄には何も記入しないでください。

担当者(届出者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。また、届出者と異なる組織に属する者で届出書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番を付した上、該当する記載の欄を記入すること。
3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

調 査 結 果

<p>特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地利用の履歴</p>		<p>対象地は、昭和〇年まで農用地であり、昭和〇〇年に個人所有の住宅が建築され、昭和〇〇年まで居住していた。その後、昭和〇〇年〇月に〇〇商事㈱が土地を買収し、昭和〇〇年〇月にマンションを建設し現在に至る。</p> <p><u>総評</u> 以上の結果、対象地内において特定有害物質の取扱事業場は存在しないことから、特定有害物質を取り扱った経緯はなく、また、特定有害物質又は特定有害物質により汚染された土壌を埋め立てた経緯も、既往調査で基準不適合土壌が確認された経緯もないことから、土壌汚染のおそれはないものとする。</p> <p><u>さらに、次の内容を必ず記入してください。</u></p> <p>なお、土地の改変時及び搬出先において、外観、臭気等により土壌に異常がみられる場合又は基準超過土壌が確認された場合には、その場所を調査し、汚染が認められるときには、その汚染の原因に応じて汚染土壌の拡散防止の措置を講じるものとする。</p>		
<p>特定有害物質の使用、排出等状況</p>	工場・事業場等の名称		業種及び主要製品	
	特定有害物質の種類、使用目的及び使用形態等			
	特定有害物質の使用状況			
	使用期間			～
	特定有害物質の排出状況			
	特定有害物質の使用場所等			△別紙（ ）のとおり
	地下施設の有無及び概要			
	地表の高さの変更、地質に係る情報			
	土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴			
	既往調査及び措置に関する情報			
その他特記事項（必要に応じ図面等を添付すること。）				

有害物質の使用の履歴がない場合は、斜線で欄を消します。

備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。  
2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

汚染のおそれがある場合

第34号様式(第57条関係)

土地利用の履歴等調査届出書

東京都知事殿

届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。 年 月 日

届出者が法人の場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください(II-6「4.届出者について」も参照してください。)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇開発株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第117条第1項の規定に基づき、本調査を実施しましたので、次のとおり届け出ます。

変更対象地だけでなく、敷地全体の住居表示と地番を併記します。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

土地の改変に係る事業の名称	(仮称)〇〇〇〇マンション建築計画		
土地の改変の場所	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号(住居表示) 〇〇区〇〇町〇〇丁目△△番△△、同番□□、同番〇〇(地番)		
対象地	敷地面積	〇,〇〇〇㎡	用途地域 第1種中高層住居専用
	うち改変面積	〇〇〇㎡	
概要	現在の土地利用状況及び土地の改変の区域	△別紙(1)のとおり	
	周辺の土地利用状況	△別紙(2)のとおり	
	土地の改変の種類	共同住宅の新築(地上〇〇階地下〇階) 根切り深度〇〇m 杭深度〇m	
要	土地の所有者(土地の所有者が届出者と異なる場合)	氏名又は名称 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号 住所 〇〇〇商事株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	

実測面積等、算出根拠を記入してください。

土地の改変による掘削の最大深度についても記入します。根切り深度と杭深度がある場合には両方を記載します。

調査結果	別紙のとおり ※調査結果により対象地内において土壤汚染のおそれがあるため土壤汚染状況調査を実施する。
------	---

※受付欄 必ず履歴等調査の結果の総評を記入します。

この欄には何も記入しないでください。

連絡先	所属 〇〇開発株式会社〇〇事業部〇〇 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 03-xxxxxx-xxxxx(内線) (ファクシミリ番号 03-xxxxxx-xx) (電子メールアドレス xxxxxxxx@yyyyy.ne.jp)
-----	---

担当者(届出者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。また、届出者と異なる組織に属する者で届出書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

- 備考
- ※印の欄には記入しないこと。
  - △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
  - この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

調 査 結 果

こちらの場合で記載する際は、下の「特定有害物質の使用、排出等の状況」については、地表の高さ等の変更、過去の調査等の履歴の欄に記載してください。

特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地利用の履歴

人為的な汚染のおそれだけでなく、自然由来、水面埋立用土砂由来、盛土・埋土材による汚染土壌が存在するおそれがある場合も記載してください(右記参照)。

**(人為的な汚染のおそれがある場合)**

対象地は、昭和〇年まで農用地であり、昭和〇〇年に〇〇〇〇工業株式会社が〇〇工場を建設し、金属メッキ作業を行っていた。その後、昭和〇〇年に敷地の一部がガソリンスタンド△△△営業所となり平成〇年まで営業していた。また、敷地の一部に昭和〇〇年から平成〇〇年まで〇〇〇クリーニング(有)が存在し、有機溶剤として特定有害物質を使用していた。

**総評**

以上から特定有害物質又は特定有害物質により汚染された土壌を埋め立てた経緯や既往調査で基準超過土壌が確認された経緯はないが、対象地内において特定有害物質の取扱事業者が存在し、土壌汚染のおそれがあると考えられる。

さらに、次の内容を必ず記入してください。

なお、土地の改変時及び搬出先において、外観、臭気等により土壌に異常がみられる場合又は基準超過土壌が確認された場合には、その汚染の原因に応じて適切な対応を講じるものとする。

**(人為的な汚染のおそれはないが、自然由来の汚染土壌が存在するおそれがある場合)**

対象地は、昭和〇年まで農用地であり、昭和〇〇年に〇〇商事(株)が土地を買収し、3mの盛土をした上で、マンションが建築され、現在に至る。なお、対象地に盛土された土の搬出元において自然由来とみられる基準超過土壌が存在することが過去の文献等からわかっている。

**総評**

以上から対象地内において特定有害物質の取扱事業場は存在しないことから、特定有害物質を取り扱った経緯はないが、自然由来とみられる基準超過土壌が確認された経緯が存在することから、土壌汚染のおそれがあると考えられる。

特定有害物質の使用、排出等の状況	工場・事業場等の名称	〇〇〇〇工業(株)〇〇工場・ガソリンスタンド△△△営業所・〇〇〇クリーニング(有)	業種及び主要製品	金属メッキ・ガソリン販売・ドライクリーニング
	特定有害物質の種類、使用目的及び使用形態等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇〇〇工業(株)〇〇工場…六価クロム(金属メッキで使用)</li> <li>・ガソリンスタンド△△△営業所…鉛・ベンゼン(ガソリン成分)</li> <li>・〇〇〇クリーニング(有)…テトラクロエレン(有機溶剤で使用)</li> </ul>		
	特定有害物質の使用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇〇〇工業(株)〇〇工場…六価クロム(総量不明)</li> <li>・ガソリンスタンド△△△営業所…鉛・ベンゼン(総量不明)</li> <li>・〇〇〇クリーニング(有)…テトラクロエレン(総量不明)</li> </ul>		
		使用期間	1975年	～
	特定有害物質の排出状況	〇〇〇〇工業(株)〇〇工場及び〇〇〇クリーニング(有)については下水道法に基づく特定施設が設置されていた。ガソリンスタンド△△△営業所についてはタンク漏洩等の事故もなく適切に管理されていた。		
	特定有害物質の使用場所等	△別紙( 3 )のとおり		
	地下施設の有無及び概要	有 〇〇〇〇工業(株)〇〇工場において排水ピットが設置されていた。ガソリンスタンド△△△営業所については、地下タンクが設置されていた。		
	地表の高さの変更、地質に係る情報	昭和〇〇年のマンション建設時に敷地の一部に3mの盛土がなされた。		
	土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成〇〇年〇月〇日付15環改有土第〇〇号「土地利用の履歴等調査届出書」</li> <li>・平成〇〇年〇月〇日付24環改化自第〇〇号「指定の申請書」</li> </ul>		
	既往調査及び措置に関する情報	過去に自主調査、自主対策をしている場合、記載してください。		
その他特記事項(必要に応じて図面等を添付すること。)	<p>手順がされた届出書等を收受日、收受番号及び届出書等の名称を記入します。</p>			

備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を  
2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表

上記のように本別紙に有害物質の使用及び排出等の状況を記入するか、あるいは「別紙」にまとめ、提出書に添付しても構いません。そのときは、本別紙の各欄に「別紙〇のとおり」と記入してください。

原則、戦前まで遡って調査し、それ以前の地歴は必要に応じて調査します。なお、水域又は自然林等であった土地についてはそれ以降の地歴を調査してください。

土地利用の履歴等年表

年代	対象地の土地利用の状況	調査対象地における土地利用の状況を年代ごとに具体的に記入します。	対象地の土壌汚染の可能性	根拠資料	根拠資料の出典等を記入してください。
193*年 (昭和*年)	対象地は、個人所有の農地として利用されている。		土壌汚染の可能性は考えにくい。	■地形図…193*年(昭和*年)国土地理院発行 ■航空写真…193*年(昭和*年)○○○(株)発行	
194*年 (昭和2*年)	個人名や個人住宅等は表中に記載しないでください。		土壌汚染の可能性は考えにくい。	■土地登記簿…194*年(昭和2*年) ■地形図…194*年(昭和2*年)国土地理院発行 ■航空写真…194*年(昭和2*年)○○○(株)発行	
195*年 (昭和3*年)	昭和○○年○月に対象地に賃貸住宅(共同住宅)が建築された。土地利用としては建物及び駐車場の使用であった。		各地歴年代ごとに汚染の可能性の有無を評価してください。	■土地登記簿…195*年(昭和3*年) ■地形図…195*年(昭和3*年)国土地理院発行 ■航空写真…195*年(昭和3*年)○○○(株)発行	
196*年 (昭和4*年)	対象地は、1953*年(昭和8*年)と同様であった。	土地利用状況に変更がない場合には、概ね10年間隔で記載してください。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	■土地登記簿…196*年(昭和4*年) ■住宅地図…196*年(昭和4*年)△△△(株)発行	
197*年 (昭和5*年)	対象地は、196*年(昭和4*年)とほぼ同様であるが、一部駐車場が縮小され、建物も一部改築及び増築されている。		土壌汚染の可能性は考えにくい。	■住宅地図…197*年(昭和5*年)△△△(株)発行	
198*年 (昭和6*年)	昭和○○年○月に○○商事(株)が所有となったが、土地と建物は継続され賃貸住宅(共同住宅)として利用され、有害物質を取扱う店舗や工場が利用することはなかった。		土壌汚染の可能性は考えにくい。	■土地登記簿…198*年(昭和6*年) ■住宅地図…198*年(昭和6*年)△△△(株)発行 ■聴取調査…○○商事(株)、近隣住民	
199*年 (平成*年)	対象地は、198*年(昭和6*年)と同様であった。		土壌汚染の可能性は考えにくい。	■住宅地図…199*年(平成*年)△△△(株)発行	
201*年 (和暦*年)	対象地は、199*年(平成*年)と同様であった。		土壌汚染の可能性は考えにくい。	■航空写真…201*年(和暦*年)○○○(株)発行 ■住宅地図…201*年(和暦*年)△△△(株)発行	
202*年 (和暦**年)	対象地は、201*年(和暦*年)と同様であった。		土壌汚染の可能性は考えにくい。	■航空写真…202*年(和暦**年)○○○(株)発行 ■住宅地図…202*年(和暦**年)△△△(株)発行	
【総評】	現在(届出年)の状況までを必ず記載してください。		現在(届出年)の状況を表す写真及びその撮影位置のわかる平面図を添付してください。		

土地利用の履歴等調査を地形図、住宅地図及び航空写真により調査を行った結果、対象地において有害物質を取り扱った経緯又は有害物質が埋め立てられた経緯、自然由来による基準不適合が確認された経緯はみられなかった。以上により、対象地内において土壌汚染の可能性は考えにくい。  
※既届出により報告済の期間については、記載を省略することが可能です。その場合には既届出書の収受番号を記載してください。

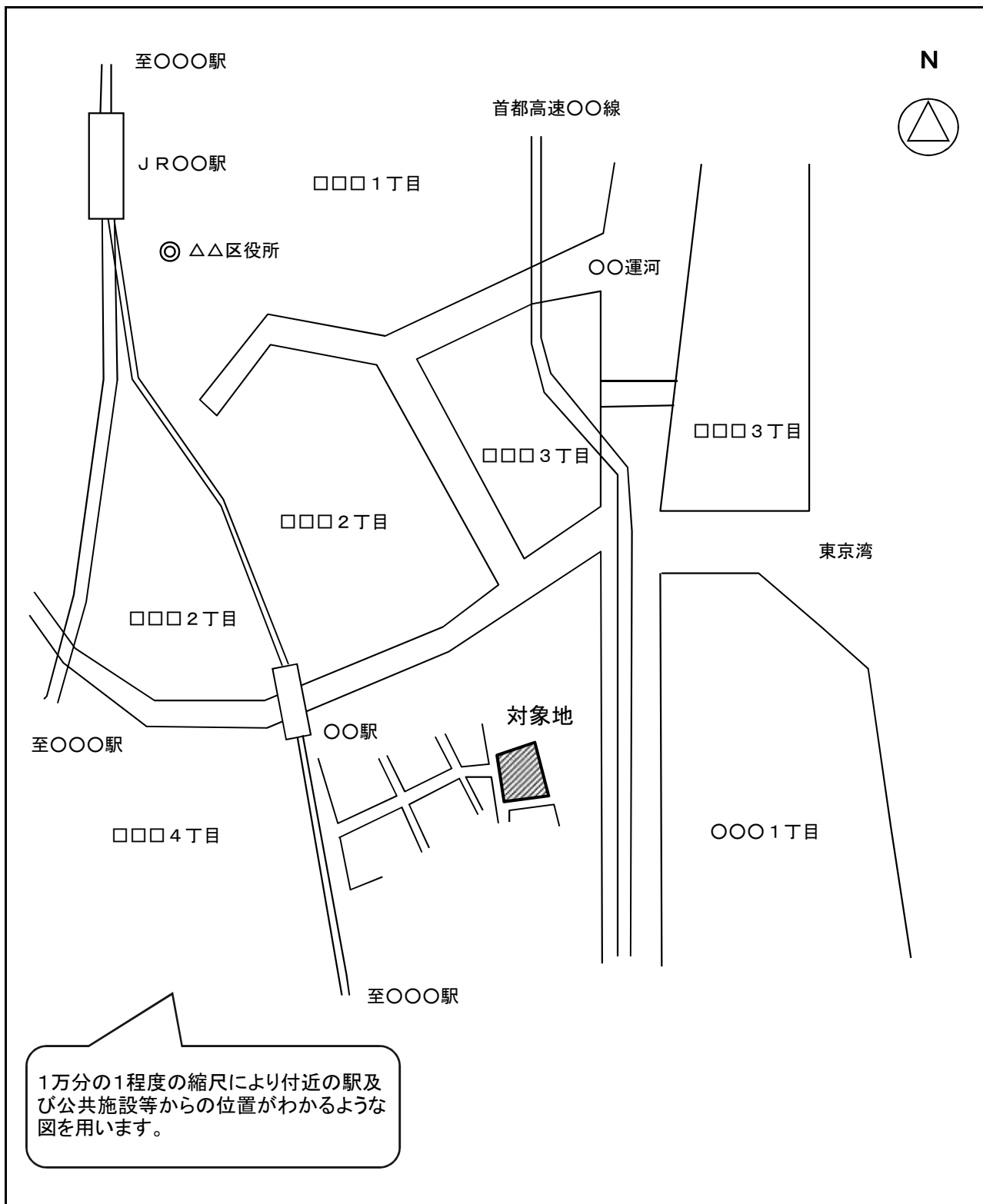


添付資料の表題を記入してください。

別紙番号を記入してください。

別紙 2

### 対象地位置図



◎出典等を明記し、公的な資料等自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。

添付資料の表題を記入してください。

別紙番号を記入してください。

別紙3

### 土地改変の概要

その建物概要と建築工事の予定期間等を記入します。

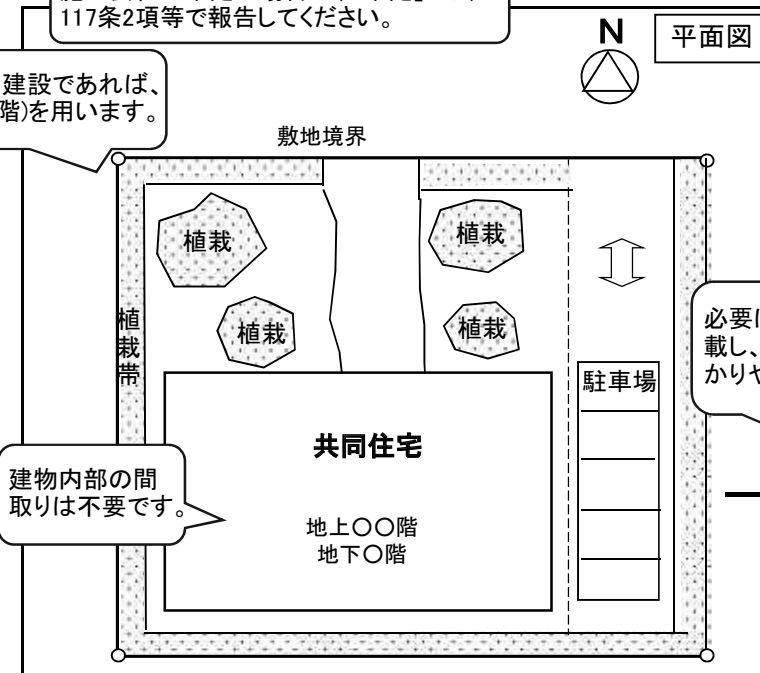
- 敷地面積 : 〇,〇〇〇㎡
- 改変対象地面積 : 〇,〇〇〇㎡
- 土地改変の概要 : 共同住宅の新築 (地下〇階地上〇〇階) 根切り深度〇〇m  
杭深度〇〇m
- 工事期間 (予定) : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
- 施工会社 : 〇〇〇〇建設株式会社

土地改変の概要を具体的に記載します。根切り深度と杭深度がある場合には両方を記載します。例えば、新築に先立ち、既設構造物の解体等を行う場合は、それぞれの平面図、断面図を添付してください。

開始日は日にちまで記入してください。法4条の届出も行う場合は、法4条の工事開始日と同じ日付にしてください。

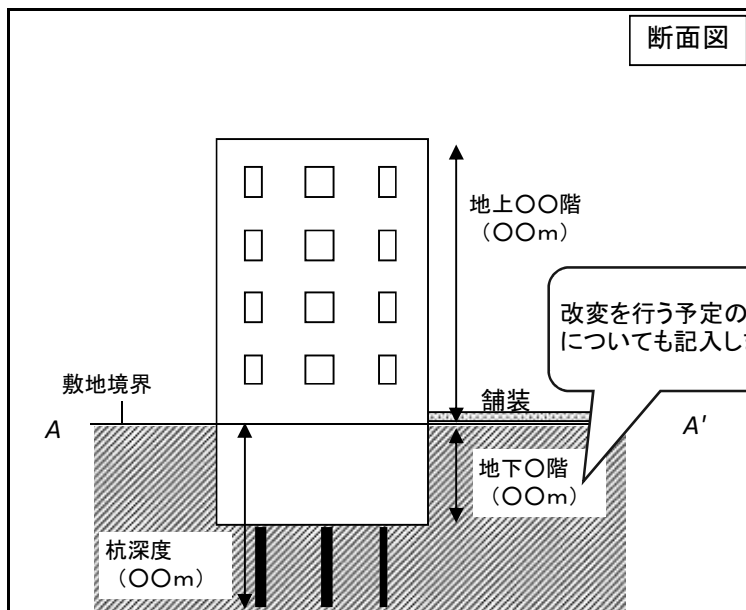
施工会社が未定の場合は、「未定」とし、117条2項等で報告してください。

マンション等の建設であれば、その配置図(1階)を用います。



必要に応じて、切断線を記載し、断面図の位置をわかりやすく示してください。

建物内部の間取りは不要です。



改変を行う予定の深度についても記入します。





### 3. 土壤汚染状況調査報告書の作成について

## 土壌汚染状況調査報告書の作成について

土壌汚染状況調査報告書を作成するに当たり次の1から11までの事項に留意し整理を行ってください。（本事項はあくまで参考とし、場合によって項目の追加及び削除等を行います。）

1、7及び8以外の資料には、個人情報等の記載をお控えください。（分析担当者名、コア鑑定者等）

### 1. 指定調査機関確認書・調査結果報告シートについて

東京都へ提出する調査結果報告書には、指定調査機関確認書・調査結果報告シートを必ず添付してください。様式は東京都環境局のホームページからダウンロードできます。

なお、調査結果報告シートについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に記載されている様式もありますが、東京都に提出いただく際は、どちらの様式を使用頂いても構いません。ただし、地下水調査を実施しており、ガイドラインの様式を使用する際は、地下水調査結果について別途まとめて記載いただきますようお願いいたします。

既往の調査結果を活用する場合には、当該調査結果も含めて調査結果を総括し一式のシートにまとめてください。

### 2. 調査区分について

対象地の土地利用の履歴等から調査区分を設定した区画について、図面等を用い過去の土地利用との関係がわかるよう作成してください（全部対象区分地・一部対象区分地・これら以外の設定根拠の明確化）。

また、調査対象となる単位区画数について整理します。

### 3. 土壌汚染状況調査を行った地点について

全部対象区画・一部対象区画等において、それぞれ土壌を採取した地点を明らかにするとともに各採取地点番号を設定し、今後の対策計画等の図面等においても地点番号を引き継ぐこととします。

### 4. 調査対象項目について

汚染状況調査を行う項目については、過去の土地利用の履歴等から、調査対象項目としたその根拠を明らかにしてください。

### 5. 汚染状況調査の方法について

今回実施した汚染状況調査の技術的根拠を示して記述してください。（例えば「東京都土壌汚染対策指針（平成31年4月1日東京都告示第394号）に基づき・・・」や「土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年3月6日環境省告示第18号）に基づき・・・」など）

なお、一般的な調査方法の説明は不要です。

### 6. 汚染状況調査の結果について

調査の結果は、総評等は記載せず、一覧表と図に簡潔にまとめてください。

## 1) 土壌調査 (Ⅱ-25参照)

### ・一覧表の作成

土壌調査の結果を、調査地点と調査対象物質との関係がわかるよう一覧表を作成します。汚染土壌処理基準を超える部分は網掛けをつけるなどわかりやすくまとめてください。

また、第二溶出量基準を超えるものについても表の中でわかるようにしてください。

### ・図面等の作成

平面図を用い土壌調査の結果を示してください。汚染土壌処理基準を超える部分は網掛けをつけるなどわかりやすくまとめてください。

## 2) 地下水調査 (土壌ガスの検出や溶出量基準の超過等の場合は、原則、地下水調査が必要です。詳細は次ページや指針を参照してください。) (Ⅱ-26参照)

### ・一覧表の作成

地下水調査の結果を、調査地点と調査対象物質との関係がわかるよう一覧表を作成します。地下水基準を超える部分は網掛けをつけるなどわかりやすくまとめてください。

また、第二地下水基準を超えるものについても表の中でわかるようにしてください。

### ・図面等の作成

平面図を用い地下水調査の結果を示してください。地下水基準を超える部分は網掛けをつけるなどわかりやすくまとめてください。対象地境界における地下水調査においては、地下水流向を矢印等で記載してください。

## 3) 詳細調査 (ボーリング調査) を実施した場合

詳細調査 (ボーリング調査) を実施した場合は、同様に一覧表、図面等でわかりやすくまとめてください。

なお、詳細調査は、汚染拡散防止計画書 (第 1 1 7 条第 3 項) で報告することも可能です。その際にも指定調査機関確認書・調査結果報告シートを必ず添付してください。

## 7. 濃度計量証明書等について

土壌汚染状況調査により土壌分析を行った分析機関と計量方法等を確認するため、公定法に基づく濃度計量証明書 (写しでも可) を全て添付します。

土壌ガス調査の場合には、計量証明事業者が発行した濃度を証する書類 (写しでも可) 又は土壌ガス検出チャート紙 (写) を添付します。現地以外に試料を運搬して分析した際の土壌ガス検出チャート紙を添付する場合には、濃度減少の評価に関する資料を併せて添付してください。

濃度計量証明書等は原則として別冊にまとめ、内容を審査する期間、一時的に預かることとします。(審査終了後に別冊は返却します。)

## 8. 調査実施写真について

対象地において実際どのように行われたかを確認するため、土壌調査では、土壌の採取前、採取状況 (採取機器、採取孔径、採取深度及び採取容器等) 及び採取後の写真を添付します。土壌ガス調査では、土壌ガスの採取前、採取状況 (採取機器、採取孔径、採取深度及び気密容器等) 及び採取後の写真を添付します。(地下水の調査を行った場合についても、同様に採取状況等の写真を添付します。) 採取深度を示す写真は、検尺の目盛が読

めるように撮影するよう注意してください。調査実施写真は、原則として別冊資料にまとめ、内容を審査する期間、一時的に預かることとします。（審査終了後に別冊は返却します。）

### 9. 土壌汚染状況調査結果の資料の構成について

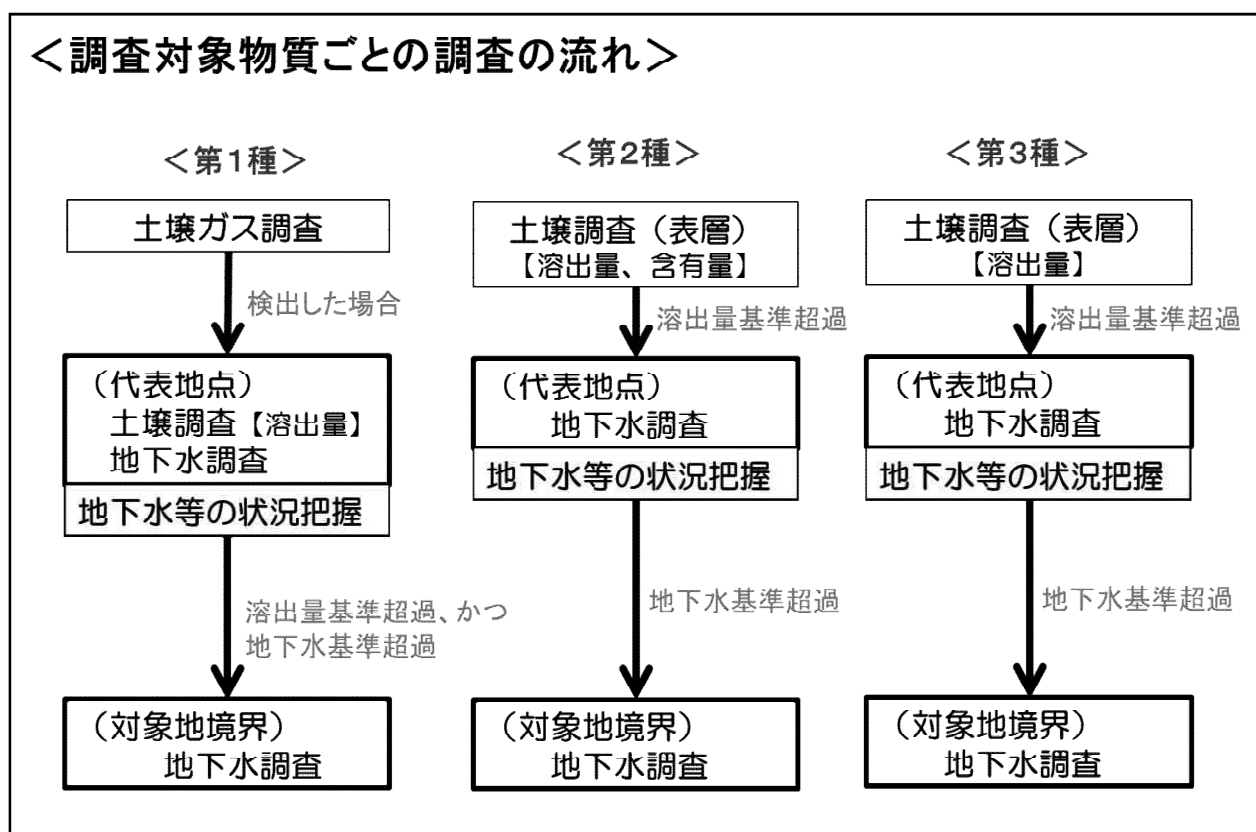
次ページを参考に資料を構成してください。詳細調査を実施しなかった場合等、土質柱状図がない場合、被覆厚、試料採取深度、土質等を記載した記録票を添付してください。

### 10. 過去の調査結果の活用について

既往調査結果を活用する場合には、過去の調査結果報告書をそのまま添付するのではなく、表や図等を用いて簡潔に整理した資料を添付してください。複数の既往調査結果を活用する場合には、それらの結果を表及び図にひとまとめに整理してください。

### 11. 条例第116条に基づく報告書等の作成への活用について

次ページ以降の第117条第2項、第3項及び第6項に基づく報告書等の作成方法は、第116条に基づく報告書等の作成に御活用いただくことが可能です。ただし、適宜第116条用に変更が必要な箇所があることに御注意ください。



■土壤汚染状況調査報告書製本例（参考）

条例第117条に基づき提出する土壤汚染状況調査報告書は次のとおり作成します。

届出書類を紙で提出する場合は紙ファイル等にまとめ、そのファイルの背表紙には提出書類名及び事業の名称を記入し、表紙には提出書類名、事業の名称、改変の場所（地番）及び届出者名を記入します。

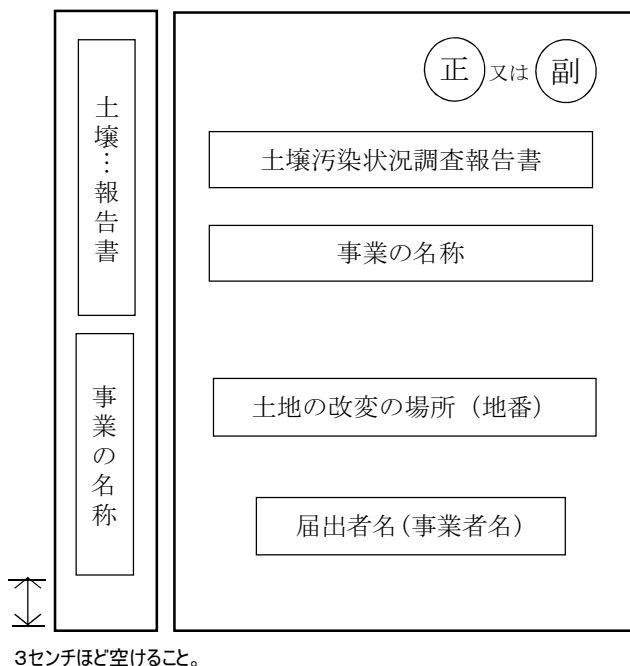
なお、調査区分図、調査地点図及び調査結果における図面の大きさについては、特に決めていませんが、ファイルに綴じる際にはA4の大きさに折り込んで製本してください。

また、濃度計量証明書、土壤ガス検出チャート紙、ボーリング柱状図及び調査実施写真においては、原則として別冊にまとめてください。

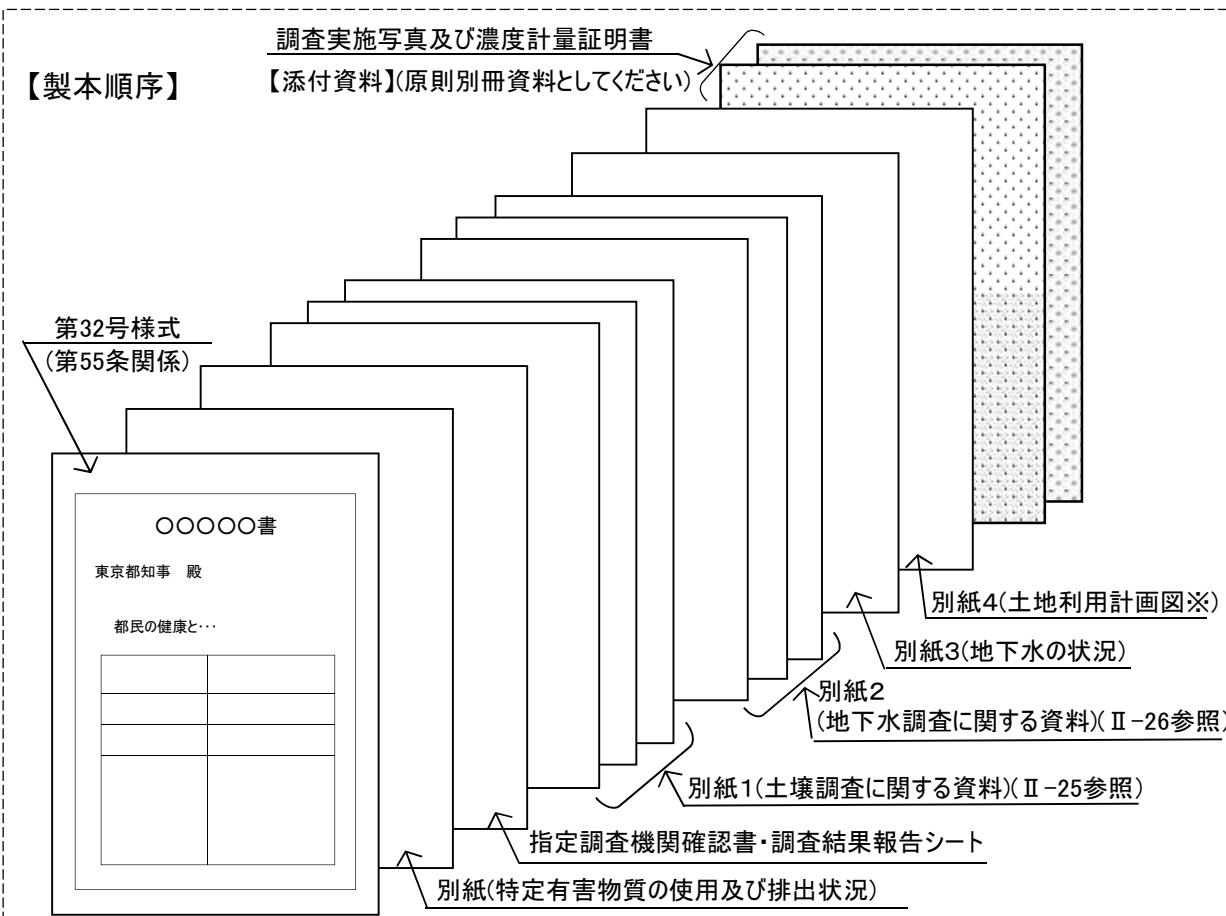
土壤汚染状況調査範囲において、土壤汚染対策法第4条第2項による土壤汚染状況調査結果報告書又は法第14条による指定の申請書を提出している場合は、製本をせずに、届出書の鑑（条例第32号様式）のみを提出してください。

【背表紙】

【ファイル表紙】



【製本順序】



※条例第117条第1項の土地利用計画図を再度添付してください（第1項提出時から土地利用計画の変更が生じた場合は、変更後の図面を添付してください。）。

(参考)報告書の記載例(土壌汚染状況調査報告書)

第 32 号様式 (第 55 条関係)

土壌汚染状況調査報告書	
東京都知事殿	届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。 年 月 日
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	氏名 〇〇開発株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
報告者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。(Ⅱ-6「4.届出者について」も参照してください。)	第115条第1項 第116条第1項 第116条第9項 第116条の2第1項 第117条第2項
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	の規定により、汚染状況
適用となる条例以外の条項を二重線で消します。	
調査を実施しましたので、次のとおり報告します。	
工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改変に係る事業の名称	(仮称)△△△マンション建築計画 <span style="float: right;">原則、第 117 条第 1 項と同じ名称を記載します。</span>
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号(住居表示) 〇〇区〇〇町〇〇丁目△△番△△、同番□□、同番〇〇(地番)
第 116 条 第 1 項 に 基 づ く 調 査 の 場 合 は、 廃 止 の 日 又は敷地内の土壌の掘削を行う日	年 月 日 <span style="float: right;">原則、第 117 条第 1 項と同じ、住居表示と地番を併記します。</span>
特定有害物質の使用及び排出等の状況	別紙のとおり
必ず汚染状況調査の結果の総評を記入します。	試料採取地点及び年月日 △別紙(1)のとおり*
特定有害物質による土壌等の汚染状況	土壌 調査の方法及び調査の結果 △別紙(1)のとおり* ※汚染土壌が存在するため拡散防止措置を実施する。
	調査を受託した者の氏名又は名称 〇〇株式会社(〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇) <span style="float: right;">指定調査機関の指定番号も記載してください。</span>
地	試料採取地点及び年月日 △別紙(2)のとおり*
	調査の方法及び調査の結果 △別紙(2)のとおり* ※基準超過した地下水が存在するため拡散防止措置を実施する。
水	調査を受託した者の氏名又は名称 〇〇株式会社(〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇) <span style="float: right;">指定調査機関の指定番号も記載してください。</span>
地下水等の状況	△別紙(3)のとおり
今後の土地の利用計画	△別紙(4) <span style="float: right;">担当者(報告者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。 また、報告者と異なる組織に属する者で報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。 なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。</span>
※受付欄	
この欄には何も記入しないでください。	
送附元 〇〇開発株式会社〇〇事業部	氏名 〇〇 〇〇 電話番号 03-XXXXX-XXXXX

\*法第4条第1項に基づく土地の形質の変更の届出書(ただし、法第4条第2項による土壌汚染状況調査結果報告書を併せて提出する場合)又は、法第14条による指定の申請書を提出している場合は、上記「別紙〇のとおり」の欄は、土壌汚染対策法に基づく届出を行ったことを記載してください。  
(例) 土壌汚染対策法第4条第2項に基づく報告書(〇環▲▲四第〇号)のとおり  
土壌汚染対策法第14条に基づく、申請書(〇環▲▲自第〇号)のとおり



土地利用の履歴等調査届出書(117条1項)で本別紙と同様の記載をされている場合でも再度ご記載ください(第1項提出時から新たな情報が明らかになった等、変更がある場合は追記してください。)

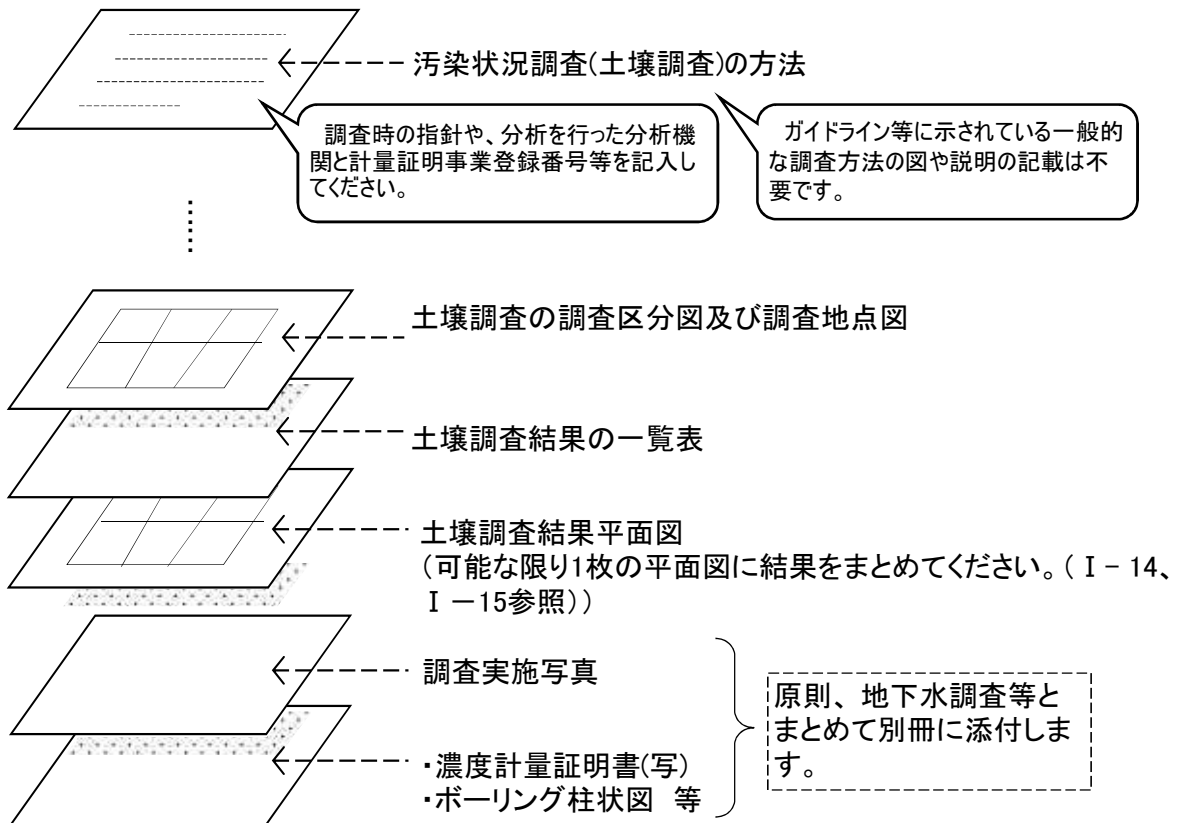
特定有害物質の使用及び排出等の状況

業種及び主要製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇〇〇工業(株)□□工場…金属めっき</li> <li>・ガソリンスタンド△△△営業所…ガソリン販売</li> <li>・〇〇〇クリーニング(有)…ドライクリーニング</li> </ul>
特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇〇〇工業(株)□□工場…六価クロム(金属メッキで使用)</li> <li>・ガソリンスタンド△△△営業所…鉛・ベンゼン(ガソリン成分)</li> <li>・〇〇〇クリーニング(有)…テトラクロロエレン(有機溶剤で使用)</li> </ul>
特定有害物質の使用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇〇〇工業(株)□□工場…六価クロム(総量不明)</li> <li>・ガソリンスタンド△△△営業所…鉛・ベンゼン(総量不明)</li> <li>・〇〇〇クリーニング(有)…テトラクロロエレン(総量不明)</li> </ul>
	使用期間 1975年 ~ 2001年
特定有害物質の排出状況	〇〇〇〇工業(株)□□工場及び〇〇〇クリーニング(有)については下水道法に基づく特定施設が設置されていた。ガソリンスタンド△△△営業所についてはタンク漏洩等の事故もなく適切に管理されていた。
特定有害物質の使用場所等	△別紙(1)のとおり
地下施設の有無及び概	有 〇〇〇〇工業(株)□□工場において排水ピットが設置されていた。ガソリンスタンド△△△営業所については、地下タンクが設置されていた。
地表の高さの変更、地質に係る情報	昭和〇〇年のガソリンスタンド△△△営業所建設時に敷地の一部に5mの盛土がなされた。
土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成〇〇年〇月〇日付15環改有土第〇〇号「土地利用の履歴等調査届出書」</li> <li>・平成〇〇年〇月〇日付24環改化自第〇〇号「指定の申請書」</li> </ul>
既往調査及び措置に関する情報	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">過去に自主調査、自主対策をしている場合、記載してください。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">手続がされた届出書等の收受日、收受番号及び届出書等の名称を記入します。</div>
その他特記事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">上記のように本別紙に有害物質の使用及び排出等の状況を記入するか、あるいは「別紙」にまとめ、提出書に添付しても構いません。そのときは、本別紙の各欄に「別紙〇のとおり」と記入してください。</div>

- 備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号  
 2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連  
 3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等

## 土壌調査の資料構成について(例)

資料構成については下記に示した構成を参考に資料を作成してください。それぞれの様式等は定めていませんが、大きな図面等を用いる場合、A4版に折り込んでください。調査結果は総評等を付けず、一覧表と図で簡潔に示してください。



※詳細調査や地下水調査を実施しなかった場合等、土質柱状図がない場合には、被覆厚、試料採取深度、土質等を記載した記録簿等を添付してください。

### 土壌の詳細調査を実施した場合

土壌の詳細調査（ボーリングによる深度別の土壌調査）を本報告時に既に実施している場合は、まとめて報告することができます。資料構成については基本的に上記と同様ですが、代表的な土質柱状図を添付してください。

なお、詳細調査は汚染拡散防止計画書（第117条第3項）で報告することも可能です。



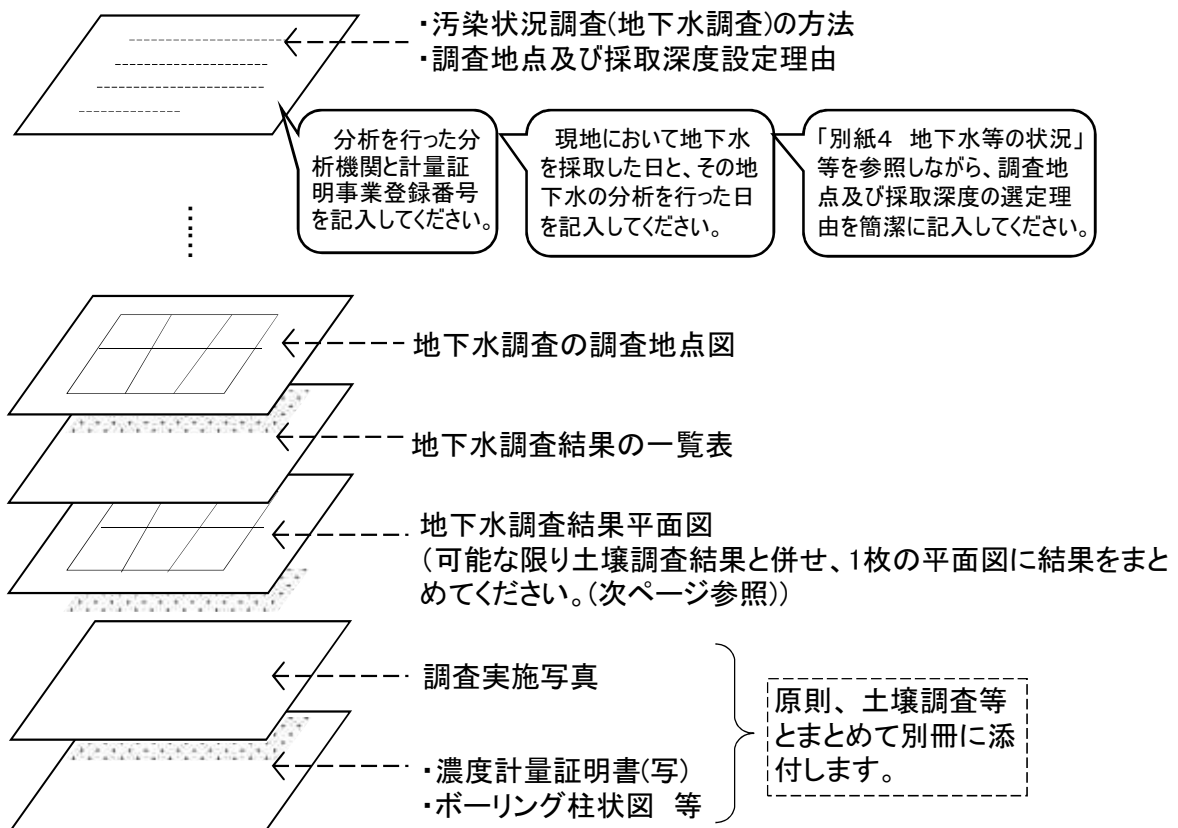
## 地下水調査の資料構成について(例)

### ※地下水調査について

土壌調査において、土壌ガスが検出された場合や、溶出量基準を超過した場合は土壌の詳細調査（ボーリングによる深度別の土壌調査）の計画がない場合でも、原則、地下水調査が必要です。地下水調査は、次の調査に分かれます。詳細は東京都土壌汚染対策指針を御確認ください。

- ①代表地点における地下水調査（土壌ガスが検出された場合や、溶出量基準を超過した場合に実施）
- ②対象地の境界付近における地下水調査（①により地下水基準の超過があった場合に実施）

資料構成については下記に示した構成を参考に資料を作成してください。それぞれの様式等は決めていませんが、大きな図面等を用いる場合、A4版に折り込んでください。調査結果は総評等を付けず、一覧表と図で簡潔に示してください。地下水調査結果の地点数が少ない等の場合は、土壌調査と併せて資料構成していただいても構いません。



# 土壌調査及び地下水調査結果図 (例)

A-5

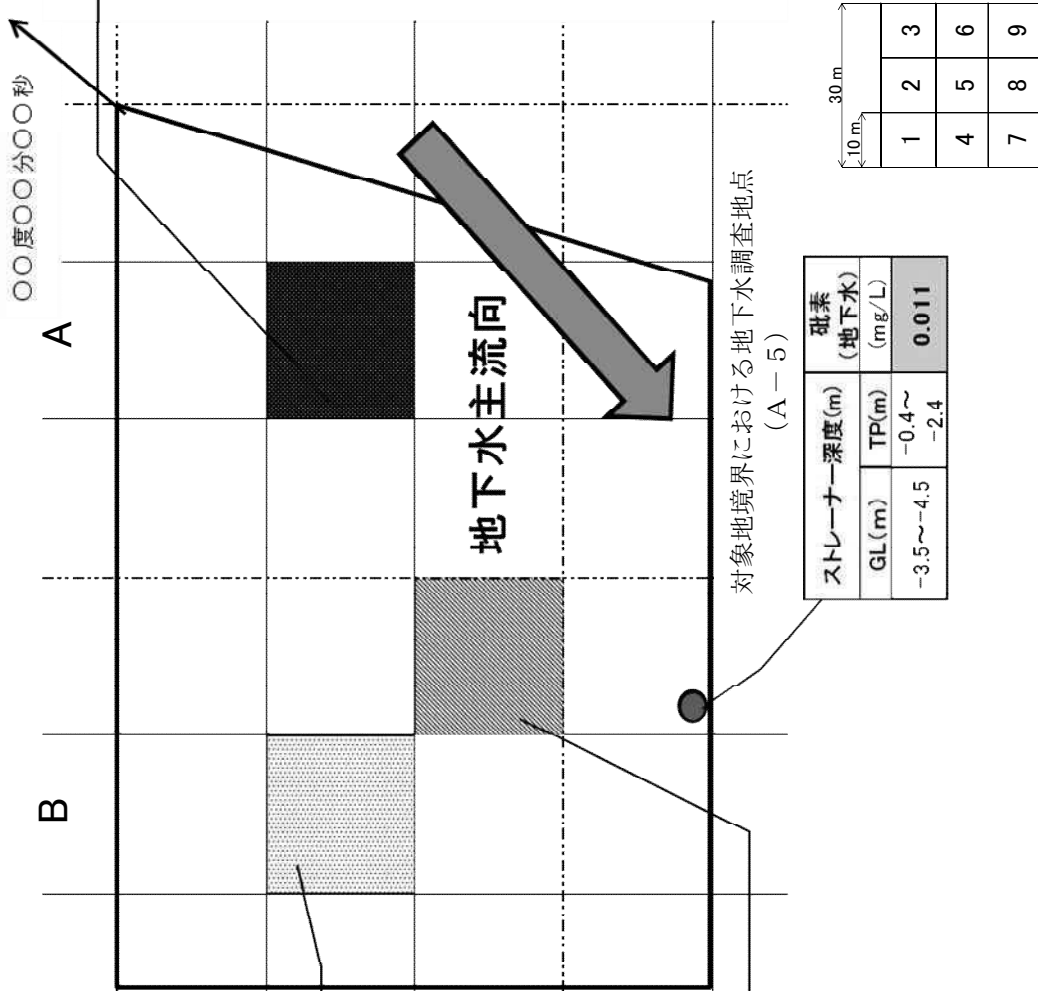
深度 (m)		砒素 (溶出量)
GL (m)	TP (m)	(mg/L)
表層 +0.05~0.5	+2.1~1.6	<b>0.017</b>
-1	1.1	0.008
-2	0.1	<b>0.019</b>
-3	-0.9	<b>0.011</b>
-4	-1.9	ND
-5	-2.9	0.005
ストレーナー深度 (m)		砒素 (地下水)
GL (m)	TP (m)	(mg/L)
-3~-5	-0.9~-2.9	<b>0.015</b>

B-5

深度		鉛 (含有量)
GL (m)	TP (m)	(mg/kg)
表層 +0.05~0.5	+2.1~1.6	<b>190</b>
-1	1.1	<b>160</b>
-2	0.1	<b>160</b>
-3	-0.9	85
-4	-1.9	32
-5	-2.9	ND

B-9

深度 (m)		水銀 (溶出量)
GL (m)	TP (m)	(mg/L)
表層 +0.05~0.5	+2.1~1.6	<b>0.0056</b>
-1	1.1	ND
-2	0.1	ND
-3	-0.9	ND
-4	-1.9	ND
-5	-2.9	ND
ストレーナー深度 (m)		水銀 (地下水)
GL (m)	TP (m)	(mg/L)
-2~-5	0.1~-2.9	ND



凡例

— 対象地境界

□ 10 m 単位区画

□ 30 m 格子

■ 含有量基準不適合

■ 溶出量基準超過かつ地下水基準適合

■ 溶出量基準及び地下水基準超過

● 境界付近における地下水調査地点

## 4. 汚染拡散防止計画書の作成について

## 汚染拡散防止計画書の作成について

次の1から5までの事項について留意した上で、汚染拡散防止計画書を作成し、土地の改変に着手する日までに提出してください。

(本事項はあくまで参考とし、状況に応じて項目の追加、削除等を行います。)

また、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」といいます。）第12条に基づく届出書の作成例（I-67ページからI-87ページまで）も参考にしてください。

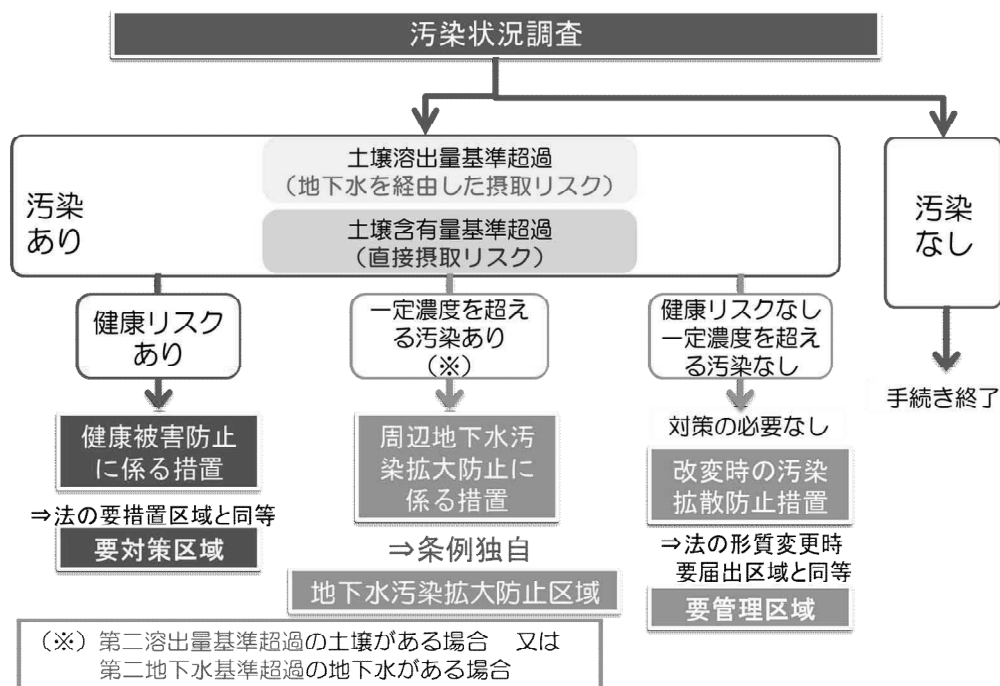
### 1. 汚染拡散防止計画の目標について

汚染拡散防止計画の目標は、土地改変に伴う汚染の拡散を防止すること並びに改変終了後においても土壤汚染による人の健康被害が生ずるおそれがない状態及び周辺への地下水汚染の拡大のない状態にすることです。汚染拡散防止計画の設定は、本目標が達成できるよう東京都土壤汚染対策指針（平成31年東京都告示第394号）に基づき、策定してください。

### 2. 汚染拡散防止計画の策定方法について

#### 1) 汚染の状況

対策計画の策定に必要な汚染状況調査の結果から、汚染が生じている土地を特定有害物質の種類ごとに「要対策区域」、「地下水汚染拡大防止区域」、「要管理区域」に分類します。詳細な分類方法は、東京都土壤汚染対策指針を参照してください。



#### 2) 汚染の拡散防止の区域

土地の改変を行う土地のうち、1) で設定した区域ごとにまとめ、土壤汚染状況調査（詳細調査を実施した場合は、その結果を含む。）の結果を整理し、基準超過した

特定有害物質の種類、濃度及び深度をまとめた図面上（原則、1枚の図面）に明示してください。

今後の土地の利用計画から、構造物を構築する部分のみ掘削除去を行う場合は、その構造物と掘削部分（汚染部分）との関係がわかるような図面（平面図及び断面図）を作成してください。（原位置浄化等でも同様とします。）

盛土や舗装により汚染の拡散防止を行う場合は、その構造と掘削部分（汚染部分）との関係がわかるような図面を作成してください。

また、原則として、絞り込み調査の結果は、本計画書と同時に報告してください。絞り込み調査を行おうとしている場合で、本計画書提出時に結果を報告できない場合は、当該絞り込み調査の計画を明示してください。

なお、調査方法に不足がある場合は調査結果が無効になるため御注意ください。

### 3) 汚染の拡散防止の方法及びその選択理由

指針に基づき分類した区域ごとの達成すべき水準に応じて、指針で選択可能な措置のうちから、土壤汚染の除去等の措置を選定してください。措置の選定に当たっては、環境面、経済面及び社会面への影響を考慮し、必要に応じ関係者とともに検討した上で、措置の選択理由を示してください。

また、舗装や盛土等のリスク低減による措置を実施する際は、東京都土壤汚染対策指針に示す構造等について、盛土であれば良質土の搬入元について記述してください。

### 4) 土壤汚染の除去等の措置の特例

#### ①法の規定による汚染の除去等の措置の実施に係る特例

東京都土壤汚染対策指針の規定で選定した措置の方法の内容によらず、法第7条の規定による汚染除去等の措置を実施することができます。

#### ②目標土壤溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合の特例

法施行規則の規定に準じて目標土壤溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合には、法施行規則別表第8の方法により対策を実施することができます。

### 5) 汚染土量の確定

土壤汚染状況調査の結果（詳細調査を実施した場合は、その結果を含む。）、汚染が存在する範囲から求めた汚染土量と、実際に汚染拡散防止対策によって対策を行う汚染土量をそれぞれ確定させます。

### 6) 措置の完了確認

汚染拡散防止計画における措置の完了の確認方法をどのように行うのか明らかにします。地下水等のモニタリング計画を策定している場合はこの時点で報告してください。

### 7) 汚染土壤の運搬及び搬出先での処理の方法

汚染土壤を対象地の外に搬出する場合、運搬における汚染土壤の飛散防止等の具体的な措置の内容、汚染土壤の搬出先（施設の所在地、種類及び名称等）を明らかにします。経由する施設等がある場合は、その情報についても記載してください。

また、汚染土壤の搬出の際に交付する管理票について、様式や交付の方法等について具体的に示してください。

自然由来等基準不適合土壤の搬出先は、汚染土壤処理施設のほか、同一の自然由来地層の広がり認められる土地、同一の港湾による埋立地などがあり、搬出する場合



は、汚染拡散防止計画において搬出先における土壌の受入基準及び汚染土壌の管理の方法を記載してください。ただし、この場合は、受入先の土地が受入土壌を適切に管理することが認められる場合に限定されます。汚染土壌の搬出、運搬及び受入がある場合は汚染拡散防止計画書の中に記載し、その記録を汚染拡散防止措置完了届出書で報告してください（自然由来基準不適合土壌に関する汚染拡散防止計画書及び汚染拡散防止措置完了届出書の手引は環境局のウェブページで公開しています。）。

### 3. 対策工事の工程について（別紙7）

汚染拡散防止の開始及び終了の時期を明らかにするために各工種毎の工程表を作成します。土地の改変と同時に汚染拡散防止措置を行う場合、その改変行為における工程も記載し、それぞれ措置と改変の相関がわかるようにします。

### 4. 改変期間中の環境保全対策について（別紙4）

汚染拡散防止措置の期間中に行う環境保全対策の内容について具体的に記述します。汚染拡散防止措置の規模及び内容等から勘案し、指針に挙げる環境保全対策を実施してください。

また、汚染拡散防止計画の概要について、例を参考に掲示板等を作成、設置し、届出書にも添付してください。

### 5. 法に基づく届出書等を提出した場合について（法第7条、法第12条、法第16条）

土壌汚染状況調査の結果、形質変更時要届出区域に指定され、法第12条第1項及び法第16条第1項の届出をする場合、条例第117条第3項に基づく汚染拡散防止計画書の提出に代えることができます。要措置区域に指定され、法第7条に基づく届出を行った場合は、汚染拡散防止計画書の鑑のみ提出してください。

### 6. 汚染の拡散防止方法の選択理由について

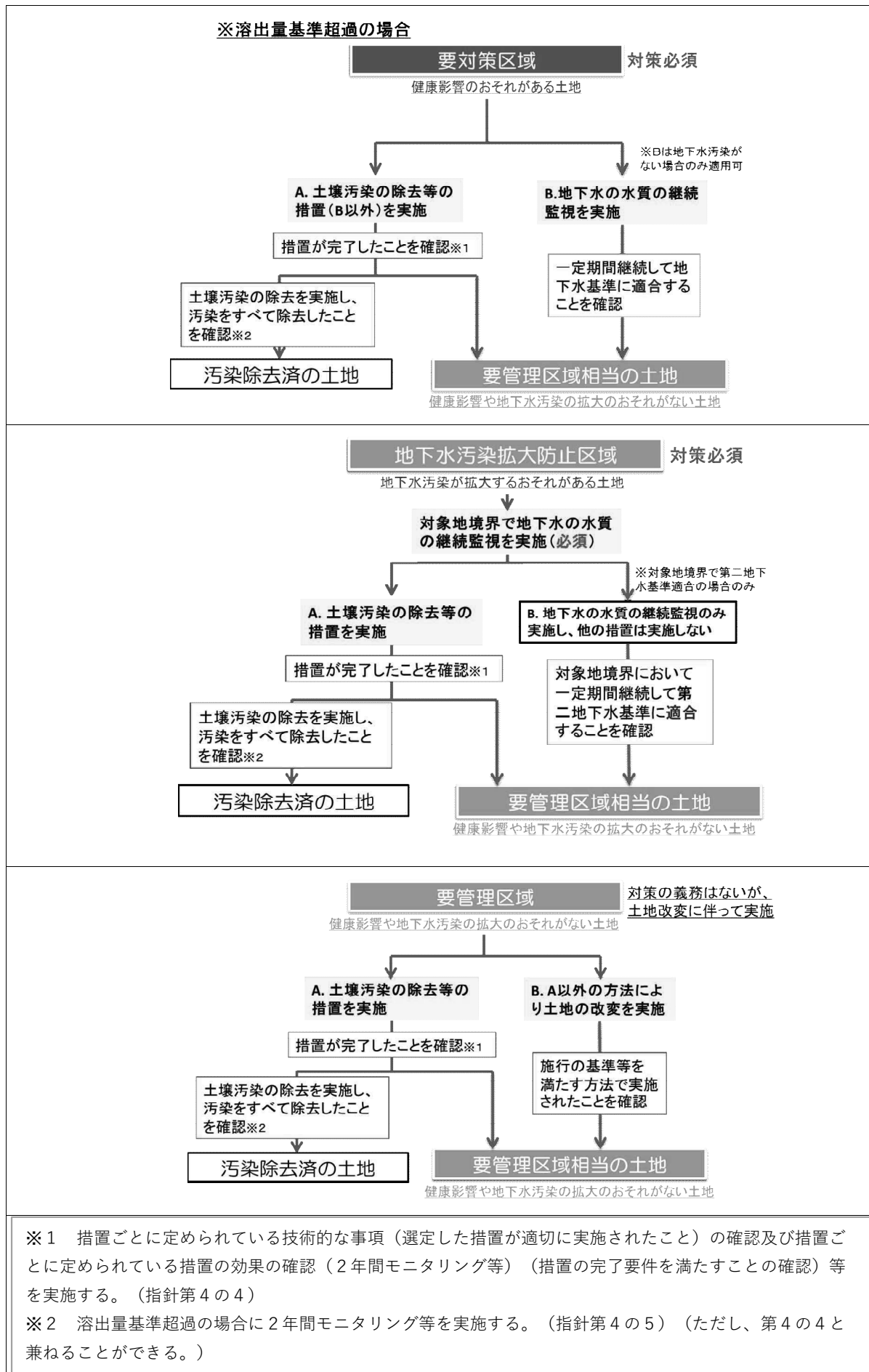
土壌汚染の除去等の措置の選択の方法の選択に当たっては、措置に伴う環境面、経済面及び社会面への影響を考慮し、選定した措置の方法の選択理由を計画書の中に記載してください。「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」を活用し、「土壌の3R」の観点からの対策方法の検討にお役立てください。

条例の対策計画書等に記入する「選択理由」の記載例

3Rの要素	記載内容
Reduce (リデュース)	地下水汚染は生じていないため、法令で講ずべき措置とされている、最も環境・経済・社会への負荷が小さい地下水の水質測定を選択した。
	汚染土壌の全量掘削除去と比較して、必要最低限の掘削と舗装を組み合わせる方法が、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
	根切り工事を行う範囲のみ掘削除去し、汚染土壌の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
Reuse (リユース)	自然由来による汚染土壌を敷地内で盛土として使用し、汚染土壌の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
	根切り工事で発生した汚染土壌は、敷地内で盛土や埋土として使用し、汚染土壌の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
Remediation (レメディエーション)	汚染土壌が地下水面より浅い深度に分布していることから、土壌ガス吸引による原位置での浄化対策を行うことで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
	汚染土壌が地下水面より深い深度に分布し、汚染地下水も確認されていることから、地下水揚水による原位置での浄化対策を行うことで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。

環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック より抜粋

# 各区域の達成すべき水準と措置の選定



■汚染拡散防止計画書製本例（参考）

条例第117条に基づき提出する汚染拡散防止計画書は次のとおり作成します。

届出書類を紙で提出する場合は紙ファイル等にまとめ、背表紙には提出書類名及び事業の名称を記入し、表紙には提出書類名、事業の名称、改変の場所（地番）及び届出者名を記入します。

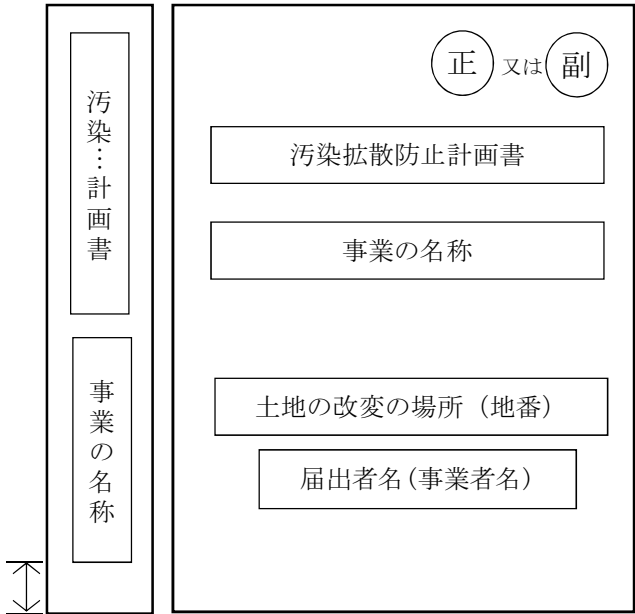
なお、調査結果及び汚染拡散防止対策範囲における図面の大きさについては、特に定められていませんが、ファイルに綴じる際にはA4の大きさに折り込んで製本してください。

また、汚染拡散防止対策が特殊な方法である場合、その内容を記述した説明資料を作成し添付してください。

法第12条及び法第16条の届出をもって条例の汚染拡散防止計画書の提出に代えようとするときは、法の届出の中に条例に基づく汚染拡散防止措置の内容について記載する必要があります。

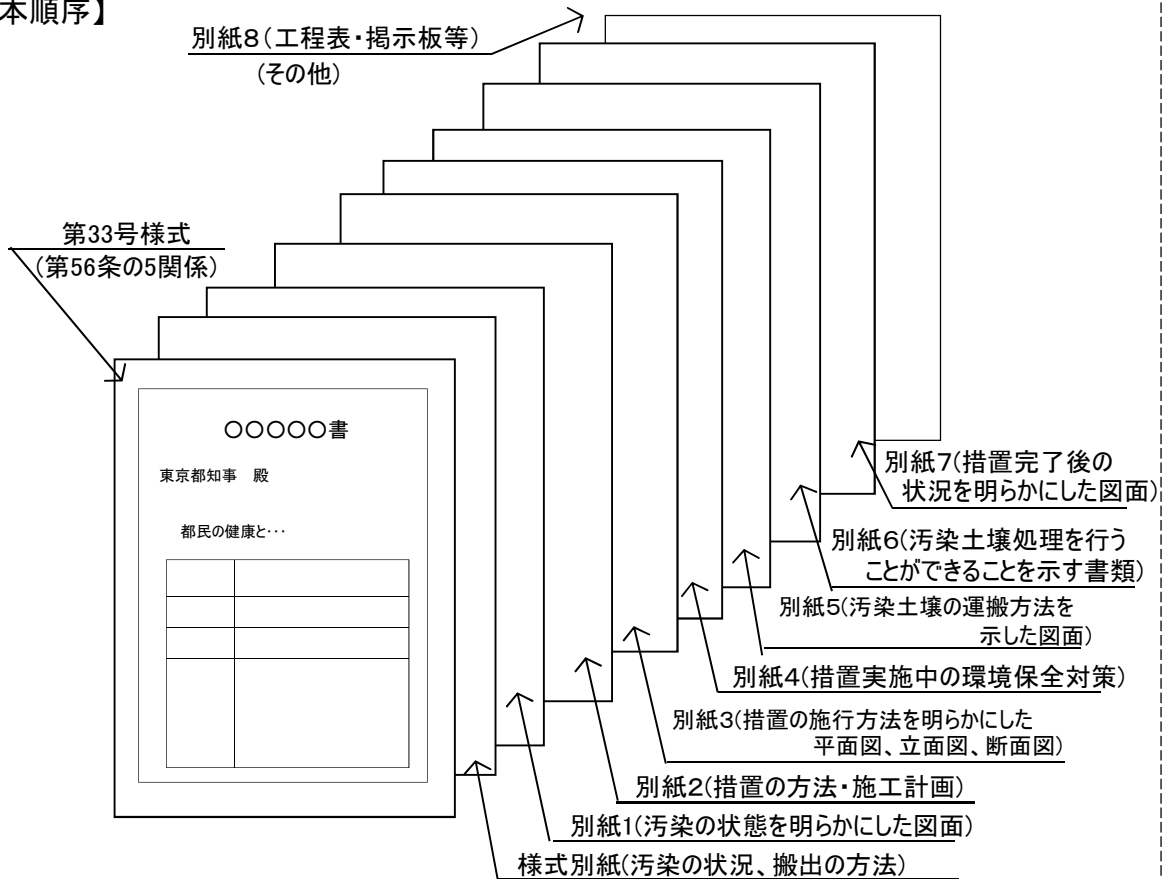
【背表紙】

【ファイル表紙】



3センチほど空けること。

【製本順序】



別紙1及び別紙7は、I-75、I-84を参考に図面を作成し、図面上に土地の形質の変更をしようとする場所、深度方向の汚染状況を明示してください。

別紙6の汚染土壌処理を行うことができることを示す書類は、契約書等の写し等汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類及び汚染土壌処理施設に関する許可証の写し等です。



(参考)計画書の記載例(汚染拡散防止計画書)

第33号様式 (第56条の5関係)

汚染拡散防止計画書	
提出日(窓口受理日)又は、届出日から 過去数日以内の日付を記載してください。 年 月 日	
東京都知事殿	
提出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください (Ⅱ-6「4.提出者について」も参照してください。)	住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇開発株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	<del>第116条の3第1項</del> 第117条第3項 の規定により、 <del>第117条第7項</del>
適用となる条例以外の条項を二重線で消します。とおりに提出します。	
土地の改変に係る事業の名称 (第117条第3項の場合)	(仮称)△△△マンション建築計画
土地の改変又は汚染地の改変を行う場所	(住居表示) 〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 (地番) 〇〇区〇〇町〇〇丁目△△番△△
汚染の状況	別紙のとおり
汚染拡散防止の区域	△別紙( 2 )のとおり
土地の改変又は汚染地の改変の内容	共同住宅の新設(地下〇階地上〇階) 根切り深度〇〇m 杭深さ〇〇m
汚染の拡散防止の方法	△別紙( 3 )のとおり
土地の改変又は汚染地の改変の内容	今後の土地利用において地下構造物を構築するため、工事範囲の汚染土壌の除去が必要であるため
工事完了報告と措置完了報告を併記してください。	工事完了報告: 汚染土壌の掘削による除去終了後に掘削出来形、汚染土壌処理状況等を報告 措置完了届出: 地下水の2年間モニタリング終了後モニタリング結果について報告
汚染の拡散防止の開始及び終了の時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策	△別紙( 4 )のとおり
汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法	別紙のとおり
※受付欄	この欄には何も記入しないでください。
連絡先	所属 〇〇開発株式会社 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 03-XXXX-XXXX (ファクシミリ番号 03-XXXX-XXXX) (電子メールアドレス)
※環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック(令和4年3月 東京都発行)	担当者(提出者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。 また、提出者と異なる組織に属する者で計画書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。 なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

汚染の状況		特定有害物質の名称	土 壌 の 汚 染	地下水の汚染
汚染の状況	<p>要対策区域になった原因の特定有害物質、それによる汚染状況を記入します。</p> <p>健康被害を生ずるおそれがあるとされた特定有害物質の名称並びに当該物質による土壌及び地下水汚染の状況</p>	ほう素 ベンゼン	<p>ほう素 溶出量基準超過 最大濃度 2.0mg/l 最大汚染深度 5m 汚染区画数 2 区画</p> <p>ベンゼン 第二溶出量基準超過 最大濃度 0.2mg/l 最大汚染深度 3m 汚染区画数 1 区画</p>	<p>ほう素 地下水基準適合</p> <p>ベンゼン 第二地下水基準超過 最大濃度 0.15mg/l 採取深度 GL-6m～8m 超過地点数 1 地点 (対象地境界は第二地下水基準適合)</p>
	<p>地下水汚染拡大防止区域になった原因の特定有害物質、それによる汚染状況を記入します。</p> <p>第二溶出量基準又は第二地下水基準超過状態にある特定有害物質の名称並びに当該物質による土壌及び地下水汚染の状況</p>	ベンゼン	<p>ベンゼン 第二溶出量基準超過 最大濃度 0.2mg/l 最大汚染深度 3m 汚染区画数 1 区画</p>	<p>ベンゼン 第二地下水基準超過 最大濃度 0.15mg/l 採取深度 GL-6m～8m 超過地点数 1 地点 (対象地境界は第二地下水基準適合)</p>
	<p>要管理区域になった原因の特定有害物質、それによる汚染状況を記入します。</p> <p>その他の当該土地における特定有害物質による汚染の状況</p>	鉛	<p>鉛 含有量基準超過 最大濃度 200mg/kg 最大汚染深度 2m 汚染区画数 4 区画</p>	<p>対象地境界での第二地下水基準超過があれば、記入します。</p>
汚染の状況		搬出の有無	有り	
汚染の状況		搬出の開始及び処理完了の時期	令和△△年△△月△△日から 令和××年××月××日まで	
汚染の状況		搬出する汚染土壌の体積及び運搬の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬出する汚染土壌の体積：□□□m<sup>3</sup> (ベンゼン：□□□m<sup>3</sup>)</li> <li>運搬の方法：ダンプトラック（フレコン内袋有） 詳細は別紙 5</li> </ul>	
汚染の状況		汚染土壌の処理を行う者の氏名又は名称、処理施設の所在地及び汚染土壌の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理を行う者の氏名又は名称：株式会社◇◇興業 (◇◇◇◇処理センター)</li> <li>処理施設の所在地：◇◇県◇◇市◇◇町◇◇丁目◇番◇号</li> <li>処理方法：浄化等処理施設（抽出・洗浄処理）</li> </ul>	
備考 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。				

下記の通り記入します。汚染物質が多く、書き切れない場合は、別紙を作成します。別紙で図面や表等を用いて明示してください。

要対策区域になった原因の特定有害物質、それによる汚染状況を記入します。

地下水汚染拡大防止区域になった原因の特定有害物質、それによる汚染状況を記入します。

要管理区域になった原因の特定有害物質、それによる汚染状況を記入します。

対象地境界での第二地下水基準超過があれば、記入します。

(参考：別紙2の中に、汚染拡散防止の方法等を記載してください。)

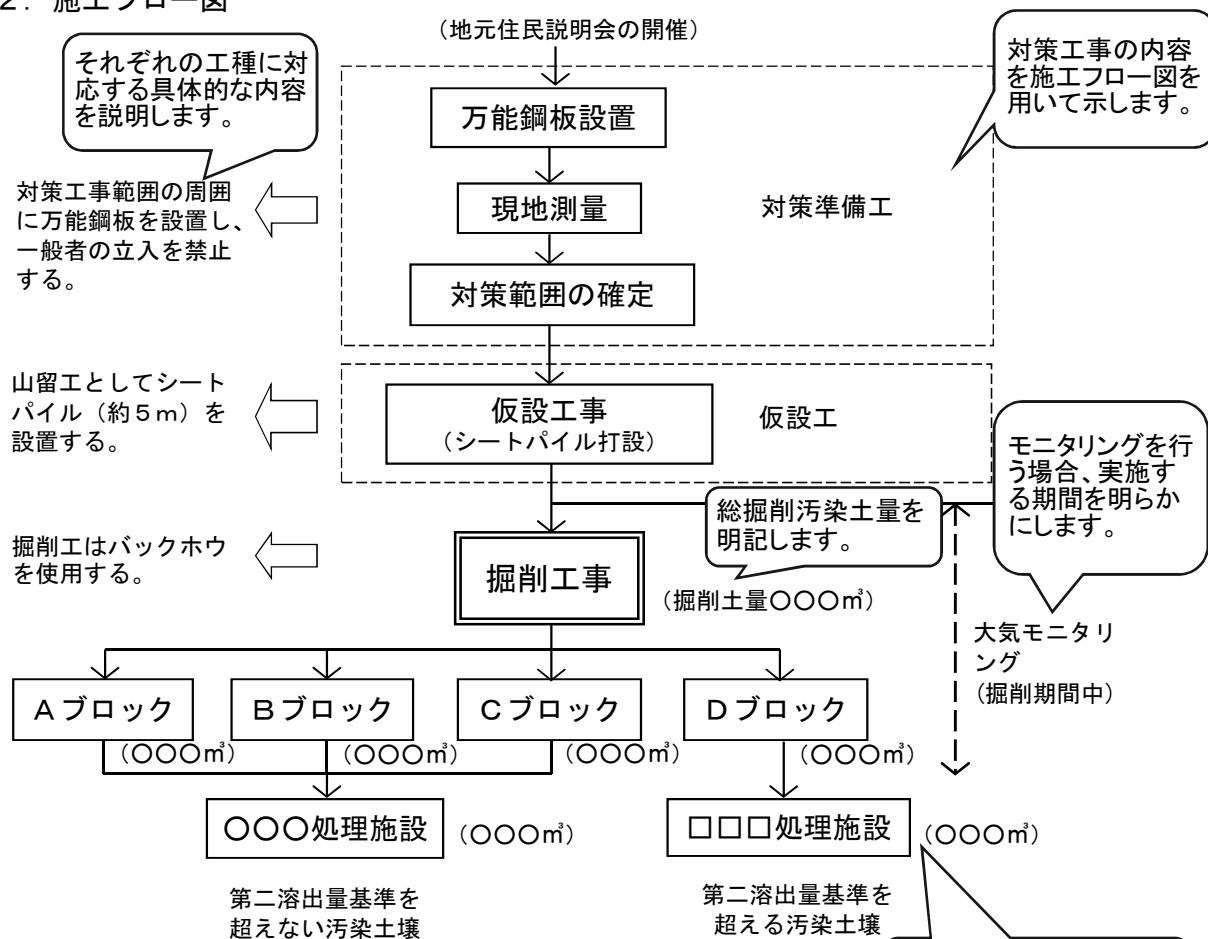
## 汚染拡散防止対策施工計画

添付資料の表題を記入してください。

### 1. 計画の概要

対策範囲	対策面積 3,300㎡
汚染土量	掘削土量 4,250m <sup>3</sup>
対策方法	全量掘削除去(購入土により埋め戻し)
完了確認	測量及び写真撮影による出来形確認を実施
汚染土搬出先	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番(株)〇〇〇汚染土壌処理工場(浄化等処理施設)
工事工期	〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

### 2. 施工フロー図



### 3. 施工業者

#### 1) 汚染土壌処理工事施工者

・〇〇〇〇建設株式会社〇〇支店  
 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 連絡先 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

#### 2) 大気モニタリング調査者

・〇〇〇〇環境調査株式会社  
 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 連絡先 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 作成例

(参考：別紙4の中に記載してください。)

### 環境保全対策

1. 土壌汚染対策工事に関する周辺住民へのお知らせ掲示板を設置する。
2. 作業エリア周辺に万能鋼板による仮囲いを設置し、周辺への粉塵等の飛散を防止する。
3. 粉塵等の飛散を防止するため、適宜散水を実施する。
4. 汚染土壌を場外へ搬出する際は、場内にて運搬車両の洗車を行う。
5. 汚染土壌の運搬の際には荷台のシート養生を行い、飛散の防止に努める。
6. 汚染の拡散防止の期間中は周辺環境のモニタリングを実施する。  
(具体的なモニタリング項目等を記載してください。)
7. 掘削時に水が発生した場合は、関係機関と協議の上、関係法令等を遵守して排水します。

・

・

・

記載例は一例です。  
※その他、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を参照してください。

土壤汚染対策工事に関する周辺住民へのお知らせ掲示板（例）

工事の目的に合わせ、お知らせ看板を作成してください（次ページも参照してください。）。

<b>土壤汚染対策工事のお知らせ</b>		
工 事 件 名	(仮称) ○○○○マンション建設工事に伴う土壤汚染対策工事	
工 事 場 所	東京都▽▽区▽▽町▽丁目▽番▽号他	
工 事 期 間	○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで	
工 事 概 要	汚 染 土 壤 項 目	(物 質 名) ○○○○・△△△△・××××
	汚 染 土 壤 面 積	(全体面積) ○○○㎡ (処理面積) □□□㎡
	汚 染 土 壤 数 量	(全体数量) ○○○㎡ (処理数量) □□□㎡
	汚染土壌処理方法	掘削除去（全量）
	環境保全対策(例)	1. 汚染土壌除去作業中は周辺環境モニタリングを実施する。 2. 汚染土壌運搬車両は場内にて洗車した後場外へ搬出する。 3. 汚染土壌掘削作業中の粉塵による飛散防止対策として散水等を実施する。
事 業 主	(住所) 東京都○○区○○町○丁目○番○号 (氏名) ○○○○開発株式会社 ○○本社 代表取締役 ○○○○ 電話 ○○ (○○○○) ○○○○	
施 工 者	(住所) 東京都××区××町×丁目×番×号 (氏名) ××××建設株式会社 ××本社 代表取締役 ×××× 電話 ×× (××××) ××××	
<p>●この標識は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、土壤汚染対策を実施していることのお知らせするものであります。</p> <p>●上記工事についてのお問合せは下記へご連絡下さい。</p> <p>(連絡先) ○○○○開発株式会社○○本社○○○○事業部 (担当) ××・△△ 電話 ○○ (○○○○) ○○○○</p>		

II-37に記載した内容を記載します。

条例に基づき実施している場合、その根拠を記載します。

連絡先は必ず記載します。

届出書には個人名は記載しないでください。(黒塗り又は○○と記載)

※掲示板の大きさや掲示場所については任意とします。

その他一般的な工事に関する周辺住民へのお知らせ掲示板（例）

掲示板の設置目的を記載します。

〇〇工事のお知らせ		
本工事は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、 土壌に係る汚染拡散防止計画を提出し行っています。		
工 事 件 名	(仮称) 〇〇〇〇マンション建設工事	
工 事 場 所	東京都▽▽区▽▽町▽丁目▽番▽号他	
工 事 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで	
工 事 概 要	土地の改変の内容	共同住宅の新築
	基準に適合しなかった 特定有害物質の種類	(物 質 名) 〇〇〇〇・△△△△・××××
	基準不適合範囲における 改変の規模	(改変深度) 最大〇m (改変面積) □□□m <sup>2</sup> (搬出土量) 〇〇〇m <sup>3</sup>
	環境保全対策(例)	1. 作業中は周辺環境モニタリングを実施する。 2. 運搬車両は場内にて洗車した後場外へ搬出する。 3. 掘削作業中の粉塵による飛散防止対策として散水等を実施する。
事 業 主	(住所) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (氏名) 〇〇〇〇開発株式会社 〇〇本社 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
施 工 者	(住所) 東京都××区××町×丁目×番×号 (氏名) ××××建設株式会社 ××本社 代表取締役 ×××× 電話 ×× (××××) ××××	
<p>●上記工事についてのお問合せは下記へご連絡下さい。</p> <p>(連絡先) 〇〇〇〇開発株式会社〇〇本社〇〇〇〇事業部 (担当) ××・△△ 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇</p>		

II-37に記載した内容を記載してください。

連絡先は必ず記載してください。

届出書には個人名は記載しないでください。  
(黒塗り又は〇〇と記載)

※掲示板の大きさや掲示場所については任意とします。

## 5. 汚染拡散防止措置完了届出書の作成について



## 汚染拡散防止措置完了届出書の作成について

次の1から5までの事項について留意した上で、汚染拡散防止措置完了届出書を作成し、措置完了後は速やかに提出してください。（本事項はあくまで参考とし、状況に応じて項目の追加及び削除等を行います。）

### 1. 汚染拡散防止計画のまとめについて

汚染拡散防止計画を策定したときの汚染拡散防止の目標、対策範囲、汚染土量、完了確認、汚染土壌搬出先及び対策中の環境保全対策等の対策計画の概要を簡潔にまとめます。

### 2. 汚染拡散防止措置の実施内容について

実際に現地において行った汚染拡散防止措置の実施内容を次の事項を中心に詳しく記述します。

#### 1) 対策実施範囲の確定

汚染拡散防止措置により行った対策実施範囲を、対策計画策定時における対策範囲とともに平面図及び断面図等を用い明らかにします。対策を行った範囲が対策計画策定時より変更となった場合は、その理由も添付します。

また、盛土や舗装により汚染の拡散防止を行った場合は、その構造と掘削部分の範囲について平面図及び断面図等を用い明らかにするとともに、今後の維持管理の方法についても記述します。

さらに、絞り込み調査を実施し、調査結果を報告していない場合は、当該調査結果についても記載してください。

必要に応じて、測量記録（原則、測量士による確認のあるもの）を添付してください。

#### 2) 汚染土量の確定

汚染拡散防止措置により対策を実施した汚染土量を図面及び管理票等により確定させます。この場合も対策計画策定時における汚染土量と比較し、変更となった場合は、その理由を添付します。

#### 3) 対策の方法

汚染拡散防止措置により行った対策の方法を示します（例えば舗装であればその構造等について、また、盛土や掘削除去後の埋戻し等では、良質土の搬入元や品質管理に関する内容等についても記述します。）。この場合も対策計画策定時における対策方法と比較し、変更となった場合は、その理由を添付します。

#### 4) 対策の完了確認

汚染拡散防止措置により行った対策の完了の確認について明らかにします。例えば掘削除去を行い底盤の土壌の分析確認が必要とされる場合などは、その分析確認を行った結果について明らかにし、また対象地内及び周辺における地下水モニタリングが必要とされる場合などは、そのモニタリングを行った結果について明らかにします。

なお、それぞれの分析結果については、土壌分析を行った分析機関と計量方法等を確認するため、公定法に基づく濃度計量証明書（写しでも可）を全て添付することを原則とします。



#### 5) 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

汚染土壌を対象地の外に搬出した場合、運搬における汚染土壌の飛散防止等の具体的な措置の内容、汚染土壌の搬出先（施設の所在地、種類及び名称等）を明らかにします。経由した施設等がある場合は、その情報についても記載します。

令和4年度より、別冊資料としての管理票の写しの添付は不要としておりますが、立入検査を実施した時等に確認することがありますので、適切に保管してください（届出者自身により管理票を確認していることの証明として、本編には管理票を整理した一覧表を添付してください。）。

#### 6) 措置完了後の対象地の状況

汚染拡散防止措置を実施した後の対象地の状況について、措置により設置した構造物や措置完了後の汚染土壌の存在する位置等について、平面図及び断面図等を用いて明らかにします。

また、措置により設置した構造物の維持管理の方法についても記述します。

### 3. 対策工事写真について

汚染拡散防止措置が実際どのように行われたかを確認するため、工種ごと又はエリアごとに現場写真を添付します。添付写真の構成としては、着手前、実施中及び完了がわかるように整理するとともに、それぞれ写真の内容について豆図等を活用してコメントしてください。例えば、掘削除去を行った場合は、着手前、仮設状況、掘削状況、仮置き状況、ダンプ積み込み状況、掘削深度及び掘削範囲の確認状況並びに埋め戻し状況及び完了などがあります（着手前については、掘削を行おうとする範囲の位置出しが、適正に実施されたことを証明できる写真も添付してください。）。

必要に応じて、測量記録（原則、測量士による確認のあるもの）を提出してください。

なお、汚染土壌を対象地の外に搬出する場合において、搬出先までの運搬車両の追跡写真を添付する必要はありません。

対策工事写真は、原則として別冊にまとめ、内容を審査する期間、一時的に預かることとします。

※掘削除去の場合、巻末資料「掘削除去を行う際の留意事項」も参照してください。

### 4. その他

汚染拡散防止計画と実際の汚染拡散防止措置の内容が異なる場合は、項目別に変更点及び変更となった理由を簡潔にまとめた一覧表を作成してください。（別紙参照）

### 5. 法の指定区域である場合の汚染拡散防止措置完了届出書について

#### ・要措置区域の指定を受けている場合

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第9項に基づく措置完了報告書を提出した際に汚染拡散防止措置完了届出書の鑑のみを提出してください（Ⅱ-45参照）。

#### ・形質変更時要届出区域の指定を受けている場合

汚染拡散防止措置完了届出書を提出してください。法における措置完了報告書を提出した場合、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第117条第6項に基づく汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができます。

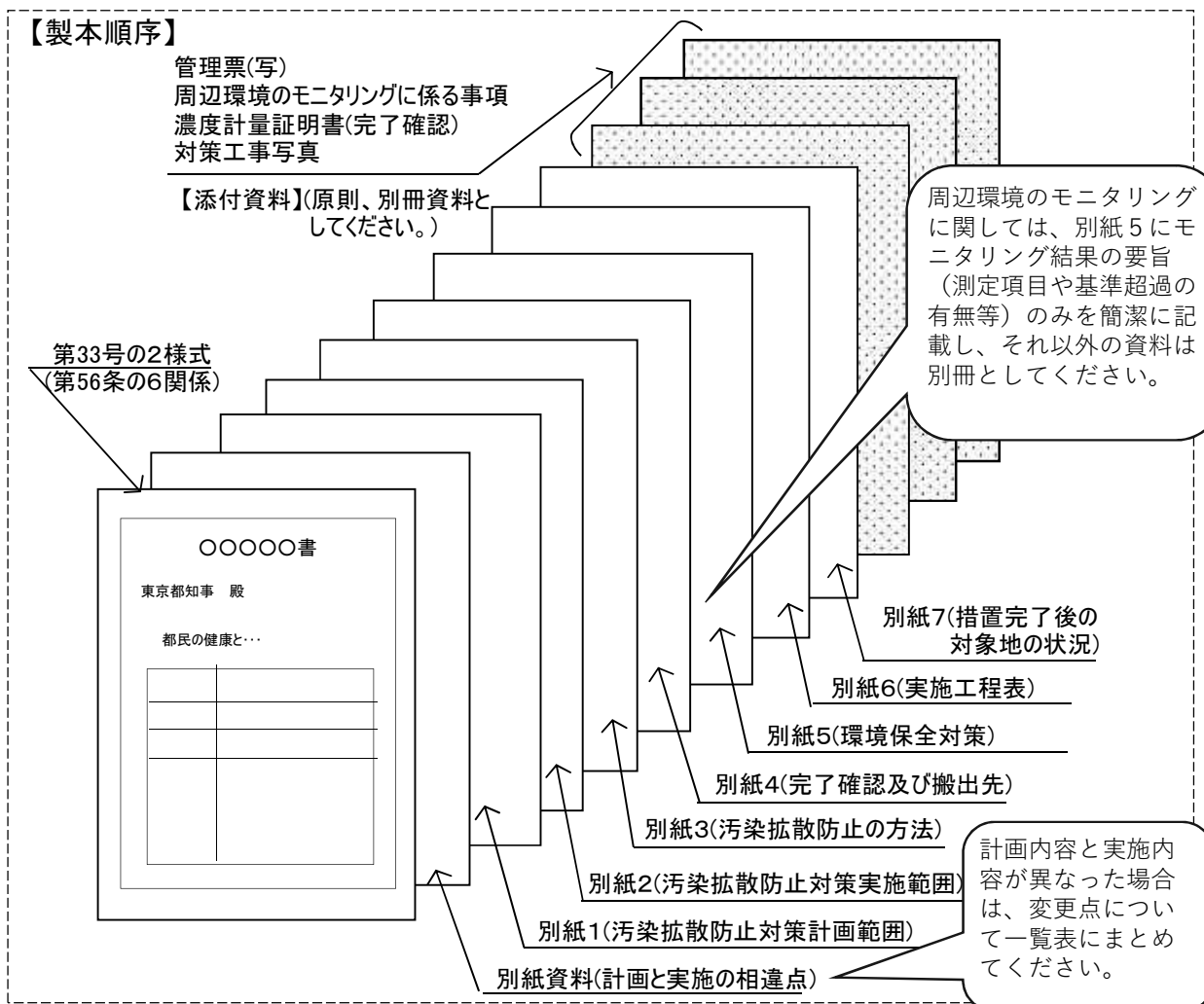
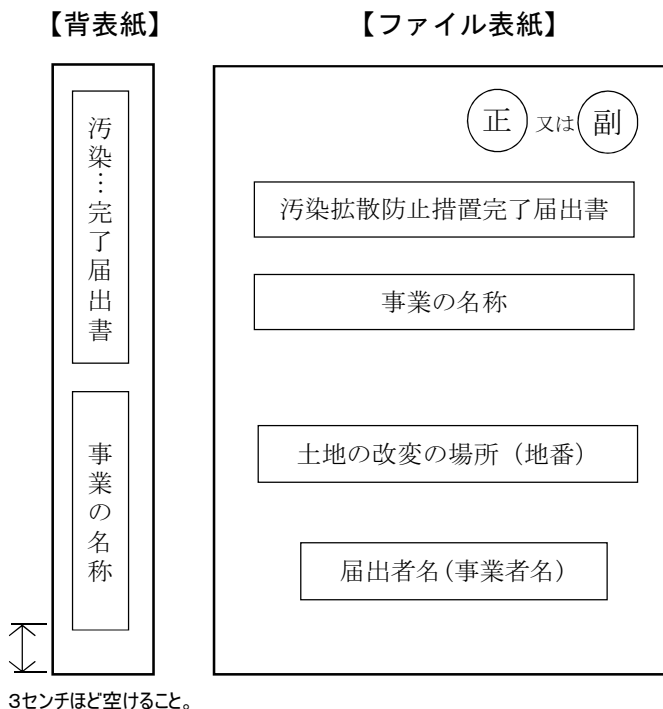
■汚染拡散防止措置完了届出書製本例（参考）

条例第117条に基づき提出する汚染拡散防止措置完了届出書は次のとおり作成します。

届出書類を紙で提出する場合は紙ファイル等にまとめ、そのファイルの背表紙には提出書類名及び事業の名称を記入し、表紙には提出書類名、事業の名称、改変の場所（地番）及び届出者名を記入します。

なお、汚染拡散防止対策計画範囲及び汚染拡散防止対策実施範囲における図面の大きさについては、特に定めていませんが、ファイルに綴じる際にはA4の大きさに折り込んで製本してください。

また、計画と実際の措置の内容が異なる場合、項目別に変更点をまとめた一覧表を添付します。



別紙は、「措置完了報告書の作成について（I-142）」を参考に作成してください。

### 汚染拡散防止措置完了届出書

届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。 年 月 日

東京都知事殿

届出者が法人の場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください(Ⅱ-6「4.届出者について」も参照してください。)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇開発株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第116条の3第3項 第117条第6項 の規定に  
第117条第8項で準用する第6項  
適用となる条例以外の条項を二重線で消します。で、次のとおり届け出ます。

適用となる条例以外の条項を二重線で消します。

原則、第117条第1項と同じ名称を記載します。

土地の改変に係る事業の名称(第117条第6項の場合) (仮称)△△△マンション建築計画

土地の改変又は汚染地の改変の場所 〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号(住居表示)  
〇〇区〇〇町〇〇丁目△△番△△、同番□□、同番〇〇(地番)

原則、第117条第1項と同じ、住居表示と地番を併記します。

汚染の拡散防止の開始及び終了の時期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで

実施した汚染の拡散防止の措置の内容 汚染拡散防止措置における対策期間を記入します。終了の時期は、汚染土壌の処理を確認した日や地下水測定の結果を受理した日等を含めた拡散防止対策の完了日です。

・土壌汚染の除去(掘削除去)  
・封じ込め(原位置封じ込め)  
(詳細は別紙〇のとおり)

実施した措置の方法を簡潔に記入します。

汚染拡散防止計画書(〇環▲▲土第〇号)に基づき以下の報告書を提出  
・〇年〇月〇日付〇環▲▲土第■号

当報告書の提出前に拡散防止計画書に基づく自主的な報告をしている場合、記載します。

改変後に健康被害及び周辺地下水汚染の拡大が生じるおそれがないことを確認したときは、その方法 別紙〇のとおり  
※改変後に地下水の水質の測定を実施

実施した措置の方法を簡潔に記入します。

改変完了後における当該土地の汚染の状況 別紙〇のとおり  
※封じ込め範囲の〇m<sup>2</sup>の汚染土壌は残置される。

汚染土壌が残置される場合はその範囲を記載してください。  
汚染土壌を全量除去した場合は次の一文を記載してください。  
「調査で確認された汚染土壌の全量を掘削除去した。」

※受付欄

この欄には何も記入しないでください。

電話番号 〇3-XXXXX-  
(ファクシミリ番号) 〇3-  
(電子メールアドレス) XXXXXXX

担当者(届出者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。  
また、届出者と異なる組織に属する者で届出書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。  
なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 この様式各欄に記入しきれないときは、

(参考)届出書の記載例(汚染拡散防止措置完了届出書)  
第33号の2様式(第56条の6関係)

鑑のみ提出(法の要措置区域において法第7条第9項に基づく措置完了報告書を提出した場合)

### 汚染拡散防止措置完了届出書

届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。 年 月 日

東京都知事殿

届出者が法人の場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください(Ⅱ-6「4.届出者について」も参照してください。)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇開発株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第116条の3第3項  
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第117条第6項 の規定に  
第117条第8項で準用する第6項  
適用となる条例以外の条項を二重線で消します。で、次のとおり届け出ます。

原則、第117条第1項と同じ名称を記載します。

土地の改変に係る事業の名称 (第117条第6項の場合)	(仮称)△△△マンション建築計画
土地の改変又は汚染地の改変の場所	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号(住居表示) 〇〇区〇〇町〇〇丁目△△番△△、同番□□、同番〇〇(地番)
汚染の拡散防止の開始及び終了の時期	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
実施した汚染の拡散防止の措置の内容	土壤汚染対策法第7条第9項に基づく、報告書(〇環▲▲完第〇号)のとおり
改変後に健康被害及び周辺地下水汚染の拡大が生じるおそれがないことを確認したときは、その方法	土壤汚染対策法第7条第9項に基づく、報告書(〇環▲▲完第〇号)のとおり
改変完了後における当該土地の汚染の状況	土壤汚染対策法第7条第9項に基づく、報告書(〇環▲▲完第〇号)のとおり

原則、第117条第1項と同じ、住居表示と地番を併記します。

担当者(届出者と同じ組織に属する者に限る。)の連絡先を記載してください。また、届出者と異なる組織に属する者で届出書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。なお、連絡先の名前と返送用封筒の宛名が異なる場合には、送り状等にその旨を記載してください。

※受付欄

この欄には何も記入しないでください。

属 〇〇開発株式会社〇〇事業  
名 〇〇 〇〇  
電話番号 03-XXXXX-XXXXX(内線XXX)

当ページは、法の要措置区域において法第7条第9項に基づく措置完了報告書を提出した場合の条例第117条第6項の記載方法です。上の欄は、土壤汚染対策法に基づく届出を行ったことを記載し、鑑のみ提出してください。

なお、形質変更時要届出区域であって、法における措置完了報告書を提出した場合、条例第117条第6項に基づく汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができます。

※汚染拡散防止措置における計画と実施の相違点（まとめ）

対策計画と実際の工事における変更点が多い場合はこのようない覧表にまとめます。

当初計画より変更があった場合、必ずその変更理由を記入します。

項目ごとに当初と実績を比較し、変更点を明らかにします。

項目	計画内容	実施内容	変更の有無	変更理由
対策範囲	対策面積 3,300㎡ (別紙○参照)	対策面積 3,300㎡ (別紙○参照)	なし	
対策方法	掘削土量 4,250㎡ (別紙○参照) 全量掘削除去 (購入土により埋め戻し)	掘削土量 4,500㎡ (別紙○参照) 全量掘削除去 (購入土により埋め戻し)	あり	○ブロックにおいて地中障害物が存在したため1m余分に掘削を行ったことにより増加した。
完了確認	各掘削底盤において土壌分析を実施	○ブロックを除く各掘削底盤において土壌分析を実施	あり	○ブロックにおいて1m余分に掘削したため底盤の土壌分析確認が不要となった。
汚染土搬出先	・○○県○○市○○町○○丁目○番 □□□□処理施設(管理型)	・○○県○○市○○町○○丁目○番 □□□□処理施設(管理型)	なし	
工事工期	平成○○年○月○日から平成○○年○月○日まで	平成○○年○月○日から平成○○年○月○日まで	あり	一部の汚染土壌の搬出先に変更があったため調整に時間を要したことから工期が○○日延伸し
環境保全対策	・汚水拡散防止のための集水施設の設置 ・飛散防止のための散水設備 ・飛散防止のための洗車設備 ・危険回避のための防護柵 ・大気モニタリング	・汚水拡散防止のための集水施設の設置 ・飛散防止のための散水設備 ・飛散防止のための洗車設備 ・危険回避のための防護柵 ・大気モニタリング	なし	終了日は、汚染土壌の処理完了を確認した日や地下水測定結果を受領した日等を含めた拡散防止対策の完了日です。



### Ⅲ 卷末資料

### Ⅲ 卷末資料

	頁
1. 指定調査機関確認書 .....	Ⅲ - 1
2. 調査結果報告シート .....	Ⅲ - 6
3. 既往調査結果を調査報告等に用いる際の留意事項について .....	Ⅲ - 13
4. 掘削除去を行う際の留意事項について .....	Ⅲ - 16
5. 条例及び施行規則等 .....	Ⅲ - 20
・環境確保条例及び同施行規則（第三節 土壌及び地下水の汚染の防止） .....	Ⅲ - 21
・汚染土壌処理基準（規則別表第十二） .....	Ⅲ - 36
・東京都土壌汚染対策指針 .....	Ⅲ - 40



1. 指定調査機関確認書
2. 調査結果報告シート

注 調査結果報告シートについて、ここでは東京都で作成した様式を掲載しております。この他に「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の様式もありますが、東京都に御提出いただく際は、どちらの様式を使用いただいても構いません。ただし、地下水調査を実施しており、ガイドラインの様式を使用する際は、地下水調査結果について別途まとめて記載いただきますようお願いいたします。

東京都知事 殿

指定調査機関の名称 ○○調査株式会社  
代表者の氏名 ○○○○  
(指定番号 ○○-○-○○○ )

下記のとおり、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関として内容を確認し、土壤汚染状況調査結果報告書として取りまとめたことを確認致します。

記

1. 対象案件

届出者	○○ ○○
調査対象地	(住居表示)○○区△△一丁目2番3号
	(地番)○○区△△一丁目3番2及び3番3

2. 土壤汚染状況調査結果報告書の構成

資料	内容
—	本報告書の文章等表現の読み替えについて(必要に応じて)
—	土壤汚染状況調査結果報告シート(必須)
別紙2	土壤調査に関する資料
別紙2	概況調査に関する資料 (調査の方法、調査区分図、調査地点図、調査結果一覧表、汚染状況平面図、深度方向の汚染状態が把握できる資料、その他必要な資料)
別紙3	地下水調査に関する資料 (調査の方法及び地点・深度選定理由、調査地点図、調査結果一覧表、結果平面図、その他必要な資料)

別冊資料	内容
別冊資料-1	地歴調査の根拠資料
別冊資料-2	濃度計量証明書
別冊資料-3	ボーリング柱状図
別冊資料-4	調査実施写真

3. 調査報告書のチェック

下記の者が、調査における業務品質及び公正性の内部チェックを行いました。

業務品質管理責任者	○○ ○○	法定調査に直接携わる者(技術管理者等)が兼務することはできません。
公正性管理責任者	○○ ○○	

以上

※資料の構成は、必要に応じて欄を追加・修正すること。

東京都知事 殿

指定調査機関の名称 ○○調査株式会社  
 代表者の氏名 ○○○○  
 (指定番号 ○○-○-○○○ )

下記のとおり、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として内容を確認し、土壌汚染状況調査結果報告書として取りまとめたことを確認致します。

記

1. 対象案件

届出者	○○株式会社
調査対象地	(住居表示)○○区△△○丁目○番○号
	(地番)○○区△△○丁目○番○及び△番△

2. 土壌汚染状況調査結果報告書の構成

資料	内容
—	本報告書の文章等表現の読み替えについて(必要に応じて)
—	土壌汚染状況調査結果報告シート(必須)
別紙2	土壌調査に関する資料
別紙2	概況調査に関する資料 (調査の方法、調査区分図、調査地点図、調査結果一覧表、汚染状況平面図、深度方向の汚染状態が把握できる資料、その他必要な資料)
別紙3	地下水調査に関する資料 (調査の方法及び地点・深度選定理由、調査地点図、調査結果一覧表、結果平面図、その他必要な資料)

別冊資料	内容
別冊資料-1	濃度計量証明書
別冊資料-2	ボーリング柱状図
別冊資料-3	調査実施写真

3. 調査報告書のチェック

下記の者が、調査における業務品質及び公正性の内部チェックを行いました

業務品質管理責任者	○○ ○○	法定調査に直接携わる者(技術管理者等)が兼務することはできません。
公正性管理責任者	○○ ○○	

以上

※資料の構成は、必要に応じて欄を追加・修正すること。

東京都知事 殿

指定調査機関の名称 ○○調査株式会社  
代表者の氏名 ○○○○  
(指定番号 ○○-○-○○○ )

下記のとおり、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として内容を確認し、申請に係る調査報告として取りまとめたことを確認致します。

記

1. 対象案件

届出者	○○株式会社
調査対象地	(住居表示)○○区△△○丁目○番○号
	(地番)○○区△△○丁目○番○及び△番△

2. 申請に係る調査報告書の構成

資料	内容
—	本報告書の文章等表現の読み替えについて(必要に応じて)
—	土壌汚染状況調査結果報告シート(必須)
別紙2	土壌調査に関する資料
別紙2	概況調査に関する資料 (調査の方法、調査区分図、調査地点図、調査結果一覧表、汚染状況平面図、深度方向の汚染状態が把握できる資料、その他必要な資料)
別紙3	地下水調査に関する資料 (調査の方法及び地点・深度選定理由、調査地点図、調査結果一覧表、結果平面図、その他必要な資料)

別冊資料	内容
別冊資料-1	濃度計量証明書
別冊資料-2	ボーリング柱状図
別冊資料-3	調査実施写真

3. 調査報告書のチェック

下記の者が、調査における業務品質及び公正性の内部チェックを行いました

業務品質管理責任者	○○ ○○	法定調査に直接携わる者(技術管理者等)が兼務することはできません。
公正性管理責任者	○○ ○○	

以上

※資料の構成は、必要に応じて欄を追加・修正すること。

東京都知事 殿

指定調査機関の名称 ○○調査株式会社  
 代表者の氏名 ○○○○  
 (指定番号 ○○-○-○○○ )

下記のとおり、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として内容を確認し、土壌汚染状況調査報告書として取りまとめたことを確認致します。

記

1. 対象案件

届出者	○○株式会社
調査対象地	(住居表示)○○区△△○丁目○番○号
	(地番)○○区△△○丁目○番○及び△番△

2. 土壌汚染状況調査報告書の構成

資料	内容
—	土壌汚染状況調査結果報告シート(必須)
別紙1	有害物質の使用及び排出状況
別紙2	土壌調査に関する資料 (調査の方法、調査区分図、調査地点図、調査結果一覧表、汚染状況平面図、その他必要な資料)
別紙3	地下水調査に関する資料 (調査の方法及び地点・深度選定理由、調査地点図、調査結果一覧表、結果平面図、その他必要な資料)
別紙4	地下水の状況
別紙5	土地利用計画図

別冊資料	内容
別冊資料-1	濃度計量証明書
別冊資料-2	ボーリング柱状図
別冊資料-3	調査実施写真

3. 調査報告書のチェック

下記の者が、調査における業務品質及び公正性の内部チェックを行いました

業務品質管理責任者	○○ ○○	法定調査に直接携わる者(技術管理者等)が兼務することはできません。
公正性管理責任者	○○ ○○	

以上

※資料の構成は、必要に応じて欄を追加・修正すること。

# 土壌汚染状況調査結果報告シート

※灰色の文字は記載例

1. 調査概要		
調査対象地	(住居表示)〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	〇ページ 図-1-〇
用途地域	商業地域	-1-〇
調査対象地面積	3290m <sup>2</sup>	-1-〇
深度限定の有無	各区画の最大形質変更深さの1mを超える深度は試料採取の対象外とした。 特定有害物質の種類:鉛及びその化合物	図-2-〇
指定調査機関名	〇〇株式会社 △△株式会社 □□株式会社	過去の調査結果を使用する場合は、その調査を行った指定調査機関名及び指定番号も記載してください。
指定調査機関の指定番号	20**-〇-〇〇 20**-△-△△ 20**-□-□□	
技術管理者名	〇〇 〇〇	
技術管理者証の交付番号	第00000***号	
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)</li> <li>・同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号)</li> <li>・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課)</li> <li>・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)</li> <li>・東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)</li> </ul>	

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)		
有害物質取扱事業場の設置履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和〇年～昭和〇年まで、〇〇工場が立地していた。</li> <li>・昭和〇年～平成〇年まで、△△の社員寮が立地していた。</li> </ul>	
特定有害物質の使用状況とその形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇工場で使用していた△△にXXが含まれていた。</li> </ul>	
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	平成〇年に〇〇工場が廃止後、工場が立地していた当時の地盤面(以下、「旧地盤面」という)より上方に2.3mの盛土がなされ、その後、現地表面において△△の社員寮が立地した。	
既往調査・対策の経緯	平成〇年〇月に建設発生土の搬出のための土壌調査(ボーリング1地点、深度10mまで1m毎に試料採取、全26項目を分析)が実施されており、深度2.3m(旧地盤面)の深度で鉛(含有量)の基準不適合が確認されている。	
その他の経緯	特になし。	該当する項目にチェックを入れ、根拠資料を列挙してください。
汚染のおそれとその由来	<input type="checkbox"/> 人為由来による汚染のおそれがある(おそれを否定できない) <input type="checkbox"/> 自然由来による汚染のおそれがある <input type="checkbox"/> 水面埋立て用材料による汚染のおそれ	〇ページ
試料採取等対象物質の種類	(物質の種類とその理由) ベンゼン、鉛(ガソリンに含有)、ほう素(研究用試薬に含有)	地歴調査にて判明した特定有害物質の使用等履歴と試料採取等対象物質が異なる場合は、その旨も記載してください。

土壌汚染のおそれの区分の分類(平面)	(土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地) 敷地の東側の有害物質を取り扱っていた工場が立地していた履歴がある範囲	図-2-〇
	(土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地) 敷地の西側の工場が立地していたときに事業用の駐車場となっていた範囲	
	(土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地)	
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	(現地表面の汚染のおそれの有無とその理由) ・盛土にて現地表面が形成されてから現在に至るまで、特定有害物質取扱事業場の設置履歴はなく、現地表面の汚染のおそれはない。	図-2-〇
	(現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度) ・〇〇工場が立地していた当時の地盤面である深度2.3mの旧地盤面が汚染のおそれが生じた場所の位置となっている。 ・〇〇工場には地下配管が存在し、その底面である深度3.4mも汚染のおそれが生じた場所の位置となっている。	

3. 調査方法

操業当時の地盤面、地下配管、ますなどの状況について調査をし、その結果について全て記載してください。

3-1. 土壌調査方法  
 ※調査地点位置図を図-3-1~図-3-〇に示す。

現地試料採取期間	(ガス採取) 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日 (土壌採取) 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日	
室内分析期間	令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日	
試料採取等対象物質と試料採取を行う区画の選定	・有害物質を取り扱っていた工場が立地していた履歴がある範囲は、ベンゼン、鉛、ほう素について全部対象区画とした。 ・事業用の駐車場となっていた範囲は、ベンゼン、鉛、ほう素について一部対象区画とした。	図-3-1 ~ 図-3-〇
第一種特定有害物質の土壌ガス採取方法	・全部対象区画は、単位区画毎に、土壌汚染のおそれが多いと認められる部分で現地表面から0.8~1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。 ・一部対象区画は、30m格子の中心を含む単位区画の1地点で、現地表面から0.8~1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。 ・一部対象区画において土壌ガスが検出された30m格子では、単位区画毎に現地表面から0.8~1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。	図-3-〇
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法	土壌ガスが検出された2区画において、深度10mまでのボーリング調査を実施した。深度10mまでに帯水層の底面は確認されなかった。 2.3m(旧地盤面)、2.8m(旧地盤面より50cm)、3m、3.4m(地下配管底面)、3.9m(地下配管底面50cm)、4~10mまでの1mごとの土壌試料を採取した。	図-3-〇
第二種、第三種特定有害物質の試料採取方法	【汚染のおそれの生じた位置の調査】 ・全部対象区画は、単位区画毎に、深度2.3~2.8m(旧地盤面より50cm)の試料採取を行った。 ・地下配管が存在する範囲では、単位区画毎に、深度3.4~3.9m(地下配管底面より50m)の試料採取を行った。 ・一部対象区画は、30m格子毎に5地点で、深度2.3~2.8m(旧地盤面より50cm)の試料を採取し均等混合した。 ・一部対象区画において基準不適合となった区画では、単位区画毎に深度2.3~2.8m(旧地盤面より50cm)の試料採取を行った。	図-3-〇

試料採取深度(帯水層底面の採取を含む)を記載してください。

3-2. 地下水調査方法 ※調査地点位置図を図-4-1～図-4-〇に示す。			
現地試料採取期間	(代表地点) 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	/	
	(対象地境界) 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		
室内分析期間	(代表地点) 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	/	
	(対象地境界) 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		
代表地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	・ベンゼンは、土壤ガスが検出された単位区画を含む単位区画が連続する範囲(以下「検出範囲」という)で最も土壤ガス濃度が高い地点で採取した。 ・鉛は30m格子ごとに当該30m格子内にある土壤溶出量の最も高い1区画で採取した。	図-4-1 ～ 図-4-〇
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	地下水位及び周辺柱状図から、最初の帯水層が存在すると考えられる範囲にスクリーンを設置した ベンゼン: GL-〇m～-〇m 鉛: GL-〇m～-〇m	図-4-〇
対象地境界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	ベンゼンについて地下水主流向が南西から北東方向であることから検出範囲の北東側の対象地境界で採取した。	図-4-1 ～ 図-4-〇
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	ベンゼンについて地下水位及び周辺柱状図から、代表地点の地下水調査で地下水基準を超える地下水が確認された帯水層が存在すると考えられるGL-〇m～-〇mにスクリーンを設置した。	図-4-〇
地下水試料採取方法	ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。	図-4-〇	



4. 調査結果概要

- ※1 調査結果一覧表を表-4-1~表-4-〇に示す。
- ※2 調査結果総括図を図-4-1に示す。

土壌ガス調査、土壌調査、ボーリング調査、地下水調査の実施した日を全て記載してください。

(試料採取日: 年 月 日 ~ 年 月 日)

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)				
		基準 (ppm) *	調査 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 地点数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(第一種特定有害物質) (揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.1	0				0.01				
	テトラクロロエチレン	0.1	0				0.01				
	ジクロロメタン	0.1	0				0.02				
	クロロエチレン	0.1	0				0.002				
	四塩化炭素	0.1	0				0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	0				0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0				0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	0				0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	0				1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	0				0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	0				0.002				
	ベンゼン	0.05	32	0.2	5	無	0.01				

土壌ガス等が検出された場合は、ボーリング調査の有無も記載してください。

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査					代表地点における地下水調査			対象地境界における地下水調査			
			調査 区画数	最深 調査 深度 (m)注1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m)注1	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	調査 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	調査 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数
(第一種特定有害物質) (揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.01	0											
	テトラクロロエチレン	0.01	0											
	ジクロロメタン	0.02	0											
	クロロエチレン	0.002	0											
	四塩化炭素	0.002	0											
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0											
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0											
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0											
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0											
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0											
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0											
	ベンゼン	0.01	5	10	0.15	10	2	無	1	0.12	1	1	ND	0
(第二種特定有害物質) (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003	0											
	シアン化合物	0.1	0											
	鉛及びその化合物	0.01	32		0.08		2	無	1	ND	0			
	六価クロム化合物	0.05	0											
	砒素及びその化合物	0.01	0											
	水銀及びその化合物	0.0005	0											
	セレン及びその化合物	0.01	0											
	ほう素及びその化合物	1	32		0.8		0	無						
(第三種特定有害物質) (農薬等)	有機燐化合物	0.1	0											
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	0											
	チウラム	0.006	0											
	シマジン	0.003	0											
	チオベンカルブ	0.02	0											

第一種特定有害物質について、代表地点でボーリングを実施した場合は、ガス検出区画を含めた区画数を記載してください。  
例: 連続する範囲でガス検出区画数が5あり、代表地点でのボーリング調査が1地点の場合であっても、「5」と記載します。

\*基準欄の斜字: 基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査									
		基準 (mg/kg)	調査 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略			
(特定 第二種 有害物 質)	カドミウム及びその化合物	45	0								
	シアン化合物	50	0								
	鉛及びその化合物	150	32						250	3	無
	六価クロム化合物	250	0								
	砒素及びその化合物	150	0								
	水銀及びその化合物	15	0								
	セレン及びその化合物	150	0								
	ほう素及びその化合物	4000	32						100	0	無
ふっ素及びその化合物	4000	0									
基準不適合範囲の面積 <sup>注)2</sup> (m <sup>2</sup> )		380									
汚染原因		特定又は推定ができなかった									
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染の存在するおそれが多いと認められる範囲 : 14区画</li> <li>・土壤汚染の存在するおそれが少ないと認められる範囲 : 9区画 × 2 = 18区画</li> <li>・濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す</li> <li>・基準不適合範囲の地番: ○○区○○町○○丁目△△番△△、同番□□の各一部</li> </ul>									

- 区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載してください。
- ①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については9区画、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。
  - ②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。
  - ③統合された区画は1区画と数えてください。
  - ④土壤汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。
  - ⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、Ⅲ-11を参考にして作成してください。詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。(第一種特定有害物質の深度調査については、Ⅲ-9に記入してください。)

注)2 土壤ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

# 詳細調査(深度方向調査)結果報告シート

1. 調査概要		
調査対象地	(住居表示)〇〇区△△一丁目2番3号 (地番)〇〇区△△一丁目3番2及び3番3	○ページ 図-1-〇
現地試料採取期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	/
室内分析期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	/
指定調査機関名	〇〇株式会社 △△株式会社	/
指定調査機関の指定番号	20**-〇-〇〇 20**-△-△△	/
技術管理者名	〇〇 〇〇	/
技術管理者証の交付番号	第00000***号	/
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)</li> <li>・東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)</li> <li>・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課)(以下、ガイドライン)</li> </ul>	

2. 調査方法		
※ボーリング調査地点位置図を図-3-〇に示す。 ※ボーリング調査地点の断面図を図-3-〇に示す。		
ボーリング調査方法 ※ <sup>1</sup> と試料採取等対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌調査で「ベンゼン」が基準不適合となった2区画について汚染範囲確定のための追加ボーリング調査を実施した。</li> <li>・土壌調査で「鉛及びその化合物(溶出量及び含有量)」が基準不適合となった3区画について、深度方向のボーリング調査を実施した。</li> </ul>	図-3-〇
第一種有害物質の 土壌試料採取深度※ <sup>2</sup>	ベンゼンが基準不適合となった2区画において、土壌調査では深度10mまでのボーリング調査を実施したが、汚染範囲の確定ができなかったことからGL-10mから-15mまでの1mごとの土壌試料を採取した。 試料採取時に、深度15mに帯水層の底面が確認されたため、試料の採取はないが、難透水性の地層の厚さ確認のための掘削を行い、難透水性の地層が50cm以上あることを確認した。	図-3-〇
第二種有害物質、 第三種有害物質の 土壌試料採取深度※ <sup>2</sup>	土壌調査で鉛の溶出量及び含有量が超過した区画について、3m、4m、5mで試料を採取し分析を行った(深度5mまでの調査で2深度基準適合を確認した)。 試料採取時に、深度10mまでに帯水層の底面は確認されなかった。	図-3-〇
地下水試料等対象 物質、採取位置、採 取深度、採取方法 ※ <sup>3</sup>	土壌調査でベンゼンが基準不適合となった2区画のうち、代表地点とならない1区画について、地下水の採取を行った。地下水位及び周辺柱状図から、最初の帯水層が存在すると考えられる範囲(GL-〇m~-〇m)にスクリーンを設置し、ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。	図-3-〇

※<sup>1</sup> ボーリング孔の設置状況についても記載してください。

※<sup>2</sup> 帯水層底面の試料採取がある場合は記載してください。

※<sup>3</sup> 詳細調査で追加で地下水調査を実施した場合には、採取方法等を記入してください。

3. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を表-4-1～表-4-○に示す。

※2 調査結果総括図を図-4-1に示す。

試料採取等対象物質名		調査区画数	基準不適合の区画数	最深調査深度(m)	最深汚染深度(m)	最大濃度
土壌溶出量 (mg/L)	ベンゼン	2	1	15	13	0.3
	鉛及びその化合物	3	2	5	3	0.02
土壌含有量 (mg/kg)	鉛及びその化合物	3	3	5	3	250
	ベンゼン	1	1			ND
地下水 (mg/L) ※	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     代表地点及び対象地境界以外で地下水を調査した場合はこちらに記載してください。                 </div>					
	<備考> ・濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す					

●最深汚染深度は、基準超過が確認された最深深度を記載ください。(対策深度ではありません。)

●最大濃度は、詳細調査における最大濃度を記載ください。ただし、詳細調査で汚染が見つからなかった場合には、概況調査の最大濃度を記入してください。

※詳細調査時に追加で地下水調査を実施した場合には、汚染状態を記入してください。

### **3. 既往調査結果を調査報告等に用いる際の 留意事項について**

## 既往調査結果を調査報告等に用いる際の留意事項について

条例 117 条 1 項地歴調査届出書や法 3 条 1 項・法 4 条 2 項・条例 117 条 2 項等の土壤汚染状況調査報告書を提出する際に、対象地において既往調査（法定調査や自主調査）が実施されていた場合、既往調査の結果を地歴調査において利用する必要がある、また、試料採取等及び調査結果の評価において利用することができる場合があります。その際、既往調査結果や今回実施調査結果等をただ添付するだけの調査報告をすることは認められません。

以下の点を参考の上、調査報告書をまとめていただくようによりしくお願いいたします。既往調査の使い方が適切でなく、調査が不足している場合は再調査を求められる場合がありますので、御注意ください。

### 1. 条例 117 条 1 項届出（地歴調査）

#### (1) 既往調査が法定調査（行政に届出のあるもの）の場合

- ・今回の土地改変時における法令の規定に基づく調査方法と同等の方法で実施され、現行法における基準に対して適合であると判断できる場合のみ、既往調査実施時までの期間において汚染のおそれがないとみなすことが可能です（この場合は届出受理番号を記載してください）。

#### (2) 既往調査が自主調査（行政に届出のないもの）の場合

- ・既往自主調査結果が基準適合であったとしても、自主調査結果のみをもって汚染のおそれがないとすることはできません。（ただし、汚染のおそれがない土地において念のため自主調査を実施した場合等を除く。）
- ・上記のように、基準適合の結果をもって汚染がないと判断する場合は、土地改変時における法令の規定に基づく法 4 条 2 項や条例 117 条 2 項等の土壤汚染状況調査報告書において基準適合の結果を報告する必要があります。（法令改正等により不足している調査は別途実施する必要があります。）
- ・今回の土地改変時における基準に対して不適合であり、汚染が残置されている場合は、必ず汚染のおそれありとして、調査報告書で報告する必要があります。

## 2. 法3条1項・法4条2項・条例117条2項届出（土壌汚染状況調査）

### （1）既往調査が法定調査（行政に届出のあるもの）の場合

- ・地歴調査において、既往調査が行われた後に行われた土壌汚染の除去や土壌の移動、既往調査時に把握されていなかった汚染のおそれ、新たな汚染のおそれ等の情報を入手・把握した上で、今回調査実施時における汚染のおそれについて改めて判断し、調査を実施する必要があります。
- ・法令改正により、特定有害物質の種類が追加されたクロロエチレンやトランス体が追加された1,2-ジクロロエチレン、分解生成物の考慮が必要となったジクロロメタン等、基準が改正されたカドミウムやトリクロロエチレンにおける取扱いについては、十分御注意ください。

### （2）既往調査が自主調査（行政に届出のないもの）の場合

#### **既往自主調査結果や今回実施調査結果等をただ添付するだけの調査報告をすることは認めません。**

- ・既往自主調査結果がある場合であっても、調査の原則どおり、既往自主調査実施以前から今回調査時までにおける地歴調査において汚染のおそれを判断し、調査報告時の法令の規定に基づき調査を実施してください。
- ・その際に、既往自主調査結果については、今回調査の中で使用できる場合のみ調査報告の中に組み込んで、報告することが可能です。  
(既往自主調査は、既往法定調査と異なり、行政に届け出られ審査を受けたものではないため、原則として、既往自主調査結果を前提として今回調査の汚染のおそれの判断や汚染の評価をした上で調査報告を行うことはできません。)
- ・ただし、今回の土地改変時における基準に対して不適合であり、汚染が残置されている場合は、調査報告時の法令の規定に基づき基準不適合の結果を報告する必要があります。
- ・一つの単位区画について、複数の汚染状態の結果がある場合の汚染の評価はその重ね合わせで判断する必要があります。





## 4. 掘削除去を行う際の留意事項について

## 掘削除去を行う際の留意事項について

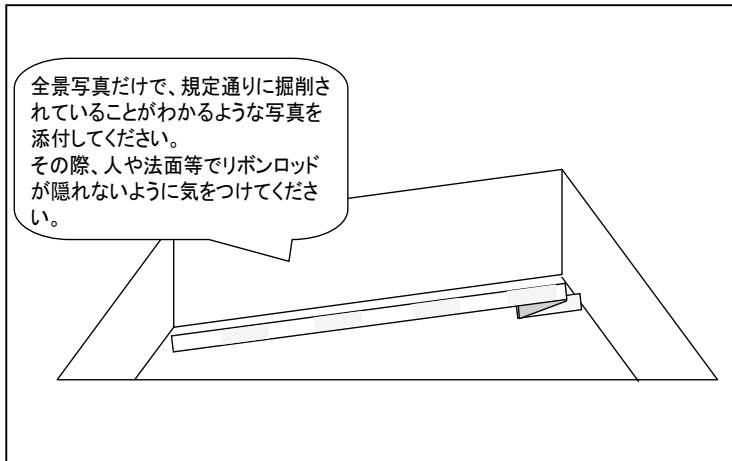
土壌汚染対策法や環境確保条例に基づいて掘削除去の措置を行う際は、「土地の形質の変更届出書」や「汚染拡散防止計画書」等に則り、対策範囲の土壌を確実に除去するとともに、次の点に十分留意して、適切に出来形を管理してください。

特に、要措置区域等の指定の解除を希望される場合には、「措置完了報告書」等に添付された測量記録及び現場写真等により、詳細調査等により確認された掘削場所の土壌が確実に除去されたことが確認できないと、指定を解除することができませんので御注意ください。

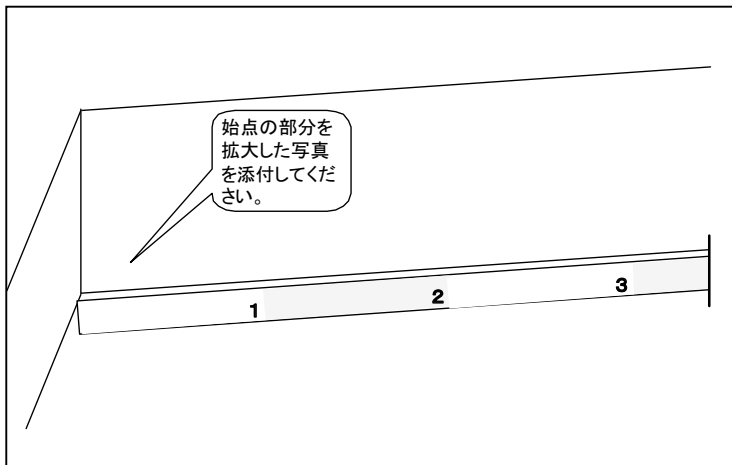
- 対策範囲の土壌を、実測値が計画値を下回ることのないよう、確実に掘削除去すること。
- 掘削の完了後（基準適合土等による埋戻し前）、測量記録及び現場写真等により、対策範囲の出来形管理を行うこと。なお、中層部分のみ掘削除去する場合は、対策範囲の上面（掘削前）についても出来形管理を行うこと。なお、中層部分のみ掘削除去する場合は、対策範囲の上面（掘削前）についても出来形管理を行うこと。
- 汚染土壌の掘削除去が、適正に実施されたことを証明できる次の①～③の写真を添付すること。必要に応じて測量記録（原則、測量士による確認のあるもの）を提出すること。
  - ① 位置出し（基準点写真、調査時座標設定、測量の様子の写真）
  - ② 掘削前の掘削範囲（掘削前全景、範囲の線引き）
  - ③ 掘削後の出来形（掘削後全景、平面の各辺、各深さ）
- 測量記録を採寸毎に実施するとともに、現場写真の撮影の際には、メジャー等の目盛表示を確認できるよう、測量の全景写真だけでなく、メジャー等の始点及び終点の拡大写真も撮影すること。
- 写真撮影の角度等に留意し、写真上で計画どおりに掘削が行われたことを確認できるようにすること。

## 出来形確認写真の作成例

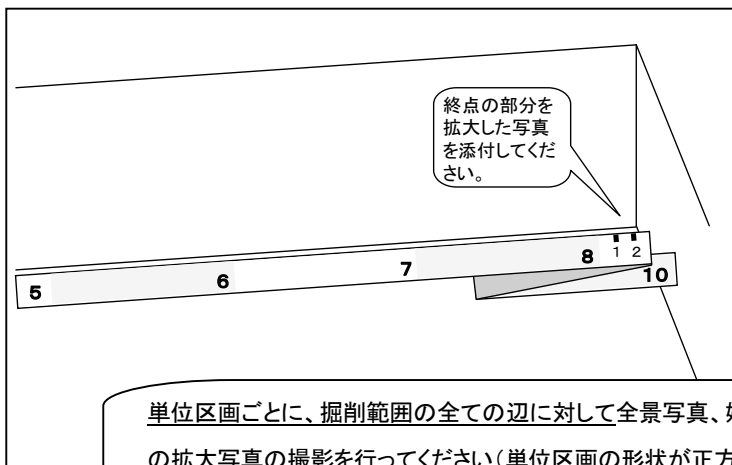
(水平方向)



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	B2-5
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	B2-5
確認位置	



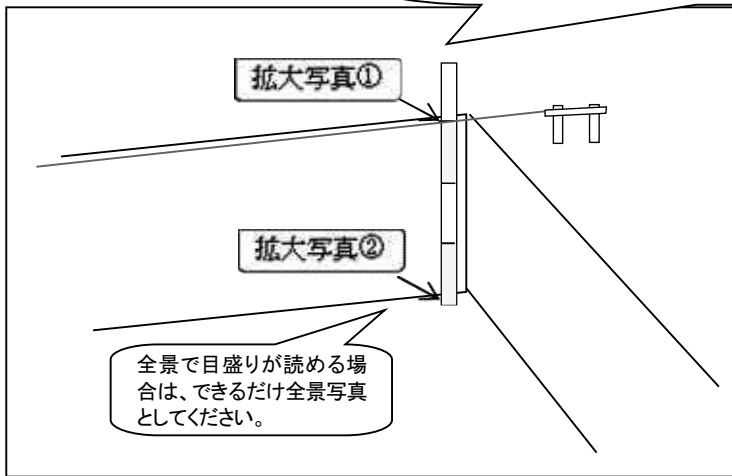
工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	B2-5
確認位置	

単位区画ごとに、掘削範囲の全ての辺に対して全景写真、始点・終点の拡大写真の撮影を行ってください(単位区画の形状が正方形や長方形の場合も4辺の写真が必要です。)

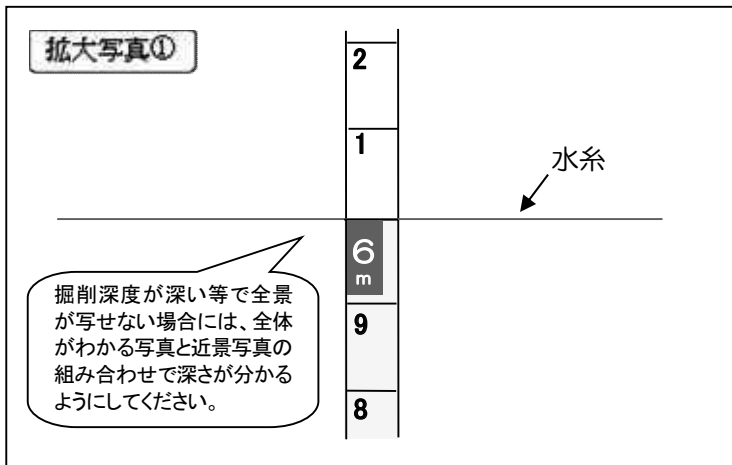
- ※ 全景写真及び始点・終点の拡大写真を撮影してください。
- ※ 写真撮影の角度等にも注意し、写真上で計画どおりに掘削が行われたことを確認できるようにしてください。
- ※ 必要に応じ、確認位置図を作成し、撮影方向等がわかるようにしてください。

出来形確認写真の作成例  
(深度方向)

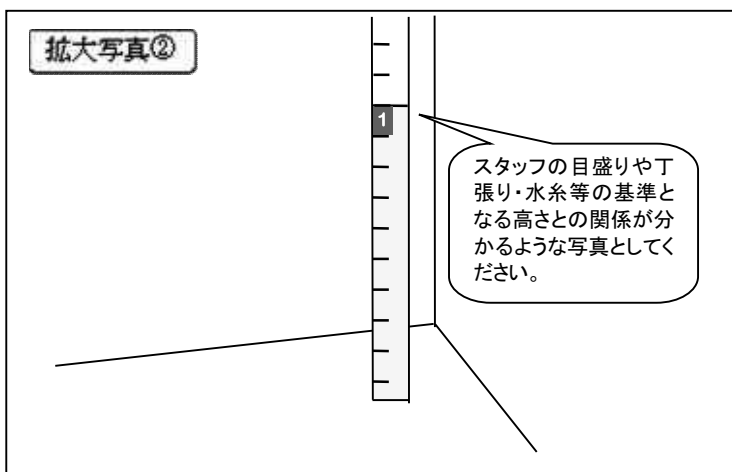
単位区画ごとに、掘削範囲の各角及び中心に対して掘削深度が分かる全景写真(全景写真で数値が読めない場合は、目盛の拡大写真も必要)の撮影を行ってください(単位区画の形状が正方形や長方形の場合も各角及び中心の深度の写真が必要です。)



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

※ 中層部分のみ掘削する場合は、対策範囲の上面及び底面のどちらの写真も残すようにしてください。(例: 表層: 適合、GL-1m、-2m: 不適合、GL-3m 以深: 適合 で対策範囲が GL-1~-3m の場合 ⇒ ①汚染土壌上面の GL-1m の写真と②掘削完了後の GL-3m の写真を撮る。)

※ 必要に応じ、確認位置図を作成し、撮影方向等が分かるようにしてください。

## 5. 条例及び施行規則等

# 環境確保条例及び同施行規則

## (第三節 土壌及び地下水の汚染の防止関連抜粋)

環境確保条例 (平成 30 年条例第 120 号による改正後)	同施行規則 (令和 2 年規則第 206 号による改正後)		
<p>(土壌汚染対策指針の作成等)                      第百十三条 知事は、規則で定める有害物質 (以下「特定有害物質」という。) による土壌の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示した指針 (以下「土壌汚染対策指針」という。) を定め、公表するものとする。</p>	<p>(特定有害物質)                      第五十三条 条例第百十三条に規定する規則で定める有害物質は、別表第十二の上欄に掲げる物質とする。</p>		
<p>(土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等)                      第百十四条 知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの (以下「有害物質取扱事業者」という。) に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌汚染の除去等の措置の計画書 (以下「土壌地下水汚染対策計画書」という。) を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。                      一 有害物質取扱事業者が、特定有害物質により規則で定める基準 (以下「汚染土壌処理基準」という。) を超え、又は超えることが確実であると認められる土壌汚染を生じさせたとき。                      二 当該土壌汚染を生じた土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。</p>	<p>(土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等に係る基準等)                      第五十四条 条例第百十四条第一項、第百十五条第二項及び第百十六条第四項 (第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。) に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。                      一 土壌汚染の除去等の措置を講ずべき期限                      二 土壌汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所                      三 土壌地下水汚染対策計画書を提出すべき期限                      2 条例第百十四条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第十二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値とする。</p>		
	<p>3 条例第百十四条第一項第二号に規定する規則で定める場合 (第百十七条第四項に規定する場合を含む。) 及び条例第百十六条第四項第一号に規定する規則で定める場合 (第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。) は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。                      一 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、当該下欄に定める要件を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準 (汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。) を超え、又は超えることが確実であると認められる土地                 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値 (以下「地下水基準」という。) を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点があること。                 </td> </tr> </table>	一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準 (汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。) を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値 (以下「地下水基準」という。) を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点があること。
一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準 (汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。) を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値 (以下「地下水基準」という。) を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点があること。		

		<p>ア 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>イ 地下水を水道法第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口</p> <p>ウ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>エ 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点</p> <p>二 当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。</p>
	<p>二 当該土地において、土壌汚染対策指針に基づく土壌汚染の除去等の措置が講じられていないこと。</p>	

<p>2 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。</p>	<p>(土壤地下水汚染対策計画書)  第五十四条の二 条例第百十四条第一項、第百十五条第二項、第百十六条第四項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第百十六条第九項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する土壤地下水汚染対策計画書の提出は、次に掲げる事項を記載した別記第三十号様式による土壤地下水汚染対策計画書によらなければならない。</p> <p>一 汚染の状況  二 土壤汚染の除去等の措置の区域（条例第百十五条第二項又は第百十六条第四項第二号（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合にあつては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壤汚染の除去等の措置の区域）  三 土壤汚染の除去等の措置の方法（条例第百十五条第二項又は第百十六条第四項第二号（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合にあつては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壤汚染の除去等の措置の方法）及びその選択理由  四 土壤汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期  五 土壤汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策  六 汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法</p>
	<p>2 前項の土壤地下水汚染対策計画書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>一 土壤汚染の除去等の措置を実施する場所の汚染状態を明らかにした図面  二 土壤汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図  三 措置終了後の状況を明らかにした図面  四 汚染土壌を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壌の処理を行う者の氏名（法人にあつては名称）及び処理施設の所在地を記載した書類  五 汚染土壌の処理を行う者が当該汚染土壌を適切に処理することができることを証する書類</p>
<p>3 第一項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十四条計画書」という。）を提出した者は、当該第百十四条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じなければならない。</p>	
<p>4 知事は、第百十四条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十四条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>5 第百十四条計画書を提出した者は、当該第百十四条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(土壤汚染の除去等の措置の完了届)  第五十四条の三 条例第百十四条第五項、第百十五条第六項、第百十六条第八項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第百十六条第九項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する土壤汚染の除去等の措置の完了の届出は、別記第三十一号様式による土壤地下水汚染対策完了届出書によらなければな</p>



	<p>らない。</p> <p>2 前項の土壤地下水汚染対策完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>一 土壤汚染の除去等の措置の実施及び汚染土壤の搬出に関する事項を記載した書類</p> <p>二 土壤汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p>
<p>(地下水汚染地域における土壤等の汚染状況の調査要請等)</p> <p>第百十五条 知事は、特定有害物質による地下水の汚染が認められる地域があるときは、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の特定有害物質による土壤等の汚染状況の調査（以下「汚染状況調査」という。）を実施し、及びその結果を報告するよう求めることができる。ただし、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。</p>	<p>(汚染状況の調査)</p> <p>第五十五条 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第九項、第百十六条の二第一項並びに第百十七条第二項に規定する土壤等の汚染状況の調査は、次に掲げる事項について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第三十二号様式による土壤汚染状況調査報告書によらなければならない。</p> <p>一 特定有害物質の使用、排出等の状況</p> <p>二 特定有害物質による土壤等の汚染状況</p> <p>三 地下水等の状況</p> <p>2 前項の土壤汚染状況調査報告書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>一 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第九項並びに第百十六条の二第一項に規定する汚染状況調査にあつては、当該工場又は指定作業場の図面</p> <p>二 条例第百十六条第一項第二号及び第九項並びに第百十七条第二項に規定する汚染状況調査にあつては、施設等の除却に伴う土壤の掘削又は土地の改変を行う土地及び当該掘削又は改変の深度を記した図面</p> <p>三 調査に係る土地の周辺の地図</p> <p>四 調査に係る土地の汚染状況を明らかにした図面</p> <p>3 条例第百十五条第一項ただし書及び第百十六条第四項第二号（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること。</p> <p>二 第五十四条第三項第一号の表一の項下欄に規定する取水口がなく、かつ、将来にわたって当該取水口が設けられる見込みがないと認められる土地であること。</p>
<p>2 知事は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超える場合で、かつ、当該敷地内の土壤汚染が規則で定める基準に該当するときは、当該汚染状況調査の結果を報告した者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壤地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壤汚染が、当該報告した者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(地下水汚染地域における土壤又は地下水の汚染に係る基準)</p> <p>第五十五条の二 条例第百十五条第二項及び第百十六条第四項第二号（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 土壤の特定有害物質の濃度が別表第十二の三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「第二溶出量基準」という。）を超え、又は地下水の特定有害物質の濃度が別表第十二の四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「第二地下水基準」という。）を超えること。</p>

	<p>二 当該土地において、土壤汚染対策指針に基づく土壤汚染の除去等の措置が講じられていないこと。</p>
<p>3 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。</p>	
<p>4 第二項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十五条計画書」という。）を提出した者は、当該第百十五条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じなければならない。</p>	
<p>5 知事は、第百十五条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十五条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>6 第百十五条計画書を提出した者は、当該第百十五条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	
<p>（工場等の廃止又は施設等の除却時の義務）  第百十六条 次の各号に掲げる者は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、第一号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が特定有害物質による土壤の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。  一 工場等廃止者（有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。） 当該工場又は指定作業場の敷地であった土地  二 施設等除却者（有害物質取扱事業者であって、工場又は指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。） 当該除却に伴い土壤の掘削を行う土地</p>	<p>（工場等の廃止又は施設等の除却時の調査等）  第五十六条 条例第百十六条第一項本文に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。  一 有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止した場合 廃止の日から起算して百二十日を経過した日又は工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な施設等の除却に伴い土壤の掘削を行う日の三十日前のいずれか早い日  二 有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の全部又は主要な施設等を除却しようとする場合 当該除却に伴い土壤の掘削を行う日の三十日前  三 条例第百十六条第一項ただし書の確認が取り消された場合 取消しの日から起算して百二十日を経過した日  2 条例第百十六条第一項第二号の規則で定める主要な施設等は、工場又は指定作業場に設置された建築物、工作物又は設備のうち、特定有害物質を取り扱ったことにより土壤汚染を引き起こしたおそれがあるものとする。  3 条例第百十六条第一項ただし書の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第三十二号の二様式による調査猶予確認申請書を提出しなければならない。  一 廃止した工場又は指定作業場の名称  二 廃止した工場又は指定作業場の敷地であった土地の所在地及び敷地面積  三 廃止した工場又は指定作業場における特定有害物質の使用、排出等の状況  四 確認を受けようとする土地の場所  五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法  六 確認を受けようとする土地において汚染状況</p>

	<p>調査の実施が困難である理由</p> <p>七 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあつては、当該土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先</p> <p>四 前項の調査猶予確認申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>一 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあつては、所有者等が当該確認の申請に同意している旨を示す書類</p> <p>二 廃止した工場又は指定作業場の周辺の地図</p> <p>三 確認を受けようとする土地の範囲を示す図面</p> <p>四 廃止した工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況に関する記録の一覧</p> <p>五 知事は、第三項の申請に係る当該土地の利用方法その他の状況が次の各号のいずれにも該当することが事実であると認められる場合に限り、当該土地の全部又は一部について、条例第一百六条第一項ただし書の確認をするものとする。</p> <p>一 当該土地の利用方法及び管理の状況が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場（当該工場等廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。</p> <p>イ 廃止した工場又は指定作業場が小規模であつて、事業の用に供されていた建築物と工場等廃止者（その者が法人である場合にあつては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該工場等廃止者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。</p> <p>ウ 工場等廃止者以外の者の事業又は居住の用に供される敷地として現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の方法により人が直接接触することのない状況であること。</p> <p>二 汚染状況調査における土壌及び地下水の採取に当たり、現に事業若しくは居住の用に供している建物を取り壊すこと又は建物の基礎等の全部若しくは一部を損壊させることが必要であり、かつ、それにより当該事業又は居住に著しい支障が生じるとき。</p>
<p>2 前項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。次項において同じ。）は、当該確認に係る土地の利用状況、土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）その他の規則で定める事項の変更について、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</p>	<p>第五十六条の二 条例第一百六条第二項の規定による届出は、変更の事実を証する書類等を付して、別記第三十二号の三様式による調査猶予確認事項変更届出書により行うものとする。この場合において、前条第三項第四号から第六号までの事項の変更にあつては当該事項の変更の前に、条例第一百六条第一項ただし書の確認を受けた者の地位の承継又は前条第三項第七号の事項の変更にあつては当該変更のあったときから遅滞なく届け出なければならない。</p>
<p>3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項ただし書の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を取り消すものとする。</p> <p>一 当該土地の全部又は一部が同項ただし書の確</p>	

<p>認の要件を満たさない状況になったとき。 二 同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。</p>	
<p>4 知事は、第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ、当該土地が次の各号のいずれかに該当するときは、工場等廃止者又は施設等除却者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壌汚染が、当該工場等廃止者又は施設等除却者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。 一 当該土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。 二 当該土壌汚染が規則で定める基準に該当するとき（将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときを除く。）。</p>	
<p>5 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。</p>	
<p>6 第四項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十六条計画書」という。）を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第百十六条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じなければならない。</p>	
<p>7 知事は、第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十六条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>8 第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第百十六条計画書に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	
<p>9 第一項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、工場等廃止者又は施設等除却者が、汚染状況調査の実施若しくは報告、第百十六条計画書の作成若しくは提出又は土壌汚染の除去等の措置若しくは当該措置が完了した旨の届出を行わずに、当該土地の譲渡（借地の場合にあつては、当該土地の返還をいう。以下同じ。）をしたときは、当該譲渡を受けた者も、当該汚染状況調査の実施及び報告、第百十六条計画書の作成及び提出並びに土壌汚染の除去等の措置及び当該措置が完了した旨の届出（当該土地の譲渡をした際、工場等廃止者又は施設等除却者が行っていないものに限る。）を行わなければならない。</p>	



<p>10 知事は、前項（次条第二項において準用する場合を含む。）に規定する土地の譲渡を受けた者がいることを知ったときは、当該土地の譲渡を受けた者に対し、当該工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質の種類その他の規則で定める事項を通知するものとする。</p>	<p>第五十六条の三 条例第百十六条第十項の規定により通知する事項は、次のとおりとする。  一 譲渡又は返還のあった土地の場所  二 譲渡又は返還のあった土地に係る工場又は指定作業場の名称  三 工場又は指定作業場に係る工場等廃止者又は施設等除却者の氏名又は名称  四 工場又は指定作業場の廃止年月日又は当該土地における施設等除却の日  五 工場又は指定作業場で取り扱っていた特定有害物質の種類  六 譲渡又は返還のあった土地に係る汚染状況調査の結果が報告され、条例第百十八条の二第一項に規定する台帳が調製されているときは、その旨  七 譲渡又は返還のあった土地に係る条例第百十六条第四項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示がなされているときは、その指示の内容</p>
<p>11 土地の所有者等（工場等廃止者、施設等除却者及び第九項の譲渡を受けた者を除く。）が汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行った場合（工場等廃止者、施設等除却者又は第九項の譲渡を受けた者が、第一項、第六項又は第九項の規定に基づく汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行わない場合に限る。）において、当該汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置が当該各項に規定する方法により行われたものであると知事が認めるときは、当該各項の規定による汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置があったものとみなす。</p>	
<p>（有害物質取扱事業者による自主調査）  第百十六条の二 有害物質取扱事業者（第百十五条第一項、前条第一項又は第百十七条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができる。</p>	
<p>2 前条第四項から第九項までの規定は、前項の報告をした有害物質取扱事業者について準用する。この場合において、前条第四項中「第一項」とあるのは「第百十六条の二第一項」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第五項中「前項」とあるのは「第百十六条の二第二項において準用する第百十六条第四項」と、前条第六項中「第四項又は前項」とあるのは「第百十六条の二第二項において準用する第百十六条第四項又は第五項」と、「第百十六条計画書」とあるのは「第百十六条の二計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第七項及び第八項中「第百十六条計画書」とあるのは「第百十六条の二計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第九項中「第一項及び第四項から前項まで」とあるのは「第百十六条の二第二項において準用する第百十六条第四項から第八項まで」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物</p>	

<p>質取扱事業者」と、「汚染状況調査の実施若しくは報告、第百十六条計画書」とあり、及び「汚染状況調査の実施及び報告、第百十六条計画書」とあるのは「第百十六条の二計画書」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(工場等の敷地又は工場等の存した土地の改変時における汚染地改変者の義務)  第百十六条の三 次の各号に掲げる土地において、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えている土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為(以下「汚染地の改変」という。)を行う者(以下「汚染地改変者」という。)は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、次条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、この限りでない。</p> <p>一 第百十五条第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壌汚染が同条第二項の規則で定める基準に該当しなかった土地  二 第百十六条第一項の規定による汚染状況調査の結果、同条第四項ただし書に該当した土地又は同項各号のいずれにも該当しなかった土地  三 第百十四条第三項若しくは第四項、第百十五条第四項若しくは第五項、第百十六条第六項、第七項若しくは第九項(前条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第百十六条第十一項又は次項の規定により措置が講じられた土地</p>	<p>(汚染地の改変)  第五十六条の四 条例第百十六条の三第一項に規定する規則で定める行為は、次のいずれかに該当する行為(非常災害のために必要な応急措置として行う行為を除く。)とする。</p> <p>一 土壌汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。  二 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上であること(土壌等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。)  三 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上であること(土壌等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。)  四 汚染土壌を敷地外へ搬出すること(試験研究の用に供するために行う場合を除く。)</p> <p>(汚染拡散防止計画書)  第五十六条の五 条例第百十六条の三第一項並びに第百十七条第三項及び第七項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、次に掲げる事項(条例第百二十二条第一項第二号の土壌の搬出のみを行う場合は、第二号、第三号及び第五号を除く。)を記載した別記第三十三号様式による汚染拡散防止計画書によらなければならない。ただし、土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第一項又は第十六条第一項に基づく届出をしたときは、当該届出をもって汚染拡散防止計画書の提出に代えることができる。</p> <p>一 汚染の状況  二 汚染の拡散防止の区域  三 土地の改変又は汚染地の改変の内容及び汚染の拡散防止の方法  四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期  五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策  六 汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法</p> <p>2 前項の汚染拡散防止計画書には、次に掲げる書面等(条例第百二十二条第一項第二号の土壌の搬出のみを行う場合は、第二号及び第三号を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>一 改変する土地の汚染状態を明らかにした図面  二 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図  三 改変終了後の状況を明らかにした図面  四 汚染土壌を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壌の処理を行う者の氏名(法人にあつては名称)及び処理施設の所在地を記載した書類  五 汚染土壌の処理を行う者が当該汚染土壌を適切に処理できることを証する書類</p> <p>3 前二項の規定は、条例第百二十二条第一項第</p>

	<p>二号の土壤の搬出のみを行う場合にあつては、第五十六条の五第一項第四号中「汚染の拡散防止の開始及び終了の時期」とあるのは「汚染土壤の搬出の開始及び終了の時期」と、同項第六号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と、前項第一号中「改変する土地」とあるのは「搬出する汚染土壤」と、同項第四号中「処理を行う者」とあるのは「処理又は管理を行う者」と、「処理施設の所在地」とあるのは「処理施設又は管理を行う土地の所在地」と、同項第五号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と読み替えて適用する。</p> <p>(汚染拡散防止措置の完了届)</p> <p>第五十六条の六 条例第一百六条の三第三項及び第一百七条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第三十三号の二様式による汚染拡散防止措置完了届出書によらなければならない。ただし、土壤汚染対策法第十二条各項又は第十六条各項に基づき土地の形質の変更又は汚染土壤の搬出を行ったと認められるときは、当該事実を証する書類の提出をもって汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができる。</p> <p>2 前項の汚染拡散防止措置完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>一 改変の実施及び汚染土壤の搬出に関する事項を記載した書類</p> <p>二 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p>
<p>2 前項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。</p>	
<p>3 第一項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	
<p>(土地の改変時における改変者の義務)</p> <p>第一百七条 規則で定める面積以上の土地における土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為（以下「土地の改変」という。）を行う者（以下「土地改変者」という。）は、土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(土地の改変時の調査等)</p> <p>第五十七条 条例第一百七条第一項に規定する規則で定める面積は、三千平方メートルとする。ただし、土壤汚染対策法第四条第一項の適用を受ける土地にあつては、九百平方メートルとする。</p> <p>2 条例第一百七条第一項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 土地の形質の変更（建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。）並びに土地の切り盛り、掘削及び造成。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>ア 通常の管理行為又は軽易な行為として次に掲げるもの</p> <p>(1) 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増設</p> <p>(2) 用水又は排水施設の設置</p> <p>(3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削</p> <p>(4) 既存道路の補修（新設又は拡幅を伴うものを除く。）</p> <p>(5) その他土壤汚染の拡散のおそれがなく、かつ、(1)から(4)までに類する行為</p> <p>イ 改変の対象となる土地の面積の合計が三百平</p>

	<p>方メートル未満の行為（当該箇所において汚染土壌処理基準を超え、又は超えることが確実であると認められる土壌汚染が生じている場合を除く。）</p> <p>ウ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>二 土壌汚染対策法第四条第一項に基づく届出の対象となる行為</p> <p>三 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第三十四号様式による土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。</p> <p>一 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴</p> <p>二 特定有害物質の使用、排出等の状況</p>
<p>2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壌が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該土地の汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう求めることができる。</p>	
<p>3 土地改変者は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていることが判明したときは、当該土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p>	
<p>4 知事は、前項の規定による汚染拡散防止計画書の提出を受けた場合において、当該土地の土壌汚染が第百十四条第一項第二号の規則で定める場合に該当するときは、当該提出をした者に対し、その旨を通知し、計画の変更を求めることができる。</p>	
<p>5 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあっては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。</p>	
<p>6 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	
<p>7 次に掲げる土地において、汚染地改変者は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、第一項の規定の適用を受ける者にあっては、この限りでない。</p> <p>一 第二項の規定による汚染状況調査が実施された土地のうち、第五項の汚染拡散防止の措置を要しなかった土地</p> <p>二 第五項（次項において準用する場合を含む。）の規定により措置が講じられた土地</p>	



<p>8 第五項及び第六項の規定は、前項の汚染地改変者について準用する。この場合において、第五項中「第三項」とあるのは「第七項」と、「当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合には、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）」とあるのは「当該汚染拡散防止計画書」と、第六項中「第三項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。</p>	
<p>（記録の保管、引継等）      第一百八条 第一百四十四条から前条までの規定に基づく調査を行った者、措置に係る計画書を作成した者又は措置を行った者（その者の地位を承継した者を含む。）にあっては当該調査、計画書又は措置の内容について、第一百六条第一項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。）にあっては工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況について、土地の所有者等と共有するとともに、記録を作成し、保管し、及び必要に応じて土地の所有者等にこれを引き継がなければならない。</p>	
<p>2 土地の所有者等（その者の地位を承継した者を含む。）は、前項の規定により共有した調査、計画書若しくは措置の内容等又は引き継がれた記録について、当該土地における土地改変者又は汚染地改変者に対して適切に提供しなければならない。</p>	
<p>（台帳の調製等）      第一百八条の二 知事は、第一百四十四条から第一百七十七条までの規定に基づく調査、計画書、措置等について、規則で定めるところにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならない。</p>	<p>（台帳の調製等）      第五十八条 条例第一百八条の二第一項に規定する台帳は、次に掲げる土地について帳簿及び書類等をもって調製するものとする。      一 条例第一百四十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地      二 条例第一百五十五条から第一百七十七条までの規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地      2 前項の帳簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。      一 前項第一号の土地にあっては指示、前項第二号の土地にあっては汚染状況調査の実施の根拠となった条例の条項      二 前項第二号の土地にあっては、汚染状況調査の結果の報告年月日      三 土地の所在地      四 調製年月日又は訂正年月日      五 第一百五十五条第一項、第一百六条第一項、第九項若しくは第十一項又は第一百六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあっては当該工場又は指定作業場の名称（当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨）、第一百七十七条第二項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあっては土地の改変に係る事業の名称      六 汚染状況調査を実施した土地の面積及び土壌汚染が確認されている土地の面積      七 汚染状況調査の方法に関する特記事項      八 特定有害物質による土壌等の汚染状況      九 汚染状況調査の受託者      十 当該土地の状況が第五十四条第三項第一号に</p>

	<p>該当する場合は、その旨</p> <p>十一 当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置がある場合は、その内容</p> <p>十二 当該土地に条例第二百二十二条第一項第二号の土壤がある場合は、その旨</p> <p>十三 当該土地が第五十五条第三項に該当する場合は、その旨</p> <p>十四 当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨</p> <p>十五 当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壤の処理等の方法</p> <p>3 第一項の規定による土地の台帳は次に掲げる書類等を添付するものとする。</p> <p>一 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等</p> <p>二 当該土地に係る健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明らかにした図面</p> <p>三 当該土地に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした図面</p> <p>四 対象地周辺の地図</p> <p>4 台帳の帳簿記載事項及び書類等に変更があったときは、知事は速やかにこれを訂正しなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するものとする。</p>	
<p>(調査、措置等に係る指導及び助言並びに情報収集等)</p> <p>第百十九条 知事は、有害物質取扱事業者、工場等廃止者、施設等除却者、第百十六条第一項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者、土地の所有者等、汚染地改変者又は土地改変者がこの節の規定に基づき行う調査、措置等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。</p>	
<p>2 知事は、第百十四条第一項第二号に規定する規則で定める場合（第百十七条第四項に規定する場合を含む。）又は第百十六条第四項第一号に規定する規則で定める場合（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に該当することを判断するために必要があると認めるときは、人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を有する関係行政機関に対する情報提供の要請その他の手段により情報を収集するとともに、当該情報を整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。</p>	
<p>(勧告等)</p> <p>第百二十条 知事は、第百十四条第五項、第百十五条第六項、第百十六条第一項、第八項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第九項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百十六条の三各項並びに第百十七条第一項、第三項、第五項（第八項において準用する場合を含む。）、第六項（第八項において準用する場合を含む。）及び第七項に違反をしている者があるときは、その者に対し、当該違反をし</p>	

<p>ている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。</p>	
<p>2 知事は、第百十六条第一項の規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、同項に規定する汚染状況調査の対象となっている土地の場所及びその範囲について、公表することができる。</p>	
<p>3 知事は、前項の公表をしようとする場合は、当該土地の所有者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。</p>	
<p>(費用の負担)      第二百一十一条 第百十六条第九項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第百十六条の三及び第百十七条の場合において、工場等廃止者又は施設等除却者(第百十六条の二第二項において準用する場合にあつては有害物質取扱事業者)から、第百十六条第一項の廃止若しくは除却に係る土地又は第百十六条の二第一項の汚染状況調査を実施した土地の譲渡を受けた者、土地改変者又は汚染地改変者が、汚染状況調査、措置等を実施したときは、当該調査、措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。</p>	
<p>(土地の所有者等の協力義務)      第二百一十一条の二 第百十四条から第百十七条までの規定に基づき調査、措置等を実施する者が当該土地の所有者等と異なる場合においては、当該土地の所有者等は、当該調査、措置等の実施に協力しなければならない。</p>	
<p>(適用除外)      第二百二十二条 第百十三条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。      一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)第二条第一項に規定する農用地の土壌      二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所(汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。)の土壌      三 前二号に掲げるもののほか、法令により特定有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壌</p>	
<p>2 前項第二号の規定にかかわらず、第百十三条から前条までの規定は、前項第二号の土壌については、当該場所からの土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用する。</p>	
<p>第六章 雑則</p>	
	<p>(処分についての意見の申出)      第八十条 条例第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十三第一項、第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、第五条の十八、第八条の五第一項、第八条の九第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、第八条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十一条、第九十八条</p>

	<p>第四項、第百二条、第百三条、第百十四条第一項、同条第二項、同条第四項、第百十五条第二項、同条第三項、同条第五項、第百十六条第四項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百十六条第五項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百十六条第七項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百二十五条第二項、第百三十九条又は第百五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分のあったことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による意見がその事務所に到達したときは、その日からおおむね十四日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出た者に対しその結果を通知するとともに、相当の理由があると認めるときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。この場合において、知事は、審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くものとする。</p>
<p>（違反者の公表）  第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>	
<p>第七章 罰則</p>	
<p>第百五十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  一 第九十一条、第九十八条第四項、第百十四条第二項若しくは第四項、第百二十五条第二項又は第百三十九条の規定による命令に違反した者  二 （略）</p>	
<p>第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  一 第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第百十五条第三項若しくは第五項又は第百十六条第五項（第百十六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。）若しくは第七項（第百十六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者  一の二から二まで （略）</p>	

別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十三条及び五十四条関係）

特定有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 検液一リットルにつき ミリグラム)	含有量(単位 土壌一キログラムにつき ミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇〇三	カドミウムとして 四五
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 五〇
三 有機 <sup>りん</sup> 化合物	検液中に検出されないこと。	
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一	鉛として 一五〇
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・〇五	六価クロムとして 二五〇
六 <sup>ひ</sup> 砒素及びその化合物	<sup>ひ</sup> 砒素として 〇・〇一	<sup>ひ</sup> 砒素として 一五〇
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	水銀として 一五
八 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
九 トリクロロエチレン	〇・〇一	
十 テトラクロロエチレン	〇・〇一	
十一 ジクロロメタン	〇・〇二	
十二 四塩化炭素	〇・〇〇二	
十三 一・二ジクロロエタン	〇・〇〇四	
十四 一・一―ジクロロエチレン	〇・一	
十五 一・二ジクロロエチレン	〇・〇四	
十六 一・一・一―トリクロロエタン	―	
十七 一・一・二―トリクロロエタン	〇・〇〇六	
十八 一・三―ジクロロプロペン	〇・〇〇二	
十九 チウラム	〇・〇〇六	
二十 シマジン	〇・〇〇三	
二十一 チオベンカルブ	〇・〇二	
二十二 ベンゼン	〇・〇一	
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・〇一	セレンとして 一五〇
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 一	ほう素として 四、〇〇〇
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 〇・八	ふっ素として 四、〇〇〇
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇〇二	

## 備考

- 一 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、含有量とは土壌に含まれる特定有害物質の量をいう。
- 二 基準値は、溶出量にあつては土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第三項第四号、含有量にあつては同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 三 「検出されないこと」とは、二に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 四 有機<sup>りん</sup>化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十二の二 地下水基準（第五十四条関係）

特定有害物質の種類	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇〇三
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
三 有機 <sup>りん</sup> リン化合物	検液中に検出されないこと。
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・〇五
六 砒 <sup>ひ</sup> 素及びその化合物	砒素として 〇・〇一
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
九 トリクロロエチレン	〇・〇一
十 テトラクロロエチレン	〇・〇一
十一 ジクロロメタン	〇・〇二
十二 四塩化炭素	〇・〇〇二
十三 一・二—ジクロロエタン	〇・〇〇四
十四 一・一—ジクロロエチレン	〇・一
十五 一・二—ジクロロエチレン	〇・〇四
十六 一・一・一—トリクロロエタン	一
十七 一・一・二—トリクロロエタン	〇・〇〇六
十八 一・三—ジクロロプロペン	〇・〇〇二
十九 チウラム	〇・〇〇六
二十 シマジン	〇・〇〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・〇二
二十二 ベンゼン	〇・〇一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・〇一
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 一
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 〇・八
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇〇二

## 備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第二項第二号により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機<sup>りん</sup>リン化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十二の三 第二溶出量基準（第五十五条の二関係）

特定有害物質の種類	基準値(単位 検液一リットルにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇九
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機 <sup>りん</sup> 燐化合物	一
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・三
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 一・五
六 <sup>ひ</sup> 砒素及びその化合物	<sup>ひ</sup> 砒素として 〇・三
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇三
九 トリクロロエチレン	〇・一
十 テトラクロロエチレン	〇・一
十一 ジクロロメタン	〇・二
十二 四塩化炭素	〇・〇二
十三 一・二—ジクロロエタン	〇・〇四
十四 一・一—ジクロロエチレン	一
十五 一・二—ジクロロエチレン	〇・四
十六 一・一・一—トリクロロエタン	三
十七 一・一・二—トリクロロエタン	〇・〇六
十八 一・三—ジクロロプロペン	〇・〇二
十九 チウラム	〇・〇六
二十 シマジン	〇・〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・二
二十二 ベンゼン	〇・一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・三
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 三十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 二十四
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇二

備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機<sup>りん</sup>燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十二の四 第二地下水基準（第五十五条の二関係）

特定有害物質の種類	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇三
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機 <sup>りん</sup> リン化合物	一
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・一
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・五
六 <sup>ひ</sup> 砒素及びその化合物	<sup>ひ</sup> 砒素として 〇・一
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇三
九 トリクロロエチレン	〇・一
十 テトラクロロエチレン	〇・一
十一 ジクロロメタン	〇・二
十二 四塩化炭素	〇・〇二
十三 一・二—ジクロロエタン	〇・〇四
十四 一・一—ジクロロエチレン	一
十五 一・二—ジクロロエチレン	〇・四
十六 一・一・一—トリクロロエタン	三
十七 一・一・二—トリクロロエタン	〇・〇六
十八 一・三—ジクロロプロペン	〇・〇二
十九 チウラム	〇・〇六
二十 シマジン	〇・〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・二
二十二 ベンゼン	〇・一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・一
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 八
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇二

備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機<sup>りん</sup>リン化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。



# 東京都土壤汚染対策指針

## 第1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第113条の規定に基づき、特定有害物質による土壤の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壤汚染に係る調査及び対策の方法等を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

## 第3 土壤汚染に係る調査

### 1 土地利用の履歴等調査

条例第117条第1項の規定により行う調査（以下「地歴調査」という。）は、土地の改変を行う土地及びその周辺の土地を対象に、次に掲げる事項ごとに、それぞれ定める方法により実施し、土地の改変を行う土地の土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集するものとする。

#### (1) 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地利用の履歴

地歴調査の実施者は、土地の改変を行う土地及びその周辺の土地利用の履歴として、過去の地形図、住宅地図、航空写真、登記簿その他の情報により、過去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況等について把握する。

#### (2) 特定有害物質の使用、排出等の状況

地歴調査を実施する者は、(1)により把握した土地利用の履歴から、過去の特定有害物質の取扱事業場の設置等の事実が判明したときは、当該特定有害物質の取扱事業場の台帳類及び資料の閲覧、当該特定有害物質の取扱事業場の設置者等に対する聞き取り等により、特定有害物質の種類ごと（排出状況にあっては、排水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に次に掲げる事項について把握する。

なお、使用、排出等が地中において行われた場合にあっては、その深度に関する情報も把握する。

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質を使用していた設備、機器等
使用状況	特定有害物質の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質の濃度、排出量、排出期間、排出経路（地下への浸透を含む。以下同じ。）、敷地内処分等
処理状況	特定有害物質の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用・保管場所等	特定有害物質の使用・保管場所、建物及び設備の配置状況、排出経路等
製造状況	特定有害物質の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等

#### (3) 土壤汚染の調査及び措置の実施状況等

地歴調査を実施する者は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく台帳、条例第118条第1項の規定に基づく記録、条例第118条の2第1項の規定に基づく台帳、特定有害物質による土壤汚染を調査した各種調査結果その他の情報により、当該土地における土壤汚染の調査の結果並びに土壤汚染の除去等の措置及び汚染拡散防止の措置の実施状況等について把握する。

なお、特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超える土壤（以下「汚染土壤」という。）の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋立材であるとされた経緯があれば、これについても把握する。

#### (4) 地表の高さの変更の経緯等

地歴調査を実施する者は、(2)及び(3)により把握した特定有害物質の使用、排出等並びに

土壌汚染の調査及び措置の状況について、土地の造成等の履歴その他の情報により、地表の高さに変更があった場合はその経緯を把握する。

## 2 汚染状況調査

条例第115条第1項、第116条第1項（同条第9項の規定による場合を含む。以下同じ。）、第116条の2第1項及び第117条第2項の規定により行う汚染状況調査は、次の（1）を対象地、（2）を調査対象区域とし、（3）から（12）までに掲げる事項ごとに、それぞれ定める方法により実施する。

なお、条例の各規定により汚染状況調査を実施する者（以下「調査義務者等」という。）は、指定調査機関（法第3条第1項の規定により環境大臣又は知事の指定を受けた者をいう。以下同じ。）に、当該汚染状況調査の実施を委託するものとする。

### （1）対象地

汚染状況調査の対象地（以下「対象地」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める場所とする。

ア 条例第115条第1項の規定による汚染状況調査 工場又は指定作業場の敷地

イ 条例第116条第1項第1号の規定による汚染状況調査 工場又は指定作業場の敷地であった土地

ウ 条例第116条第1項第2号の規定による汚染状況調査 施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う土地

エ 条例第116条の2第1項の規定による汚染状況調査 工場又は指定作業場の敷地内の任意に選択した当該調査を行う土地

オ 条例第117条第2項の規定による汚染状況調査 土地の改変を行う土地

### （2）調査対象区域

ア 条例第115条第1項、第116条第1項及び第116条の2第1項の規定による汚染状況調査

対象地の全域を調査対象区域とする。ただし、土壌汚染を生じさせるおそれのある事業活動がなされた建物等から公道、塀等により明確に区切られており、かつ、（3）により土壌汚染のおそれが把握されなかった土地は、調査対象区域に含めないことができる。

イ 条例第117条第2項の規定による汚染状況調査

対象地の全域又は対象地のうち（3）により土壌汚染のおそれが把握された土地であって掘削を行う部分を調査対象区域とする。

なお、対象地内の任意の土地を調査対象区域に加えることができる。

### （3）特定有害物質の使用、排出等の状況

ア 特定有害物質の使用、排出等の状況

汚染状況調査の実施を受託した指定調査機関（以下「調査受託者」という。）は、条例第115条第1項の規定による汚染状況調査にあつては汚染状況調査要請のあつた特定有害物質について、条例第116条第1項及び第116条の2第1項の規定による汚染状況調査にあつては調査義務者等が現在取り扱っている又は過去に取り扱っていた特定有害物質について、当該工場又は指定作業場の台帳類及び資料の閲覧、調査義務者等に対する聞き取り等により、特定有害物質の種類ごと（排出状況にあつては、排出水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に1（2）の表に掲げる事項について把握する。

なお、使用、排出等が地中において行われた場合にあつては、その深度に関する情報も把握する。

条例第117条第2項の規定による汚染状況調査にあつては、地歴調査を実施する者が地歴調査で把握した情報を、調査受託者が確認し精査するほか、調査受託者が新たに入手した情報があればこれを加え、対象地における特定有害物質の使用、排出等の状況を把握する。

イ 土壌汚染の調査及び措置の実施状況等

調査受託者は、条例第115条第1項、条例第116条第1項及び第116条の2第1項の規定による汚染状況調査にあつては、法第15条の規定による台帳、条例第118条第1項の規定による記録のうち調査義務者等が実施した調査及び措置によるもの、条例第118条の2第1項の規定による台帳、特定有害物質による土壌汚染を調査義務者等が調査した各種調査結果その他の情報により、当該土地における土壌汚染の調査の結果及び土壌汚染の除去等の措置の実施状況

等を把握する。

なお、汚染土壌の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋立材であるとされた経緯があれば、これについても把握する。

条例第117条第2項の規定による汚染状況調査にあつては、地歴調査を実施する者が地歴調査で把握した情報を、調査受託者が確認し精査するほか、調査受託者が新たに入手した情報があればこれを加え、対象地における土壌汚染の調査の結果及び土壌汚染の除去等の措置及び汚染拡散防止の措置の実施状況等について把握する。

ウ 地表の高さの変更の経緯等

ア及びイにより把握した特定有害物質の使用、排出等並びに調査及び措置が行われた箇所について、当該工場又は指定作業場において行われた土地の造成の履歴その他の情報により、地表の高さの変更の経緯を把握する。

なお、条例第117条第2項の規定による汚染状況調査にあつては、地歴調査を実施する者が地歴調査で把握した情報を、調査受託者が確認し精査するほか、調査受託者が新たに入手した情報があればこれを加え、ア及びイにより把握した特定有害物質の使用、排出等並びに調査及び措置が行われた箇所についての地表の高さの変更の経緯を把握する。

(4) 特定有害物質による土壌等の汚染状況

(3)において対象地内に土壌汚染のおそれがあることが判明した場合は、調査受託者は、対象地内の土壌及び地下水の汚染状況について、(5)から(12)までに定めるところにより把握する。

(5) 調査対象物質

土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とする物質（以下「調査対象物質」という。）は、(3)により調査対象区域内における汚染のおそれを把握した特定有害物質とする。また、調査受託者は、当該特定有害物質以外の任意の特定有害物質を調査対象物質に加えることができる。

特定有害物質は次のとおり区分する。

特定有害物質の区分	特定有害物質の種類
第一種特定有害物質	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン及びクロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
第三種特定有害物質	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン及びチオベンカルブ

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質を調査対象物質とする場合は、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

分解するおそれのある特定有害物質（以下「親物質」という。）	分解して生成されるおそれのある特定有害物質（以下「分解生成物」という。）
トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）
四塩化炭素	ジクロロメタン
1, 1-ジクロロエチレン	クロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）
1, 2-ジクロロエチレン	クロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）

1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン及びクロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)

(6) 調査対象区域の調査区分

調査受託者は、(3)により把握した情報等により、調査対象区域を調査対象物質の種類ごとに、次に掲げる区分に分類する。

ア イ及びウに該当しない土地 (以下「全部対象区分地 (別名第一調査区分地)」という。)

イ 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業場において特定有害物質の製造、使用、処理若しくは保管に係る事業の用に供されていない旨の情報又は調査対象物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない旨の情報その他の情報から汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地 (以下「一部対象区分地 (別名第二調査区分地)」という。)

ウ 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) 第12条の4の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設 (水質汚濁防止法の一部を改正する法律 (平成23年法律第71号) の施行の際、現に設置されているもの (設置の工事がされているものを含む。)) を除く。において水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、調査対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報から汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

(7) 単位区画の設定

ア 区画の設定

調査受託者は、調査対象区域の北端の地点 (当該地点が複数ある場合には最も東にある地点。以下「起点」という。) を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートルの間隔で引いた線により調査対象区域を区画する。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右回りに回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象区域を区画することができる。

イ 単位区画の統合

アにより区画された調査対象区域 (以下「単位区画」という。) について、隣接する単位区画の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一つの単位区画とすることができる。ただし、当該単位区画を、当該調査対象区域を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

ウ 単位区画の設定の特例

次のいずれかに該当するときは、アによらず単位区画を設定することができる。

(ア) 調査対象区域を含む土地において他の汚染状況調査又は法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査 (以下「法の土壤汚染状況調査」という。) の契機が生じている場合であって、当該汚染状況調査又は当該法の土壤汚染状況調査において起点とする地点を起点とし、かつ、同調査において用いた単位区画を用いるとき。

(イ) 調査対象区域内又はその周辺の土地で過去に汚染状況調査又は法の土壤汚染状況調査を行ったことがある場合であって、当該過去に行った汚染状況調査又は当該過去に行った法の土壤汚染状況調査において起点とした地点を起点とし、同調査において用いた単位区画を設定した線及びこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により区画するとき。

(ウ) 調査対象区域を含む事業場等の敷地の北端の地点 (当該地点が複数ある場合には最も東にある地点) を起点として、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートルの間隔で引いた線により敷地を区画し、同じ線により調査対象区域を区画するとき。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右回りに回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、敷地を区画することができる。

(8) 30メートル格子の設定

調査受託者は、調査対象区域を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メ



一トメートル間隔で引いた線により分割された調査対象区域のそれぞれの部分（以下「30メートル格子」という。）を設定する。

(9) 第一種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法

調査受託者は、調査対象物質のうち第一種特定有害物質について、次に定めるところにより調査する。

ア 土壌ガス調査

分析内容	土壌中の気体（以下「土壌ガス」という。）中に含まれる特定有害物質の量
分析方法	土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。）第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
単位区画の調査区分	調査対象区域を、全部対象区分地を含む単位区画（以下「全部対象区画（別名第一調査区分区画）」という。）、一部対象区分地を含む単位区画（全部対象区画を除く。以下「一部対象区画（別名第二調査区分区画）」という。）及びこれら以外の単位区画のいずれかに分類する。
調査区画	次の（ア）及び（イ）に掲げる単位区画を試料採取等を行う区画（以下「調査区画」という。）として選定する。 （ア）全部対象区画 （イ）一部対象区画がある場合において、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画 a 30メートル格子内に一部対象区画が含まれ、かつ、30メートル格子の中心が調査対象区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む単位区画 b 30メートル格子内に一部対象区画が含まれ、かつ、30メートル格子の中心が調査対象区域内にない場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか1区画
試料採取地点	調査区画の中心の地点（全部対象区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）とする。ただし、試料を採取しようとする地点の傾斜が著しいことその他の理由により当該地点において試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該地点を含む単位区画の任意の地点を試料採取地点とすることができる。
採取対象試料	試料採取地点に直径15ミリメートルから30ミリメートル程度まで、深さ0.8メートルから1メートルまでの穴をあけ、土壌ガスを吸引して採取したものを試料とする。ただし、土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあつては、地下水を採取するものとする。
一部対象区画における調査の追加	30メートル格子内の調査区画において採取された土壌ガスから調査対象物質が検出された場合又は採取された地下水中の調査対象物質の濃度が地下水基準を超えた場合は、当該調査区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（調査区画であるものを除く。）において土壌ガス（土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあつては、地下水）中に含まれる調査対象物質の量の測定を行うものとする。

イ 代表地点における土壌調査

調査受託者は、アの土壌ガス調査において土壌ガスから調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超える試料採取地点があるときは、次に定めるところにより調査する。

試料採取においてボーリングを実施する際は、汚染土壌又は特定有害物質のボーリング孔への

流出を防止し、かつ、掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等による汚染土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散又は流出及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講じる（以下、当該措置を講じて実施するボーリングを「汚染を拡散させない措置を講じたボーリング」という。）。

なお、土壌試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。

対象物質	次の（ア）及び（イ）に掲げる物質 （ア）土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質及びその分解生成物 （イ）土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質の親物質（（３）アにおいて把握した特定有害物質に限る。）及び当該親物質の分解生成物
分析内容	深度別の土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量（以下「土壌溶出量」という。）
分析方法	法施行規則第 6 条第 3 項第 4 号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	（９）アの土壌ガス調査において土壌ガスから調査対象物質が検出された試料採取地点又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超えた試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下「検出範囲」という。）ごとに、溶出量基準を超える土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下「第一種代表地点」という。）において行う。
調査深度	帯水層の位置を確認し、その底面（帯水層の底面の位置が、地表 10メートルの深さより深い場合には、10メートル）までとする。ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い深度の土壌調査が必要と認められる場合は、この限りでない。
採取対象試料	次の（ア）から（エ）までの試料を採取する。 （ア）汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該位置が地表と同一の位置である場合又は当該位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ 5センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）） （イ）汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 50センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ 50センチメートルの土壌） （ウ）深さ 1メートルから 10メートルまでの 1メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。） （エ）帯水層の底面の土壌（地表から深さ 10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）
結果の評価	第一種代表地点において採取した土壌の特定有害物質による汚染状態が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するときは、当該第一種代表地点が存する検出範囲内の土壌について、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める汚染状態にあるものとみなす。ただし、検出範囲内の地点であって、第一種代表地点において行う土壌調査と同等の土壌調査を行った単位区画の土壌にあっては、当該調査の結果を当該単位区画の土壌の汚染状態とする。 （ア）少なくとも一の第一種代表地点において第二溶出量基準を超えるとき 第二溶出量基準を超える土壌

	(イ) 少なくとも一の第一種代表地点において溶出量基準を超えるとき（（ア）に該当するときを除く。） 溶出量基準を超える土壌 (ウ) 全ての第一種代表地点においても溶出量基準以下であったとき 溶出量基準以下である土壌
--	--

ウ 代表地点における地下水調査

調査受託者は、アの土壌ガス調査において土壌ガスから調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超える試料採取地点があるときは、次に定めるところにより代表地点における地下水調査を行う。

なお、調査地点のうち、対象地の代表的な地層が把握できる一地点以上の地点にて、地下水試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。ただし、当該調査地点においてイの代表地点における土壌調査において把握した深度については、これを要しない。

対象物質	次の（ア）及び（イ）に掲げる物質 （ア）土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質及びその分解生成物 （イ）土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質の親物質（（３）アにおいて把握した特定有害物質に限る。）及び当該親物質の分解生成物
分析内容	地下水中の特定有害物質の濃度
分析方法	法施行規則第 6 条第 2 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	第一種代表地点
採取対象試料	調査地点の地下水位を把握し、最初の帯水層（恒常的に地下水が存在する宙水層又は第一帯水層をいう。以下同じ。）の地下水を採取する。ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い位置にある帯水層の地下水の調査が必要と認められる場合は、この限りでない。
試料採取方法	汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより、帯水層を代表して汚染状態を把握することが可能な深度まで挿入したスクリーンからパージ（井戸内滯水量の 3 倍量から 5 倍量までを目安とする。）後に試料を採取することを基本とする。ただし、土地の改変又は施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリング孔内の水をパージ（ボーリング内滯水量の 3 倍量から 5 倍量までを目安とする。）後に試料を採取することができる。 採取した試料はろ過しないこと。

エ 地下水等の状況

調査受託者は、イの土壌調査において溶出量基準を超える土壌が確認された場合は、対象地及びその周辺の地下水への影響を把握するため、当該土地の地下水流向に係る文献、地形図、地質図、柱状図等の既存の資料並びにイの土壌調査及びウの地下水調査により把握した調査対象区域内の地層の状況及び地下水位の状況その他の情報を整理し、地下水流向を把握するとともに、当該溶出量基準を超える土壌が確認された地点の下流側の土地における主たる土質及び動水勾配について考察する。

なお、対象地内及びその周辺の井戸の分布、ストレーナーの深度、飲用等の利用の状況並びに地下水の汚染の状況についての情報があれば、これらの情報についても把握する。

オ 対象地境界における地下水調査

調査受託者は、イの土壌調査において溶出量基準を超える土壌が確認され、かつ、ウの地下水調査において地下水基準を超える地下水が確認された場合は、次に定めるところにより、対象地内であって対象地の境界付近の地点（以下「対象地境界」という。）における地下水調査を行う。

対象物質	ウの地下水調査において地下水基準を超えた特定有害物質及びその分解生成物
------	-------------------------------------

分析内容等	(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度 (イ) 地下水位の状況
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	地下水流向を踏まえ、周辺の地下水への影響を適切に把握できる対象地境界
採取対象試料	ウの地下水調査において地下水基準を超える地下水が確認された帯水層の地下水を採取する。
試料採取方法	ウの地下水調査と同様の方法

(10) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法

調査受託者は、調査対象物質のうち、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質について、次に定めるところにより調査する。

ア 表層等の土壌調査

調査受託者は、次に定めるところにより、表層等の土壌について試料採取等を行う。

試料採取においてボーリングを実施する際は、汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより行う。

なお、土壌試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。

特定有害物質の区分	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
分析内容	土壌溶出量及び土壌に含まれる特定有害物質の量(以下「土壌含有量」という。)	土壌溶出量
分析方法	土壌溶出量にあつては法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法、土壌含有量にあつては同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法	
単位区画の調査区分	調査対象区域を、(9)アの土壌ガス調査と同様の方法により分類する。	
調査区画	次の(ア)及び(イ)に掲げる単位区画を調査区画として選定する。 (ア) 全部対象区画 (イ) 一部対象区画にあつては、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画 a 30メートル格子内にある一部対象区画が6区画以上ある場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうち任意の5区画 b 30メートル格子内にある一部対象区画が5区画以下である場合 当該30メートル格子内にある全ての一部対象区画	
試料採取地点	調査区画の中心の地点(全部対象区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点)とする。ただし、試料を採取しようとする地点の傾斜が著しいことその他の理由により当該地点において試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該地点を含む単位区画の任意の地点を試料採取地点とすることができる。	
採取対象試料	次の方法により採取した土壌(地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。)を試料とする。 (ア) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌を採取したもの (イ) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、表層の土壌及び深さ5センチメ	



	<p>ートルから50センチメートルまでの土壌を採取し、これらの土壌を同じ重量混合したもの</p> <p>(ウ) 30メートル格子内の2以上の一部対象区画において試料採取等をする場合にあっては、当該2以上の一部対象区画ごとに(ア)又は(イ)の方法により採取された土壌を同じ重量混合したもの</p>
一部対象区画における土壌調査の追加	一部対象区画である調査区画において採取された試料の土壌溶出量が溶出量基準を超え、又は土壌含有量が含有量基準を超えた場合には、当該調査区画を含む30メートル格子内にある全ての一部対象区画において、土壌溶出量又は土壌含有量の調査を行う。

イ 代表地点における地下水調査

調査受託者は、アの土壌調査において溶出量基準を超える土壌が確認された場合は、次に定めるところにより代表地点における地下水調査を行う。

なお、調査地点のうち、対象地の代表的な地層が把握できる一地点以上の地点にて、地下水試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。ただし、(9)イ及びウにおいて把握している場合は、これを要しない。

対象物質	アの土壌調査において溶出量基準を超えた特定有害物質
分析内容	地下水中の特定有害物質の濃度
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	<p>次の(ア)及び(イ)を調査地点(以下「第二種・第三種代表地点」という。)とする。ただし、汚染の原因から見て、地下水基準を超える地下水が存在するおそれが、溶出量基準を超えた単位区画が連続する範囲(以下「溶出量基準超過範囲」という。)で隣接する他の単位区画と比較して多いと認められる地点が明確である場合には、(イ)に代えて(ウ)の地点で調査を行うことができる。</p> <p>(ア) 第二溶出量基準を超える単位区画内の地点</p> <p>(イ) 30メートル格子ごとに当該30メートル格子内にある土壌溶出量の最も多い単位区画(溶出量基準を超えるものに限る。)内の地点。ただし、30メートル格子内に土壌溶出量が同値の単位区画が複数ある場合は、地下水流向並びに当該30メートル格子内及び周辺の単位区画の土壌溶出量の分布を勘案して、地下水基準を超える地下水が存在するおそれが多いと考えられる1区画内の地点とする。</p> <p>(ウ) 溶出量基準超過範囲ごとに、地下水基準を超える地下水が存在するおそれが当該範囲内で隣接する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画内の地点</p>
採取対象試料	<p>最初の帯水層の地下水を採取する。ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い位置にある帯水層の地下水の調査が必要と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>なお、汚染土壌と最初の帯水層が十分離れており、かつ、推定される汚染の原因、汚染状況、地層等を考慮して、地下水への影響が少ないと認められる場合は、地下水採取を行わないことができる。</p>
試料採取方法	<p>汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより、帯水層を代表して汚染状態を把握することが可能な深度まで挿入したスクリーンからパージ(井戸内滞水量の3倍量から5倍量までを目安とする。)後に試料を採取することを基本とする。ただし、土地の改変又は施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリング孔内の水をパージ(ボーリン</p>

	グ内滞水量の3倍量から5倍量までを目安とする。)後に試料を採取することができる。 採取した試料はろ過すること。
--	--

ウ 地下水等の状況

調査受託者は、アの土壤調査において溶出量基準を超える土壤が確認された場合は、対象地及びその周辺の地下水への影響を把握するため、当該土地の地下水流向に係る文献、地形図、地質図、柱状図等の既存の資料並びにイの土壤調査により把握した調査対象区域内の地層の状況及び地下水位の状況その他の情報を整理し、地下水流向を把握するとともに、当該溶出量基準を超える土壤が確認された地点の下流側の土地における主たる土質及び動水勾配について考察する。

なお、対象地内及びその周辺の井戸の分布、ストレーナーの深度、飲用等の利用の状況並びに地下水の汚染の状況についての情報があれば、これらの情報についても把握する。

エ 対象地境界における地下水調査

調査受託者は、アの土壤調査において溶出量基準を超える土壤が確認され、かつ、イの地下水調査において地下水基準を超える地下水が確認された場合は、次に定めるところにより対象地境界における地下水調査を行う。

対象物質	イの地下水調査において地下水基準を超えた特定有害物質
分析内容等	(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度 (イ) 地下水位の状況
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	地下水流向を踏まえ、周辺の地下水への影響を適切に把握できる対象地境界
採取対象試料	イの地下水調査において地下水基準又は第二地下水基準を超える地下水が確認された帯水層の地下水を採取する。
試料採取方法	イの地下水調査と同様の方法

(11) 調査の省略

ア 特定有害物質の使用、排出等の状況に係る情報の把握の省略

(3) アの規定にかかわらず、調査受託者は、調査対象区域の全部又は一部において、特定有害物質の使用、排出等の状況に係る情報の把握の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、情報の把握の省略をした範囲における土壤及び地下水は、情報の把握の省略をした特定有害物質ごとに、次の表に掲げる汚染状態にあるものとみなす。

情報の把握の省略をした範囲の土壤の汚染状態	第一種特定有害物質及び第三種特定有害物質にあつては第二溶出量基準を超え、第二種特定有害物質にあつては第二溶出量基準及び含有量基準を超えるもの
情報の把握の省略をした土地の地下水の汚染状態	第二地下水基準を超えるもの

イ 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例

第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合、調査受託者は、(9)アの土壤ガス調査に代えて(9)イの土壤調査及び(9)ウの地下水調査を実施することができる。この場合における試料採取等は、(9)イの土壤調査にあつては調査対象区域内の全ての単位区画の地点、(9)ウの地下水調査にあつては(9)イの土壤調査を実施する地点((9)イの土壤調査を先に行った場合にあつては土壤溶出量が連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の地点)で行うものとする。

ウ 調査区画の選定等の省略

調査受託者が調査区画の選定等の全部又は一部を行わないこととした場合、調査区画の選定等の省略をした単位区画における土壤及び地下水は、調査区画の選定等の省略をした特定有害物質ごとに、次の表に掲げる汚染状態にあるものとみなす。

調査区画の選定等の省略をした単位区画の土壤の汚染状態	第一種特定有害物質及び第三種特定有害物質にあつては第二溶出量基準を超え、第二種特定有害物質にあつては第二溶出量基準及び含有量基準を超えるもの
----------------------------	--

調査区画の選定等の省略をした土地の地下水の汚染状態	第二地下水基準を超えるもの
---------------------------	---------------

エ 試料採取等の省略

調査受託者が次の表内各項目において試料採取等の全部又は一部を行わないこととした場合は、試料採取等を省略した調査区画等の土壌又は地下水は、試料採取等を省略した特定有害物質ごとに、次の表に掲げる汚染状態にあるものとみなす。

採取等を省略した試料	試料採取等を省略した調査区画等の土壌又は地下水の汚染状態
(9) アの土壌ガス調査における土壌ガス(土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあつては地下水) (12) イ 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例の場合を除く。)	土壌ガスから当該特定有害物質が検出され(土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあつては、地下水基準を超え)、かつ、第二溶出量基準を超えるもの
(9) イの土壌調査における調査深度の土壌	当該試料採取等を省略した深度において第二溶出量基準を超えるもの
(9) ウの地下水調査における採取対象となった帯水層の地下水	当該試料採取等を省略した帯水層において第二地下水基準を超えるもの
(9) オの地下水調査における採取対象となった帯水層の地下水	当該試料採取等を省略した帯水層において第二地下水基準を超えるもの
(10) アの土壌調査における汚染のおそれの生じた位置の土壌	当該試料採取等を省略した深度において第二種特定有害物質にあつては第二溶出量基準及び含有量基準、第三種特定有害物質にあつては第二溶出量基準を超えるもの
(10) イの地下水調査における採取対象となった帯水層の地下水	当該試料採取等を省略した帯水層において第二地下水基準を超えるもの
(10) エの地下水調査における採取対象となった帯水層の地下水	当該試料採取等を省略した帯水層において第二地下水基準を超えるもの

オ 省略をした調査の追完

ア、ウ又はエにより省略をした事項については、本指針に定める調査方法等により、任意の時機に追完することができる。

(12) 汚染状況調査の特例

ア 法の土壌汚染状況調査の方法で行った場合の特例

調査受託者が法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行った場合であつて、これに加えて(9)イの表中調査深度のうち「汚染の程度又は地層の状況等により、より深い深度の土壌調査が必要と認められる場合」の土壌調査、(9)ウの地下水調査、(9)エの地下水等の状況の把握、(9)オの地下水調査、(10)イの地下水調査、(10)ウの地下水等の状況の把握及び(10)エの地下水調査を行ったときは、汚染状況調査を実施したものとみなす。

イ 汚染状況調査を実施する場合の掘削深度に応じた調査方法の特例

条例第116条第1項第2号、第116条の2第1項及び第117条第2項の規定に基づく汚染状況調査を行う場合にあつては、調査受託者は、それぞれ予定している掘削深度に応じ、次のように調査区画及び試料採取等の深度を限定することができる。

(ア) 単位区画内の最も深い掘削深度(以下「最大形質変更深さ」という。)より1メートルを超える深さのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画を調査区画としないことができる((9)アの表中調査区画(イ)に該当する場合は、30メートル格子内の最も深い掘削深度より1メートルを超える深さのみ汚染のおそれが生じた場所の位置があるときに限る。)

(イ) (9)イの表中調査深度を、最大形質変更深さより1メートル深い位置までに限定することができる。

(ウ) (10)アの表中採取対象試料を、地表から最大形質変更深さより1メートル深い位置までにある土壌に限ることができる。

ウ 過去に汚染状況調査を行った土地における条例第116条第1項の特例

条例第116条第1項又は第116条の2第1項の規定に基づき汚染状況調査の結果を報告したのち、新たに条例第116条第1項の規定に基づく汚染状況調査の契機が生じた場合において、当該報告した土地について、当該報告以降、特定有害物質による汚染のおそれが生じていないことが認められるときの汚染状況調査は、指定調査機関に代わって調査義務者等が(3)の各項目について把握し、(4)から(10)までの各項目を実施しないことができる。

エ 汚染の原因が専ら自然的条件によるものと認める要件及び調査方法の特例

条例第122条第1項第2号の土壤（以下「自然由来等基準不適合土壤」という。）であると認める要件は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することとし、その場合の調査の方法は、次の(ウ)又は(エ)によることができる。

(ア) 汚染の原因が専ら自然的条件によるものと認める要件

汚染状況調査において、汚染の原因が専ら自然的条件によるものであると疑われる土壤汚染を把握した場合において、次のaからdまでの全ての条件を満たしているときは、当該範囲についての汚染の原因は専ら自然的条件によるものであるとみなす。

- a 汚染土壤処理基準を超過した特定有害物質が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）のみであること。
- b 当該範囲の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。
- c 当該範囲の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準以下であり、かつ、含有量基準以下であること。
- d 当該範囲において人為若しくは水面埋立材に由来する汚染のおそれがないこと又は人為若しくは水面埋立材に由来する汚染のおそれがある土地であって、(4)から(10)までの各項目の調査若しくは法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該範囲において人為若しくは水面埋立材に由来する汚染が認められないこと。

(イ) 汚染の原因が専ら水面埋立材によるものと認める要件

汚染状況調査において、汚染の原因が専ら水面埋立材によるものであると疑われる土壤汚染を把握した場合において、次のaからdまでの全ての条件を満たしているときは、当該範囲についての汚染の原因は専ら水面埋立材によるものであるとみなす。

- a 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該範囲の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が汚染土壤処理基準以下である土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であること。
- b 当該範囲において人為に由来する汚染のおそれがないこと又は人為に由来する汚染のおそれがある土地であって、(4)から(10)までの各項目の調査若しくは法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該範囲において人為に由来する汚染が認められないこと。
- c 当該範囲の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準以下であること。
- d 当該範囲の土壤の特定有害物質による汚染状態が含有量基準以下（含有量基準を超過しているときは、当該土壤が被覆等により人が触れることのない状態）であること。

(ウ) 既往調査が行われていた時の条例第116条第1項又は第116条の2第1項の特例

条例第116条第1項又は第116条の2第1項の規定に基づく汚染状況調査における(3)イの把握によって汚染土壤の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋立材のみによるものであると認められた調査結果があったときは、調査受託者は当該範囲に係る(4)から(10)までの各項目の調査を実施しないことができる。

(エ) 既往調査が行われていた時の条例第117条第2項の特例

地歴調査によって汚染土壤の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋立材のみによるものであると認められた調査結果があったときは、調査受託者は条例第117条第2項の規定に基づく汚染状況調査において、当該範囲に係る(4)から(10)までの各項目の調査を実施しないことができる。

オ 将来にわたって地下水の利用が見込まれない地域における地下水調査の特例



規則第55条第3項に該当する土地において行う汚染状況調査にあつては、調査受託者は(9)ウの地下水調査及び(9)エの地下水等の状況の把握並びに(10)イの地下水調査及び(10)ウの地下水等の状況の把握を実施しないことができる。

### 3 詳細調査

2に定める汚染状況調査を実施した者又は第4に定める土壤汚染の除去等の措置若しくは汚染拡散防止の措置を行う者は、対象地の汚染状況の把握又は土壤汚染の除去等の措置若しくは汚染拡散防止の措置を行うに当たり、当該措置が必要な汚染範囲の確定及び搬出する土壤の汚染状態の確定等を目的とし、汚染状況調査に引き続いた時機又は任意の時機において、詳細調査を行うことができる。詳細調査を実施する場合は、次の方法により行う。なお、詳細調査は、任意の段階で終了することができる。

#### (1) 詳細調査の対象となる区画

詳細調査の実施者は、次のアからオまでの単位区画のうち、任意の単位区画を措置等の必要に応じて調査の対象とする。

なお、当該土地に単位区画が設定されていない場合は、2(7)の方法により単位区画を設定することができる。

ア 土壤溶出量が汚染土壤処理基準を超える単位区画

イ 土壤含有量が汚染土壤処理基準を超える単位区画

ウ 2(9)アの土壤ガス調査において土壤ガスから調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超えた試料採取地点を含む単位区画であつて、2(9)イの土壤調査を実施していないもの

エ 過去に特定有害物質を含む固体又は液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させた場所(以下「特定有害物質埋立等箇所」という。)を含む単位区画

オ 地下水流向下流側において地下水の汚染があり、当該汚染の原因となる土壤汚染の存在が疑われる単位区画

#### (2) 調査方法

ア 土壤に係る詳細調査

詳細調査の実施者は、土壤に係る詳細調査について、次に定めるところにより実施する。

なお、土壤試料の採取の際に、必要に応じて深度別の地層の状況についても把握する。

分析内容	(ア) 深度別の土壤溶出量 (イ) 深度別の土壤含有量 (1) ア、ウ又はオに該当する単位区画については(ア)に係る詳細調査を、(1)イに該当する単位区画については(イ)に係る詳細調査を、(1)エに該当する単位区画については(ア)及び(イ)に係る詳細調査を実施する。
分析方法	土壤溶出量に係る詳細調査を実施する場合にあつては法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法、土壤含有量に係る詳細調査を実施する場合にあつては同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	土壤汚染の除去等の措置を実施する区域又は汚染拡散防止の措置を実施する区域の設定が適切にできるよう、対象地の面積及び汚染状況調査の結果を考慮し、単位区画ごとに設定することを原則とする。ただし、(1)オに該当する単位区画にあつては、汚染の範囲を絞り込むため、対象となる単位区画の中から任意の単位区画を選択することができる。 なお、より詳細に汚染を把握するため、単位区画内に複数の調査地点を設定することができる。
調査深度	次の(ア)から(ウ)までに掲げる単位区画に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める深度までとする。 (ア) (1)ア、イ及びウに該当する単位区画 土壤汚染が確認された帯水層の底面まで(第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質については、汚染土壤処理基準を超えないことが連続した2深度以上の

	<p>範囲において確認された場合には、その深さまで)</p> <p>(イ) (1) エに該当する単位区画 特定有害物質埋立等箇所的位置の深さ及び特定有害物質埋立等箇所による汚染の影響のある帯水層(当該特定有害物質埋立等箇所が不明な場合は、最初の帯水層)の底面まで(第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質にあっては、当該特定有害物質埋立等箇所より深い位置の土壌について、汚染土壌処理基準を超えないことが連続した2深度以上の範囲において確認された場合にはその深さまで)</p> <p>(ウ) (1) オに該当する単位区画 地下水汚染が確認された帯水層の底面まで</p>
試料採取方法	<p>汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより、地表から深さ1メートル以上の深度について1メートルごとの土壌(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。(1)ウに該当する単位区画及び汚染のおそれが生じた場所の位置の深さの土壌を採取していない地点にあっては、汚染のおそれが生じた場所の位置の深さの土壌を含む。)及び汚染のあった帯水層の底面の土壌を採取する。なお、より詳細な汚染の把握のため、上記以外の深度の土壌を採取することができる。</p>

イ 地下水に係る詳細調査

詳細調査の実施者は、地下水に係る詳細調査について、次に定めるところにより実施する。なお、地下水試料の採取の際に、必要に応じて深度別の地層の状況及び地下水位の状況についても把握する。

また、実施する土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置の種類により帯水層の位置の把握及び不透水層等の位置の把握が必要な場合にあっては、当該措置の実施に必要な地点においてこれらについても把握する。

特定有害物質の区分	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質
分析内容	地下水中の特定有害物質の濃度	
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法	
調査地点	土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置を実施する土地の地下水汚染の分布を把握できる任意の地点	
試料採取の対象とする地下水	汚染が確認された帯水層	
試料採取方法	2(9)ウの地下水調査と同様の方法	2(10)イの地下水調査と同様の方法

第4 計画の策定及び実施

1 土壌地下水汚染対策計画及び汚染拡散防止計画の目標

- (1) 条例第114条第1項、第115条第2項並びに第116条第4項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第9項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する土壌地下水汚染対策計画書(以下「対策計画書」という。)に記載する計画(以下「対策計画」という。)は、2(2)に掲げる土壌汚染の除去等の措置の範囲内において、土壌汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない状態とすること及び土壌汚染による周辺への地下水汚染の拡大のない状態とすること並びにこれらの状態を維持することを目標とする。また、土壌汚染の除去等の措置に伴い汚染がある土地の改変(土地の改変(汚染土壌がある土地において行うものに限る。)又は汚染地の改変をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、汚染がある土地の改変に伴う汚染の拡散を防止することも目標に含めるものとする。
- (2) 条例第116条の3第1項並びに第117条第3項及び第7項に規定する汚染拡散防止計画書(以下「拡散防止計画書」という。)に記載する計画(以下「拡散防止計画」という。)は、3(2)に掲げる汚染拡散防止の措置の範囲内において、汚染がある土地の改変に伴う汚染の拡散を防止すること並びに当該汚染がある土地の改変の終了後において土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそ

れない状態にすること及び周辺への地下水汚染の拡大のない状態にすることを目標とする。

## 2 対策計画の策定及び実施

次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により対策計画を策定し、対策計画に基づいて対策を実施するものとする。

### (1) 汚染の状況

対策計画の策定に必要な汚染状況調査の結果を整理し、土壌汚染が生じている区画について、汚染状況に応じて特定有害物質の種類ごとに次のとおり区域を設定する。ただし、(3)で調査を追加する場合にあっては、当該調査の結果も考慮して区域を設定するものとする。

区域の名称	対象となる区画
要対策区域	規則第54条第3項に該当する区画
地下水汚染拡大防止区域	規則第55条の2に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当する区画（規則第55条第3項各号に該当する土地を除く。） ア 対象地内において一定濃度を超える土壌汚染（第二溶出量基準を超える土壌の汚染又は第二地下水基準を超える地下水の汚染をいう。以下同じ。）がある区画 イ 対象地境界において第二地下水基準を超過した場合は、対象地境界の調査地点を含む区画（ただし、当該調査地点が区画の線が引かれていない場所である場合にあっては、汚染状況調査において区画した線又は当該線を延長した線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により区画したときに調査地点を含む区画）
要管理区域	要対策区域及び地下水汚染拡大防止区域のいずれにも該当せず、かつ、汚染土壌の存在が認められた区画

### (2) 土壌汚染の除去等の措置の範囲

土壌汚染の除去等の措置の範囲は、(1)で設定した区域ごとに、次のとおりとする。

#### ア 要対策区域

汚染土壌が存在する範囲

#### イ 地下水汚染拡大防止区域

第二溶出量基準を超える汚染土壌が存在する範囲及び第二地下水基準を超える地下水が存在する範囲（ただし、汚染がある土地の改変をする場合であって、その範囲に第二溶出量基準を超える汚染土壌以外の汚染土壌があるときは当該汚染土壌がある範囲を含む。）

#### ウ 要管理区域

汚染土壌が存在し、かつ、汚染がある土地の改変を行う範囲

### (3) 土壌汚染の除去等の措置の方法及びその選択理由

アの区域ごとの措置の方針に応じて、イの土壌汚染の除去等の措置の方法を選定し、当該選定した措置の方法に対応するウの措置の方法の内容に従って実施する。

土壌汚染の除去等の措置の方法の種類は、別表左欄に掲げる(ア)から(コ)までの10種類の措置の方法とする。

土壌汚染の除去等の措置の方法の選定に当たっては、措置の実施に伴う環境面、経済面及び社会面への影響を考慮するよう努め、必要に応じて関係者とともに検討した上で、選定した措置の方法の選択理由を対策計画書に記載するものとする。

土壌汚染の除去等の措置の実施に当たり、より詳細に汚染状況を把握する必要がある場合には、第33に規定する詳細調査を実施するものとする。

#### ア 区域ごとの措置の方針

##### (ア) 要対策区域

次のaからcまでに掲げる場合の区分に応じ、措置の方針を定める。

- a 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準を超えている場合  
土壌溶出量が汚染土壌処理基準以下となるように措置を実施し、又は溶出量基準を超える汚染土壌を適切に封じ込めること。
- b 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合

土壌溶出量が汚染土壌処理基準以下となるように措置を実施し、溶出量基準を超える汚染土壌を適切に封じ込め、又は地下水の汚染状態が地下水基準以下であることを継続監視すること。

- c 含有量基準を超える汚染土壌があり、被覆等の措置が実施されていない場合  
土壌含有量が汚染土壌処理基準以下となるように汚染を除去し、又は被覆等の措置により含有量基準を超える汚染土壌と人との接触を遮断すること。

(イ) 地下水汚染拡大防止区域

次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ a 又は b に措置の方針を定める。

- a 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準を超えている場合  
対象地境界において、地下水が第二地下水基準以下となるように措置を実施し、又は封じ込め等の方法により地下水汚染の拡大を防止すること。
- b 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下である場合  
第二溶出量基準を超える汚染土壌及び第二地下水基準を超える地下水を除去し、若しくは適切に封じ込め、又は対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下であることを継続監視すること。

(ウ) 要管理区域

汚染がある土地の改変に伴う土壌汚染の拡大を防止し、措置の完了時に規則第 5 4 条第 3 項及び規則第 5 5 条の 2 のいずれにも該当しない土地とすること。

イ 土壌汚染の除去等の措置の方法の選定

(ア) 要対策区域

次の a から c までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ a から c までに定める措置の方法を選定する。

- a 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準を超えている場合  
溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大の防止のいずれかを選定する。
- b 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合  
溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化、地下水汚染の拡大の防止又は地下水の水質の継続監視のいずれかを選定する。
- c 含有量基準を超える汚染土壌がある場合  
土壌汚染の除去、土壌入換え、盛土、舗装又は立入禁止のいずれかを選定する。ただし、乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることによりア (ア) c に定める方針を満たさないおそれがあると認められる場合は、土壌汚染の除去、舗装又は立入禁止のいずれかを選定する。

(イ) 地下水汚染拡大防止区域

次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める措置の方法を選定する。

- a 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準を超えている場合  
溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化又は地下水汚染の拡大の防止のいずれかを選定する。土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め又は不溶化のいずれかを選定した場合にあっては、当該措置の方法の実施の期間中、対象地境界においてウ (カ) b の地下水の水質の継続監視を併せて実施する。
- b 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下である場合  
溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化、地下水汚染の拡大の防止及び地下水の水質の継続監視のいずれかを選定する。土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め又は不溶化のいずれかを選定した場合にあっては、当該措置の方法の実施の期間中、対象地境界においてウ (カ) b の地下水の水質の継続監視を併せて実施する。

(ウ) 要管理区域



汚染がある土地の改変に伴い、土壤汚染の除去等の措置の方法を実施する場合は、次の a 及び b に従って措置の方法を選定する。

a 溶出量基準を超えている場合

溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壤汚染の除去、封じ込め及び不溶化のいずれかを選定する。

b 含有量基準を超えている場合

土壤汚染の除去、土壤入換え、盛土、舗装又は立入禁止のいずれかを選定する。

ウ 措置の方法の内容

イで選定した措置の方法に応じて次の（ア）から（コ）までに掲げる措置の方法の内容に従って実施する。

（ア）土壤汚染の除去

次の a 又は b の措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。

a 汚染土壤の掘削による除去

汚染土壤を掘削し、掘削した場所を汚染土壤以外の土壤（汚染土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して汚染土壤以外の土壤となったものを除く。以下同じ。）により埋める。ただし、建築物又は工作物の建設を行う場合等掘削した場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。

b 原位置での浄化による除去

土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の汚染土壤を掘削せずに行う方法により、汚染土壤から特定有害物質を除去する。

（イ）一定濃度を超える土壤汚染の除去

次の a、b 又は c の措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。

a 第二溶出量基準を超える汚染土壤の掘削による除去

第二溶出量基準を超える汚染土壤を掘削し、掘削した場所を第二溶出量基準以下で、かつ、溶出量基準を超える汚染土壤（第二溶出量基準を超える汚染土壤を、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更することにより第二溶出量基準を超える汚染土壤以外の土壤としたものを除く。以下同じ。）により埋める。ただし、地表から 50 センチメートルまでの深さに含有量基準を超える汚染土壤を埋め戻すときは、埋め戻した範囲について（ク）から（コ）までのうちいずれかの措置の方法を併せて実施する。

b 第二溶出量基準を超える汚染土壤の原位置での浄化による除去

土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の汚染土壤を掘削せずに行う方法により、汚染土壤から特定有害物質を除去し、第二溶出量基準以下で、かつ、溶出量基準を超える汚染状態にある土壤とする。

c 第二地下水基準を超える地下水の浄化

土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、地下水から特定有害物質を除去し、第二地下水基準以下の地下水とする。ただし、第二溶出量基準を超える汚染土壤が確認されている場合は、汚染土壤に対する措置の方法と併せて実施する。

（ウ）封じ込め

次の a、b 又は c の措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。

a 原位置封じ込め

次の（a）から（f）までに掲げる手順に従って実施する。

（a）第二溶出量基準を超える汚染状態にある土地にあつては、汚染土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準以下の汚染状態にある土壤とする。

（b）（a）により第二溶出量基準以下の汚染状態とした土壤について、法施行規則別表第 8 2 の項ニの方法の例により第二溶出量基準以下の汚染状態にあることを確認する。

（c）汚染土壤のある範囲の側面を囲み、汚染土壤の下にある不透水層（厚さが 5 メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒 100 ナノメートル（岩盤にあつては、ルジオン値が 1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であつて、最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する。

- (d) (c) の構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆う。
- (e) (d) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じる。
- (f) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ(d)により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆う。
- b 遮水工封じ込め
  - 次の(a)から(f)までに掲げる手順に従って実施する。
  - (a) 汚染土壌を掘削し、掘削した汚染土壌のうち第二溶出量基準を超える汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないうように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準以下の汚染状態にある土壌とする。
  - (b) (a) により第二溶出量基準以下の汚染状態とした土壌について、法施行規則別表第83の項ニの方法の例により第二溶出量基準以下の汚染状態にあることを確認する。
  - (c) 対策を実施する範囲内において不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部に(a)により掘削された汚染土壌を埋め戻す。
  - (d) (c) により埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆う。
  - (e) (d) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じる。
  - (f) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ(d)により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆う。
- c 遮断工封じ込め
  - 次の(a)から(f)までに掲げる手順に従って実施する。
  - (a) 汚染土壌を掘削する。
  - (b) 対策を実施する範囲内において汚染土壌の投入のための開口部を除き、次のIからIIIまでの要件を備えた仕切設備を設ける。
    - I 一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。
    - II 埋め戻す汚染土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。
    - III 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。
  - (c) (b) により設けられた仕切設備の内部に、(a)により掘削した汚染土壌を埋め戻す。
  - (d) (c) により埋め戻しを行った後、開口部を(b) IからIIIまでの要件を備えた覆いにより閉鎖する。
  - (e) (d) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じる。
  - (f) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ(d)により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆う。
- (エ) 不溶化
  - 次のa又はbの措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。
  - a 原位置不溶化
    - 次に掲げる手順に従って実施する。
    - (a) 汚染土壌を、薬剤の注入その他の汚染土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないうように性状を変更して、汚染土壌処理基準以下の汚染状態にある土壌とする。
    - (b) (a) により性状の変更を行った範囲について、周辺への汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出(以下「飛散等」という。)を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じる。
  - b 不溶化埋め戻し

次の（a）から（c）までに掲げる手順に従って実施する。

- (a) 汚染土壌を掘削し、掘削した汚染土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して、汚染土壌処理基準以下の汚染状態にある土壌とする。
  - (b) (a)により性状の変更を行った土壌について、おおむね100立方メートルごとに5点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌が溶出量基準以下の汚染状態にあることを確認した後、掘削した場所に埋め戻す。
  - (c) (b)により埋め戻された場所について、周辺への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じる。
- (オ) 地下水汚染の拡大の防止

次のa又はbの措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。

a 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止

次の（a）から（c）までに掲げる手順に従って実施する。

- (a) 土壌の汚染に起因する汚染地下水（要対策区域の場合は地下水基準を超える地下水、地下水汚染拡大防止区域の場合は第二地下水基準を超える地下水のことをいう。以下同じ。）の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水する。
- (b) (a)により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第4条第1号リ（1）に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同号ヌ（1）に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道に排除する。
- (c) 当該土地の汚染地下水が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、汚染土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、汚染地下水が措置を実施する範囲の外に拡大していないことを確認する。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

b 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

次に掲げる手順に従って実施する。

- (a) 当該土地において土壌の汚染に起因する汚染地下水の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準以下にするために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。）を設置すること。
- (b) 当該土地の汚染地下水が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、汚染土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、汚染地下水が措置を実施する範囲の外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

(カ) 地下水の水質の継続監視

次のa又はbに掲げる場合の区分に応じて、それぞれの内容に従って実施する。

a 要対策区域で実施する場合

当該土地において土壌の汚染に起因する地下水の汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、設置してから最初の1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上、定期的に地下水を採取し、当該地下水の特定有害物質の濃度を測定する。

b 地下水汚染拡大防止区域で実施する場合

当該土地において土壌の汚染に起因する地下水の汚染の状況を的確に把握できると認められる対象地境界周辺の地点に観測井を設け、次の（a）から（c）までに掲げる措置実施前の対象地内の地下水の汚染状態に応じて当該（a）から（c）までに掲げる頻度により定期的に地下水を採取し、当該地下水の特定有害物質の濃度を測定する。

- (a) 措置実施前の地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合

年1回以上

- (b) 措置実施前の地下水の汚染状態が地下水基準を超え、かつ、第二地下水基準以下である場合

年2回以上

- (c) 措置実施前の地下水の汚染状態が第二地下水基準を超える場合  
年4回以上

(キ) 土壌入換え

次のa又はbの措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。

a 区域外土壌入換え

次の(a)から(c)までに掲げる手順に従って実施する。

- (a) 対策を実施する範囲内の土壌を掘削し、(b)により覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障を生じさせないようにすること。
- (b) 対策を実施する範囲のうち地表から深さ50センチメートルまでに汚染土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の汚染土壌以外の土壌(当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの(以下「モルタル等」という。))により覆うこと。
- (c) (b)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

b 区域内土壌入換え

次の(a)から(d)までに掲げる手順に従って実施する。

- (a) 汚染土壌のある範囲において、汚染土壌及び地表から当該汚染土壌のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの汚染土壌以外の土壌を掘削すること。
- (b) (a)により掘削を行った場所に(a)により掘削された汚染土壌を埋め戻すこと。
- (c) (b)により埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、(a)により掘削された汚染土壌以外の土壌により覆うこと。
- (d) (c)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(ク) 盛土

次に掲げる手順に従って実施する。

- a 対策を実施する範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の汚染土壌以外の土壌(当該範囲の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等)により覆うこと。
- b aにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(ケ) 舗装

次に掲げる手順に従って実施する。

- a 対策を実施する範囲を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの(当該範囲の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等)により覆うこと。
- b aにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(コ) 立入禁止

次のaからcまでに掲げる手順に従って実施する。

- a 対策を実施する範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。
- b 対策を実施する範囲外への汚染土壌の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じること。
- c aにより設けられた囲いの出入口(出入口がない場合にあっては、囲いの周囲のいずれかの場所)の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。

エ 措置の実施の基準

土壌汚染の除去等の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変(別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。)の実施に当たっては、次の基準に従って実施する。

- (ア) 汚染がある土地の改変に当たり、溶出量基準を超える汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合は、法施行規則第40条第2項第1号(規則第55条第3項に定める要件に該当する土地で実施するとき、法施行規則第53条第1号ロ)の環境大臣が定める基準に適合する施行方法により汚染がある土地の改変を行うことにより、当該土壌の飛散等を防止するために必要な



措置を講ずること。

- (イ) (ア) に定めるもののほか、汚染がある土地の改変に当たり、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (ウ) 措置の実施後、本指針に定める土壤汚染の除去等の措置の方法が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

オ 土壤汚染の除去等の措置の特例

- (ア) 法の規定による汚染の除去等の措置の実施に係る特例

法の規定により措置を実施する場合は、ウの規定によらず、法第7条の規定による汚染の除去等の措置を実施することができる。

- (イ) 目標土壤溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合の特例

法施行規則別表第6の規定に準じて目標土壤溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合には、ウの規定によらず、法施行規則別表第8の方法により対策を実施することができる。

- (4) 土壤汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期

土壤汚染の除去等の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の開始及び終了の予定時期を対策計画書に記載する。

- (5) 土壤汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策

土壤汚染の除去等の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の期間中、環境負荷の低減を図るため、次のアからクまでのうち必要に応じた対策及びケの対策を講じる。

なお、アからクまでに掲げる対策の選定に当たっては、当該土地で実施が可能な環境保全対策について積極的に実施を検討すること。

ア 発生ガス及び排出ガスの対策並びに悪臭の放出及び油の流出の防止対策のための発生地地点の密閉化、ガス等の処理施設の設置等を行う。

イ 汚水の対象地外への排出防止のための集水施設及び処理施設の設置等を行う。

ウ 土壤の飛散防止又は措置実施の範囲外への拡散を防止するための散水設備、防風ネット又は洗車設備の設置等を行う。

エ 措置の実施による周辺環境への影響について確認するため、対象地の周辺の土壤、公共用水域、地下水及び大気中の特定有害物質について定期的に測定し、影響が見られる場合にはアからウまでの対策を検証し、当該対策を適切に実施する。

オ 騒音及び振動の発生を抑制するため、低騒音かつ低振動の機材の使用等を行う。

カ エネルギーの消費を抑制するため、燃費性能の良い機材及び車両の使用、運搬距離及び運搬手段の最適化等を行う。

キ 廃棄物の発生を抑制するため、資材調達量の適正化、リサイクル可能な資材の選択等を行う。

ク 薬剤等を使用する場合にあっては、当該土地の土壤地下水環境への影響に配慮した材料を選択する。

ケ 対象地の周囲の外部から見やすい場所に、次に掲げる事項等について掲示する。

(ア) 汚染の状況

(イ) 措置の区域

(ウ) 措置の方法

(エ) 措置の開始及び終了の時期

(オ) 措置の期間中の環境保全対策

(カ) 措置の進捗状況

(キ) 問合せ窓口

- (6) 汚染土壤の運搬及び搬出先での処理の方法

汚染土壤を対象地外へ搬出する場合には、次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により、運搬及び搬出先での処理を実施する。

ア 汚染土壤の運搬

汚染土壤の運搬に当たっては、原則として法施行規則第65条各号の規定に準じて実施する。これにより難しい場合は、次に掲げるところによるものとし、対策計画において運搬の方法を具体的に記載する。

- (ア) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

(イ) 運搬に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

イ 汚染土壌の搬出先での処理

汚染土壌の搬出先での処理は、次に掲げるところによる。

(ア) 汚染土壌を処理する施設は、法第22条に基づく許可を有する汚染土壌処理施設とする。

(イ) 汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理は、汚染土壌処理業に関する省令第5条で定める汚染土壌の処理に関する基準に準じて実施するものとする。これにより難しい場合は、対策計画においてその理由及び汚染土壌の適切な処理のために必要な代替措置について具体的に記載する。

ウ 管理票の交付等

汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、法第20条の規定に準じ、法施行規則様式第29による管理票を運搬受託者へ交付し、回付された管理票の写しを確認し、及び管理票を保存する。この場合において、法施行規則様式第29に代えて次の(ア)から(シ)までに掲げる事項を記載した管理票を使用することができる。

(ア) 当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(イ) 当該委託に係る汚染土壌の体積及び重量

(ウ) 管理票の交付年月日及び交付番号

(エ) 管理票交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(オ) 汚染土壌を搬出する土地の所在地

(カ) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名

(キ) 運搬受託者の氏名又は名称並びに住所及び連絡先

(ク) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

(ケ) 運搬の際、保管を行う場合には、保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

(コ) 処理受託者の氏名又は名称並びに住所及び連絡先

(サ) 当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌を処理する施設の名称及び所在地

(シ) 当該委託に係る汚染土壌の荷姿

エ 自然由来等基準不適合土壌の搬出及び搬出先での管理の方法

イ及びウの規定にかかわらず、自然由来等基準不適合土壌の搬出は、次に定めるところによるものとする。

(ア) 自然由来等基準不適合土壌は、イ(ア)の汚染土壌処理施設のほか、次の土地等への搬出を可能とする。

a 同一の自然由来地層の広がり認められる土地(搬出先の土地において受入土壌を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。)

b 同一の港湾内に存する埋立地(搬出先の土地において受入土壌を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。)

c 汚染土壌等の受入基準を有する機関等(当該機関の受入基準を満たすことにより、汚染の拡散につながらないことを担保できる場合に限る。)

(イ) (ア) aからcまでの土地等に搬出する場合は、対策計画において搬出先における土壌の受入基準及び汚染土壌の管理の方法を記載する。

(ウ) 汚染土壌の搬出、運搬及び受入れについては、都度記録を作成すること。

(7) 土壌汚染の除去等の措置の実施状況の報告時期

土壌汚染の除去等の措置の実施に当たり、(3)ウに掲げる各措置の方法に係る工事が終了した時点の報告、地下水の水質の継続監視を実施した場合におけるその調査結果の報告等、措置の実施状況に係る報告を行う時期を対策計画書に記載する。

3 拡散防止計画の策定及び実施

拡散防止計画は、次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により策定し、実施するものとする。

なお、拡散防止計画書は、汚染がある土地の改変に着手する日の前までに知事に提出するものとする。

(1) 汚染の状況

拡散防止計画の策定に必要な汚染状況調査の結果及び汚染地改変の経緯や詳細な実施状況について整理し、2（1）に基づき区域を設定する。ただし、（3）で調査を追加する場合にあっては、当該調査の結果も考慮して区域を設定するものとする。

（2）汚染拡散防止の措置の範囲

汚染拡散防止の措置の範囲は、（1）で設定した区域ごとに、2（2）で示した範囲とする。ただし、汚染の原因が対象地内に存在しないことが明らかな場合は汚染がある土地の改変を行う範囲までとする。

（3）汚染拡散防止の措置の方法及びその選択理由

2（3）アに定める区域ごとの措置の方針に応じて、2（3）イに基づき汚染拡散防止の措置の方法を選定し、当該汚染拡散防止の措置の方法に対応する2（3）ウに掲げる措置の方法の内容に従って実施する。

汚染拡散防止の措置の方法の選定に当たっては、措置の実施に伴う環境面、経済面及び社会面への影響を考慮し、必要に応じて関係者とともに検討した上で、選択した方法の選択理由を拡散防止計画書に記載する。

汚染拡散防止の措置の実施に当たり、より詳細に汚染状況を把握する必要がある場合には、第33に規定する詳細調査を実施するものとする。

ア 措置の実施の基準

汚染拡散防止の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の実施に当たっては、2（3）エの措置の実施の基準に従って実施する。この場合において、2（3）エ中「土壌汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染拡散防止の措置」と読み替えるものとする。

イ 汚染拡散防止の措置の特例

（ア）法の規定による汚染の除去等の措置の実施に係る特例

法の規定により措置を実施する場合は、2（3）ウの規定によらず、法第7条の規定による汚染の除去等の措置を実施することができる。

（イ）目標土壌溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合の特例

法施行規則別表第6の規定に準じて目標土壌溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合には、2（3）ウの規定によらず法施行規則別表第8の方法により対策を実施することができる。

（4）汚染拡散防止の措置の開始及び終了の時期

汚染拡散防止の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の開始及び終了の予定時期を拡散防止計画書に記載する。

（5）汚染拡散防止の措置の期間中の環境保全対策

汚染拡散防止の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の期間中、環境負荷の低減を図るため、2（5）の規定により環境保全上の対策を講じる。この場合において、2（5）中「土壌汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染拡散防止の措置」と読み替えるものとする。

（6）汚染土壌の運搬及び搬出先での処理の方法

汚染土壌を対象地外へ搬出する場合には、2（6）に掲げる方法により、運搬及び搬出先での処理を実施する。この場合において、2（6）中「対策計画」とあるのは「拡散防止計画」と読み替えるものとする。

（7）汚染拡散防止の措置の実施状況の報告時期

汚染拡散防止の措置の実施に当たり、2（3）ウに掲げる各措置の方法に係る工事が終了した時点の報告、地下水の水質の継続監視を実施した場合における調査結果の報告等、措置の実施状況に係る報告を行う時期を拡散防止計画書に記載する。

4 土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置の完了

対策計画又は拡散防止計画に基づき、土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置を行った場合にあっては実施した措置の内容に応じて次の（1）から（6）までに掲げるところにより、要管理区域において別表に掲げる措置の方法を実施せずに汚染がある土地の改変を行った場合にあっては次の（3）から（5）までに掲げるところにより、措置が適切に実施され、当該計画の目標が達成されたことを確認するものとする。

なお、目標達成の確認ができなかった場合には、追加の対策を講じることとする。



(1) 措置の方法が適切に実施されたことの確認

対策計画又は拡散防止計画に基づいて実施した措置の方法に応じ、次のアからコまでにそれぞれ定めるところにより措置の方法が適切に実施されたことの確認を行う。

ア 土壤汚染の除去

(ア) 汚染土壤の掘削による除去

次の a から c までの確認を行う。

- a 汚染土壤が存在する範囲の土壤が掘削により除去されたこと（検尺等による確認）。
- b 埋戻しを実施した場合は、汚染土壤処理基準以下の土壤であること（計量証明等による確認）。
- c 運搬及び処理が適切に完了したこと（管理票による確認）。

(イ) 原位置での浄化による除去

浄化後に、原則として単位区画に 1 地点の割合で、措置を実施した範囲の上端、下端及び地表から措置を実施した深度までの深さ 1 メートルごと（措置を実施した範囲の上端が地表と異なる場合には、地表から当該上端までを除く。）の土壤を採取し、各位置の土壤溶出量及び土壤含有量が汚染土壤処理基準以下であることの確認を行う。

イ 一定濃度を超える土壤汚染の除去

(ア) 第二溶出量基準を超える汚染土壤の掘削による除去

次の a から c までの確認を行う。

- a 第二溶出量基準を超える汚染土壤が存在する範囲の土壤が掘削により除去されたこと（検尺等による確認）。
- b 埋戻しを実施した場合は、第二溶出量基準以下の土壤で埋め戻したこと（計量証明等による確認）。
- c 運搬及び処理が適切に完了したこと（管理票による確認）。

(イ) 第二溶出量基準を超える汚染土壤の原位置での浄化による除去

浄化後に、原則として単位区画に 1 地点の割合で、措置を実施した範囲の上端、下端及び地表から措置を実施した深度までの深さ 1 メートルごと（措置を実施した範囲の上端が地表と異なる場合には、地表から当該上端までを除く。）の土壤を採取し、第二溶出量基準以下であることの確認を行う。

(ウ) 第二地下水基準を超える地下水の浄化

浄化後に、措置実施範囲の地下水の状況を適切に把握できる地点において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認を行う。

ウ 封じ込め

(ア) 原位置封じ込め

2 (3) ウ (ウ) a に従って実施されていることの確認及び (2) に掲げる措置の完了の要件を満たすことが確認されるまでの間、構造物に囲まれた範囲に 1 以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことの確認を行う。

(イ) 遮水工封じ込め

2 (3) ウ (ウ) b に従って実施されていることの確認及び (2) に掲げる措置の完了の要件を満たすことが確認されるまでの間、土壤が埋め戻された場所の内部に 1 以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことの確認を行う。

(ウ) 遮断工封じ込め

2 (3) ウ (ウ) c に従って実施されていることの確認及び (2) に掲げる措置の完了の要件を満たすことが確認されるまでの間、土壤が埋め戻された場所の内部に 1 以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことの確認を行う。

エ 不溶化

(ア) 原位置不溶化

2 (3) ウ (エ) a に従って実施されていることの確認及び性状の変更を行った汚染土壤の範囲について、単位区画ごとに措置を実施した範囲の上端、下端及び地表から措置を実施した深度までの深さ 1 メートルごと（措置を実施した範囲の上端が地表と異なる場合には、地表から当該上端までを除く。）の土壤を採取し、当該土壤について溶出量基準以下の汚染状態にあることの確認を行う。

(イ) 不溶化埋め戻し

- 2(3)ウ(エ)bに従って実施されていることの確認を行う。
- オ 地下水汚染の拡大の防止  
2(3)ウ(オ)に従って実施されていることの確認を行う。
- カ 地下水の水質の継続監視  
2(3)ウ(カ)に従った頻度で地下水を採取し、その結果を報告し、要対策区域にあっては地下水基準、地下水汚染拡大防止区域にあっては第二地下水基準以下であることの確認を行う。
- キ 土壌入換え  
(ア) 区域外土壌入換え  
2(3)ウ(キ)aに従って実施されていることの確認及び管理票により運搬及び処理が適切に完了したことの確認を行う。  
(イ) 区域内土壌入換え  
2(3)ウ(キ)bに従って実施されていることの確認を行う。
- ク 盛土  
2(3)ウ(ク)に従って実施されていることの確認を行う。
- ケ 舗装  
2(3)ウ(ケ)に従って実施されていることの確認を行う。
- コ 立入禁止  
2(3)ウ(コ)に従って実施されていることの確認を行う。
- (2) 措置の完了の要件を満たすことの確認  
対策計画又は拡散防止計画に基づいて実施した措置の方法に応じ、次のアからウまでの区域ごとに定める方法により、規則第54条第3項及び第55条の2のいずれにも該当しない土地となったことの確認を行う。ただし、地下水汚染の拡大の防止を実施したとき又は2(3)ウ(カ)b(c)に該当する場合で地下水の水質の継続監視を実施したときは、措置が完了することはなく、継続的な措置の実施が必要となる。
- ア 要対策区域  
次の(ア)又は(イ)の汚染の状態ごとに定める方法により確認を行う。  
(ア) 措置の実施前に溶出量基準を超える汚染土壌があった土地  
次のa及びbの実施した措置の方法ごとに定める方法により確認を行う。  
a 地下水の水質の継続監視を実施した場合  
2(3)ウ(カ)aの測定を5年間以上継続し、直近の2年間は1年に4回以上測定した結果、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えるおそれがないことの確認を行う。  
b a以外の場合  
地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下である状態が2年間継続することの確認を行う。ただし、掘削による除去を実施した場合であって、かつ、措置の実施前に対象地内の地下水の汚染状態が地下水基準以下であることが確認されている場合は、地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1回以上地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下であることの確認を行う。  
(イ) 措置の実施前に含有量基準を超える汚染土壌があった土地  
実施した措置の方法に応じて、(1)の規定による措置の方法が適切に実施されたことの確認を行う。
- イ 地下水汚染拡大防止区域  
次の(ア)又は(イ)の実施した措置の方法ごとに定める方法により確認を行う。  
(ア) 地下水の水質の継続監視を実施した場合  
2(3)ウ(カ)bの測定を5年間以上継続し、直近の2年間は1年に4回以上測定した結果、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準を超えるおそれがないことの確認を行う。  
(イ) (ア)以外の場合  
地下水の下流側の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下である状態が2年間継続することの確認を行う。ただし、汚染土壌の掘削による除去又は第二溶出量基準を超える汚染土壌の掘削による除去を実施した場合であって、かつ、措置の実施前に地下水の汚染状態が第二地下水基準以下であることが確認されている場合にあっては、1回以上地下水を採取し、地下水の

特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下であることを確認する。さらに、当該確認のための調査の終期に、対象地境界において地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下であることを確認する。

ウ 要管理区域

次の（ア）から（ウ）までの場合ごとに定める方法により確認を行う。

（ア）過去に溶出量基準を超える汚染土壌を封じ込めるために設けられた構造物等に変更を加えた場合

ア（ア）bの規定による確認を行う。

（イ）過去に第二溶出量基準を超える汚染土壌を封じ込めるために設けられた構造物等に変更を加えた場合

イ（イ）の規定による確認を行う。

（ウ）（ア）及び（イ）のいずれにも該当しない場合

（1）の規定による措置の方法が適切に実施されたことの確認を行う。

（3）施行方法の確認

実施した土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置が、2（3）エ又は3（3）アの措置の実施の基準に基づく対策計画又は拡散防止計画のとおり実施されたことを確認する。

（4）環境保全対策の実施結果の確認

2（5）又は3（5）に掲げる環境保全対策について対策計画又は拡散防止計画のとおり実施されたことを確認する。

なお、対策計画又は拡散防止計画の内容に変更が生じた場合には、その旨及びその理由を報告する。

（5）汚染土壌の運搬及び処理の完了の確認

汚染土壌の搬出を行った場合にあっては、管理票により汚染土壌の運搬及び処理が適切に完了したことを確認する。

なお、対策計画又は拡散防止計画の内容に変更（搬出先の変更を除く。）が生じた場合には、その旨及びその理由を報告する。

（6）措置の完了の確認の特例

2（3）オ（イ）又は3（3）イ（イ）の特例により目標土壌溶出量又は目標地下水濃度を設定し、法施行規則別表第8に規定する方法により措置が実施されたことが確認できた場合は、（1）及び（2）の確認は省略することができる。ただし、地下水汚染拡大防止区域にあっては、（2）イで定める確認のうち確認のための調査の終期において実施する対象地境界における地下水採取を実施し、地下水中の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下であることを確認する。

5 汚染土壌がなくなったことの確認

2（3）ウ（ア）に定める土壌汚染の除去により、汚染土壌の全量を除去した場合には、次に掲げる手順に従って、汚染土壌がなくなったことの確認を行うことができる。

（1）地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下である状態が2年間継続することの確認を行う。ただし、汚染土壌の掘削による除去を実施した場合であって、かつ、措置の実施前に対象地内の地下水の汚染状態が地下水基準以下であることが確認されている場合は、地下水の下流側の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1回以上地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下であることの確認を行う。

（2）（1）の確認の結果を報告する。

別表 措置の方法の種類及び適用可能性

措置の方法の種類	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
(ア) 土壤汚染の除去			
(1) 汚染土壤の掘削による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 原位置での浄化による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(イ) 一定濃度を超える土壤汚染の除去			
(1) 第二溶出量基準を超える汚染土壤の掘削による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 第二溶出量基準を超える汚染土壤の原位置での浄化による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(3) 第二地下水基準を超える地下水の浄化	適用可能	適用可能	適用可能
(ウ) 封じ込め			
(1) 原位置封じ込め	適用可能	適用可能	適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）
(2) 遮水工封じ込め	適用可能	適用可能	適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）
(3) 遮断工封じ込め	不適	適用可能	適用可能
(エ) 不溶化			
(1) 原位置不溶化	不適	適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）	不適
(2) 不溶化埋戻し	不適	適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）	不適
(オ) 地下水汚染の拡大の防止			
(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止	適用可能	適用可能	適用可能
(カ) 地下水の水質の継続監視	適用可能	適用可能	適用可能
(キ) 土壤入換え			
(1) 区域外土壤入換え	不適	適用可能	不適
(2) 区域内土壤入換え	不適	適用可能	不適
(ク) 盛土	不適	適用可能	不適
(ケ) 舗装	不適	適用可能	不適
(コ) 立入禁止	不適	適用可能	不適

## 備考

汚染状態に応じ、適用可能とされた措置の方法のうちいずれかを選択する。ただし、「適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）」とされた措置の方法は、第二溶出量基準を超えている場合には選択できない。

附 則（平成 31 年告示第 394 号）

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都土壤汚染対策指針の規定により、既に着手されていた汚染状況調査は、この告示による改正後の東京都土壤汚染対策指針（以下「改正後の指針」という。）の規定による汚染状況調査と同等のものと認められる場合は、改正後の指針に基づく汚染状況調査とみなすことができる。

土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく  
届出書等の作成の手引

令和3年度
登録 第87号
環境資料 第33076号

令和4年3月発行

編集発行 東京都環境局環境改善部化学物質対策課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03-5388-3456

印刷 株式会社イマイシ  
〒121-0816 東京都足立区梅島一丁目31番15号  
電話 03-3848-1311

